

ラーファイダーン

第VII巻 1986

アッタル遺跡の発掘調査：第五次（C丘16洞窟）

—その1—

井 博幸

イラク古代皮革に関する考察（その2）：皮革科学的考察

イラク古代皮革研究会：伊藤和彦・中川成男
安田研爾・奥村 章

アッタル遺跡第六次調査（C丘12洞窟）の新染織資料調査報告

藤井秀夫・坂本和子

ルヴァロア技法研究小史

大沼克彦

ウル第三王朝時代の婚姻について

大江節子

書評・紹介

国士舘大学イラク古代文化研究所

© 1986 The Institute for Cultural Studies of Ancient Iraq
Kokushikan University, Tōkyō

ISSN 0285-4406

Published by the Institute for Cultural Studies of Ancient Iraq (headed by Prof. Hideo Fujii),
Kokushikan University, 844 Hirobakama, Machida, Tōkyō, Japan.

Printed in Japan
by Daigaku Letterpress Co. Ltd., Hiroshima

ラーフィダーン

AL-RĀFIDĀN

第 VII 卷 1986

目次

アッタール遺跡の発掘調査：第五次（C丘16洞窟） — その1 —	井 博幸	1
イラク古代皮革に関する考察（その2）：皮革科学的考察 イラク古代皮革研究会：伊藤和彦・中川成男・安田研爾・奥村 章		23
アッタール遺跡第六次調査（C丘12洞窟）の新染織資料 調査報告	藤井秀夫・坂本和子	37
ルヴァロア技法研究小史	大沼克彦	55
ウル第三王朝時代の婚姻について	大江節子	77
書評・紹介：古代戦車研究二書	川又正智	96
研究所彙報		101

CONTENTS

EXCAVATIONS AT AṬ-ṬĀR CAVES, THE FIFTH WORKING SEASON: CAVE C-16 — PART 1 — (in Japanese)		
by H. II		1
STUDIES ON ANCIENT LEATHER GOODS OF IRAQ; PART 2 (in Japanese)		
by Association of Researchers of Iraqi Ancient Leather Goods: K. ITOO, S. NAKAGAWA, K. YASUDA, A. OKUMURA		23
NEW DISCOVERY OF TEXTILES FROM CAVE C-12 OF AṬ-ṬĀR NEAR KERBALA (in Japanese)		
by H. FUJII, K. SAKAMOTO		37
A BRIEF RESEARCH HISTORY OF LEVALLOIS METHODS OF FLAKING (in Japanese)		
by K. OHNUMA		55
ON THE MARRIAGE IN UR III SUMER (in Japanese)		
by S. OH'E		77
BOOK REVIEW: TWO BOOKS ON CHARIOTS		
by M. KAWAMATA		96
REPORTS OF THE INSTITUTE		101

文献略記表 **Abbreviations**

- A. f. O.* Archiv für Orientforschung, Berlin/Graz
A. J. A. American Journal of Archaeology, Princeton
Ba. M. Baghdader Mitteilungen, Berlin
B. S. P. E. Bulletin de la Société Préhistorique Française
B. T. A. V. O. Tübinger Atlas des Vorderen Orients, Beihefte, Tübingen
P. P. S. Proceeding of the Prehistoric Society, Cambridge

アッタル遺跡の発掘調査：第五次（C丘16洞窟）その1

井 博幸*

はじめに

国士舘大学イラク古代文化研究所は、アッタル（アル・タール）遺跡第五次発掘調査を、1977年10月25日から12月20日まで実施した。調査団は藤井秀夫（国士舘大学）を代表者とし、浜野健也（東京工業大学：現在神奈川大学）、牛木久雄（東京工業大学）、日下部実（富山大学：現在岡山大学）、および筆者で構成された。イラク考古庁よりサラハディー・ハミッド・フェリド氏、ファラー・アブドルハーディー・アビド氏が参加した。調査対象はC16洞窟である。調査目的は、洞窟調査に加えアッタル地域の水文・地質学的な究明である。発掘調査費用は文部省科学研究費補助金（昭和52年度海外学術調査、課題：イラク・カルバラ砂漠遺跡調査およびイラク・ハムリン山地テル・アル・グッパ発掘調査）、および国士舘大学による。

調査期間中はイラク考古庁関係者、在バグダッド日本大使館、および多くの日本人滞在者、なかでも三菱商事関係のかたがたには多大な援助をうけた。報告作成に際し、研究所所長はじめ所員各位、および第四次¹⁾、第六次調査団²⁾関係者のお世話になった。なお、文中でたびたび触れた堆積状況や岩石に関する観察は、地質担当の牛木によるところが多い。また、遺物写真の紙焼を文学部考古学研究室の大門直樹氏にお願いした。挿図中の文字張り込みには川俣昭子氏の協力をえた。ここに記して謝意を表する。

1. 位置および調査前の状況

アッタル遺跡は、イラク共和国カルバラ市の南西約30km、カルバラ台地の縁辺に掘削された洞窟群の総称である。今回調査をおこなったC16洞窟は、半島状にのこる台地（C丘）の側面に掘削されており、アッタル遺跡群の中心を占めるA丘の東南東約190mに位置する（図1）。

C丘では現在33の洞窟を確認している³⁾。これらの洞窟群は、その分布状況より1～23、24～26・33、27～32の三小群に分かれる。C16洞窟は1～23群のほぼ中央を占め、舌状台地の先端から約100m台地側に存在する。

調査時点では台地を横断して三つの開口部が認められた。C16洞窟のある台地の両崖面はほぼ垂直に近く約

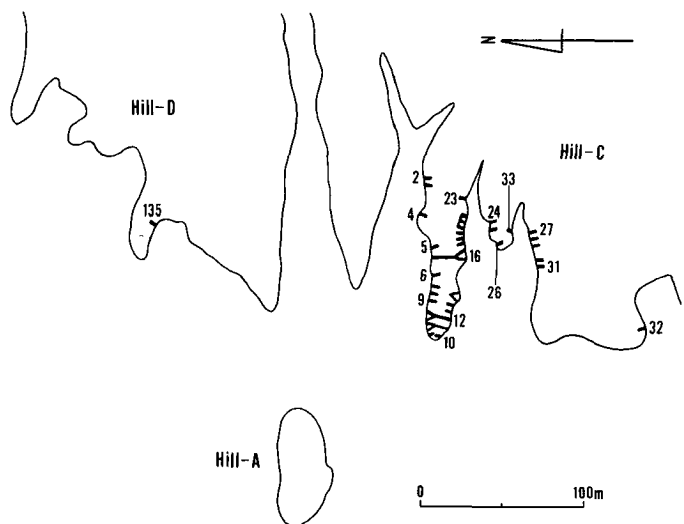


図1 Cグループ洞窟群分布図 (Kawana 1984/85による)

* 国士舘大学イラク古代文化研究所

10mの高さをもつ。洞窟の入口は約7mの高さにあり人力での登坂は困難なため、調査を実施するにあたりハシゴを使用した(Pl. 1-a)。

第四次調査(1975年度)の際、本洞窟の現状図が作成されている。その観察によれば、洞窟は三つの入口と四つの部屋部を有し、C丘では最大規模であることが判明していた[Matsumoto, 1984/85]。このため調査実施に先立ち、洞窟を通路部(Passage)と部屋部(Room)に区分し、それぞれに番号をつけた。以下、P1, P2, P3, R1, R2, R3, R4と称する。なお、厳密に区分できない部分もあるが、それについては壁や床の状況から判断した(図2)。発掘に際しては、すべての排土を3mm目と5mm目のフルイにかけ、小型遺物や動物遺体の検出にあたった。

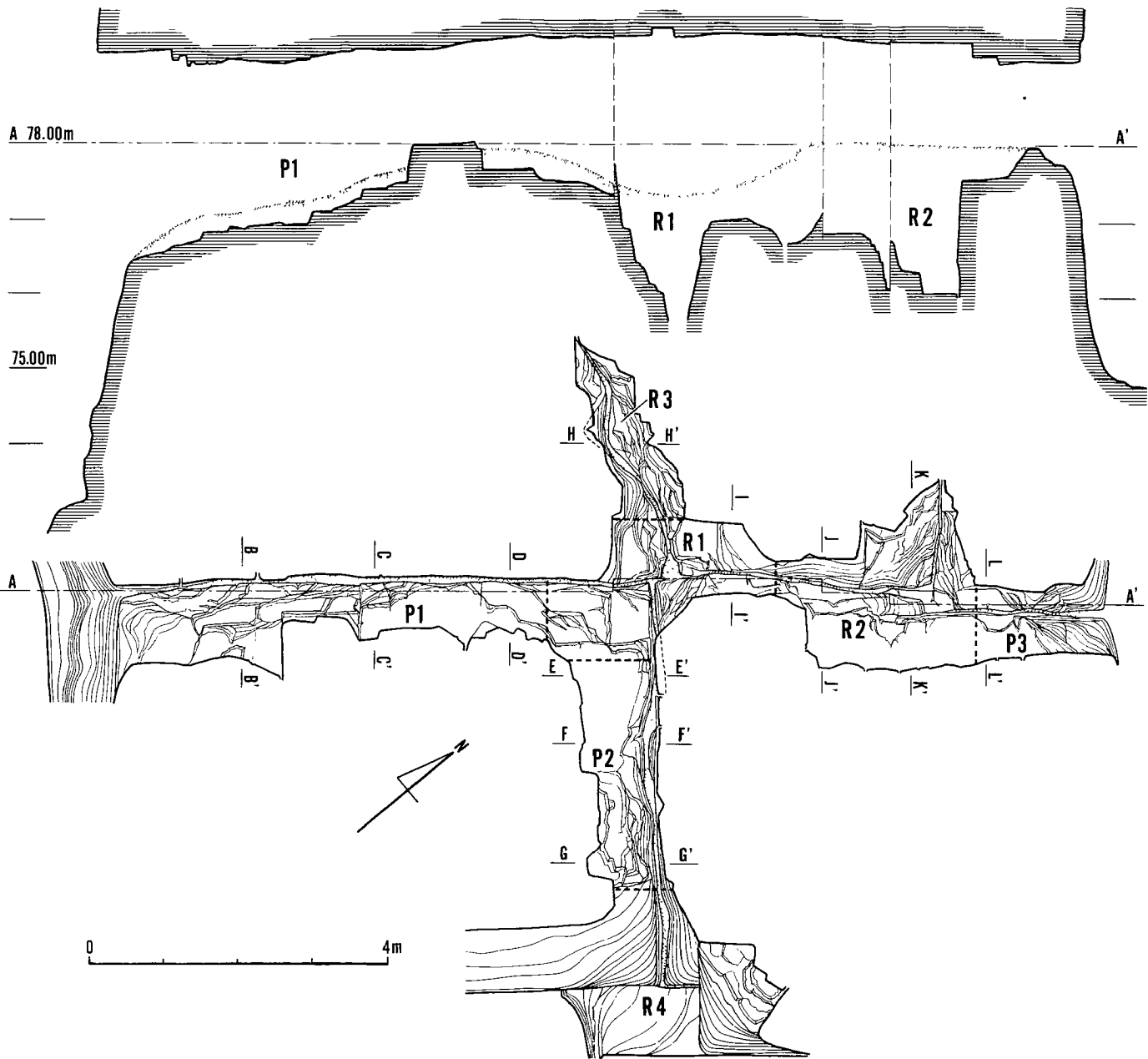


図2 C16洞窟平面・断面および区画設定図

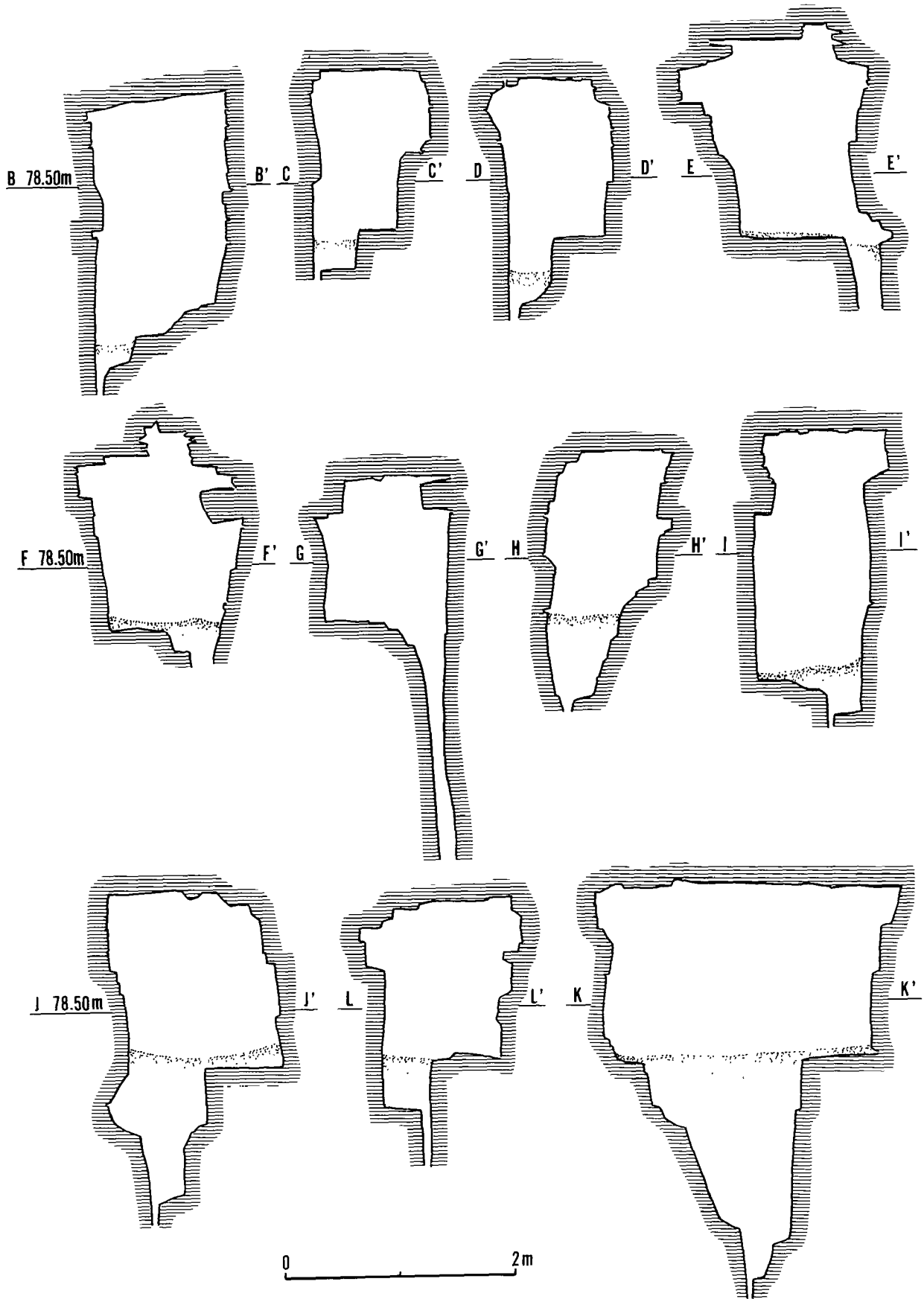


図3 C16洞窟断面図

2. 構造と堆積

C16洞窟は、方位線とほぼ45度の角度で交わる泥灰岩層の亀裂（クラック）に沿って掘削され、変形十字形をなす。P1とP3を結ぶ洞窟の全長は13.2m、R4からR3の奥壁までは9.7mを測る。アッタール洞窟群のすべてに共通したことだが、本洞窟も天井面がほぼ平らで床面は凹凸が激しい（図2, 3）。

P1 長さ約6mを測る。入口から3.5m奥側に幅約1mの台状部がしつらえられ、ここを境として床面は両側に傾斜する。天井面までの高さは開口部で2.5m、中央部で1.3m、R1側で約2mであった。幅は狭く1m内外であるが、開口部から奥に2mまでの範囲はやや広く、しかも奥側が直角に整形されていることから部屋状部として掘削された可能性がある。壁面は、北西壁が平滑でほぼ垂直であるのに対し、東壁は凹凸が激しく階段状に掘削されている。堆積は少なく、20~30cmの厚さで床面に沿ってみとめられる。堆積物は主に風成砂で、その中に辺1~5cm程の泥灰岩の細片を含んでいた。

R4・P2 P1と直角に交わる。R4の最深部はP2の床面より4m深く、平面形はほぼ方形で中央が凹む。天井は遺存せず、堆積もない。かかることから部屋部とみなすには疑問点もあるが、現在、洞窟がワジの侵食などにより大規模に縮小・後退しつつあることから推測し⁴⁾、部屋状部であった可能性が強いといえる。しかしC16洞窟ではこれほど深く掘削された部屋は存在せず、侵食により多少の変形を受けたと考える。R4からP2への進入路は垂直に近く高さ3.5mの崖を成す。P2は長さ約3.5m、幅はR4側で0.75m、R1側で約1.2m、天井までの高さは1.2~1.5mである。R4側には堆積物はなく、ここでは床面の母岩（岩体）が露出していた。R2側には薄い砂層の堆積が存在し、その上面に辺5~10cmの泥灰岩を認めた。これには青色系と茶褐色系があり、そのうちの数個については壁面に接合できた。つまり当部にあった礫の多くは壁や天井から剥落したものであるといえる。

R1 P1とP2、およびR2とR3の交差部にある。平面形は不定形で明確に画することができない。ここはほぼ直角に交わる大きな岩のクラックを利用し中心部を深く掘り下げている。最深部の北・西・南側はほぼ同一レベルで床面を形成するが、東側のみは平坦面を設けず、角を削り落しただけであった。南側平坦面、即ちP1, P2に連絡する部分には、長さ10cm、深さ1~5cmのノミ痕が5箇所に残っていた⁵⁾ (Pl. 3-d)。洞窟掘削者は当部をさらに深く掘り下げる意図をもっていたようであるが作業を中断したらしい。西側平坦面は狭く、節理に沿って段状に掘り下げていた。この平坦面の西隅には黒灰色の石膏が塗られていた。北側床面は階段状をなす（図4）。これら北・西・南床面の上や階段状部の角は擦れて滑らかである。このことは当部が頻りに利用されたことを示唆している。R1の最深部は天井面から3.8m以上の深さがある。堆積の厚さは約1.5mで、大きく4層（I~IV）に分かれる（図5）。

I層：厚さ10~40cmで風成砂を主とし南側に厚く堆積する。層中にはごく少量のコウモリの糞が混じる。表面から深さ10~20cmまでは人骨、布、皮革、金属器、土器などが混在する。

II層：厚さ約30cmで、北に高く南に低く堆積する（傾斜角20度）。辺20~30cmと10cmほどの礫と砂が混在し、礫と砂の比率は大略1:1である。層中に若干の遺物が混入する。

III層：厚さ約40cmでほぼ水平に堆積する。比較的大型で稜の鋭い泥灰岩数個が小石に混じって存在した。礫は茶褐色系が主で青色系は著しく少ない。層の上部にある大型の礫には上面の角が擦れ滑らかになったものがある。さらに、ここではコウモリの糞が薄い面を成しており、一時的に表層を形成していたらしいことが判る。

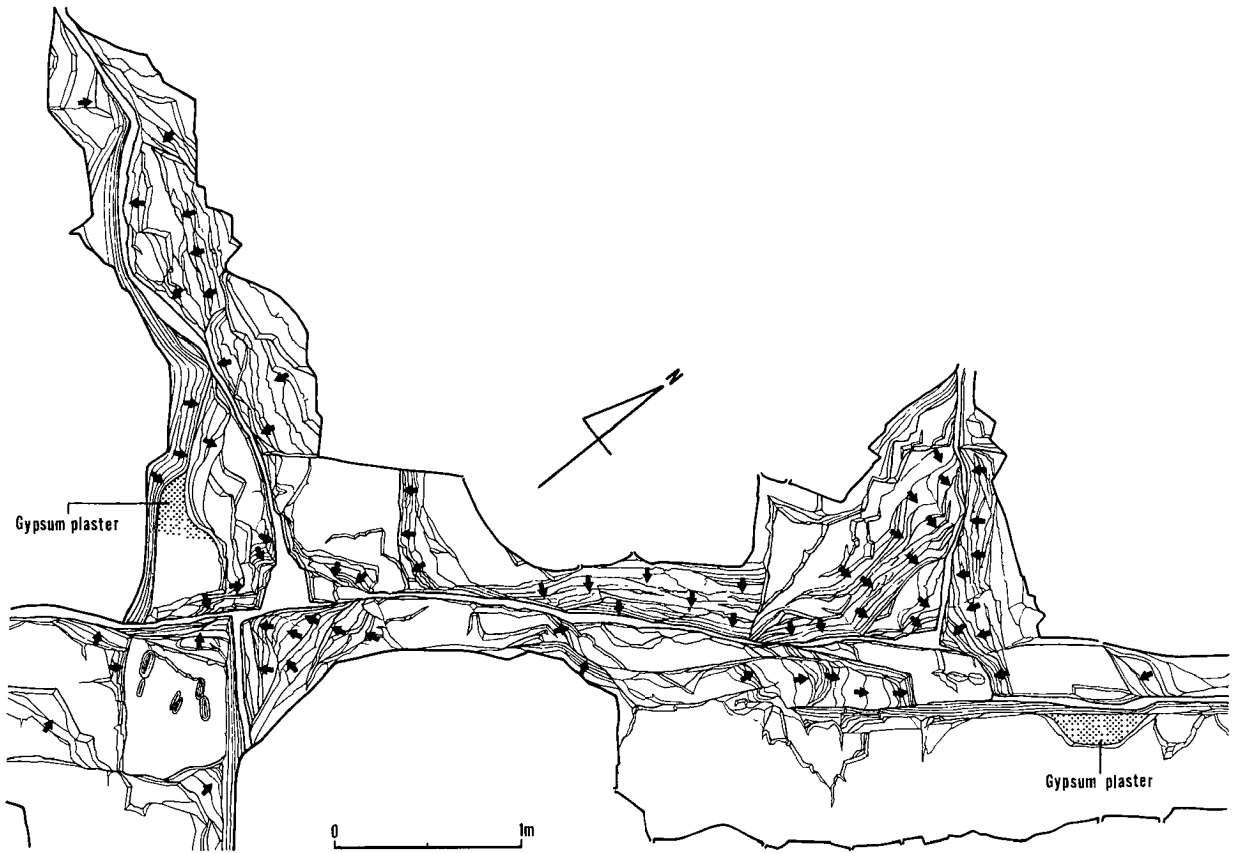


図4 C16洞窟主要部の掘削状況図（矢印は掘削方向を示す）

従ってⅡ層との間に多少の時間差がある。出土遺物は魚骨、魚鱗で、これは後述するR2の例と同じである。

Ⅳ層：厚さ40cm以上で、比較的大型の礫を含む。層の堆積はⅢ層に似る。遺物を含まない。

R3 R1の西側にある長さ約2m、幅0.6m、高さ2mの狭い空間で、進入部付近に掘り残された岩魂があるため出入りは甚だしく困難である。クラックに沿って掘削されており平面は整っていない。部屋の角や床面の調整は他の部分に比べ雑である。床はR1より約50cm高い。

部屋内には、天井もしくは壁面からの落下物と推定される辺20～40cmの礫が表面にあり、その下には厚さ30～40cmの砂層がほぼ水平に堆積する。砂層は表面から20cmの深さまでは細かい風成砂で、コウモリの糞や若干の有機質を含んでいた。その下から砂岩と思えるほどに硬化した砂層を検出した。当初これを砂岩と考えていたが、これは砂に水を混ぜて固めたか、あるいは死体の腐敗に伴って生じた汁によって固まったことが判明した。この砂層の表面は白色がかった茶褐色を呈し、パイル織物（敷物）の圧痕とその断片が遺存していた。また、異臭を伴うことから、ここに死体が埋葬されたことは確かである。以下、固まった砂層を棺床とよぶ。

棺床は長さ1m強、幅0.4m、厚さ0.1mを測り、奥側が高くR1側にやや傾斜していた。棺床の一部はR1の中央部付近にまで遊離していることから、当初はより広い範囲が固まっていたことが判る⁶⁾。棺床の下部には、辺40cm程の礫と板状の岩片が上部を揃えて配されていた。この下には泥灰岩の細片が底面まで密に詰まる。つまりここでは上記順序と逆の工程を経て死者が葬られたのである。なお確証はないが、R3の掘削期は他の部分より遅く、埋葬を目的として掘られた可能性が⁷⁾。

R2・P3 R2はR1と連結する。調査の都合上、最狭部をもって両者の境とした。連結部の幅は約0.4mと狭い、しかし上部が広がることから通行は可能である。部屋はR1から続く大きなクラックに沿って掘り広げ

られていた。平面形は東壁側が直線的、西壁側は凹凸が激しく北側に三角形の張出し部を有する。床面は中央のクラックを挟んで様相が異なる。南東側はP3に続く平坦面で上部床面を成し、反対側は上部床面からさらに深く掘り下げ下部床面に達する。最深部から天井面までの高さは3.4m、上部床面までは1.5mを測る。R1との連結部付近では、西壁が丁寧にノミで削られたのに対し、東壁は階段状に掘削され可能な限り深く掘り凹めようとした形跡を認める(図4)。

R2での堆積は約2mで場所により多少様相が異なる。R1との連結部には高さ1.5mの石積がある。(Pl. 4-a)。積み方はR3のそれに類似し、下部を細かい礫で充填し上部に大型の礫(30cm~50cm)を積んでいた。R2中心部の堆積は大きく5層(I~V)に分けられる(図5)。

I層：a, b, の2面があり、Ia層は厚さ10cmの風成砂で多くの遺物を混入し、上面には埋葬に伴う遺物が散乱していた。Ib層も風成砂を主とする深さ約80cmの層で、層中には10~15cmごとに泥灰岩の小片やコウモリの糞が面を成して存在する。

II層：R1のII層と同様に泥灰岩の細片や砂が高所から流入した状況を示す。遺物は少ないが、堆積中に少量の人骨が混在した。

III層：厚さ約50cmで水平に堆積する。層中には辺30~50cmの大型の礫があり、この表面は擦れて滑らかになっていた。このほか部屋の北側には石積があった(図6)。石積みは上述の張出部にあり、比較的小型の礫83個で構成される。積みかたに規則性は見いだせない。積み方がR1との連結部付近の状況(Pl. 4-a)に似ることから単なる隙間の調整であったかもしれない。なお、石積の基部にて長さ約10cmの乾燥した小魚を発見した。魚の下には茶褐色の有機質(ペースト状)があった。このほかIII層中からは魚骨、魚鱗が多量に出土した。鱗は径1.5~1.8cmのものが多く淡水産大型魚のものと推定できる⁸⁾。

IV層：厚さ約40cmで、III層に比べ砂の量が多い。小型の礫が多く堆積しており、層の上面にあるやや大型の礫には角が擦れたものが存在した。遺物はほとんど出土せず、堆積中に肉食獣のものと思われる糞があった。

V層：R2の最深部にある厚さ30cmの層で、赤褐色で縞文様を有する泥灰岩と砂で構成される。縞文様をもつ砂岩は洞窟中には産せず、窟外から持ち込まれたものと考えられる。なお、最深部壁面の石膏晶出面は新鮮でなくカビ状の物質が附着していた。かかる現象は壁面が長期間外気にさらされないかぎり生じ得ないと思われる⁹⁾。層中よりナツメヤシの種子が出土した¹⁰⁾。

3. 遺物出土状況

P1では砂に混じって彩釉陶器、人骨、布などの断片が出土した。遺物はR1側に集中していた。人骨は胸骨が多く、布は薄手で細片となっていた。これらの遺物が原位置を保っているとは考えられず、攪乱によってかかる状況が生じたにちがいない。

P2での出土遺物は少なく、人骨と布の断片数点が母岩上に存在した。布は薄手のみで、厚手のパイル織物類はない。

P3の入口付近には遺物は残存しない。R2に接する部分の表層において少量の人骨や淡水産二枚貝¹¹⁾、ガラス製ビーズを発見した。

R1では、人骨が主としてP1側とR2との連結部付近の壁面に接するようして出土する。布の出土状況も人骨と同じ傾向を示す。人骨、布は風成砂中(I層)に限られる。P1に近い部分では銀製板(図9-16)を、

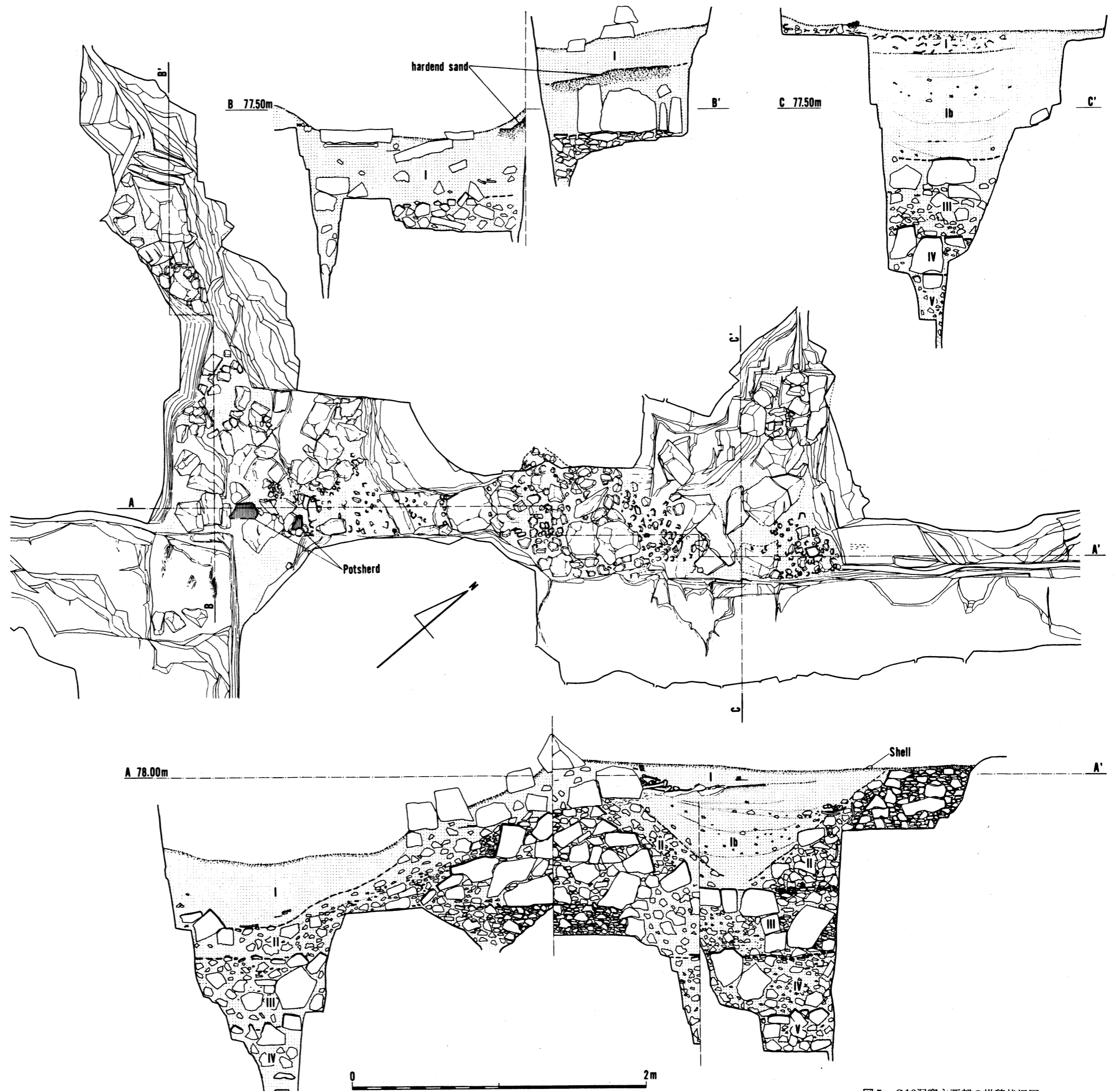


図5 C16洞窟主要部の堆積状況図

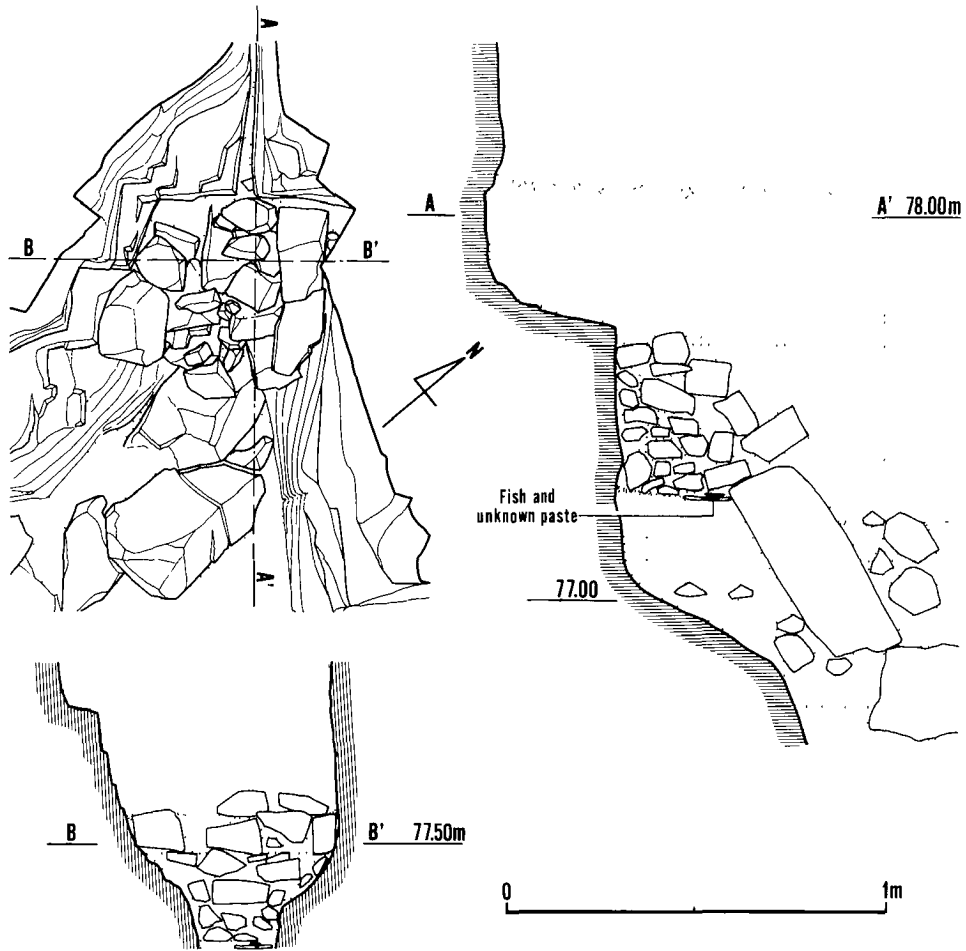


図6 R2北側の石積み施設，平面・断面図

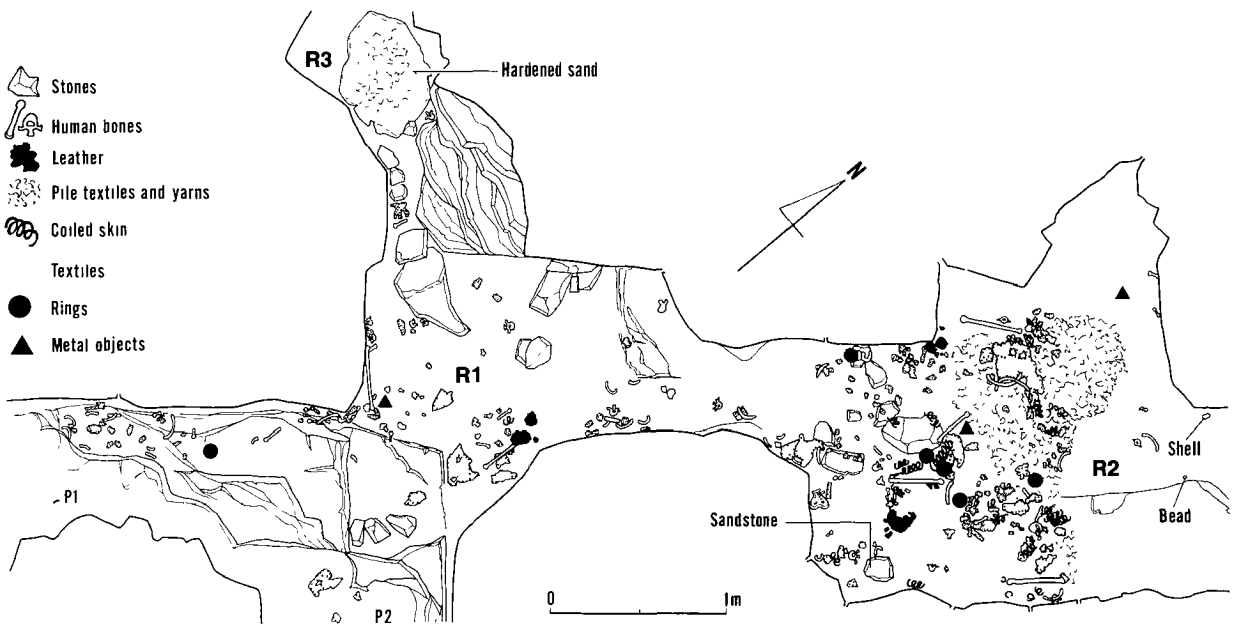


図7 R1, R2, R3表層（I層）遺物出土状況図

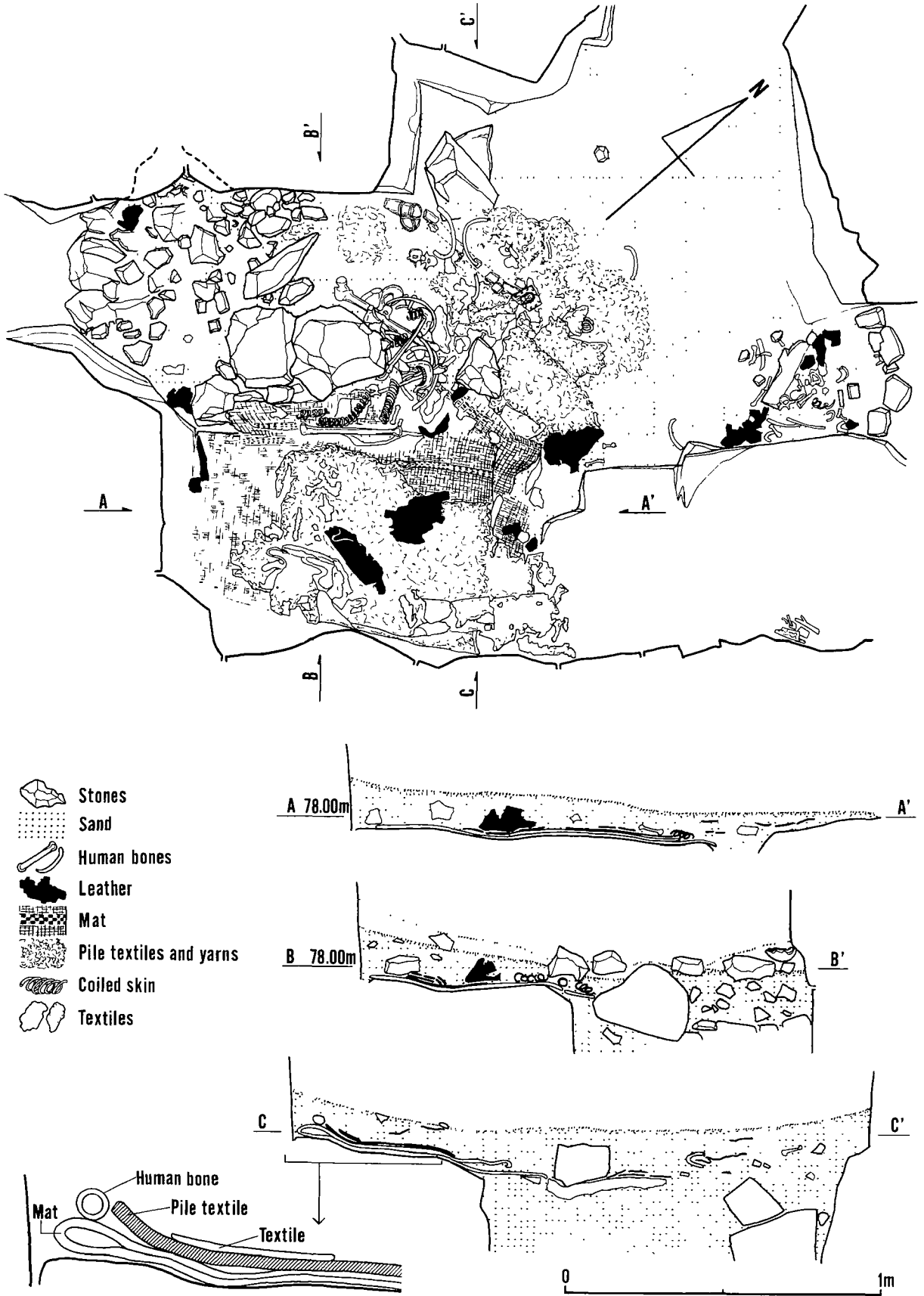


図8 R2埋葬施設および遺物出土状況図

I層の下面付近には無文土器片2点を発見した。原位置を保つと考えられる出土遺物はなく、すべてR2とR3側から流入した状況を示す（Pl. 7-c, d）。

R2では部屋の南側を中心に多量の遺物を発見した。表層の風成砂を除去すると、埋葬に伴うと思われる遺物が無秩序に散乱する（図7）。これらは、金属製品：部屋の略中央部、上質布：部屋中心部から南側、パイル織物：部屋中央およびやや北側、コイル状革紐：部屋の中心よりやや南側、人骨：上記範囲およびR1側に集中する傾向がある。それらに混って比較的大型の泥灰岩礫も存在する。また、部屋の南角部には洞窟外から搬入された砂岩があった¹²⁾。

さらにその下から比較的良好な状態の埋葬施設を検出した（図8）。それは、まず部屋の南側の母岩を利用し、この上面の凹凸を小石で充填してならした後、イグサで織ったゴザ（マット）が敷かれた。ゴザは南壁側で折返され二重となる。その上に厚いパイル織物を敷く（Pl. 5-b）。パイル織物もゴザ同様、南壁側で部分的に二重になっていた。この上には薄布や皮革製品の断片が散乱する。これらの断片は本来、被葬者をくるんでいたものであるが、攪乱によりかかる状況になったと思われる。この上に安置されていたはずの遺体は遺存せず、人骨は部屋の中央部に寄せられていた（Pl. 6-a）。人骨は大型礫の北側を中心として手・足の管骨、胸骨、脊椎骨、下顎骨があるが、頭骨は存在しない。P3側にも脊椎骨や胸骨の集まるところがある。R1との連結部石積上では小児の頭骨片を発見した。人骨の周囲にある遺物のうち特にコイル状の革紐は注目に値する（Pl. 6-a, c）。これは径0.3~0.5cmの革紐を直径4~6cmの棒状品に連続して巻込んだ形状を有する。数例、多孔質で繊維状ないしは棒状に固まった砂が、コイル内部に遺存したものがあつた。本来、木材に巻かれていたようだが、芯部の腐朽に伴って革紐のみが遺存したらしい¹³⁾。直交する2本の棒材を緊縛した形状を留める革紐もあつた（Pl. 6-c）。コイル状革紐はR1やP1でも少量出土したが、それらは著しく短い破片であり、おそらく、R2にあつたものが攪乱によって移動したと推測する。部屋の中央部にはパイル織物から抜け落ちた糸が多量にあつた。また、それらに混じって人物像を織り出したワッペン状の織物2点¹⁴⁾を検出した（Pl. 6-d）。金属製品は人骨の集中する付近から出土した。

R3からの出土遺物は少なく、僅かに人骨数点とパイル織物および薄布の断片を発見した（Pl. 7-b）。

4. 出土遺物（図9）

C16洞窟出土遺物は、指環、耳環、ビーズ、金属器、土器、木器、皮革、織物の人工製品のほか、人骨、獣骨、魚骨、植物質遺物（ナツメヤシの実・葉・茎、およびその他の草木）、動物の糞などである。しかし、本報告は皮革、織物を除く人工遺物に限って行い、その他の自然遺物は専門家による研究をまって別途報告する予定である。なお、一部の織物については既に数回の報告がなされている〔藤井編、1980；Fujii, 1983/84ほか〕。

1 P1, I層出土。銀製耳環。外径18mm, 内径13mm。径約1mmの細線数条をひねり環状につくる。両端は細く尖り気味に終わるが、本来は両方向からそれぞれ1条を残し反対側にコイル状に巻いて終る。ここにビーズなどが配されている。本品には長5mmの天然真珠が残る（Pl. 8-2）。

2 R2, I層出土。銀製耳環。外径16.5mm, 内径13mm。1と同手法で環を形成する。細い別の銀線を添え、これに径7mmの算盤玉形茶色瑪瑙と、長8mmと6mmの天然真珠2個を通す。真珠は現在も美しい光沢を有している。さらに別の細線を添えて装飾部の外側を補強する（Pl. 8-1）。

3 R2, I層出土。銅製耳環。外径19.2mm, 内径15mm。環本体は銅線製で2と同一の製作法による。2

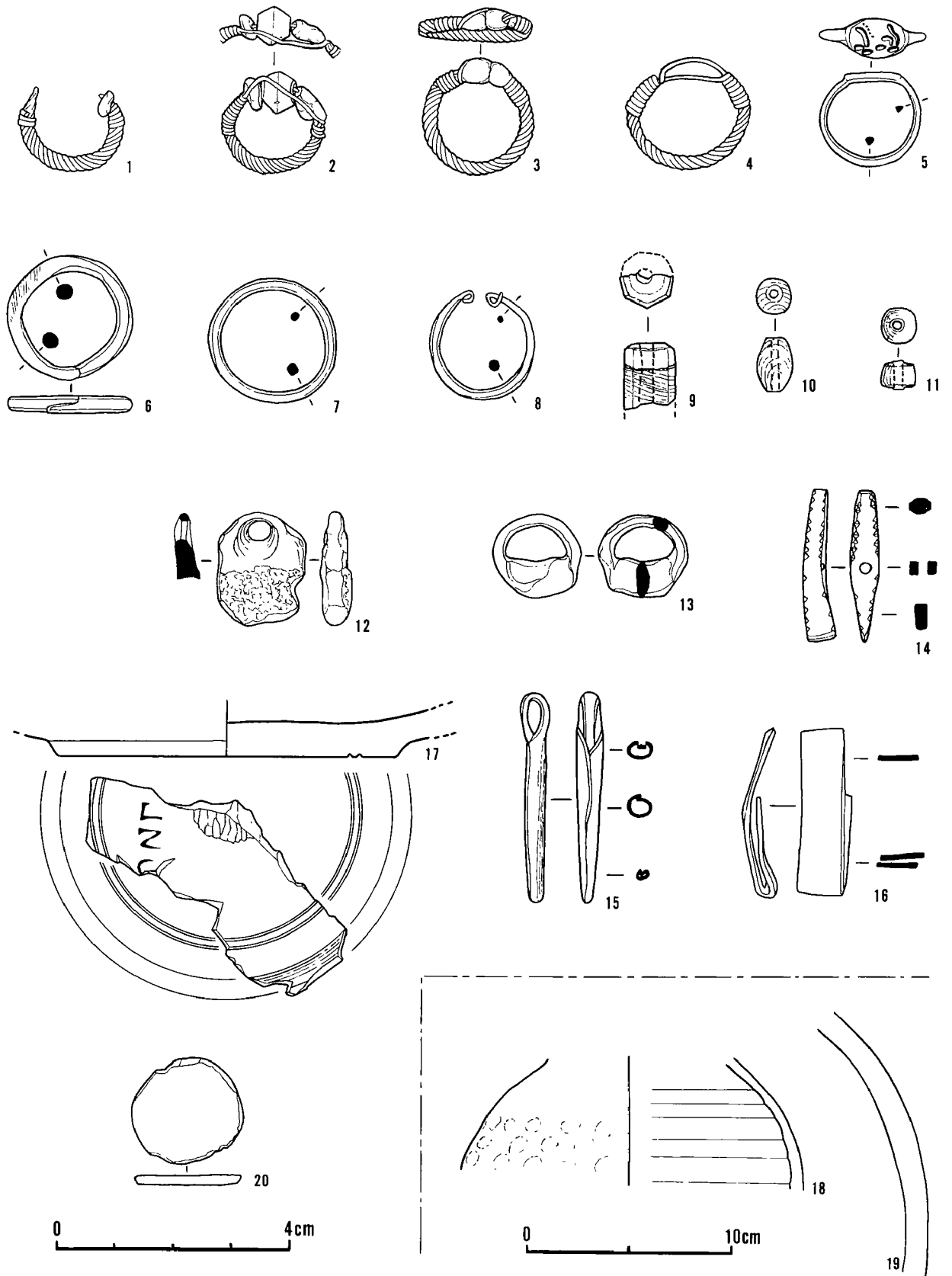


図9 C16洞窟出土遺物 (1~19)。1~8: 環, 9~13: ビーズ, 14~16: 金属器, 17: 木器, 18・19: 土器。
およびC33洞窟前面出土遺物 (20)

条の銀線を添え、1条に2個の真珠を通し、他の線で真珠を巻き込むように補強する (Pl. 8-3)。

4 R2, I層出土。銀製耳環。外径21mm, 内径17mmでややいびつな円をなす。両側から各1条を残し、それを反対側にコイル状に巻きつける技法は1に同じ。装飾部の飾りは遺存しない (Pl. 8-4)。

5 R2, I層出土。鉄製指環。外径17mm, 内径15mm。楕円形の印面（長10mm, 幅7mm）があり、印面には線刻と点刻で、単なる文様とも文字（アラム文字風）とも区別できない刻文がある。環の断面は三角形 (Pl. 8-5)。

6 R2, I層出土。真鍮または青銅製指環¹⁵⁾。外径22~21mm, 内径15~17mmのいびつな円形。全面ヤスリがけで調整され、部分的にヤスリ目を残す。断面は僅かに稜ののこる円形。合せ目は相欠継である (Pl. 8-7)。

7 R2, I層出土。材質不明の指環¹⁶⁾。色調黄褐色。外径22mm, 内径18mm。厚さは一定せず断面形はゆるい稜を残す楕円形。使用により擦れ滑らかとなる (Pl. 8-6)。

8 R2 表層出土。銀製環。外径18mm, 内径15mm。両端部は小環をなす。断面形は小さな稜を残す多角形。全面ヤスリがけで整形されている。鼻環もしくは耳環と推定する (Pl. 8-8)。

9 P3 南側表層出土。ガラス製ビーズ。現存長11mm, 径9mm, 孔径2~3mm。色調はやや気泡の多い緑青色で上部に幅4mmの黄色の張付帯を配する。断面は八角形と推定されるが一部を欠失する (Pl. 8-10)。

10 R2 表層出土。琥珀製ビーズ¹⁷⁾。色調淡黄色。長9.5mm, 最大径6.5mm, 孔径1.3mm, 樽形で全面滑らかである (Pl. 8-9)。

11 R2, I層出土。ガラス製小玉。高5mm, 径6mm, 孔径1mm。やや扁平な球形で、上下にわずかな盛り上がりがある。本品はゴールド・サンドイッチ技法〔深井, 高橋, 1986: pp. 205, 206〕により形成されたと考えられ、表面は風化し銀白色を呈する (Pl. 8-11)。

12 R2 出土。石灰岩製ビーズ。長20mm, 幅15mm, 厚3~5mm, 孔径約4mm。自然面を残す石灰岩を利用する。孔は長期間の使用により滑らかとなる。埋葬に伴う遺物か否か不明である (Pl. 8-12)。

13 R2 出土。貝製ビーズ。幅15mm, 高14mm。鹹水産巻貝を輪切りとする。色調は光沢のある真珠色 (Pl. 8-13)。

14 R2 出土。青銅製斧頭（ミニチュア?）。長26mm, 最大幅5mm, 最大厚5mm。頭部は小さく、やや湾曲しながら刃部に向かって幅を広げる。刃は両刃でさほど鋭くない。ほぼ中央に径1.5mmの小孔が刃と平行して穿たれている。側面の稜には間隔の定まらない細かい刻みを施す (Pl. 8-14)。

15 R2 表層出土。銀製針状具。長36mm, 最大幅5mm。一枚の薄板を両側から巻込んで袋状の体部を形成し、頭部は袋状部に挿入して環をなす。板の厚さは頭部で1.2~1.3mm, 体部で0.7~0.8mm。先端部は滑らかで丸みをもつ。アイライナーとして使用された可能性が強い (Pl. 8-17)。

16 R1, I層出土。銀製板。長36mm, 幅7~7.5mm, 厚0.6~0.7mm, 総延長50mm。本品は折れ曲って二重になっている。両小口および側面はタガネ状工具により切断する。他の加工痕は認められない (Pl. 8-15)。

17 R2, II層出土。木製碗。底径5.8cm, 底部厚0.6cm, 体部厚0.5cm。平坦な底部となだらかに立ちあがる体部をもつ。材質はやや赤みを帯びた褐色で縞文様のある堅い木。成形は轆轤でなされ、底部の外周付近には浅い二条の沈線が走る。底面の中央はノミで削って仕上げてある。底面には「NΓ」の刻字がある。これはギリシア文字と推定され、 η : Θ , O , Φ , Ω などを考えることができ、なかでも最も可能性のある字はOと推定す

る。N: ny と Γ: gamma は比較的明瞭に残る。このほかにも文字が記されていたかどうかは判然としない (Pl. 8-16)。

18 P1 出土。彩釉陶器。胴部最大径約 17 cm。球形に近い胴部と細い頸部を有したようであるが細片のため確証はない。胎土は砂粒をごく少量混入した精良なもの、焼成良好、内面には明瞭な轆轤痕を認め、外面は指圧文様状の浅いくぼみがある。釉の色調は緑青色¹⁸⁾。

19 R1, I層下面出土。径約 50 cm 前後と推定される大型無文土器の破片。器壁厚 1.2~1.3 cm。角度、部位は不明。焼成良好、色調淡黄色、胎土中に少量の苧を混入。

20 C33洞窟前面表採。銅製品。径 17~19 mm。厚 1.5~2 mm, 重量 3.1 gr, 型打品?。ややいびつな楕円形である。貨幣と考えられるが、文様が明らかでないため断定はできない (Pl. 8-18)。

5. 考 察

初期掘削について

C16洞窟は三つの入口を持つ。Cグループに存在する多くの洞窟が部屋状部と一つの入口によって構成されている点を考えると特異といえる。洞窟C11, C12も同様に複数の入口をもつ。これはCグループの洞窟群が、狭い半島状を呈する丘陵に掘削されたことに起因すると考えられよう。C16洞窟が掘削当初からかかる構造を有していたかどうかは疑問である。あるいは、P1側とP3側は別の洞窟で、両方向から掘り進んだ結果連結したのかもしれない。

構造的には既に調査の行われたA丘 [Fujii ed., 1976] や、他のCグループ洞窟群と異なるところはない。高さについても一つづきの固い泥灰岩層を掘抜いていた。

本次調査の最重要課題は初期洞窟掘削者 (もしくは掘削期) を確定することであったが、あまり良い結果は得られなかった。ただ、埋葬の行われるはるか以前に当洞窟が掘削されたことは動かしがたい事実である。しかしその時期がいつであるかが大きな問題となる。今回の調査によってもたらされた自然遺物の放射性炭素測定値によれば

GaK 7453 2840±120 B.P. … 890±120 B.C. (ナツメヤシの葉)

7454 2600±100 B.P. … 650±100 B.C. (ナツメヤシの実)

という数値を得ている。この同定年代が当を得たものとすれば、C16洞窟の掘削期は新アッシリア時代頃ということになる。しかしながら遺構に伴う遺物は発見されなかった。

洞窟の掘削目的が何であったかについては、既に多くの見解が提示されている。しかし未だに統一を得るまでには至っていない [Fujii ed., 1976ほか]。ただこれらの洞窟は、鉱物資源の採掘を目的として掘削されたのではないと言えそうである。というのも、ここには鉱物資源を産しないからである。さらに泥灰岩自体を利用するためとも考えるが、これもその材質の脆弱さゆえに否定される。また、洞窟が住居、城塞などの目的で利用された可能性は極めて少なく、たとえ利用されたとしても、それが当初の目的であったとは考えられない。

では洞窟の掘削者は何の目的でこのように不自然な構造を持つ洞窟を掘ったのであろうか。現状で認められる不自然な構造・状況とは以下のとおりである。

1. 床面が激しい凹凸をなす。
2. 入口部が狭く内部に広い空間を有する場合が多い。

3. 一つの洞窟に複数の非常に深い部分が存在する。
4. 多くの洞窟が直進できず、迷路状に掘られている。
5. 殆どの洞窟の入口部付近に掘りあげられた多量の岩塊が存在する。
6. 最奥部や、通路状部からはずれた所ではしばしば堆積が少ないか、あるいはほとんどない場所が存在する。

上記の諸点を総合すると、アッターール洞窟群は光を強く意識した構造であり、内部への光線の侵入を妨げるための配慮があることに気付く。さらに、多くの洞窟が一時期に構築されたのではなく、相当の長い期間を経て現在の状況になったものと思われる。また洞窟自体も逐次掘り足され次第に規模を拡大したようだ。このような観察にもとづいて洞窟の構築と使用の目的について推測すると、非常に興味ある結論に至る。結論から先に述べると、C16洞窟を含むアッターール洞窟群はコウモリの糞を集めるために掘削された施設と推定できる¹⁹⁾。現在この付近はアラビア語でタル・クシャイフェ Tar・Kshaife（コウモリの洞窟）と呼ばれている〔Solecki, 1954〕。たとえばA丘を例にとると、その迷路状構造が格好の棲息条件を提供しており、数万匹にも及ぶかと思われるほどの大群が存在した。従って、その排泄物は相当量に達し、これを目的として、現在も定期的に糞集めの人達が来訪している。彼らによれば、糞は肥料として高い値段で売買されるとのことである。

コウモリは哺乳類翼手目に属する夜行性の食虫動物であり、昼間は光の差さない闇所に集団で棲息する。この仮説が妥当なものとするれば、前述した多くの不自然な構造や状況は納得される。多少くどくなるが、ここで先に挙げた不自然な状況とコウモリの習性を対比させるとどうであろうか。

1については、通行さえできればなんら問題はなく深部は糞を集めるために好都合である。2については、狭くすることにより光の侵入を防ぎ、広い空間を確保することで多くのコウモリが棲息できる。3については、ワジなどの侵食によって、かつての闇部に光が差すとコウモリは棲まなくなる。そこでさらに掘りたすことで複数の深部が生じる。4については、直進する光をはばむ掘削法である。5については、3と同じ理由であり、掘り足すことで生じた岩塊の捨場として活用された。6については、コウモリの糞を集める作業を容易にするための配慮である。

以上のことからアッターール洞窟群は、当初は現在と同じようにコウモリの糞を集めるために掘削された施設であると推定できるのである。

前述したように、すべての洞窟が一時期に掘削されたのではないようだ。それは同一の洞窟でさえ時を経て洞窟が拡張されていることや、侵食作用などにより登坂不能になった場合など、新たな洞窟がより条件のよい場所に掘削されたと推定できることでも明らかである。さらに、つい最近にもコウモリの糞の収集を目的とした洞窟が掘削されている〔Matsumoto, 1984/85: p. 17〕 ことから理解できよう。

埋葬について

洞窟の第二次利用期はⅢ層にあたる。Ⅲ層は洞窟の一部が埋まった時期で、ここには多くの魚骨や魚鱗が混在する。なぜこれらの魚骨や魚鱗が存在するのか不明であるが、近接するバハル・ミリー湖の水位が上昇したとは考えられず、これは当洞窟で活動を行った人々の食糧品であった可能性が強い。

Ⅱ層及びⅠ層は第三次利用期で、墓地として利用された。Ⅱ層中からは少量の人骨が出土したが、骨のまとまりはなく細片となっていた。この人骨の時期については不明な点も多い。しかし、解釈の糸口を与えてくれるのが前記したR2とR1との境に存在する石積みであろう。石積みがいつの時期になされたかは明らかにできな

かったが、Ⅲ層と同時か、もしくはⅢ層に遅れて設けられたかのいずれかである。仮にⅢ層に伴うとすれば、混在した人骨は最終埋葬の行われるはるか以前ということになる。一方、Ⅲ層以降と想定すれば、この石積施設を埋葬に伴う閉塞施設とみなすことができる²⁰⁾。筆者は後者の可能性が強いと考えている。とすれば、この洞窟では以下に述べる経過をたどって現在に至る。①最初の埋葬が行われ岩塊による閉塞をした。②追葬もしくは攪乱により閉塞施設が開かれ、人骨の一部は石積崩壊層に混在した。③追葬後（あるいは再度の追葬後）閉塞を行わないか、もしくはすぐ壊れたようで、風成砂が厚く堆積する。④風成砂がR2上部床面とほぼ同じ高さに堆積したところ、洞窟は再度の攪乱を蒙った。このように見てくると、Ⅱ層とⅠ層の時間差は短くなるし、さらにⅡ層出土のギリシア文字を刻字した木製椀は最初の埋葬に伴う副葬品の可能性が強くなる。この椀の形態はレター洞窟出土例〔Yadin, 1963: Fig. 50〕に類似しており²¹⁾、同様の木製椀は既調査のA丘（B4, C2, E2洞窟など）から埋葬に伴って出土している〔Matsumoto, 1976: pp. 231, 233, 234〕。

C16洞窟では成人3体、子供2体の人骨を発見しており〔藤井編, 1980: p. 171〕、本洞窟が複数の人を葬る家族墓として利用されたことが判る。埋葬は比較的平坦にならされた面にゴザなどを敷き、死体を布などでくるみ直接葬っており、棺を伴わない。また死体の上部を砂・土・岩などで覆うこともなかったようだ。同様の埋葬は既に調査の行われたA丘やCグループなどでも確認されており〔Fujii ed., 1976; Matsumoto and Wada, 1984/85; Ohnuma and Inaoka, 1984/85〕、アッタル遺跡では棺を伴わない葬法が普及していた。なお、埋葬に伴う特殊な遺物としてコイル状の革紐がある。このコイル状革紐を用いた製品の使用目的ははっきりしない。しかし二本を組合わせて縛ることも行われていることから、重量のあるものを運んだか、もしくは乗せたと推定できる。筆者はこの製品を遺体を運搬するための担架であると考えた。同様のコイル状革紐はC12洞窟²²⁾や、A丘などからも出土しており、アッタル地域で普及していた死体運搬具であったと推定できる。

R2での被葬者は岩盤上に敷いたイグサ製のゴザ上に置かれたが、R3では砂層上にパイル織物を敷き込んでいた。死体の下部に敷かれた製品には多少の差異を認めるものの、基本的には、同一の埋葬法が踏襲されており、これはアッタル全域の埋葬に共通する。

殆どの洞窟では複数の埋葬がおこなわれ、被葬者は多量の織物を伴って葬られたことが判明している〔藤井編, 1980: p. 170〕。この中で特に注目すべきは各洞窟に何体の埋葬が行われたかであろう。現在までに判明している洞窟毎の埋葬数は以下のごとくである。E2-1:2体、F1:2体、F2:1体、F3:6体、F4:5体、F5:2体、F6:10体、B丘:2体、C10:1体、C12:1体、C16:5体、C17:4体、C20・21:2体、C26:2体、C28:1体〔Ishida, 1976: p. 209; 藤井編, 1980: p. 171〕。これによれば最大の埋葬がおこなわれた洞窟でも10体であり、被葬者は成人や子供が含まれる。このことはアッタル洞窟群が家族墓として利用されたことを示唆している。ここで各洞窟が家族墓であり、かつ一世代を20年間と仮定すると、最大数の埋葬が行われたF6洞窟はせいぜい3.5世代70年、C16・C17洞窟でも2世代40年間ほどの使用期間であったことになる。もちろんこの仮定には多少の幅を持たせる必要があるが、大筋においてはほぼ当を得たものと判断する。かかることからアッタル洞窟における埋葬は比較的短期間に集中して行われ、その存続期間は100年間を越えることはなかったと推測する²³⁾。

紀元前後のメソポタミアや西アジア地域の葬法をみると、ドゥラ・エウロボス、パルミユラ、ハトラ、アッシュールなどではカタコンベ方式の地下墳墓や横穴墓、塔墓などが普及している。これらは長期間の使用を想定した家族墓で、内部は各埋葬個体を収容するための小ブロックに分かれている。アッタル洞窟も家族墓として

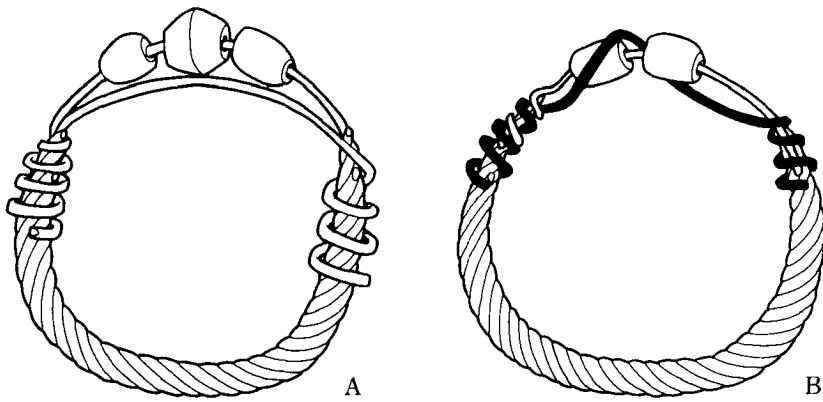


図10 耳環模式図

利用されているが、その構造は前記した遺跡などの墓に比べると整然としていない。これはアッタル遺跡での墓が既に存在した洞窟を再利用して営まれたことに起因する。ただし、アッタル洞窟でもドゥラ・エウロポスなどと同様に、一体の被葬者を取めるための狭いスペースを設けた例があり、C16洞窟ではR3がこれに相当する。同様の例は既に調査の完了しているA丘でも判明している〔Fuji ed., 1976: Figs. 11-12, 13〕、しかし、C17洞窟のように複数の成人を狭い空間に追葬することもおこなわれた〔Matsumoto and Wada, 1984/85〕。以上からアッタル洞窟群の墓は、横穴墓を意識したものであるといえよう。

遺物について

C16洞窟からは、既調査の洞窟に比べ比較的多量の遺物が出土した。この中で注目されるのは耳環・指環と推定されるリング類で、これには複数の細線を数条集め環を形成したものと、ソリッドの環を成す例の二種がある。前者は細部の製作技法によって二方式に分けられる（図10）。それは環本体に連結する線に装飾品を通し、装飾部の補強も環に連なる細線でなされるもの（A）と、環状体部と装飾部を別の材料で成形した例（B）である。A・Bともに基本的には同一技法に属するものであり、もともとA方式であったものが、破損や装飾部の変更などによって地金が弱くなり、B方式が採用されたと推定する。いずれにせよ、この形態をもつ環はアッタル遺跡の特色であり、類似品はF6洞窟〔Matsumoto, 1976: p. 244〕、C12洞窟〔Ohnuma and Inaoka, 1984/85: p. 36〕などから出土している。

数条の細線を合わせ、これにひねりを加えて環とした例は、すでに紀元前18世紀頃に存在する〔Marshall, 1969〕。この技法は極めて簡単に環に変化をもたせることが可能なため、その流行期間が長く、紀元後になっても西アジアや地中海世界では広く行われている。C16洞窟出土品に類似した例はパルミユラの6, 7, 24, 27, 28, 32号墓〔Rostovtzeff ed., 1946〕、マッフーズ〔Ponzi, 1970/71: Figs. 85, 86〕、ヌジ〔Starr, 1937: pl. 141〕などから出土しており、さらにマーシャルのカタログ〔Marshall, 1969〕のNo. 2327, 2426, 2427, 2432, 2436, 2793, 2801, 2803, 2815, 2872などは類似点が多い。これらはいずれもローマ時代頃からササン朝時代に属すると推定されており、その盛行期はほぼ紀元前後から紀元4世紀頃の範囲である。

ソリッドタイプの環には、西アジアに広く分布する印章付指環が含まれ、類似品がF4洞窟から出土している。

ビーズではゴールド・サンドイッチ技法によると考えられる小玉や、ガラス玉・琥珀玉・石灰岩製玉・貝製環などが出土した。このうち、ゴールド・サンドイッチ玉はビザンチンに受け継がれた技法とされ、紀元前から後

4～5世紀頃までの遺跡から出土する〔深井，高橋，1986：p. 206〕。アッターール遺跡ではF4，E5，F6〔Matsumoto, 1976〕，C12〔Ohnuma and Inaoka, 1984/85〕など多くの洞窟から発見されている。

以上，アッターール遺跡出土の遺物について見てきたが，副葬品に認められる特色は紀元後の時代を示しており，この中でも2～4世紀の遺物に共通点の多いことが窺える。さらに埋葬状況，特に家族墓という観点にたつて洞窟を考えると，その存続期間が100年間を越えることはないと推定した。かかる点を考慮し，すでに提示されている年代観などを参考にすると²⁴⁾，アッターール遺跡で埋葬が行われた時期は，後3世紀前半を中心とした前後一世紀の間と考えたい。

後2～3世紀前後におけるメソポタミア，なかでもアッターール周辺の国際情勢をみると，当時，西にはローマ，東にはササン朝ペルシアの二大勢力が対峙しており，常に緊張した関係が成立していた。この二大勢力のもと，その中間地帯にはいくつかの緩衝国家が存在した。これらは，パルミユラ，ナバタエヤ，多少遅れて成立するガッサン，ラハム，キンダ等の国である。特にアッターール遺跡を含むイラク西南砂漠一帯はナジャフ Najaf に近いヒーラ Hira に都するラハム王国の統治下におかれていたらしい²⁵⁾。ラハム王国の成立については不明な点も多いが，この部族はもともと南アラビアに居住しており，3世紀頃からメソポタミアの縁辺部に移動を始め，現在のナジャフ付近を中心に4～5世紀代には都城を営むまでに発展した〔Hitti, 1970：pp. 81-83；ルイス，1967；後藤，1980〕。その王国の首都ヒーラは堅固な城壁に囲まれた町で，6～7世紀前半の最盛期にはキリスト教の大教会堂や修道院などをもつアラブの中心都市となり〔後藤，1980：p. 46〕，その一部はオックスフォード大学調査団によって発掘されている〔Rice, 1932〕。

アッターール付近におけるキリスト教関係の遺跡をみると，クセイル²⁶⁾，ラハリヤ²⁷⁾，クテシフォン²⁸⁾などに教会堂が建立されていたことが知られており，イスラム侵攻以前のアッターール遺跡付近には多くのキリスト教徒が居住していたことが判明している。アッターール地域を含むメソポタミアでいつ頃からキリスト教が信仰されたかは判然としない²⁹⁾。ただラハム王国におけるキリスト教の隆盛期は王国末期で，アムル（在位554～569）の母ヒンドはヒーラに教会堂と修道院を建立しているし，最後の王アル・ヌーマーン（在位580～602）はネストリウス派教会の洗礼を受けている〔Hitti, 1970：p. 84〕。

また，ユダヤ教徒も，バビロン幽囚以来のユダヤ人が，中メソポタミアを中心として多数居住しており〔Alpher, 1986：pp. 60, 61〕，マダイン（現在のクテシフォン）にはユダヤ教徒のシナコグが存在していたという〔el-Ali, 1968/69：p. 421〕。

かかることから，イスラム侵攻以前のメソポタミア，特にアッターールの存在する中部メソポタミアではキリスト教，ユダヤ教に加え，ササン朝ペルシアの国教であるゾロアスター教などのほか，土着の宗教にもとづく信仰がなされていたらしいことがわかる。

アッターール遺跡出土品には直接宗教と関係すると思われる遺物は存在しない。しかしC16洞窟を含めこれまでに出土した織物の中には，H Γ Ϛなどの施文をもつ巻衣と推定される遺物が多く含まれる。これと同様の文字もしくは記号を有する例はドゥラ・エウロポスのユダヤ教会の壁画中や，レター洞窟出土織物〔Yadin, 1963：Pls. 79-85〕などに類例があり，アッターール遺跡例との共通点をみいだせるとの指摘がすでになされている〔藤井編，1980：pp. 121-123〕。

以上の観点にたつてアッターール遺跡で埋葬を行った人々の宗教を考えると，ユダヤ教，もしくは初期キリスト教のようでもある。しかしながら現時点では決定的な証拠がない。ただ現時点で明言できることは，アッターール

遺跡の埋葬はラハム王国でキリスト教が盛んになる以前のもので、近隣に存在するイスラム初期とされるウハイダル宮殿はもちろんクセイル遺跡との関係は否定できよう³⁰⁾。

アッタル遺跡を墓地とした集団は比較的大きなものであったと思われる。これは現在までに判明している多数の埋葬形態が一樣であることからもうなずけよう。さらに不定期に往来する隊商などの墓地とは考えられない。とすれば、アッタル遺跡に埋葬をおこなった集団の居住地は、現時点で近隣に同時代の遺跡が発見されない以上、より遠くに求めねばならず、その有力候補としてシサーサ（アイン・タモル）やカルバラなどの町を想定することもできよう。なお、アッタル遺跡付近の考古学的調査はウハイダル宮殿を除き日も浅く、新発見が相次いでいることから³¹⁾、今後アッタルに直接関係する遺跡の発見される可能性も強い、といえそうだ。

追記

本稿脱稿後、山形大学人文学部後藤見助教授を囲んで、プレ・イスラムおよび初期イスラム期のアラビアとメソポタミアに関する談話会をもった。この席で、多くの有意義な教示を得ることができた。また、つい最近、秋吉台科学博物館長庫本正氏には、コウモリの糞およびその利用法等について、多くの御教示を受けたうえ、Hill, J. E. and Smith J. D., 1984, *Bat—A Natural History*, University of Texas Press, Austin のコピーを送布していただいた。同書には、コウモリおよびコウモリの糞の利用法に関して、肥料はもちろんのこと、薬用、食用、洗髪などに利用されることが言及されている。従って、本報告では、肥料にしぼって論を進めたが、収集後の糞の利用法については、多角的に考察する必要があるといえよう。末筆ながら、両先生には深く感謝申し上げます。

注

- 1) 第四次調査は1975年10月～1976年2月まで行われた。調査の概要はラーフィダーン第5/6巻に報告されている。
- 2) 第六次調査は1985年9月～12月までおこなわれ、C12洞窟が調査された。
- 3) 第四次調査の際、洞窟の分布調査がおこなわれ32基の洞窟が確認された〔kawana, 1984/85〕。さらに今回の第五次調査で新たに1基を発見した。
- 4) 今回の調査で発見したC33洞窟は、ワジの侵食によって甚だしく崩壊しており、天井面は遺存せず、奥壁の一部と埋葬面を僅かに残すのみであった。埋葬面には多量の人骨が遺存し、その前面の斜面にも人骨は散乱していた。これは洞窟の崩壊が極めて早い時期から進んでいたことを暗示している。特に既に調査の完了したA丘では侵食・崩壊を顕著に認める箇所がおおく、洞窟の初期掘削期から現在までに数mから10m以上にわたって洞窟が後退したと観測できる部分がある。
- 5) ノミ痕は床面に対し垂直にうちこまれ、直線状にならんでいる。これは岩塊を大きく取り除くためのクサビ穴と考えられる。アッタル洞窟では梯形に掘抜かれた部屋状部や通路状部を随所に認める。これは泥灰岩層自体のクラックに加え、クサビを使用する掘削法に拠るところが大きかったためであろう。なお壁面や岩のコーナー部で観察される削ったようなノミ痕は、おもに微調整用であったと推定する。
- 6) 棺床の砂を風成砂とするか、あるいは人為的なものとするかで当部の掘削期は異なったものとなる。我々は棺床の詳細な断面観察を試みた。その結果、棺床中には泥灰岩の小粒やコウモリの糞が規則性をもたずに混在することから、この棺床を人為的なものであると判断した。さらにこの砂は洞窟外から搬入されたものでなく、洞窟内に堆積したものが使用されたことが判った。
- 7) R3の掘削状況は他の部分にくらべ雑である。R3と同様に埋葬に伴って掘削されたと考えられる部屋状部は、A丘DグループのD-3、D-4などがあり、D-3では埋葬施設と人骨が発見されている〔Fuji ed., 1976: pp. 66-68〕。
- 8) 魚骨・魚鱗の鑑定は済んでいない。鱗の形状から判断する限り原住民が“*Bunni · Gattan · Shabuto*”と称するコイ科の淡水魚と推定できる。なおこれらの学名は *Barbus (Puntius) sharpeyi*, *Barbus grypus*, *Barbus xanthopterus*〔Hrouda, 1981: p. 165〕のいずれかと考えられる。
- 9) 地質班の見解による。
- 10) C14年代は2600±100 B.P. (学習院大学木越研究室による)であり埋葬時期との間に大きな隔りがある。C16洞窟出土遺物では、8点を選んで年代測定を行った。詳しくは藤井編1980: p. 176を参照されたい。

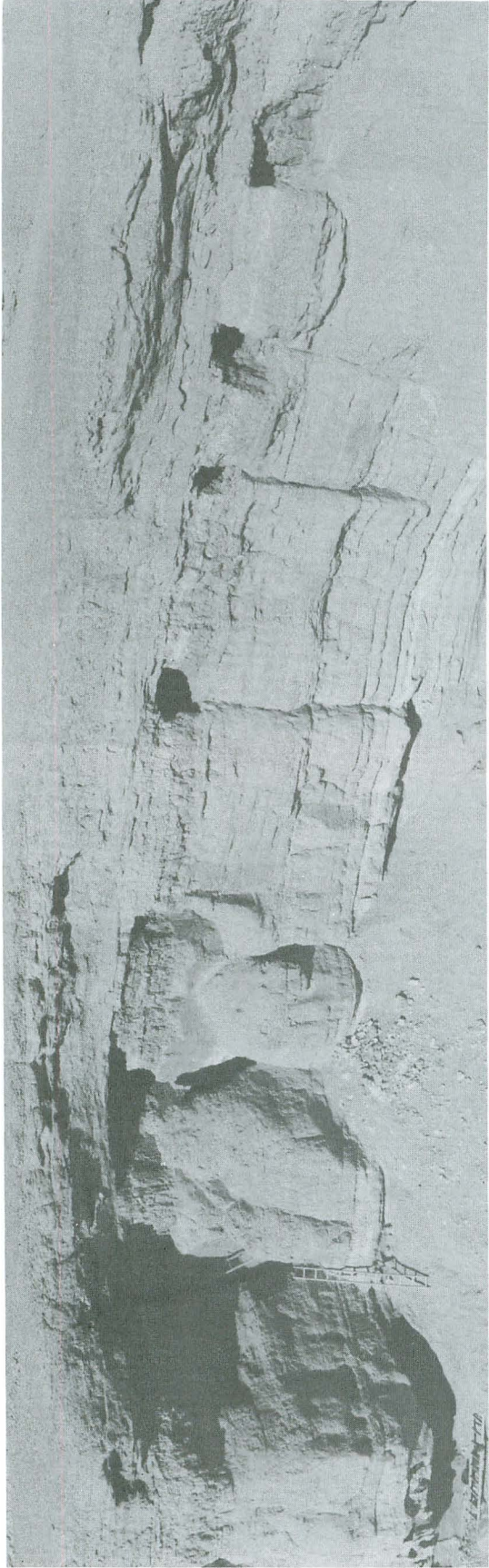
- 11) 殻は薄くカラス貝に類似しており、片側のみが遺存していた。
- 12) C16洞窟では泥灰岩の下層に認められる砂岩層まで掘削された部分はなく、なんらかの理由で窟内に搬入されたものである。C17洞窟と同様、閉塞部材の可能性もつよい。
- 13) ここでの疑問は、ほぼ同一の条件において、一部の木・植物・種子が遺存したにも拘らず、なにゆえに革紐の巻かれていた物質が消滅し、その空間に砂が詰まったかである。なお革紐内部の繊維状物質の腐敗速度は極めてゆるやかで、しかも特殊な条件が揃わない限りかかる状況は生じえないと思う。
- 14) 織物の計測値や文様学的考察はラーフィダーン第1巻 pp. 109, 284, 287, 図版Ⅶ, Ⅷを参照されたい。
- 15) 遺物の国外持出しが不可能なため、材質鑑定は済んでいない。色調は淡黄色でわずかに悪臭を伴う。
- 16) 材質鑑定は済んでいない。ガラス質と異なる半透明物質で柔らかい。ベッコウ製か。
- 17) 材質鑑定は済んでいないが、不透明で脂肪光沢を放つ、布との摩擦で電性を帯る、塩水に浮くことで判断した。
- 18) 細片のため明らかでないが、この土器はハンドル付であったようだ。あえて類似する例をあげるとすれば、ドゥラ・エウロポス墓地出土のI-B-5タイプの土器〔Toll, 1943: p. 18〕。およびテル・チョーチェ Choche 出土のササン朝期の土器〔Ricciardi, 1976: Fig. 140-3〕に類似しているといえなくもない。
- 19) Fujii ed. 1976: p. 105 に洞窟とコウモリの糞との関係に言及した記述がある。
- 20) 同様の閉塞施設の遺存していた洞窟としてはC17〔Matsumoto and Wada, 1984/85〕、A丘D-3〔Fujii ed., 1976〕などがある。
- 21) レター洞窟出土の木製碗の底部には轆轤により浅い二条の沈線を巡らしたものが多く、C16出土例に共通する。しかし器を元木から切り離した後の底面中央の整形方法は異なるようである。なおレター洞窟は紀元2世紀前半(132~35)のバル・コホバの反乱に伴う遺跡で、ここからは反乱軍の人々が使用していた貴重な遺物が多数発見され、実年代を知り得る重要な遺跡である。
- 22) 第四次調査団C12洞窟発掘担当者大沼克彦氏の教示による。
- 23) これは第五次調査までに判明した成果にもとづく。第五次までの調査は、ほぼA丘を中心とした狭い範囲の調査であり資料はごく限られたものとなる。一方、洞窟の分布はA丘を中心として、崖線沿いに数キロメートルに渡って存在することが判明しており、この中には埋葬を伴うと考えられる洞窟が存在する。従って、A・Cグループでは、短い期間内に埋葬が集中する傾向を看取できるが、広範囲としたばあい様相が異なるとも考えられ、グループごとに長時間に及ぶ可能性もある。
- 24) 藤井編 1980 の時代設定は広く、明確な時期が示されていない。ただC₁₄年代によれば紀元3世紀ころを想定している。なお同書所収の道明氏論文「文様学的考察」で示された年代は紀元前後の数世紀で、紀元後に重心がおかれるとしている。氏は最近、他の遺物との比較からアッタールの織物は紀元後2~3世紀に属するものとする年代観を提示された〔道明, 1986: p. 51〕。これは筆者の年代観とも矛盾しない。
- 25) ラハム王国はその地理的位置からササン朝ペルシアとの関係が強く〔Hitti, 1970: pp. 81, 82〕、さらにアラビア砂漠の内陸部に存在したキング王国(王国の首都と考えられる遺跡はりヤド大学によって1972年から発掘調査された〔al-Ansary, 1982〕)との関係も深かったことが知られている〔後藤, 1980〕。
- 26) クセイル遺跡はウハイダル宮殿の北方約7kmに位置する。1975年にドイツ考古学研究所によって、遺跡の一部が調査され〔Finster and Schmidt, 1976〕、さらに1978年よりモダッファル氏を隊長とするイラク調査団によって発掘が行われた。町は約1.0×0.6kmの範囲に大・小の建物が集中し、町のほぼ中心には城壁で囲まれた区画がある。城壁内の調査では風呂、教会堂(A)などが発見され、A教会堂の壁面にはシリアック文字の記述があった。またワジを挟んで存在するB教会堂の周囲では多くの墓が発見され、いくつかの墓の上部には、扁額状の石膏製品に精緻な文様状の十字型を彫刻した遺物があった。このことからクセイル遺跡にはキリスト教徒が居住したことが判る〔Roaf and Postgate, 1981: p. 186〕。この扁額状の石膏製品はイラク博物館に展示されており、筆者は1984年に実見した。それはヒーラ遺跡の教会出土例〔Rice, 1932: Fig. 3〕に酷似したもので、ヒーラ遺跡例同様、赤彩の施されたものもあった。かかることから両遺跡は同一の宗教・文化圏に属していたといえる。なお参考までに、我々が遺跡見学に伺った際、調査隊長より、城壁基部出土のナツメヤシ種子のC₁₄年代測定を依頼された。結果は：
GaK 7519 1340±100 B.P. ……610±100 A.D. である。
- 27) ラハリヤ遺跡はアッタールの北西約40kmにある。教会堂はササン朝後期に属するもので、プランはクテシフォンの教会堂に類似する〔Finster and Schmidt, 1976: p. 43〕。
- 28) Pope ed., 1977: p. 562 所収。
- 29) ユーフラテス河岸に存在し、紀元256年に滅亡したドゥラ・エウロポスでは、ユダヤ教と共にキリスト教が信仰されていたことが判明している〔Hopkins, 1979: p. 96〕。紀元410年にはセレウキア・クテシフォンで宗教会議が開催されており、当時バビロニアにはネストリウス派(東シリア)教徒や司祭が居住していたという〔村岡 1982: p. 191〕。
- 30) クセイル遺跡はササン朝後期、ウハイダル宮殿はイスラム初期に比定される遺跡で、アッタール遺跡での埋葬時期とはおよそ300年ほどの開きがある。しかし、両遺跡の調査は部分的範囲に留まることから、新たな知見の得られる可能性

は否定できない。

- 31) 1975年にはウハイダル宮殿の北方約1kmに存在するテル・ウハイダル Tulul al-Uhaidir がドイツ考古学研究所によって調査された。この遺跡は城壁をもつ宮殿もしくは城塞で、複数の層位が存在し、存続期間は前イスラム期からイスラム初期に及ぶ (Finster and Schmidt, 1976)。さらに近年、ヒーラ遺跡の調査もイラク考古庁によって再開されており (Roaf and Postgate, 1981: p. 180)、いままで多少立ち遅れた感のあった西南砂漠地域の研究は、今後、飛躍的に進展するものと期待できる。

参 考 文 献

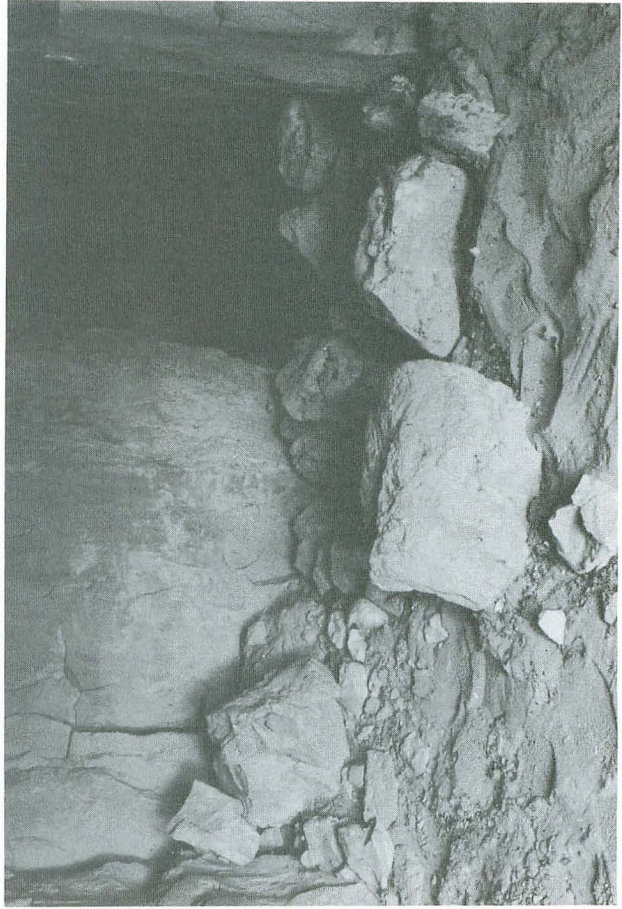
- 阿部みき子, 1982/83, 「イラク, アル・タール洞窟群の動物遺体」『ラーフィダーン』第3/4巻, pp. 27-30
- al-Ansary, A. R., 1982, *Qaryat al-Fau, A portrait of Pre-Islamic Civilisation in Saudi Arabia*, University of Riyadh
- Alpher, J. ed., 1986, *Encyclopedia of Jewish History*, New York and Oxford
- 道明三保子, 1986, 「岡山市立オリエント美術館所蔵『鳥連珠円文裂』について」『岡山市立オリエント美術館研究紀要』第5巻
- 江上波夫ほか, 1979, 『ルメイラ, ミシヨルフェ付近のヘレニズム期の遺跡調査概報 (1974-1978)』古代オリエント博物館シリア考古学調査団報告書 I
- el-Ali, S. A., 1968/69, "Al-Madain and its Surrounding Area in Arabic Literary Sources", *Mesopotamia* vol. 3/4, pp. 417-439
- Finster, B. and Schmidt, J., 1976, "Sasanidische und frühislamische Ruinen im Iraq", *Baghdader Mitteilungen* band 8
- Fujii, H. ed., 1976, *Al-Tar I, Excavations in Iraq, 1971-1974*, Kokushikan University, Tokyo
- 藤井秀夫, 1976a, 「アル・タール文化及びその文化圏に関する研究」『考古学ジャーナル』127号
- 1976b, 「アル・タール」『江上波夫教授古希記念論集 考古・美術篇』山川出版社
- 藤井秀夫編, 1980, 「イラク, アル・タール出土染織・皮革遺物の研究」『ラーフィダーン』第1巻
- Fujii, H., 1983/84, "at-Tar Caves", *A. f. O.* vol. 29/30, pp. 173-183
- 深井晋司, 高橋 敏, 1986, 『ペルシアの瑠璃玉』淡交社
- 後藤 晃, 1980, 『ムハンマドとアラブ』東京新聞社出版局
- Hitti, P. K., 1970, *History of the Arabs* (Tenth edition), London and Basingstoke
- Hopkins, C., 1979, *The Discovery of Dura-Europos*, Yale University Press
- Hrouda, B., 1981, *Isin-Isān Bahriyāt II*, München
- Ishida, H., 1976, "Human Remains at al-Tar Hill A", *Al-Tar I*, pp. 202-216
- Kawana, T., 1984/85, "Physiographic Setting of Caves along the Cliffs of the Kerbala Plateau", *al-Rāfidān* vol. 5/6, pp. 6-13
- ルイス, B. 著, 林 武・山上元孝訳, 1967, 『アラブの歴史』みすず書房
- Mackai, D., 1949, "The Jewellery of Palmyra and its Significance", *Iraq* vol. 11, pp. 160-187
- Marshall, F. H., 1969, *Catalogue of the Jewellery, Greek, Etruscan and Roman in the Department of Antiquities British Museum*, British Museum
- Matsumoto, K., 1976, "Pottery, Glass, and Others", *Al-Tar I*, pp. 220-248
- 1984/85, "Cave Distribution Survey in al-Tar Area", *al-Rāfidān* vol. 5/6, pp. 14-27
- Matsumoto, K. and Wada, K., 1984/85, "Excavation in Hill-C-17 Cave (Cave C-17)", *al-Rāfidān* vol. 5/6, pp. 37-50
- 村岡崇光, 1982, 「シリア教会」『オリエント講座 3』学生社
- Ohnuma, K. and Inaoka, H., 1984/85, "Excavation in Hill-C-12 Cave (Cave C-12)", *al-Rāfidān* vol. 5/6, pp. 28-36
- Ponzi, M. N., 1968/69, "Sasanian Glassware from Tell Mahuz (North Mesopotamia)", *Mesopotamia* vol. 3/4, pp. 294-384
- 1970/71, "Jewellery and Small Objects from Tell Mahuz (North Mesopotamia)", *Mesopotamia* vol. 5/6, pp. 391-425
- Pope, A. U. ed., 1977, *A Survey of Persian Art* (Third edition), Tehran
- Ricciardi, R. V., 1967, "Pottery from Choche", *Mesopotamia* vol. 2, pp. 93-104
- Rice, D. T., 1932, "The Oxford Excavations at Hira, 1939", *Antiquity* vol. 6, pp. 276-291
- 1934, "The Oxford Excavations at Hira", *Ars Islamica* vol. 1, pp. 51-73
- Roaf, M. and Postgate, N., 1981, "Excavations in Iraq, 1979-1980", *Iraq* vol. 43, pp. 167-198
- Rostovtzeff, M. I. ed., 1946, *Excavations at Dura-Europos, Preliminary Report of the Ninth Seasons of Work, Part II, The Necropolis*, Yale University Press
- Solecki, R. S., 1954, "Tar Kshaife, A possible prehistoric station near Ukhaider, Iraq", *Sumer* vol. 10, pp. 62-64
- Starr, R. F., 1937, *Nuzi*, vols. 1, 2, Harvard University
- Toll, N., 1943, *The Excavations at Dura-Europos, Final Report IV, The Green Glazed Pottery*, Yale University Press
- Yadin, Y., 1963, *The Finds from Bar Kokhba Period in the Cave of Letters*, Jerusalem



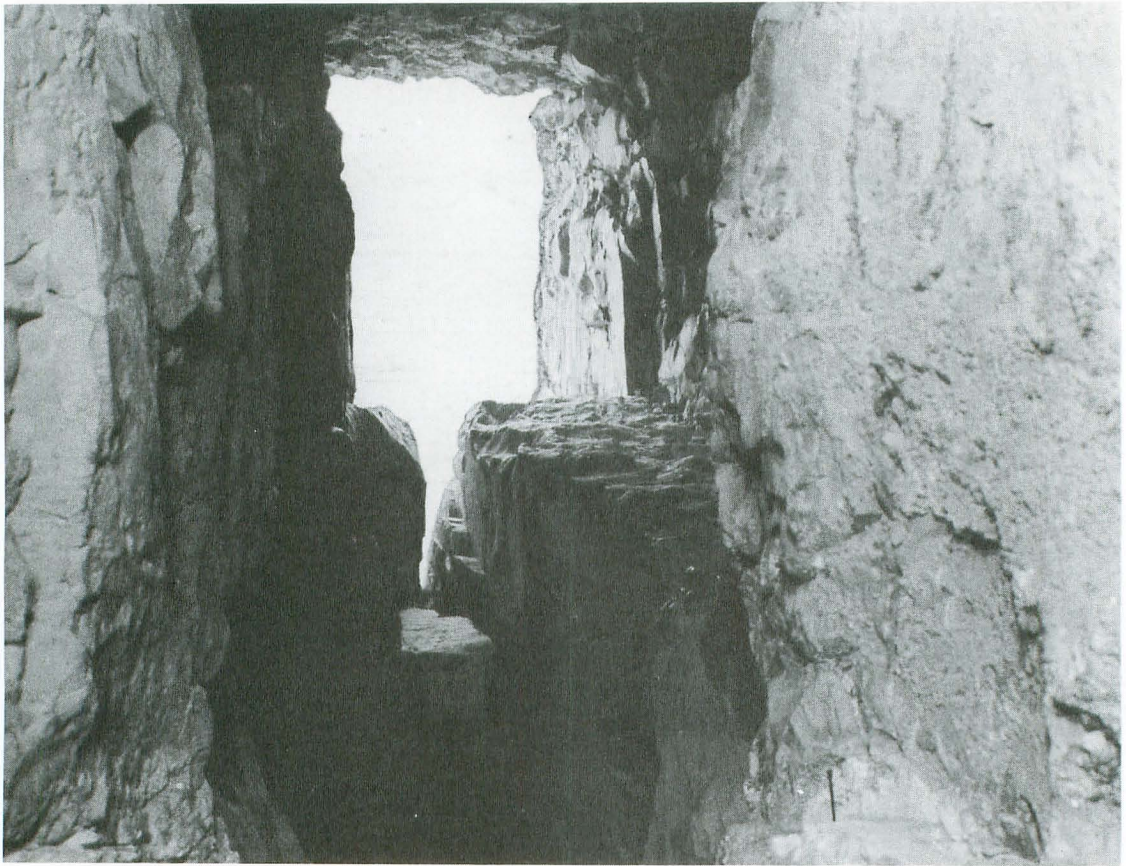
a. Cグループ洞窟群遠望 (左端がC16洞窟)



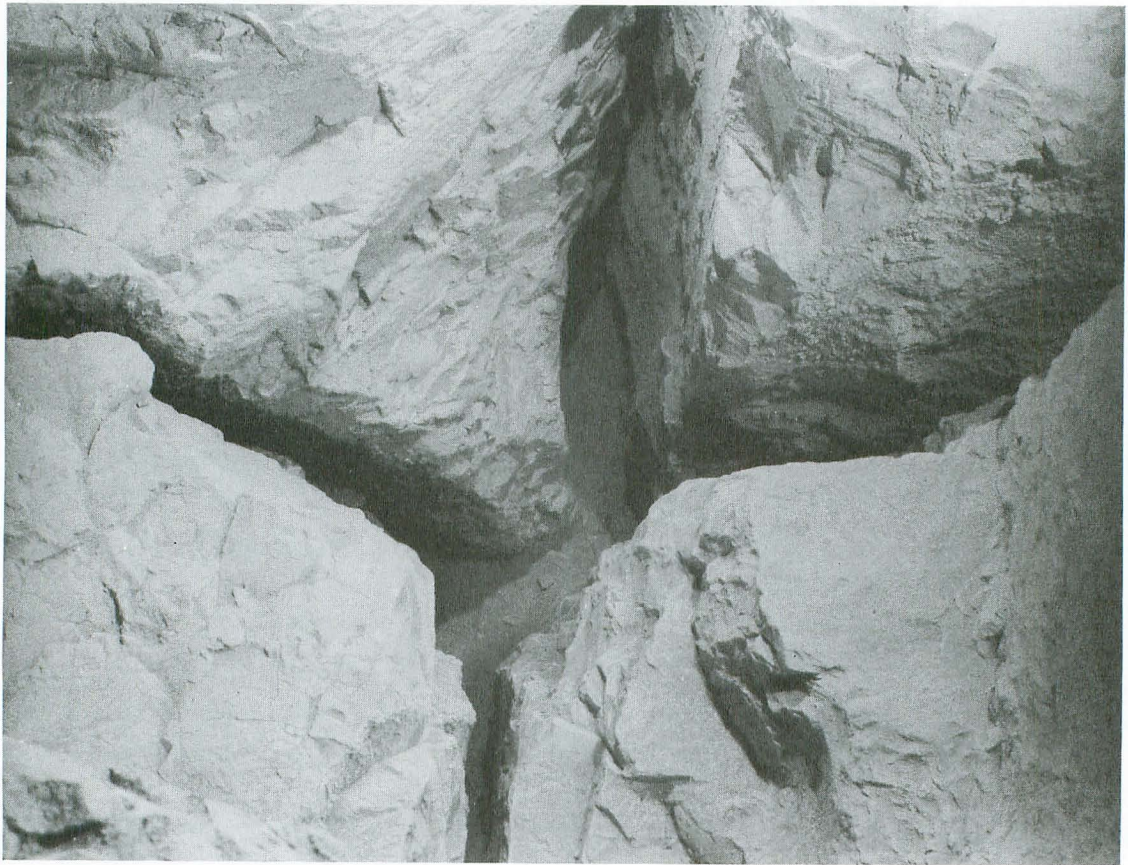
b. 調査前のC16洞窟



c. 調査前のC16洞窟R2



a. 洞窟内部より外を望む



b. R1 最深部の掘削状況



a. R2 上部床面と壁面



b. R3 の掘削状況



c. R2 最深部



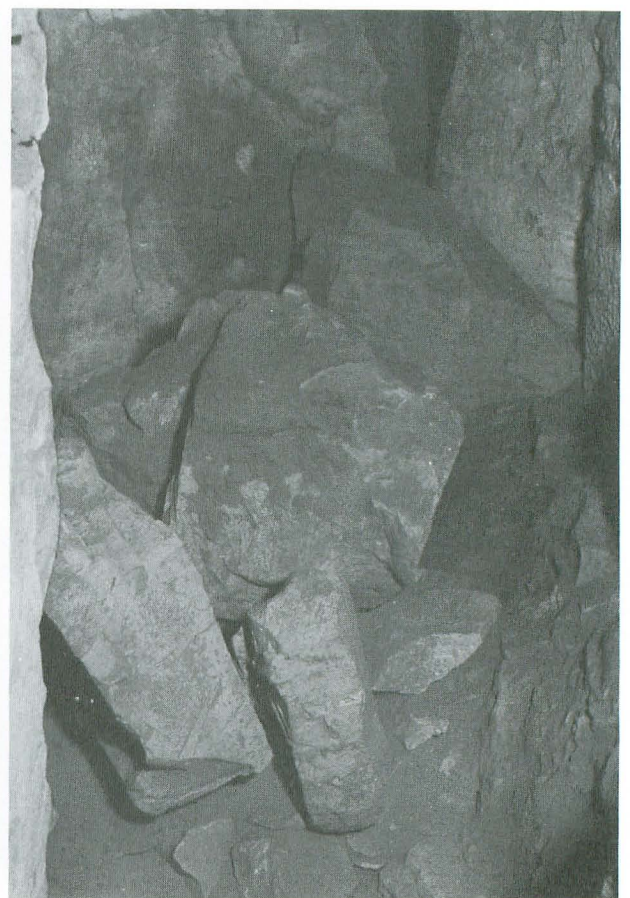
d. R1 床面のノミ痕



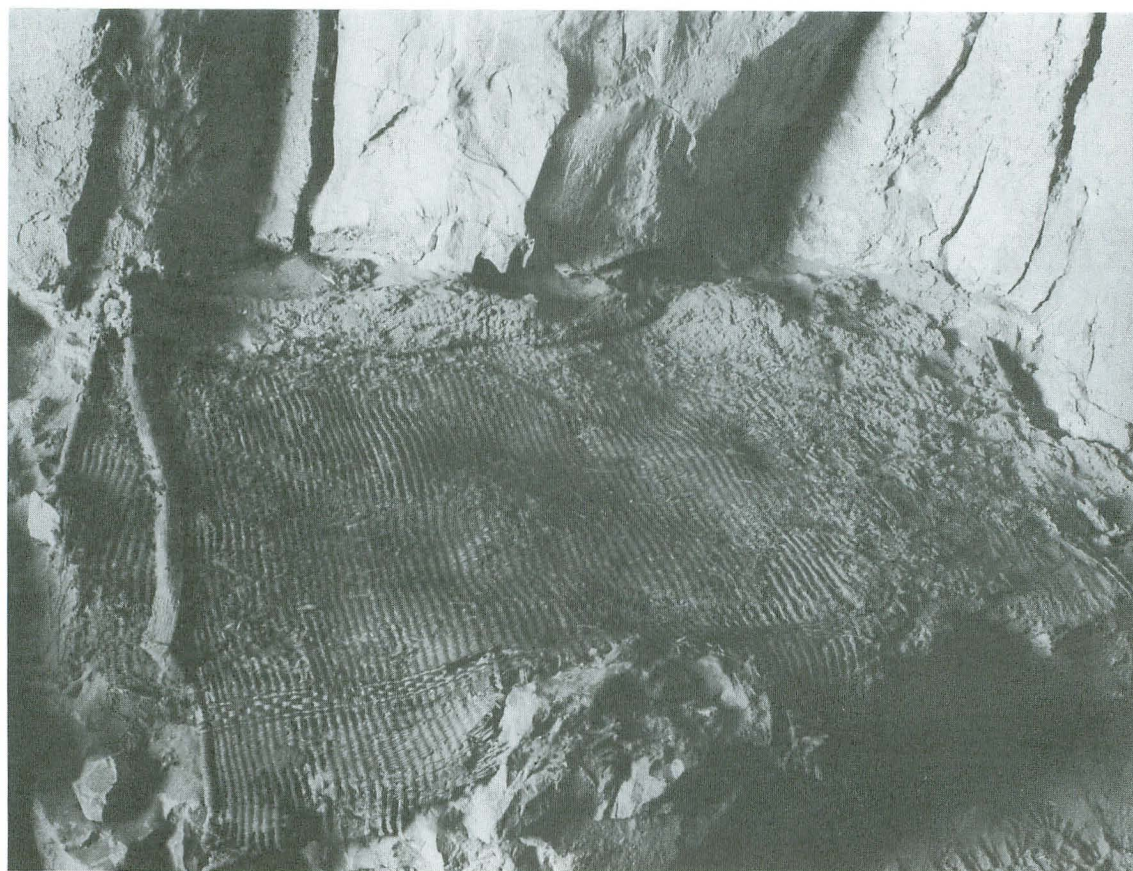
a. R2の閉塞状石積み



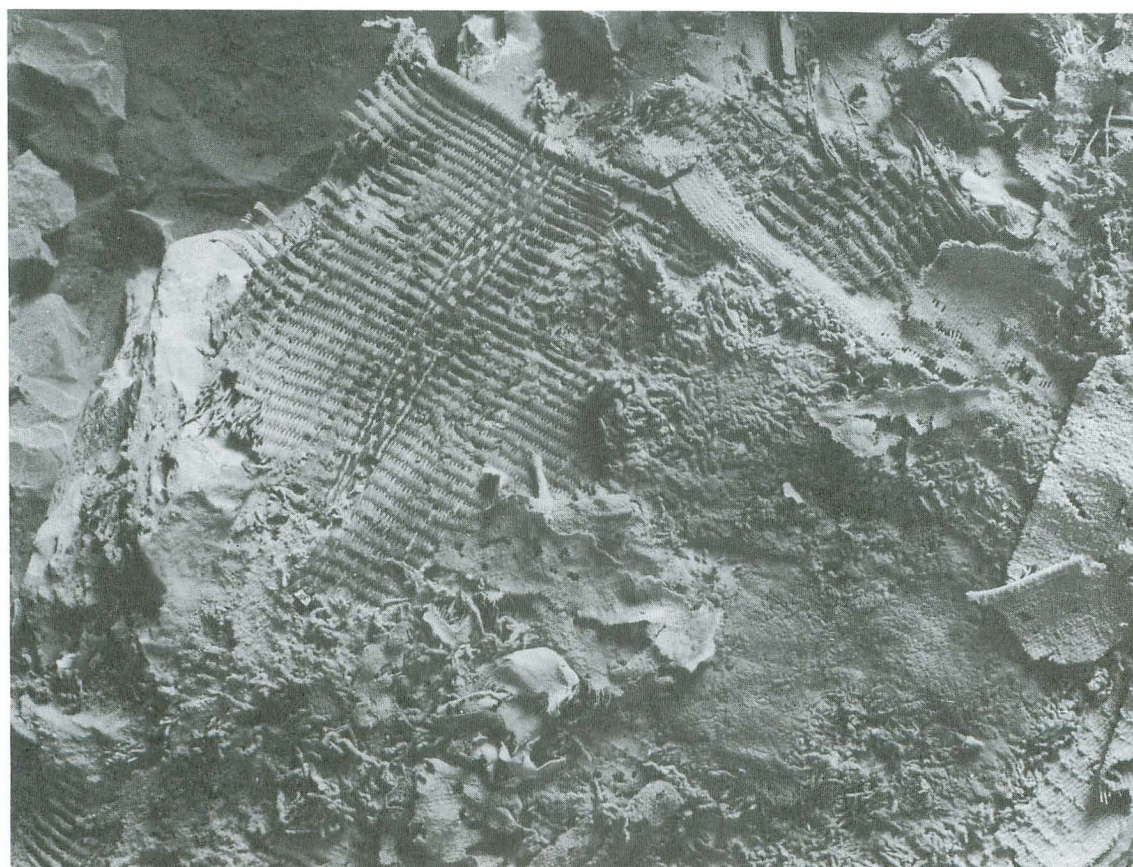
b. R2張出し部の石積み



c. R2深部の堆積状況



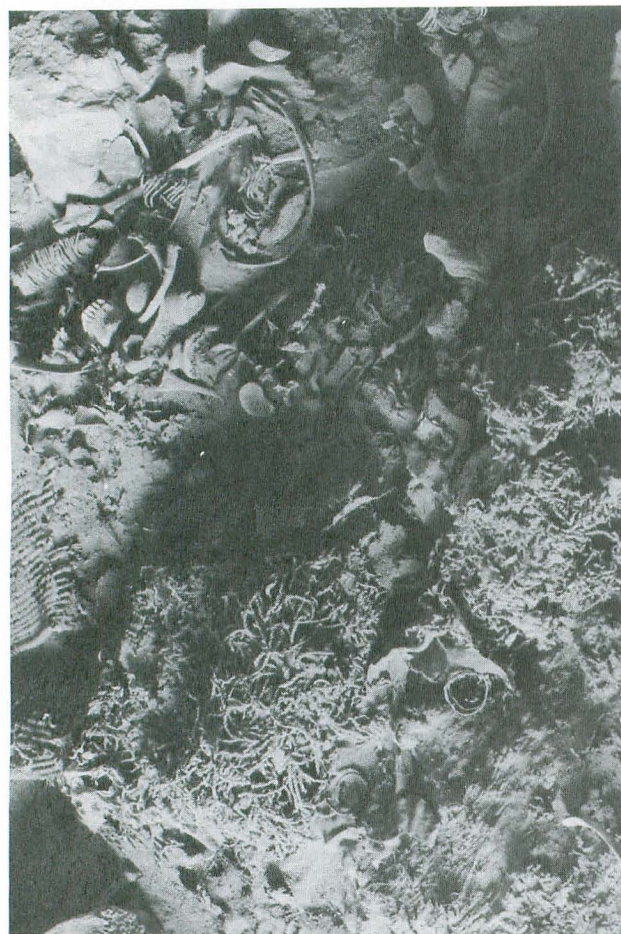
a. R2ゴザ (マット) 出土状況



b. R2埋葬施設



a. R2 遺物出土状況 (人骨とコイル状革紐)



b. R2 遺物出土状況 (パピル織物ほか)



c. R2 遺物出土状況 (革紐)



d. R2 遺物出土状況 (パピル織物と人物文織物ほか)



a. R3 埋葬施設



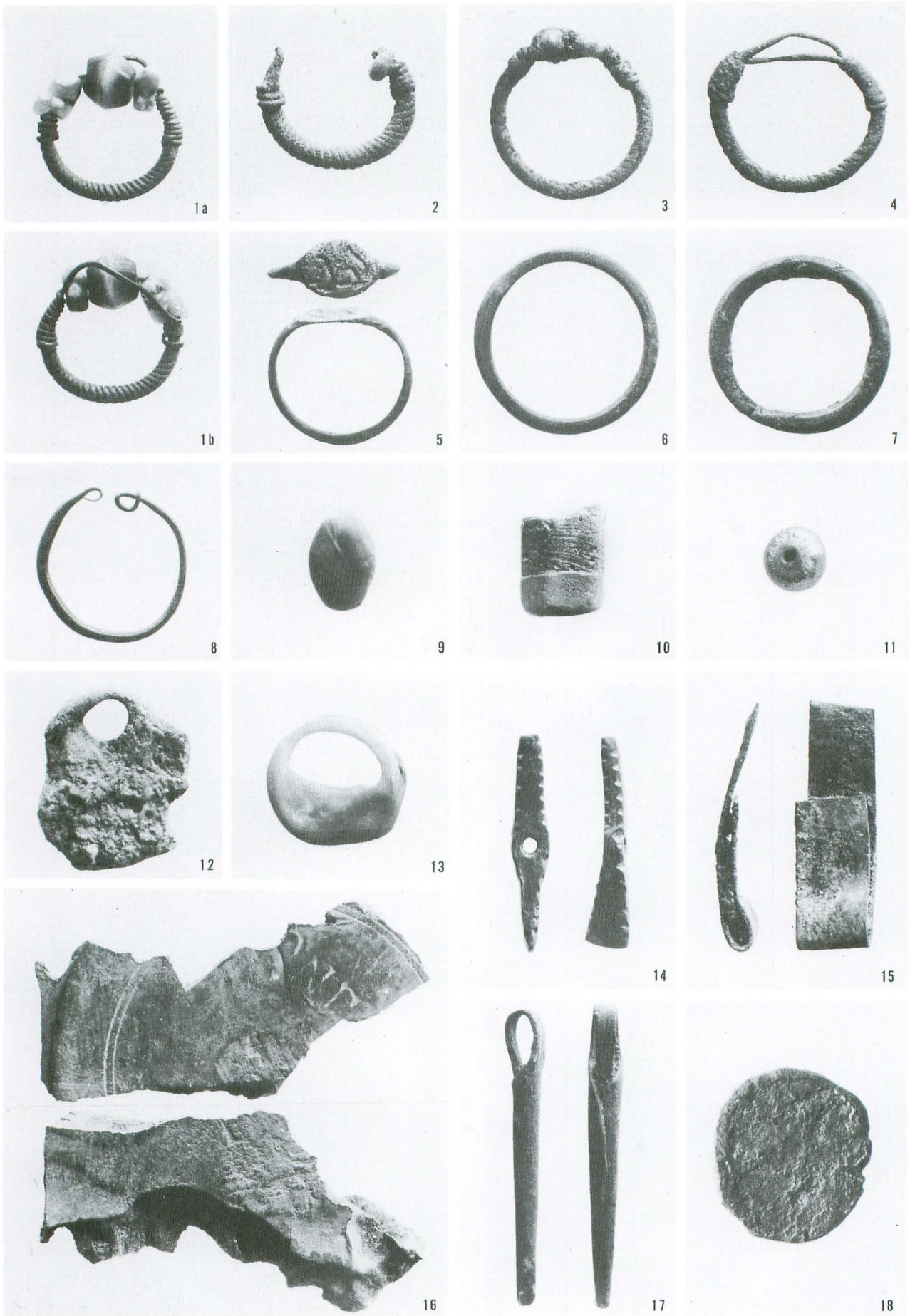
b. R3 遺物出土状況



c. R1 遺物出土状況



d. R1 遺物出土状況



C16洞窟出土遺物 (1~17), C33洞窟前面出土遺物 (18)

イラク古代皮革に関する考察 (その2)

皮革科学的考察

イラク古代皮革研究会

伊藤和彦* 中川成男**

安田研爾*** 奥村 章****

I 原料皮の動物の種類

アル・タール遺跡から発掘された皮革片は、原料皮として何なる動物の皮が使われたのであろうか。皮革科学的には、そのなめしに用いられた鞣剤の種類と共に、最も興味のある問題である。

動物皮は種類と年齢によって、皮の表面である銀面のパターンが、毛穴の形状とその配列によって異なるばかりでなく、皮の断面から見た組織構造もかなり異なっている。動物皮の実質をなす真皮は、表皮から毛根部までの、脂腺、汗腺、及び血管などを含み、繊細なコラーゲン線維を主体とした乳頭層と、毛根部から下の肉面までを占める明らかに太いコラーゲン線維束の網状層とからなる。

何時の時代でも、皮革はその原料となる動物の種類による特長を最大限に活かすように、用途が決められる。

現在では、重厚で皮線維の充実した成牛皮は、特に強度が要求される靴の底革及び甲革に適し、繊細柔軟で銀面が美しい小牛皮は、靴用甲革及び衣料革として特に優れ、毛用種の羊皮は、毛根部の乳頭層に脂腺、汗腺が特に発達しているために、強度は劣るが軽くスポンジーで保温性があり、衣料革に重用される。また、山羊及びヘアシープ（肉用羊）は小牛皮と羊皮の中間的な構造をしているので、靴甲革、衣料及び袋物などの原料として優れ、その用途は幅広い。

イラクを含む中近東地帯は、古くから遊牧民によって、馬、牛、山羊、羊及びラクダが飼育され、これらの家畜の皮が革の原料として用いられ、それぞれ用途に適した皮が鞣され染色されて、革衣料、靴を始め色々な生活用具に使われた事だろう。

発掘された皮革片から動物の種類を推定するために、革の銀面パターンの面からと、革の組織学的な面から検討を行った。

生皮及び革からその動物の種類を判定する方法には、次の4種類がある。1) 乳頭層と網状層の厚さの比から区別する方法 [Reed, 1972: pp. 31-38] 2) 毛、毛包、毛根、脂腺及び汗腺の位置から区別する方法 [Reed, 1972: pp. 31-38] 3) 銀面パターンを既知の動物の銀面パターンと比較する方法 [Reed, 1972: p. 25, pp. 282-289; 澤山智, 1952: p. 37; Thorstensen, 1969: pp. 21-29] 及び 4) 銀面に対して水平及び垂直の組織切片を作り、既知の動物切片と比較して区別する方法 [Roddy, 1956: pp. 16-17; Reed, 1972: pp. 289-303] などがある。

上記の乳頭層と網状層の厚さの比から区別する方法は、各動物に固有の生皮構造から区別しようとする方法である。乳頭層と網状層の厚さの比は1:1から1:6まで、動物の種類と動物の生育の度合により変化し [Reed,

* 元神戸大学教授 ** 神戸大学農学部 *** 大阪府立工業技術研究所

1972: p. 32, pp. 289-303], これにより動物の種類と成長度の大まかな判別が可能である。しかし、この方法は全厚度の明らかな生皮にしか適用出来ず、ここで検討しているイラク古代革のような、鞣し加工中に肉面を削られた薄物製品革には応用出来ない。

毛、毛根、脂腺及び汗腺の位置によって判別する方法は、各動物に固有の特徴があり、有効な方法である。然し毛は製革工程中で除去され、腺組織は極めて脆く、原料皮の保存中に破壊される。毛根の一部は残留するが、特に植物タンニンで鞣された場合は植物タンニンが染色を妨害するため、毛根の検出は困難である。

未知試料革の毛穴の形状とその配列による銀面パターンを、既知の動物皮の銀面パターンと比較して同定する方法は、動物皮の銀面パターンが動物の種類によって固有のものであり [澤山智, 1952: p. 37], また独特の特徴を持つために、視覚的ではあるが、極めて信頼性が高い。

皮革の銀面に対して、水平及び垂直の組織切片を作り、これらの切片の比較から区別する方法は、次の2つの方法に分けることが出来る。

a. 銀面に対して平行な組織切片を作製して比較する方法 [Reed, 1972: pp. 289-303]。これは銀面が損傷をうけて、銀面パターンの判断がつかない場合、毛穴の分散の程度や、残っている毛の断面の構造から、銀面パターンの代りに動物の種類が区別が可能である。

この方法は、特に羊の場合に、十分な毛が残っていれば、毛の断面から毛質を原腺維 (Primary fibers) と2次腺維 (Secondary fibers) に分けて、その比率からウールシープ (毛用羊) とヘアシープ (肉用羊) の区別が可能である。この方法は毛のついた生皮に限られ、毛が残っていない製品革には適用出来ない。

b. 銀面に対して垂直な組織切片を作製して比較する方法 [Roddy, 1956: pp. 16-17]。これは当初小牛皮、中牛皮、牝牛皮及び去勢牝牛皮について Roddy が、乳頭層の厚さは年齢による変化は少なく、毛、汗腺及び脂腺の発達に従って一定のパターンを示す変化が生じることに着目し、この変化を背線に垂直な組織標本を作り、比較すれば種類の相違や、同一種内でも年齢の相違もわかると述べている [Roddy, 1956: pp. 16-17]。

更に、Tancous が羊皮と山羊皮について、同様な方法で組織標本を作り、同様の結果を得ている [Roddy, 1956: pp. 16-17]。

また、Conabere は Roddy の研究を更に進めて、小牛皮と小山羊皮の毛包の成長を直接測る方法で、同様の結果を得ている [Conabere, 1944: p. 270]。

この様に、銀面に対して垂直の組織切片は、動物の種類に有効であり、発掘されたイラク古代皮革の小片は、毛、汗腺及び脂腺は残留していないが、毛包や乳頭層は明らかに認められ、この判別に有効であると考えられる。以上述べた4つの方法の中で、銀面パターンの比較と銀面に垂直な組織切片の比較とが、ここでは最も適当な方法であると考えて、これらについて試験を行った。

1. 銀面パターンによる動物の推定

(1) 試料

銀面パターン判定のための試料は SK-01, SK-17, SK-52 及び Cm-1002 で、これらはいずれも保存状態が良好で、銀面パターンが残存したものである。比較のための標準試料は、馬皮、成牛皮、小牛皮、山羊皮、羊皮 (ウールシープとヘアシープ) 及びラクダ皮などを用いた。この中で馬皮、成牛皮及びラクダ皮はバット部のみ、その他はバット部とベリー部を用い、山羊皮はジャワ、パキスタンとインド産の皮も用いて比較した。

(2) 銀面パターンの撮影

イラク古代皮革は、長期間土中に埋蔵されていたので、革の銀面に多量の土砂が付着して居り、そのままでは銀面の観察が困難である。そのために、中性洗剤溶液中で超音波洗浄を行い、水ですすいで風乾した。

この試料を実体顕微鏡で観察し、写真の撮影を行った。撮影の倍率は10倍と30倍とし、照明は銀面パターンが立体的に観察出来るように、右上方45°からの片側照明とした。

(3) 銀面パターンの比較と動物の推定

種類既知の動物皮の銀面パターンと未知試料革の銀面パターンを比較する基準〔Reed, 1972: pp. 282-289〕は、豚皮は丈夫な固い毛が散在し、銀面上の毛穴が三角点として規則正しくあき、銀面は粗いので肉眼でも区別出来る。ラクダ皮は4~5mmの枝状に広がる立派な畝状の銀面パターンを持つので区別が出来る。牛皮は毛の密度、繊維構造、皮の厚さ及び銀面パターンのきめの粗密によって、牛皮としての区別だけでなく、牛の年齢の相違についても判別が可能である。羊皮と山羊皮の区別では、同じ羊でも毛用種であるウールシープは毛の密度が高く、腺組織が多く、皮繊維束も細いので空間が多くて柔軟であり、大きなひだが出来易いので一見して区別し得る。しかし肉用種のヘアシープは山羊とウールシープの中間に位置するために、その銀面パターンは山羊皮に近く、判別は困難である。

発掘されたイラク古代革は損傷が多く、明瞭な銀面パターンを持った革は少ないが、その内特に良質の銀面パターンを持ったCm-1002, SK-01, SK-17, SK-52は写真1 (Pl. 10) に、また対照の試料として、当時飼育されていた最も一般的な家畜と考えられる山羊、ヘアシープ、馬、ラクダなどの革の銀面パターンは写真2 (Pl. 11) に示した。それぞれ革の銀面を10倍と30倍に拡大撮影したものである。

イラク古代革の銀面パターンと対照革の銀面パターンを比較すると、毛穴の密度、毛穴の並び方及びそれに起因する革表面の小皺等から判断すると、成牛、小牛、馬、ラクダ、ウールシープ等の皮でない事は確実である。

残る山羊とヘアシープの内、毛穴の配列により形成される銀面の隆起部分のパターンは、写真1及び写真2で明らかなように山羊独特のものである。

革の銀面を内側にして折り曲げた時に生ずる皺は、皮革業界では「シボ」と呼ばれ、革の品質の判定や、動物の種類判定に用いられている。このシボを見ると、山羊はヘアシープより大きく、谷が深く塊状の皺が生じる。イラク古代革試料のシボは山羊革の特徴をよく備えている。

2. 組織切片による動物の推定

(1) 毛包角度による動物の推定

動物皮の種類を推定するために、銀面に対する毛包角度が動物の種類により、特に山羊と羊については著しく異なるらしいことに着目し、イラク古代革とこれの対照として種類既知の動物皮の銀面に垂直な組織標本を作り比較した。また同時に、各試料のコラーゲン線維束の太さについても観察した。

毛包角度は新しく鞣しをした革を用いると、山羊が40°前後、ヘアシープが40°~50°、ウールシープは60°前後と明らかに差を生じ、これによる種類の推定が可能であることを確認した。参考のため、ヘアシープの毛包角度は図1に示した。然しイラク古代革については何れも20°~40°で、この値は、牛、馬、ラクダ等を含めて総ての対照革よりも著しく小さい。

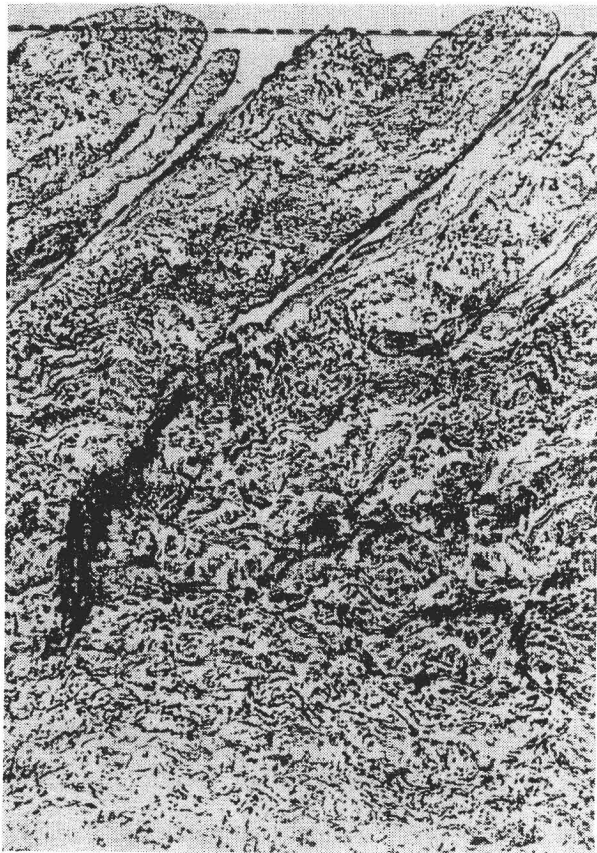


図1 ヘアシープの毛包角度

3. ま と め

イラク古代皮革に用いられた動物の種類判定には、色々な方法があるが、最も簡単で適確な方法は革の銀面パターンで見分ける方法である。これは毛穴の密度、毛穴の並び方や革を折り曲げた時に生ずる皺、即ちシボと言われる動物特有のパターンで、一般的には区別しうる。

イラク古代皮革はその銀面パターンがほぼ同一で、対照試料の山羊革の銀面パターンに一致した。

次に補足的に、革の毛包角度と線維束の太さについても検討した。新しい革では、ヘアシープ、ウールシープの順に毛量が多く、毛包が密になる程毛包角度が大となるが、古代皮革の場合は、発掘される前に、土中で圧縮された為か、何れも毛包角度が低く、この方法では判別出来なかった。

線維束の太さは、山羊と羊を比較すると、山羊がはるかに太いが、イラク古代皮革は山羊と同じ太さであった。

これらの結果を総合すると、イラク古代皮革に使われた動物は山羊であることは間違いない。

II 革中の植物タンニン剤

イラク古代皮革の試料は大部分損傷がひどいが、革の色と手でふれた感触などから、何れも植物タンニンで処理されたものであることは容易に想像出来る。

紀元前後100年頃の鞣方法としては、前編〔出口、1985〕で述べられている通り、燻煙法、動植物油脂法、明

これは試料の古代皮革が長年土中に埋もれ、土の圧力によって革が圧縮され、毛包角度が縮小したのではあるまいか。現在の革でも、靴の底革が高圧で圧縮されて、毛包角度が小さくなることから当然考えられる。

従ってこの方法による種類の判定は出来なかった。

(2) 線維束の太さによる推定

この銀面に垂直な組織標本の観察に関連して、コラーゲン線維束の太さが動物の種類判別に利用されることがある。色々な点で類似性のある山羊、ヘアシープ及びウールシープの場合は、ヘアシープとウールシープの線維束が比較的細く、山羊の線維束は太い。これは網状層で特に著しく、一見して判別しうる。この点からイラク古代革の線維束を観察した結果、シープ類よりも明らかに太く、この点から見ても古代革は山羊の革であると言う事が出来るだろう。

ばん法及び植物タンニン法などがある。この中で現在でも一般に用いられている重要な鞣剤は、明ばんと植物タンニンである。

明ばんに関しては後で述べるとして、先ず主要な鞣剤として如何なる植物タンニンが用いられたのか、植物タンニンの種類を検討してみた。

植物タンニンの判別方法には次の3種類の方法がある。1) 発色試験〔中川, 伊藤, 近藤, 1982: p. 43〕 2) ペーパークロマトグラフィー〔京都大学農学部農芸化学教室, 1957: pp. 1089-1092〕と薄層クロマトグラフィー〔東京農工大学硬蛋白質利用研究施設, 1980: pp. 86-97〕及び 3) 紫外外部吸収スペクトル〔山口, 1959b: pp. 83-86〕などである。

発色試験は試料水溶液に発色試薬を加えて発色させ、その呈色によって判別する方法である。

植物タンニンは大別すると、加水分解型タンニンと縮合型タンニンに分けられ、前者は200°Cに加熱すると、ピロガロールを遊離し、後者はカテコールを生成する。これら植物タンニンは塩化第二鉄と反応して、ピロガロール系の加水分解型タンニンは青紫色に発色して、いわゆるブルーブラックのインクとなり、またカテコール系の縮合型タンニンは緑色に発色する。

勿論、ピロガロールとカテコールの両方を含んでいる植物タンニンが存在し、これだけで判定するのは危険であるが、概略的な傾向は把握出来る。

また、植物タンニンは硫酸銅、ジアゾ化試薬やネスラー試薬〔中川, 伊藤, 近藤, 1982: p. 43〕とも反応して、それぞれ特有の発色を示し、標準となる植物タンニンと比較すると、その種類の判別が可能である。

ペーパー又は薄層クロマトグラフィーによって、植物タンニンの抽出液を展開すると、他の分子量が小さい物質とは異なり、長くテーリングしたスポットが出現し、その長さや形状によって相互に判別が可能である。

紫外外部吸収スペクトルは、各々の植物タンニンの含有する主成分のみではなく、各種の微量な共存物質にも左右されるが、各々個有の吸収スペクトルを示し、標準物質との比較で判別が可能である。

(1) 試料

含有植物タンニンの抽出に用いたイラク古代革の試料は、比較的保存状態が良好で、試料の量が多い次の10点を選んだ。即ちSK-42, SK-43, SK-44, SK-46, SK-47, SK-52, SK-67, Cm-12, Cm-1002, 3S-25などである。

一方古代革の鞣剤と比較対照する植物タンニンとして、次の12種類を用いた。即ち、ワットルエキス パウダー、ケブラコエキス パウダー、ガンビアエキス、パインエキス パウダー、スマックリーフ(B), ガールナッツ、トルキッシュガロタンニン バーク、ザクロ 果皮、チェストナットエキス パウダー、ミロバランバーク、ミロバランエキス パウダー、パロニアエキス パウダーなどである。

なお、古代皮革は約2,000年も以前の試料であり、比較対照するタンニン剤は、比較的新しいものであるので、タンニン剤の酸化変性を考えて、約30年間放置貯蔵した古いタンニン剤を念のため、同時に用いて比較した。スマックリーフ(A)がそれであり、その他はワットル エキス*, ワットル バーク*, ケブラコ エキス*など*印をつけて表示した。

(2) 鞣剤の抽出方法

試料約2gを細切又は粉碎し、次のa又はbの抽出液〔Reed, 1972: p. 267〕1.5mlを加え、還流冷却器をつけて、70°Cの水浴中で4時間抽出した。抽出後濾過し、温水で洗い、濾液と洗液を合せた。抽出液b使用の場合

は pH 約 5 に中和し、蒸発乾固して溶剤を除き、水に溶解して約 3% 水溶液にして供試液とした。

- a. アセトン, 水 = 1:1 (V/V) b. 6N 塩酸, アセトン, 水 = 1:1:1 (V/V)

なお、イラク古代皮革からの抽出液は、ゼラチン試験 [Reed, 1972: pp. 268-269] により植物タンニンと判定した。

また、対照植物タンニン原料のリーフ、バーク又はナッツからタンニンの抽出方法は、古代革から鞣剤を抽出する方法と同様に行った。

1. 沨紙によるスポット発色試験

試験管中での発色試験は、試料の数が多い場合は手間を要し、しかも発色状態の記録が困難なので、沨紙上で発色試験 [中川, 伊藤, 近藤, 1982: p. 43] を行った。即ち、前述の試料水溶液を東洋沨紙 No. 50 に 1 cm 間隔でスポットし、風乾後次の 4 種類の試薬をスプレーし、発色状態を観察して、写真を撮影した (Pl. 9-a, b)。

発色試薬:

- 1) 2% 塩化第二鉄アルコール溶液 [Joseph and Gunter, 1971: p. 314] 2) 2% 硫酸銅水溶液, 続いてアンモニア水 (1:9) [Sherma and Zweig, 1971: p. 314] 3) ジアゾ化スルファニル酸, 続いてアンモニア水 (1:9) [実験化学便覧編集委員会, 1961: p. 524] 及び 4) ネスラー試薬 [実験化学便覧編集委員会, 1961: p. 525]

Pl. 9-a は対照として用いた各種タンニン剤の発色試験, また Pl. 9-b は古代皮革抽出液の発色試験の結果である。

塩化第 2 鉄による発色はそれぞれ, 第 1 列に示した。植物タンニンは Fe によって, カテコール系の縮合型タンニンは緑色に発色し, ピロガロール系の加水分解型タンニンは青紫色を示す [山口, 1959a: p. 226]。

これを Pl. 9-a の対照試料について見ると, 縮合型に属するワットル, ケブラコ, ガムビアとパインは緑色に呈色し, 加水分解型に属するスマック (B), ガールナッツ, トルキッシュ ガロタンニン, ザクロの果皮, チェストナット, ミロバランとミニバリは青紫色に呈色した。

勿論複雑な混合物からなる植物タンニンは, これのみで判別は出来ないが, 大まかな分類はなしうる。

興味ある事は, 縮合型のワットルとケブラコでは, 新鮮な試料と約 30 年貯蔵した試料の, 塩化第二鉄による発色が変らないのに, 加水分解型のスマックでは, 新鮮なスマック リーフ (B) と長く貯蔵された試料のスマック リーフ (A) では, 全く色相が異なる。これは硫酸銅, ジアゾ化試薬及びネスラー試薬を用いた発色でも明らかに相違した。

イラク古代皮革から抽出した植物タンニンは, いずれも殆んど同じ色相で, スマックの古い対照試料スマック リーフ (A) に類似している。

同じ金属試薬である硫酸銅により, 対照の植物タンニンは色濃度は薄い, 縮合型タンニンは暗褐色, 加水分解型は橙褐色に呈色した。イラク古代革の植物タンニンは一部を除いて色相がほぼ同一で, 古いスマックに似ている。

ジアゾ化スルファニル酸とネスラー試薬による発色は, 縮合型や加水分解型による, 系統的な色の違いは見られないが, 各々特徴のある呈色を示した。これらの試薬によっても, イラク古代革からの植物タンニンは色相が同一で, 古いスマックの色によく似ている。

2. 薄層クロマトグラフィー

用いた薄層は、メルク社製の TLC プラスチックシートシリカゲル60 (厚度 0.2 mm) で、これを幅 10 cm に切り、100°C で30分間加熱活性化した。冷後試料水溶液をシートの下端から 13 mm 上にスポットし、乾燥後次の 3 種類の展開溶媒を用い、密閉容器で約 8 cm 上昇させて展開した。乾燥後、ヨウ素蒸気に曝らして発色させた。

展開溶媒：

㉑ 二塩化エチレン，メチルアルコール，ピリジン，アンモニア (1:9) = 8:4:3:1 (V/V) [東京農工大学硬蛋白質利用研究施設, 1980: pp. 93-94]

㉒ イソプロピルアルコール，エチルアルコール，アンモニア (1:49) = 14:6:1 (V/V) [東京農工大学硬蛋白質利用研究施設, 1980: pp. 93-94]

抽出剤 a で抽出した対照植物タンニンを試料とし、展開溶媒㉑を用いて薄層クロマトグラフィーで分離した結果を写真に示した (Pl. 9-c)。またイラク古代革から a で抽出したタンニンを㉒の展開溶媒で分離した結果を写真に示した (Pl. 9-d)。

分子量が比較的大きい植物タンニンは、タンニン以外にも種々の糖類、色素、含窒素化合物等からなる複雑な混合物である。そのために、植物タンニンの薄層クロマトグラムは、糖やアミノ酸のように、よくまとまったスポットになりにくく [東京農工大学硬蛋白質利用研究施設, 1980: pp. 86-97]、長くテーリングしたスポットになる。

そのために、植物タンニンはスポットの Rf 値を測定し、その値で同定するよりも、種類既知の植物タンニンを同時に展開し、スポットの長さや形状と相対的な位置で判定する方が良い。

古代皮革を含めて、対照試料の各種タンニンを展開した結果、写真でははっきりと見えないが、一般的に加水分解型タンニンは移動度が高く、長い棒状スポットになり、テーリングしている。これに対して、縮合型タンニンは移動度が低く、比較的短い棒状スポットとなる。

前記のスポット発色試験と同様に、ワットルは長く貯蔵した試料と新鮮な試料とでは、移動度に差が認められないが、ケブラコとスマックは、新鮮な試料と古いものでは移動度に大きな差を生じ、貯蔵による変性を示唆している。イラク古代革から抽出したタンニンの移動度は高く、試料革による差は殆んど認められない。従って古代皮革は同一植物タンニンで処理されたものであり、これに相当する対照試料は古いスマックであると言える事が出来る。

3. 紫外外部吸収スペクトルの測定

紫外外部吸収スペクトルを測定すると、植物タンニンはその種類によって各々特異な吸収を示し、これによってその種類の同定が可能 [山口, 1959b: pp. 83-86] である。このような吸収スペクトルを利用して、イラク古代革の植物タンニンの推定を試みた。

試料水溶液を 10~30 ppm に希釈し、これに等量の 0.2 M NaCl を加え、0.1 M NaCl を対照として、島津製ダブルビーム自記分光光度計 UV-200 を用い、200~400 nm の吸収スペクトルを測定した。

紫外外部吸収スペクトルに表われたワットルとケブラコタンニンの新旧の相違は図 2 に、スマック リーフの新旧は図 3、イラク古代革から抽出した植物タンニンは図 4 に示した。

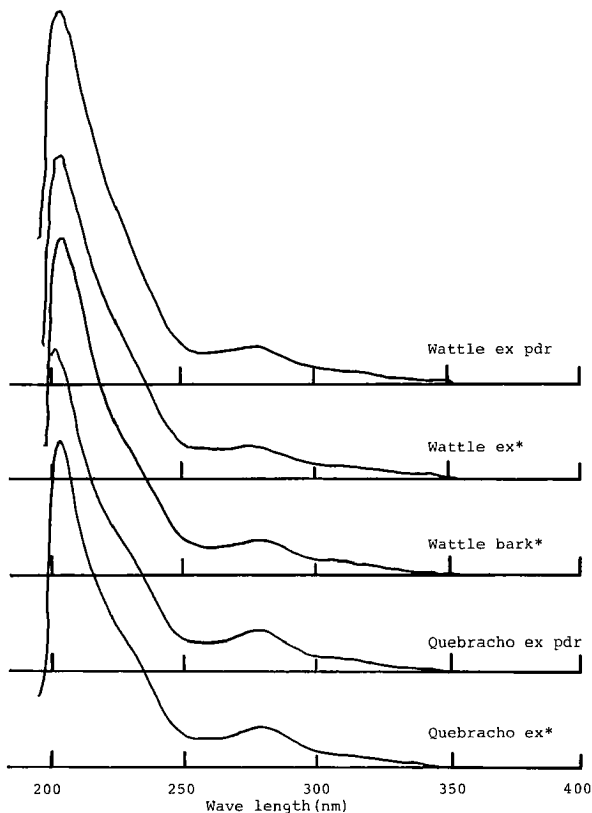


図2 ワットル、ケブラコタンニンの紫外外部吸収スペクトル (*は30年放置試料)

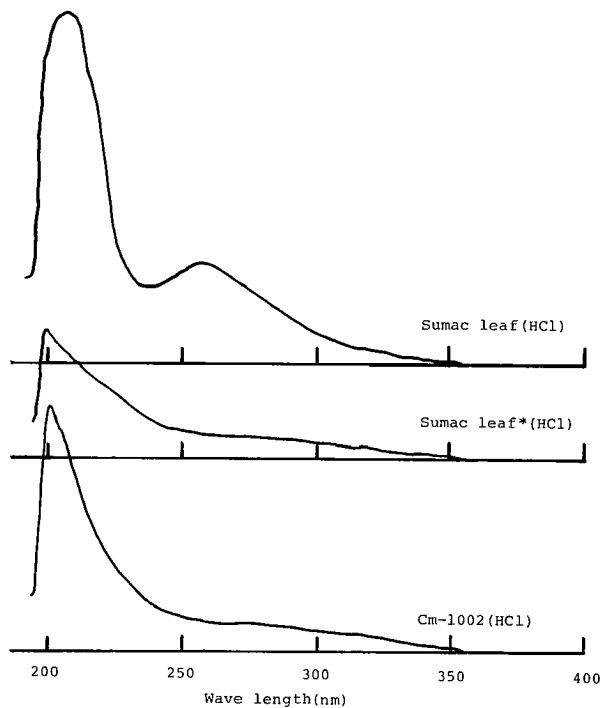


図3 スマックリーフの紫外外部吸収スペクトル (*は30年放置試料)

ワットルとケブラコタンニンの場合は、新旧の試料で紫外外部吸収スペクトルに差が認められなかったが、スマックリーフの場合は、新しい試料で280 nm付近で認められた大きく特異な吸収スペクトルは古い試料では消失し、また210 nm付近の特異な吸収ピークも変形しているのが認められる。これらの事はスマックが加水分解型タンニンに属し、変性し易いためであると考えられる。

イラク古代革から抽出した植物タンニンは、紫外外部吸収スペクトルが何れもほぼ同じパターンを示し、同一植物タンニンで鞣されたものと推定される。

紫外外部吸収スペクトルからイラク古代革の植物タンニンを推定すれば、スマックであると考えられる。

4. イラク古代皮革のナメシ度

これまでの試験で、イラク古代革が植物タンニンで鞣されたものであり、その植物タンニンは恐らくス

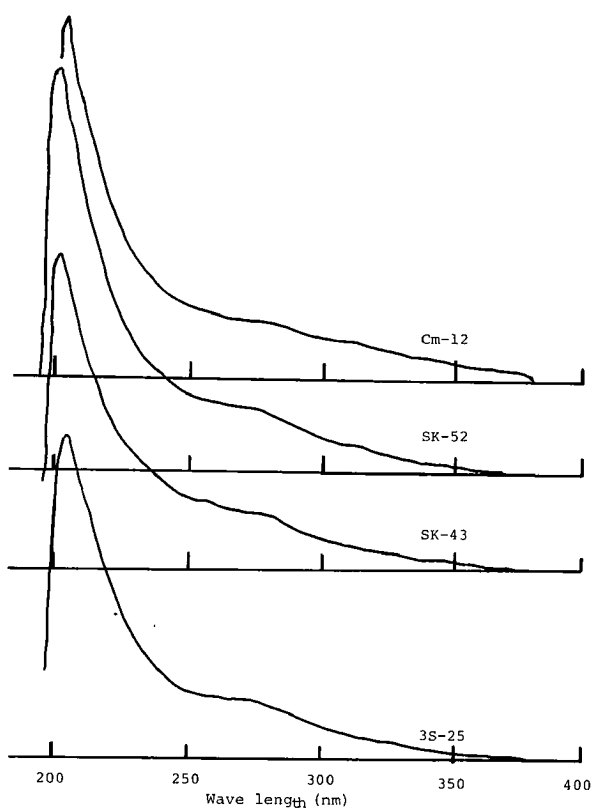


図4 イラク古代皮革の紫外外部吸収スペクトル

マックであろうと判断された。そこでイラク古代革の一般分析を行い、これからナメシ度を算出して、なめしの状態を検討した。

一般分析は、試料革を約 2mm² に細切し、JIS K-6550 に準じて、水分、全灰分、皮質分、脂肪分、可溶性成分、可溶性灰分及び pH を測定し、ナメシ度は次式により算出した。

$$G = \frac{B}{H} \times 100$$

G：ナメシ度

$$B：結合タンニン(%) = 100(%) - \left\{ \begin{array}{l} \text{水分}(\%) + \text{不溶性灰分}(\%)* + \text{脂肪分}(\%) \\ \text{+可溶性灰分}(\%) + \text{皮質分}(\%) \end{array} \right\}$$

H：皮質分

* 不溶性灰分(%) = 全灰分(%) - 可溶性灰分(%)

一般分析によって得られた結果は表 1 に示した。イラク古代革を現在の植物タンニン革と比較してみると、まず水分が比較的少ない。革の水分は保存場所の水分の影響を受けるので、乾燥地帯から発掘されたために、当然少ないのであろう。また全灰分がかなり多いが、これは埋蔵されていた時の土砂が革中に移行したものと考えられる。皮質分は現在の革より比較的が多いが、これは結合タンニンが少ないためと考えられ、ナメシ度が低いことを示唆している。脂肪分は 1～3% で、現在の袋物革より幾分低い値である。可溶性成分がかなり多い。この値は現在では、多量の植物タンニンを充填した底革に匹敵する。これは長期間保存されたために、植物タンニンその他の成分が酸化分解したことによるとも考えられる。また革の pH 値が現在のタンニン鞣しよりかなり高いのも、タンニンの皮との結合力を弱める原因となる。従って出土した古代革のナメシ度は表 1 に示した通りでかなり低く、現在のタンニン革の約 1/3 以下となっている。

表 1 イラク古代皮革の一般分析

	Moisture %	Hide substance %	Fat %	Ash %	Soluble matter %	Soluble ash %	Tanning degree	pH
SK-42	9.1	62.5	3.5	3.5	20.6	—	7	4.03
SK-43	9.3	51.4	1.5	5.2	29.5	1.6	9	4.30
SK-44	10.2	61.3	2.6	4.9	21.7	—	7	4.36
SK-46	8.4	56.9	1.4	4.1	27.4	1.1	8	4.36
SK-47	8.6	56.8	3.4	5.6	24.6	1.5	9	4.59
SK-52	10.3	55.4	0.9	5.2	27.3	1.5	8	4.58
SK-67	10.7	56.1	2.5	7.2	19.6	2.8	15	4.91
Cm-12	9.5	56.5	0.3	10.5	21.4	2.0	18	5.21
Cm-1002	9.4	56.0	0.9	7.6	24.3	1.7	14	4.90
3S-25	10.7	51.5	1.1	13.7	22.9	1.1	25	6.50

5. ま と め

イラク古代皮革は一見して植物タンニンで鞣されたものであることが、それらの色と感触によって知ることが出来る。イラク古代皮革を鞣した植物タンニンは何かを求めて、各種植物タンニンと古代皮革から抽出したタンニンのスポット発色試験、薄層クロマトグラフィー及び紫外外部吸収スペクトルについて検討した。

その結果、イラク古代皮革の植物タンニンは、総て同一植物タンニンであり、これを対照となる各種植物タン

ニンより探すと、30年保存した古いスマック リーフがこれに該当した。

現在ではなめしの主流をなすものには、クロム鞣剤、植物タンニン及び各種の合成鞣剤などによるなめしがある。これらのものは単一で使われることは殆んどなく、それぞれ正反対の性質、或いはかなり異なった性状とその鞣し効果をもっているため、それぞれ適当な組合せによって、相乗効果が期待出来るような複合鞣製が行われている。

然し古代皮革の場合は抽出した植物タンニンを判別した結果、何れも単一の植物タンニンであることを確認した。これは恐らくスマックである。

我々がスマックと同定した植物タンニンは地中海地方の特産品であり、古代から現代に至るまで広く栽培され、重要な交易品の一つであった。このタンニンは主に単独で山羊皮の鞣しに用いられ、その革は淡い褐色をしている。柔軟で手ざわりも良く、現在でもモロッコ革として知られている。

III 革中の無機成分と明ばん鞣しの可能性について

発掘したイラク古代皮革は灰分が非常に多く、大部分の革が5～7%の範囲にあった。これらの革は前節で検討した結果、植物タンニンで鞣されていると判定したが、現在製造されている植物タンニン革は、靴用底革など特殊なものを除けば、殆んど灰分が1%以下である〔Wilson, 1941: p. 643〕。

出土した革の灰分が異常に多い原因として考えられるのは、革が遺跡の土中に埋没していたので、土砂が革中に移行したのか、植物タンニンとの複合鞣製として明ばんが用いられたのか、或いは皮の脱毛に用いられた石灰及び脱毛後の脱灰剤などの処理が不十分で、それらの塩類が皮中に残存したなどの要因がある。

これらの点を明らかにするために、試料革と革に付着した土砂を分解し、原子吸光法により主要元素を定量し、また発光分光分析によって、その他の元素も含めて定性分析を行った。

(1) 試料の調製

供試皮革はSK-44及びSK-52で、これらの供試革は、ブラシで付着した土砂を払い落して細切した。また比較的多量の土砂が付着していたSK-44からは払い落した土砂も集めて試料とした。

細切革試料及び土砂は白金つぼにとり、強熱灰化して灰分を測定後、灰分にフッ化水素酸と硫酸の混液を加え、加熱分解して供試液とした。

(2) 無機成分の測定方法

供試溶液は水で希釈し、原子吸光分光法により、Ca, Mg, Na, K, Al及びFeを定量した。またBa, B等19種類の微量元素についても、発光分光分析によって定性分析を行った。

(3) 結果と考察

イラク古代皮革及びこれに付着した土砂を原子吸光法によって6種類の元素を定量した。その結果は表2に、また発光分光分析によって定性分析した結果は表3に、参考として日本の土壌と地核中の元素組成を表4に示した。

イラク古代革中の灰分(強熱残渣)量は表2によれば6.1～7.4%で、6つの主要元素を比較すると、まず革と土砂では組成が全く異なり、革は試料により、また同一試料でも部分によって各元素の含有量が著しく異なっている。

表2 イラク古代皮革及びその付着土砂の元素分析

	SK-44*	SK-52*	土 砂*
強熱残渣	6.1	7.4	88.5
Ca	1.4 (35.9)	1.0 (21.3)	7.9 (40.5)
Mg	0.2 (5.1)	0.3 (6.4)	1.8 (9.2)
Na	1.2 (30.8)	2.5 (53.2)	2.0 (10.3)
K	0.8 (20.5)	0.7 (14.9)	1.8 (9.2)
Al	0.2 (5.1)	0.1 (2.1)	3.7 (19.0)
Fe	0.1 (2.6)	0.1 (2.1)	2.3 (11.8)

* 風乾物に対する値, () の値は6元素の総量に対する比率

表3 イラク古代皮革の発光分光分析

	Ba	B	Si	P	Fe	Mn	Mg	Pb	Al	Ca	V	Sn	Cu	Zn	Ti	Na	Ni	Cr	K
SK-44	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	+	卍	卍	+	卍	卍	+	卍	卍	+	+	卍
SK-52	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	+	卍	卍	卍	卍	卍	+	+	卍

表4 日本の土壌と地核の元素組成

	Si	Al	Fe	Ti	Ca	Mg	K	Na
沖積層水田土壌	30.9	6.1(33.5)	7.4(40.7)	0.37	1.3(7.1)	0.67(3.7)	1.02(5.6)	1.7(9.3)
火山灰土壌	22.7	12.7(50.9)	8.3(33.2)	0.51	1.1(4.4)	0.90(3.6)	0.47(1.9)	1.5(6.0)
洪積層非火山灰土壌	25.0	11.8(52.2)	7.1(31.4)	0.56	1.2(5.3)	0.79(3.5)	0.51(2.3)	1.2(5.3)
地 核	27.8	8.1(33.2)	5.1(20.9)	0.63	3.6(14.8)	2.1 (8.6)	2.6 (10.7)	2.9(11.9)

() 内はCa, Mg, Na, K, AlとFeの量を合し, この値で各元素を徐した100分率

一般的な革の分析で, このようなことは全くありえない。とは言っても全般的に大きな傾向として, 革ではCa, Na及びKが目立って多く, Caは土砂にも特に多く含まれている。

革中に多量に含まれる灰分(無機物)は恐らくその大半が土砂から移行したものであるが, 前記の如く, 土砂の成分が革の灰分と異なることを考えると, 革中の灰分で含有比率の高いCa, NaとKについては, 他の要因を考える必要があるだろう。

この内表2に示した古代革から払い落した土砂のCaは, 表4に示した日本の土壌に比べて著しく多い。これは発掘地帯が泥灰岩又は石灰質頁岩であること〔藤井, 1976: p. 359〕も大きな要因であろう。他の要因としては, 動物皮を脱毛するのに古くから石灰が使われた。脱毛のための石灰漬は現在でも行われているが, 脱毛後の脱灰が不十分であれば, Caの残存は当然考えられる。

次にNaとKが異常に多い。これらの元素は人間の体液に多い成分である。試料の革は発掘時に墓の遺体を被って発見された〔藤井, 1981: p. 73〕ことから, 遺体の体液が部分的にしみ込んだものと考えれば, 分析値の異常なばらつきも理解出来る。発掘された革は植物タンニンの鞣製度が低く, 厚度も薄く比重が小さい。この革を縫合糸で緻密に縫製し, 袋状の部分がかかなりあるところから見ると, 衣料として用いた可能性が高い。

革中にアルミニウムが含まれ, 当時すでにヨーロッパでは明ばん(硫酸アルミニウムを含む複塩)が鞣剤として用いられていたが, その革は白い革である。また明ばん単独で鞣す場合は, Al₂O₃として皮タンパク質に対して3~5%必要〔Wilson, 1941: p. 417〕であり, 試料革のAl含量が0.1~0.2%では鞣剤としては少な過ぎる。鞣剤としては前節で指摘した植物タンニン以外には考えられない。

アルミニウム塩はまた媒染剤としても古くから使われ、この場合は反応性に乏しい天然染料を皮タンパク質に結合させる媒体として用いられるので、使用量は少ない。しかし試料革は全く染色されていなかった。

また革中に鉄が少量ではあるが含有されていた。鉄は植物タンニン鞣しで最も嫌われる物質である。鉄はタンニン酸と化合してブルーブラックのインクを形成して、革の表面に明らかな汚点を残すからである。このようなトラブルから逃れるために細心の注意が払われる。従って表2の革中に含まれた鉄は恐らく土砂から移行したものだらう。

次に試料革を直接発光分光分析を行って、その構成元素を定性した結果は表3の通りである。その量が多いためか最も明瞭に確認された元素は、Si, Ca, Mg, Al 及び Fe であった。また2つの試料革の間に殆んど差がなかった。

以上述べたことを総合すると、これらのイラク古代皮革は明ばんで鞣された可能性が殆んど考えられない。

IV 革衣料の縫合糸

イラク古代皮革のSK-52の縫合面は、一見ミシンによる縫合と見違える程精巧な縫合が施されている。この縫合面をルーペや低倍率の顕微鏡で観察すると、この縫合糸は撚り糸（マルチフィラメント・ヤーン）ではないことが明らかで、モノフィラメント状ではあるが、顕微鏡の倍率を高くして詳細に観察すると、更に細い線維が多数集合し、それが膠着して形成されていることが判明した。この縫合糸を燃焼させると、多量の黒灰を残し、硫黄臭があることから、動物性繊維であることを認めた〔澤山, 1949: p. 9〕。

この縫合糸がいかなる動物の、どのような部位から、いかなる方法で作られたものであるのか、興味ある問題であると考えて、以下の実験を行った。

(1) 試料

供試試料はSK-52の縫合面より縫合糸をピンセットで採取した。糸は劣化して弾性を失い、もろくなっていたため細心の注意が必要であった。縫合状態を写真に示した(Pl. 12)。

また対照試料として羊小腸、牛小腸（いずれもソーセージのケーシング用、塩蔵品を水漬し、脱塩後に凍結乾燥した）、手術用ガット（原料は牛腸、日腸工業製、プレイン）及び皮粉（原料は牛皮、山崎化学製）を用いた。

(2) 走査型電子顕微鏡による観察

各試料を真空中で、最初は炭素次に金を蒸着し、走査型電子顕微鏡で観察した。これを撮影した結果は写真に示した(Pl. 13)。縫合糸の切断面(Pl. 13-a)及び側面(Pl. 13-b)から縫合糸の組織と線維の状態を観察すると、皮に見られる銀面層と皮特有の線維の網状構造が見られないことから、一見して皮でないことが認められる。

縫合糸の断面は縦に走る比較的丸味を帯びた線維が目立って多く、その間に数少ない横に走る線維が見られる。この状態は比較的緻密な線維構造のものが縦に引伸ばされ、乾燥によって線維が膠着したものが、永年の使用で部分的に線維がほぐれたもののように見られる。

このような観点から、写真に示した羊腸の断面と側面(Pl. 13-c, d)を見ると良く符合するようである。もっとも羊腸の方は、生の腸を軽くひねって、引伸して凍結乾燥したものであって、その断面は線維が膠着したままでほぐれないから、標本作製時に金の蒸着が平面的になり、線維の状態が良くは観察されない。

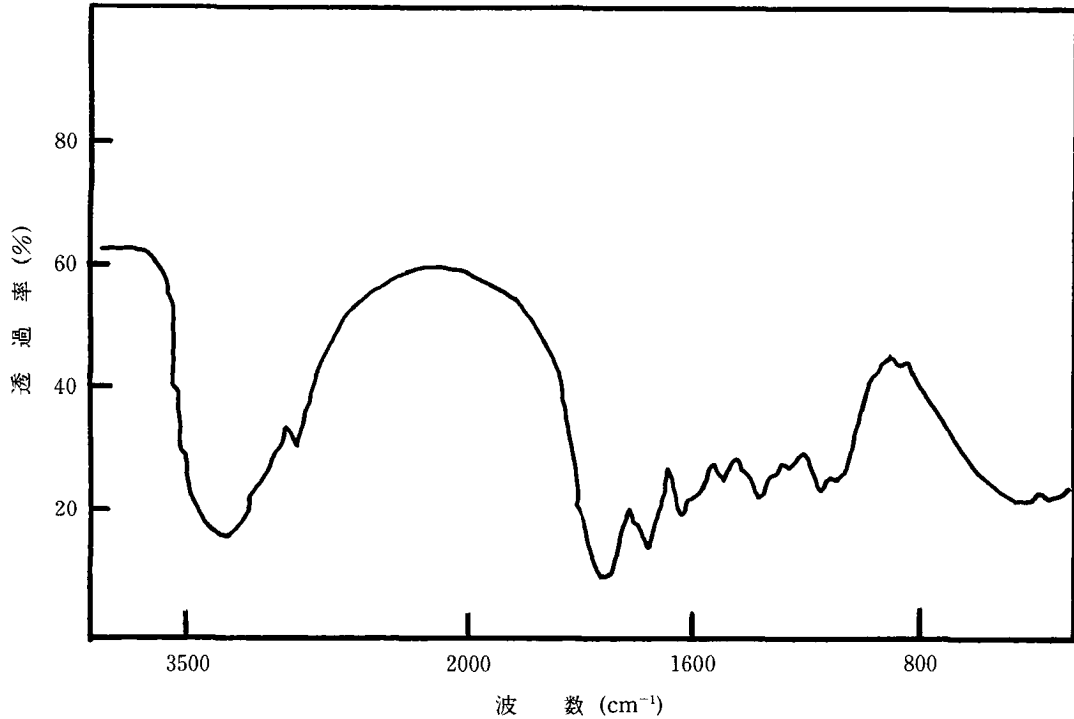


図5 縫合糸の赤外線吸収スペクトル

(3) 赤外線吸収スペクトルの測定

縫合糸を KBr 錠剤法により、赤外線吸収スペクトルを測定し、その結果は図5に示した。タンパク質の赤外線吸収は相互によく類似し、 2860 cm^{-1} から 1660 cm^{-1} までは吸収が殆んど生じなく、 1550 cm^{-1} 以下のところでは多くの置換基の寄与のためにスペクトルは複雑であって、吸収の帰属が容易でない〔安藤、伊勢村、成田、渡辺、1979: p. 30〕。

図5で見られる縫合糸の吸収は、このようなタンパク質の一般的な条件に合致している。

(4) 熱変性温度の測定

各試料を一夜水に漬け、翌日その熱変性温度を示差走査熱量計によって測定し、その結果は表5に示した。

羊腸と牛腸が最も高く約 68°C 、手術用ガットと皮粉は約 59°C に明らかな熱吸収ピークを示した。縫合糸は

表5 縫合糸及びその材料の熱変性温度 ($^{\circ}\text{C}$)

縫合糸	49.5	100 $^{\circ}\text{C}$
羊腸	68.0	
牛腸	68.2	
手術用ガット	59.6	
皮粉	58.5	

49.5°C と 100°C に弱い吸熱ピークを示したが、SK-52の革同様、明らかな吸熱ピークは得られなかった。これは2,000年を越える長期間に、コラーゲン分子が劣化したのが原因と考えられ、これらの測定値によって比較同定することは出来ない。

(5) ハイドロオキシプロリンの測定

各試料を 6N 塩酸で 115°C 、6時間加水分解し、p ジメチルアミノベンズアルデヒド法〔Woessner, 1961: p. 440〕によりハイドロオキシプロリンを測定し、その結果は表6に示した。ハイドロオキシプロリンは牛皮のコラーゲンに13.12%、レチキュリンに7.44%及びエラスチンに2.53%含有されるだけで、他のタンパク質には全く存在しないアミノ酸である。また動物の種類や部位によってもかなり異なるので、ハイドロオキシプロリンの測定によって、試料の基となるタンパク質を類推することが出来る。

表6の全窒素含有量に対するハイドロキシプロリン態窒素含有量の比率から見ると、縫合糸は羊腸と最も近い値がえられている。羊腸より、同じ羊腸から作る手術用ガットの数値が著しく高いのは、製造過程で不純物を出来るだけ取り去ったためであろう。

表6 縫合糸及びその材料ハイドロキシプロリン

	ハイドロキシプロリン %	全 窒 素 %	ハイドロキシプロリン態窒素 %	ハイドロキシプロリン態窒素 全 窒 素 $\times 100$
縫 合 糸	8.4	13.4	0.89	6.69
SK-52	7.4	12.6	0.79	6.21
羊 腸	10.2	16.1	1.09	6.75
手術用ガット	13.3	16.7	1.42	8.48
皮 粉	12.1	17.1	1.30	7.60

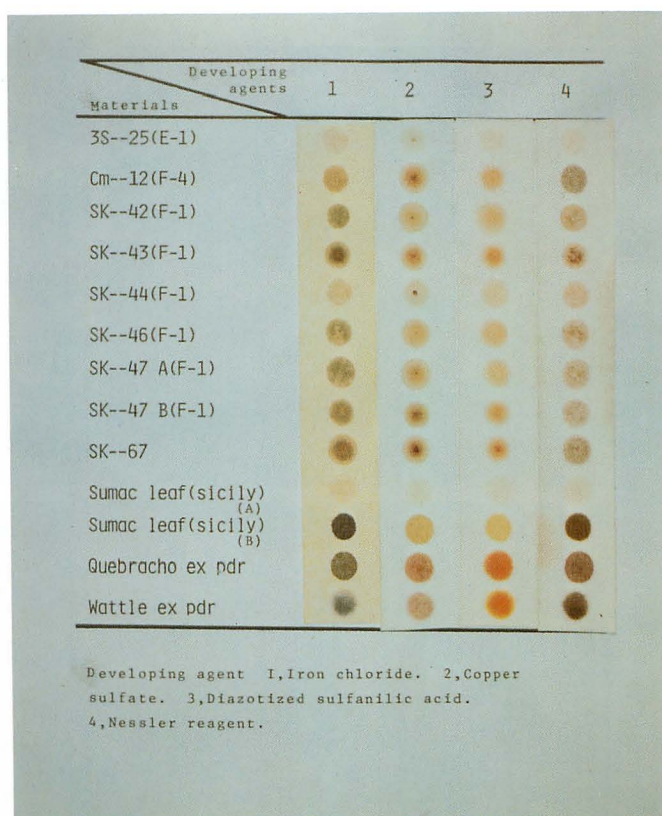
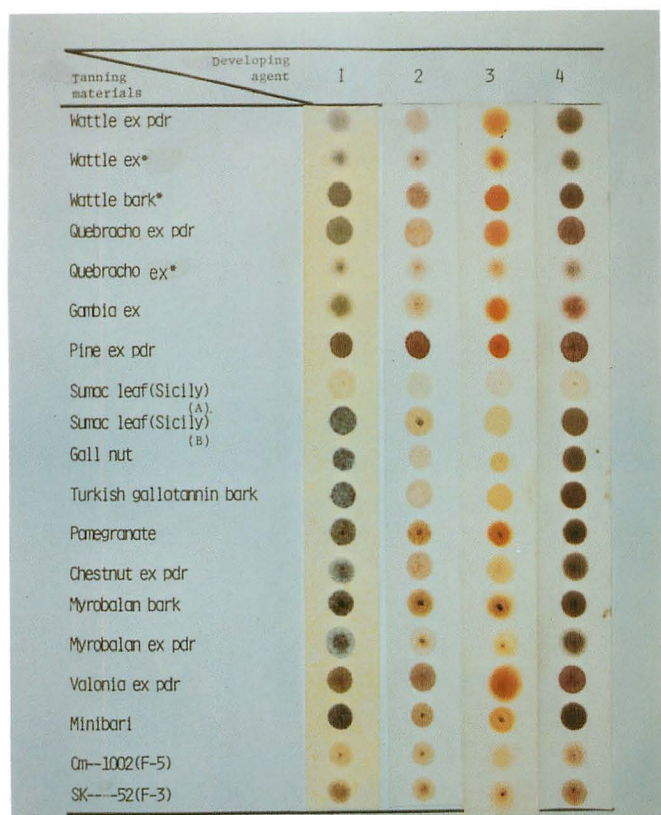
(6) ま と め

以上の結果を総合すると、縫合糸の赤外線吸収スペクトルやハイドロキシプロリンの測定結果から、構成タンパク質はコラーゲンであり、ハイドロキシプロリン態窒素含有の比率から見ると羊腸に近く、示差走査熱量計による明らかな吸熱ピークはえられなかったが、走査型電子顕微鏡による観察結果から見ても、縫合糸は羊腸を引伸して、糸状にして乾燥したものと考えられる。

腱は腸よりコラーゲン含有量が高く、ハイドロキシプロリンの含量も10%を越える〔Ramachandran, 1967: p. 20〕。組成の面からは縫合糸と類似しているが、これを糸として利用する点では、羊腸の方がはるかに容易で勝っている。

参 考 文 献

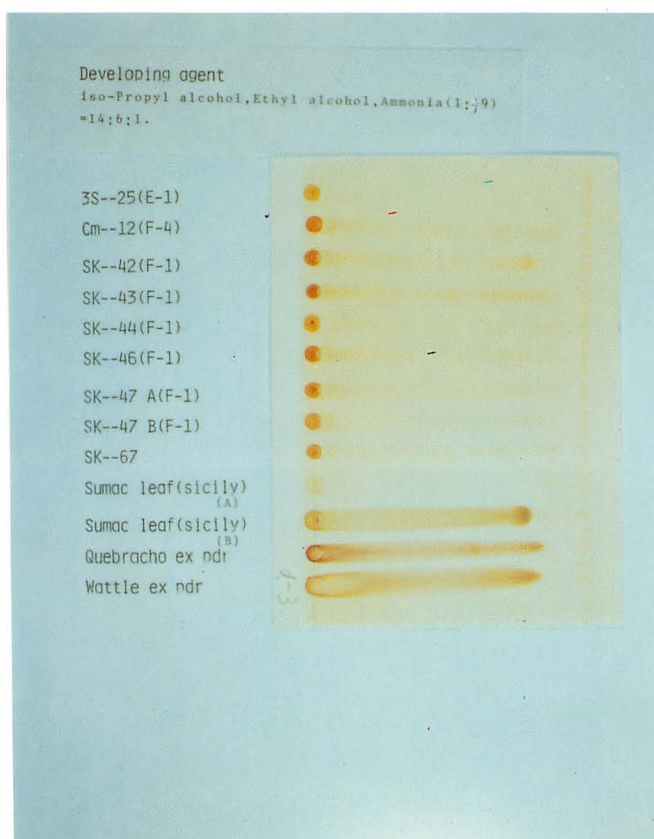
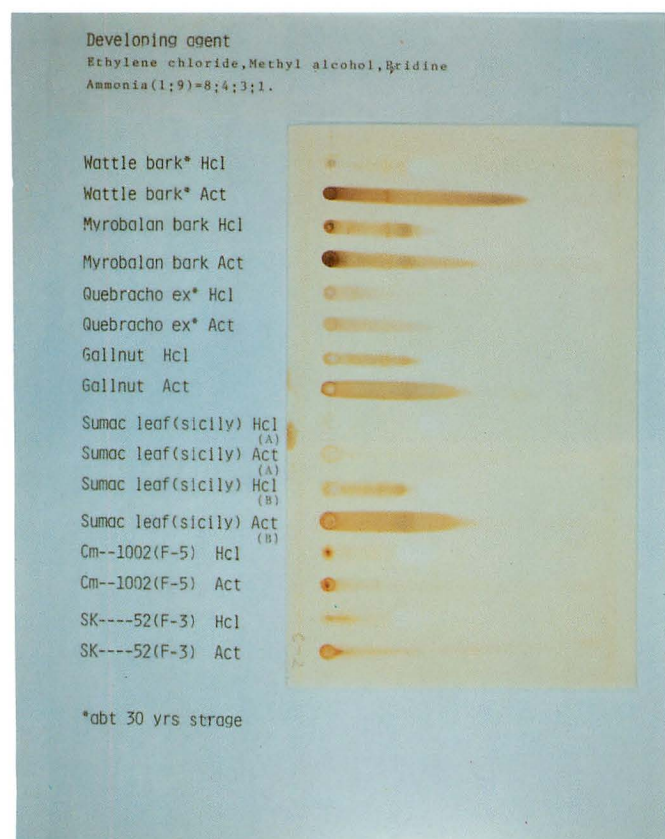
- 安藤鋭郎, 伊勢村寿三, 成田耕造, 渡辺格編, 1979, 『タンパク質化学 2 基礎』, 共立出版
 Conabere, G. O., 1944, *J. Soc. leather trades' chemists*, 28
 出口公長, 1984/85, 「イラク古代皮革に関する考察(その1)」『ラーフィダーン』第5/6巻
 藤井秀夫, 1976, 「アル・タール」『江上波夫古稀記念論集, 考古美術篇』
 藤井秀夫, 1981, 「メソポタミア古代文化の源流を探る」『科学振興二十年』, 東レ科学振興会
 実験化学便覧編集委員会編, 1961, 『実験化学便覧』, 共立出版
 Joseph Sherma and Gunter Zweig, 1971, "Paperchromatography" *Paperchromatography and electrophoresis*, Vol. 2
 京都大学農学部農芸化学教室編, 1957, 『農芸化学実験書』第3巻, 産業図書
 中川成男, 伊藤和彦, 近藤健次郎, 1982, 『皮革化学』Vol. 28
 Ramachandran, G. N., 1976, *Chemistry of Collagen* Vol. 1, Academic Press
 Reed, R., 1972, *Ancient skins parchments and leathers*, Seminar press
 Roddy, W. T., 1956, *The Chemistry and technology of leather*, 1, Reinhold
 澤山 智, 1949, 『皮革鞣製学』, 共立出版
 1952, 『鞣製学』, 共立出版
 Thorstensen, T. C., 1969, *Practical leather technology*, Reinhold
 東京農工大学硬蛋白質利用研究施設編, 1980, 『東京農工大学硬蛋白質利用研究施設報告』, 第8号
 Wilson, J. A., 1941, *Modern Practice in Leather Manufacture*, Reinhold
 Woessner, 1961, *Arch. Biochem. Biophys.*, 93
 山口一孝, 1959 a, 『植物成分分析法, 上巻』, 南江堂
 1959 b, 『植物成分分析法, 中巻』, 南江堂



a.

b.

植物タンニンのスポット発色試験

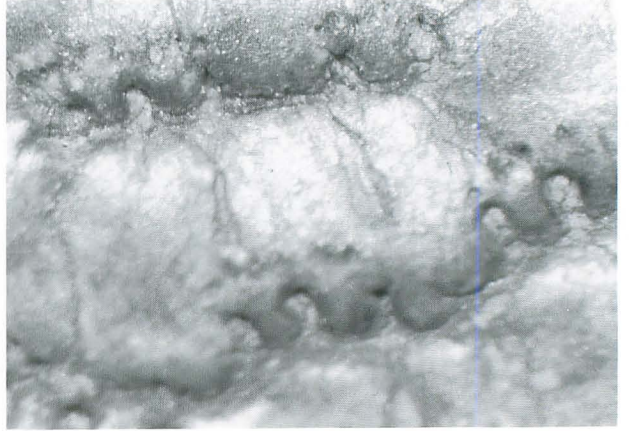


c.

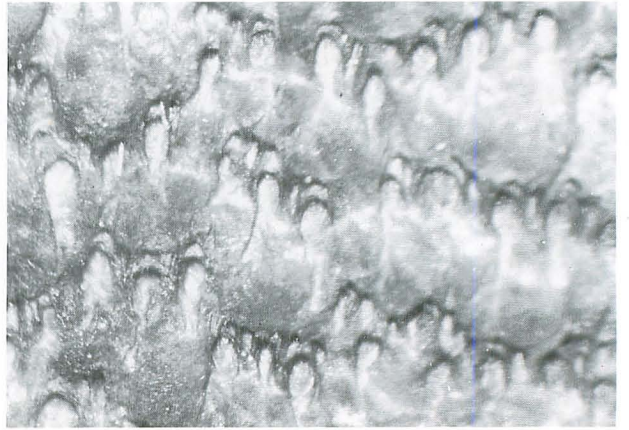
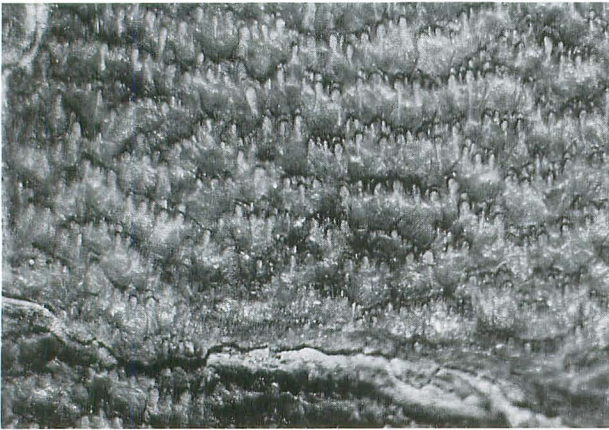
d.

植物タンニンの薄層クロマトグラム

Cm-1002



SK-17



SK-52



SK-01



× 10

写真1

× 30

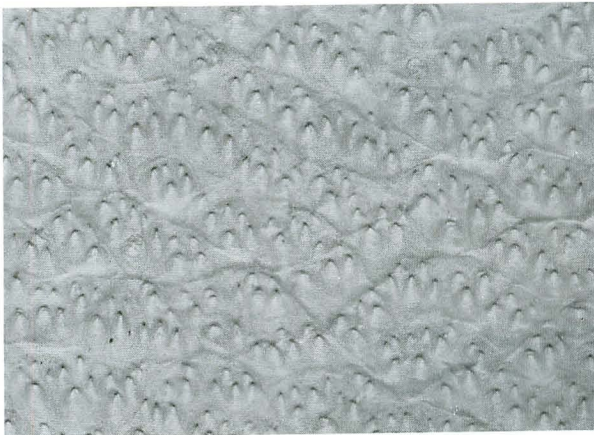
Goat



Hair sheep



Horse

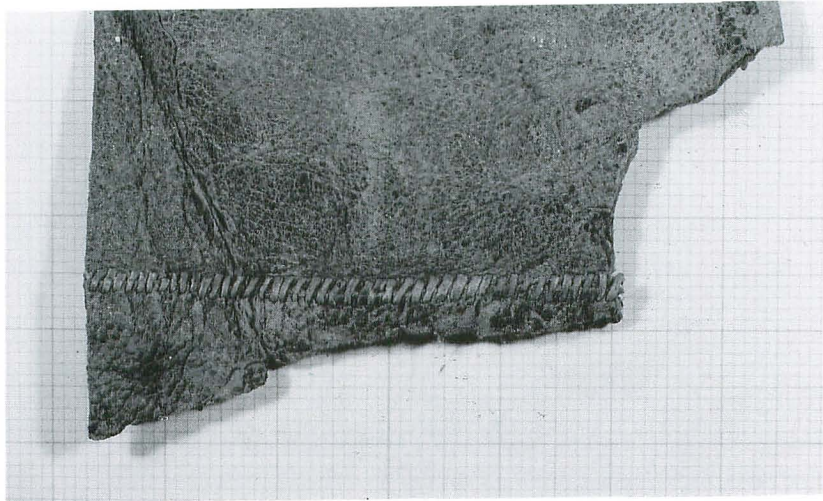


Camel

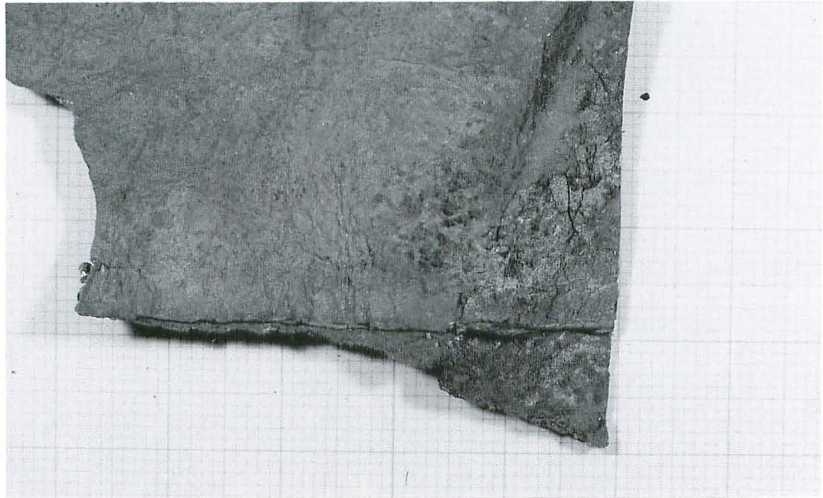


× 10

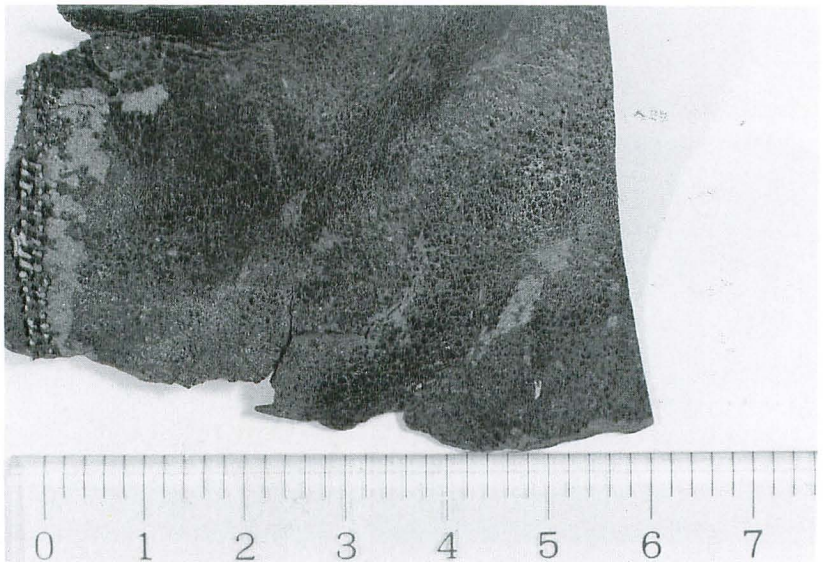
× 30



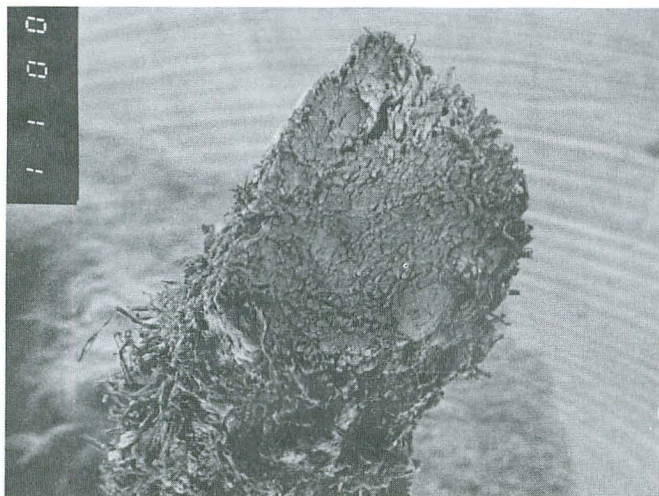
a. SK-52 縫い合せ (表面)



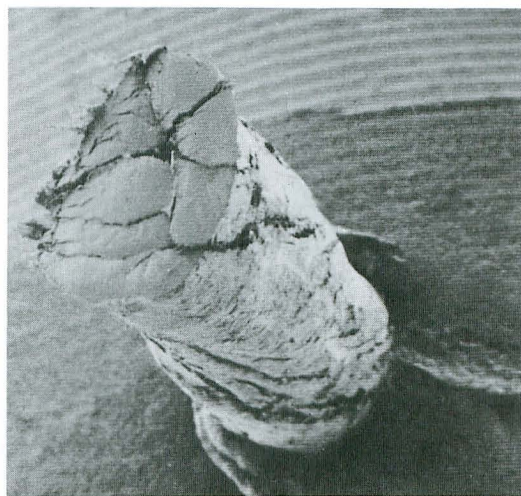
b. 縫い合せ (裏面)



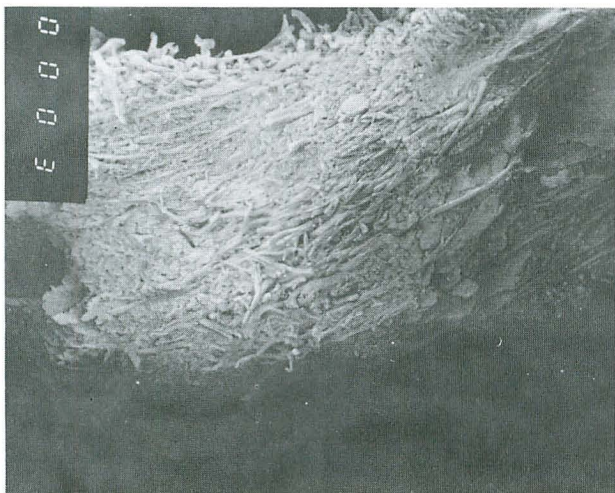
c. 縫い合せ (中身)



a. 縫糸断面



c. 羊腸断面



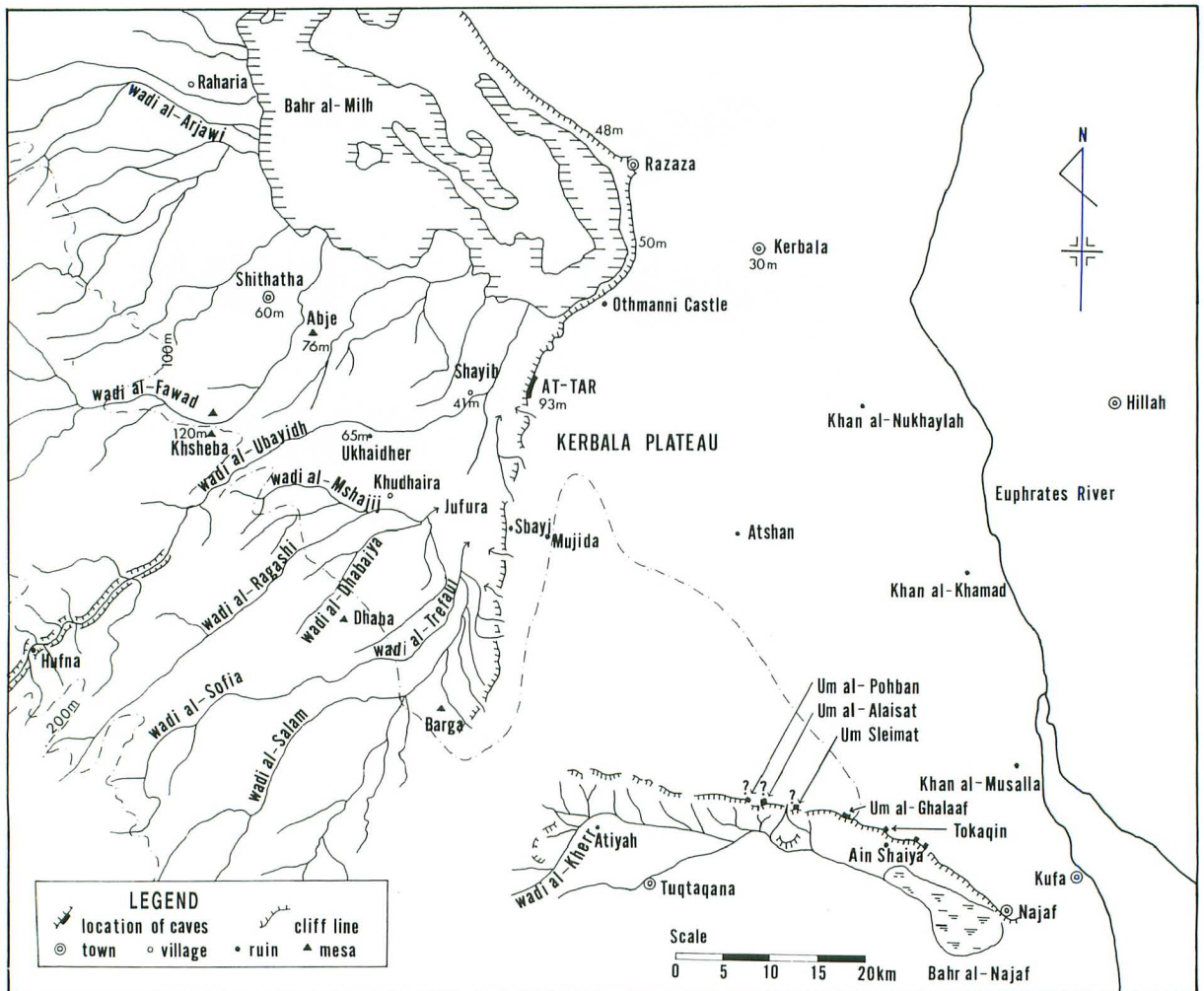
b. 縫糸側面



d. 羊腸側面



a. アッタール洞窟A丘, C丘全景



b. アッタール地域の遺跡分布図 [Kawana, 1984/85: Fig. I-1]

アッタル遺跡第六次調査(C丘12洞窟)の新染織資料調査報告

藤井秀夫*・坂本和子**

はじめに

考古遺跡、アッタル洞窟群は、カルバラの西南 30 km、ウハイダル宮殿の東北東 15 km にあり、古都バビロンの西約 80 km に位置している (Pl. 14-a, 14-b)。

我々は、バハル・ミリー湖 (Bahr al-Milh) に沿って延びる一続きの崖線に発達した泥灰岩層に、人工的に掘削された約 480 の洞窟を、1969 年 9 月発見以来の数次の調査を経て確認している。そして、これらの洞窟遺跡群を、A 丘、B 丘、C 丘、D 丘の 4 つのグループに分けた [Matsumoto, 1984/85: pp. 14-27]。

これらの遺跡群の近くには、西南のサウディ・アラビアの台地から多くの涸河が流れこみ、また涸河沿いには、多くの泉地が認められる。これらの遺跡群は東地中海沿岸各地域と中南部メソポタミアを結ぶイラク西南沙漠の一角に位置し、また、この場所は、涸河沿いに、或いは泉地伝いに、西から東へ、またその逆に、移動する多くの集団によって、古代から何らかの目的をもって利用されてきた要衝地の一つであったと思われる。

今までに出土した織物、皮製品、なつめ椰子の実等の放射性炭素年代測定法によれば、アッタル洞窟群は、最初、西紀前 1200 年頃、多分防御の目的で掘削され、その後、西紀前 3 世紀より西紀後 3 世紀までの間、埋葬施設として再利用されたと考えられる [Fujii, ed., 1976: p. 11]。

我々国士館大学隊は、1971 年 3 月から 1977 年 12 月まで、アッタル洞窟群 A 丘、C 丘の発掘、及びそれに繋がる西南沙漠地域の自然環境、遺跡の分布調査を行ってきた。この内、1976 年には、C 丘 12 洞窟において、現在の入口である南西方向から入って奥室に達する細長い通路部 (巾 0.7m, 奥行 12m) において、染織資料出土レベルに達する上層堆積、及び埋葬状況を調査した [Ohnuma and Inaoka, 1984/85: pp. 28-36]。

これに引き続き 1984 年 9 月から 12 月までの第六次調査では、1976 年に調査を行なった C 丘 12 洞窟通路部の初期掘削面までの堆積状況の観察、並びに奥室の発掘調査を完了した。この調査においても、内壁に各種の鑿痕を発見したが、それらの鑿痕は、A 丘、C 丘洞窟の内壁に認められた鑿痕と共通するものであり、従ってこの洞窟も人工洞窟であるという結論に達している。

我々は奥室の初期掘削面上に堆積する砕石上の砂層中に、染織資料、縫痕のある数個の皮片を伴う人間の顎骨、椎骨を発見した。この堆積状況は、今までの各シーズンの発掘で観察された状況と一致する。従って、今回出土した埋葬も、洞窟掘削期より以後の時期にあたることを意味している。

調査団は、この洞窟奥室において検出した染織遺物について、既に概報 [Fujii and Others, 1984: pp. 246-251] を発表しているが、今回これらの資料についての分析結果と所見を報告する。

出土した織物は、長年にわたり、砂中であって、かつ断片となっている (最大片 150 cm×75 cm)。これらの断片を集約した結果、11 点の織物と 1 点の撚紐となった。

* 国士館大学イラク古代文化研究所教授 ** 国士館大学イラク古代文化研究所共同研究員, 古代オリエント博物館研究員

集約資料	1	極細毛織小片	Pl. 17-a
	2	花樹文帯綴織	Pl. 15-a, 15-b, 17-b, 17-c
	3	樹木文帯綴織	Pl. 16-a, 17-d
	4-1	暗紫色線条文織物	Pl. 18-a, 18-b
	4-2	黒帯文織物	Pl. 18-c
	5	黒獣毛織物	Pl. 18-d
	6	粗い織りの織物	Pl. 19-a
	7	黄味茶無地織物	Pl. 19-b
	8	ガーゼ風織物	Pl. 19-c
	9	薄紫方形文織物	Pl. 16-b, 19-d
	10	パイル織物	Pl. 19-e
	11	撚紐	Pl. 19-f

この12点について詳細な調査を行い、次のような結果を得た。なお図および写真の上下は経糸方向を示す。

1. 集約と文様復元の試み

採集した織物断片をその原初の織物の形状に近づけるため、材質、糸の太さと撚り数・撚り方向、組織、密度、地合、技法、色、デザイン等により、同一織物に属する断片を選別或いは更に配置するという、集約作業を行なった。その際、出土状況も考慮した。具体的に、その集約方法の例を述べる。織物の断片には、deep yellowish red のものが多く見られた。この色は、資料2、及び3の主要な布片に見られた。調査の結果、資料2では、この色の部分は1本の緯糸で織られ、資料3では、主として2本引揃えで織られている。問題となった同色の小断片は、すべて2本引揃えの緯糸で織られていることが判明したので、資料3に集約した。

出土織物は、断片化しているとはいえ、主要な大布に文様、色ははっきり残っていた為、ごく小さな断片も文様により集約が容易であった。資料2の織物の文様の復元(図1, 6)は、その織物の織構成と文様に基いて慎重に行われた。発掘時、一括して取り上げた T-103 (資料2に集約) は、主要な四つの大きな布片(1), (2), (3), (4)に分かれていた(図1)。布片(1)(3)(4)に耳があり、耳を調査した結果、(1), (4)の耳と(3)の耳が違った方向性をもつものであることを確認した(図2)。即ち(1)と(4)は、同一線上にあり、(3)は(1), (4)と反対の位置にあることが判明した。(2)は文様と縞の色、及び配置、緯糸の数などにより、位置が定まった。最も重要なのは(4)の位置であった。布片(1)を詳細に観察すると、第一に木の幹(図1, 6)の文様を中心として、上下に文様が対称的になっていて(Pl. 15-a, 15-b, 17-b, 17-c)、布片の端(図1 *印)に櫛文入りのウェーブラインに含まれているものと同じオリーブ色の糸(図1 **印)が残っている。従ってこの端(図1 *印)に沿ってウェーブラインが存在したと考えられる。第二に(1)の布片の経糸は、櫛文のウェーブラインに近づくにつれて、10°~30°傾き、斜めになるが、木の幹の対称軸を境に逆方向に傾き、もとに戻っていくのが見られる(Pl. 15-a, 15-b)。この経糸の傾きは、多くの文様を一個所に表わそうとして、綴技法で緯糸を多く打ち込んだり、流し織技法で緯糸を多く入れたために生じたものであろう。経糸の傾きは、木の幹の文様を境にもとに戻っていくから、同じ様な緯糸の通し方が、逆の順序で行なわれたことと推定できる。布片(4)にも、傾斜している経糸が見られる。第三に布片(1)と(4)の黄色の六弁花文の表わし方、つまり、緯糸の通し方に特徴があり、両者の六

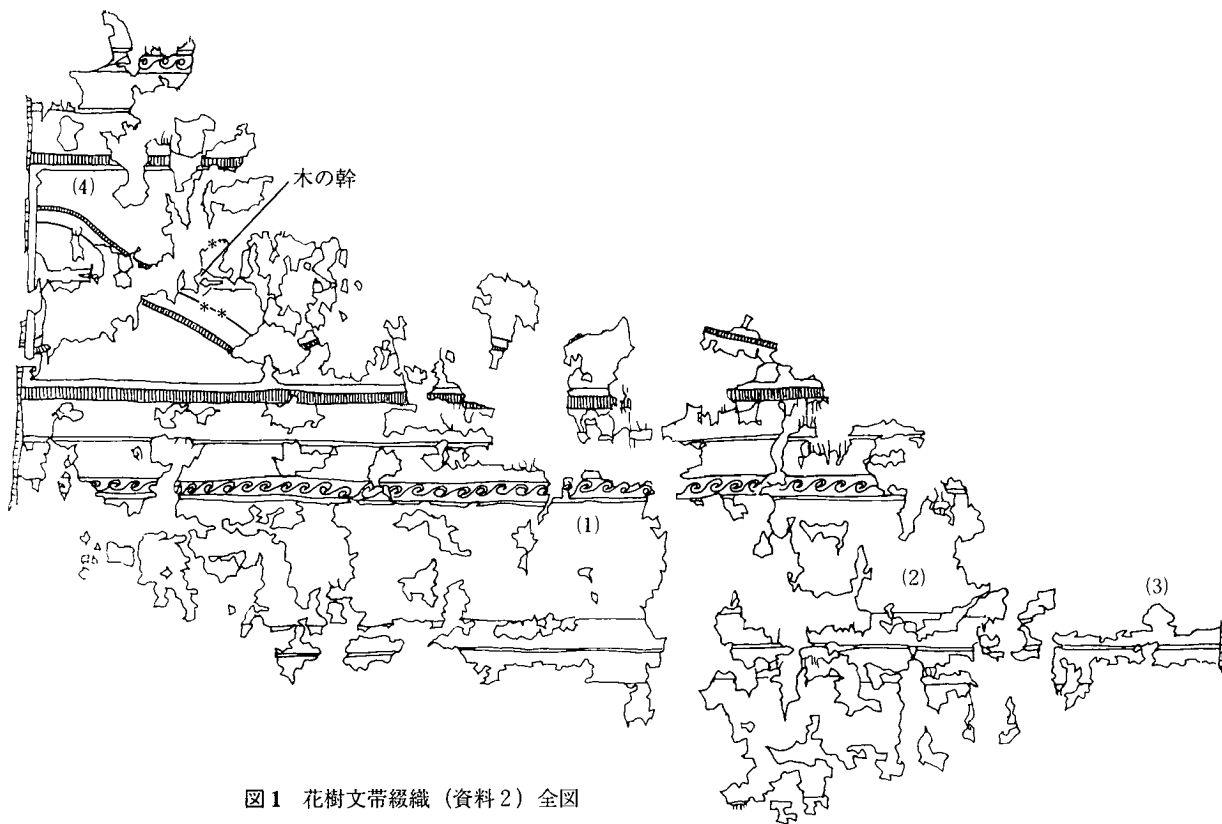
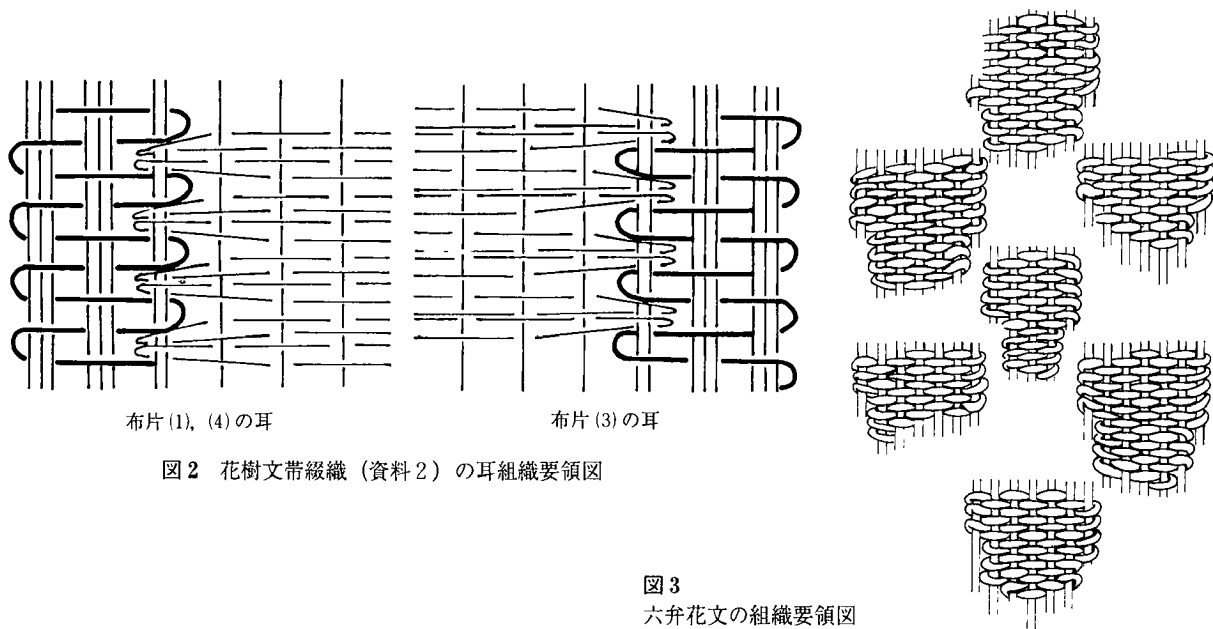


図1 花樹文帯綴織(資料2)全図



布片(1), (4)の耳

布片(3)の耳

図2 花樹文帯綴織(資料2)の耳組織要領図

図3
六弁花文の組織要領図

弁花文の織り方から一定の方向性をもつように配置することができる。その特徴とは、花卉を表現するとき、常に一方の側で緯糸が経糸と多く組織されている(図3の各々の上方)。資料2の織物片に観察される以上の点を考えると、布片(4)は、図1に示された位置にあると考えられる。

資料3においては、樹木文(Pl. 16-a, 17-d)のある主要な布2片が、緯糸方向に同列に位置するのではなく二つの樹木の文様帯を持つデザイン構成に復元された(図7)。この場合は、文様帯の両側にある波頭文帯の緯糸の数が不一致であったことにより、文様帯は緯糸方向に連続することが不可能であったからである。

資料9(Pl. 16-b, 19-d)では、耳より7.8cm巾の dull red purple の文様部に、pale reddish yellow の地の残部

が緯糸方向に連続している断片 (T-35) と、経糸方向に dull red purple で vivid reddish yellow の線条の付いた文様部と地が連続するもの (T-37) などが見出された。この例は、今までの出土品中、H字文の織物の構成、及びカラーコーディネーションに一致している。H字文のある織物は、耳際に紫系統の方形文を伴っていた [Fuji, ed., 1976: カラー図版 No. 47'; 藤井編, 1980: カラー図版 VI No. 203]。従って資料9は、H字文タイプの織物と推定され、その一部として復元することができよう。

2. 織の構成

今回の出土織物の材質は、通産省工業技術院繊維高分子材料研究所、小野岡竜三氏の鑑定により、ウール及びヘア（空糸³⁾に使用されたヘアはラクダ毛である）のみであることが判明した。組織は平組織とその変形形（経糸1，緯糸2）がほとんどであり、斜文組織（経糸2：緯糸2）が1点のみ見出された。文様は種々の綴技法で織り出されている。Emery の分類法 [Emery, 1966: p. 76] に従って地合を観察すると、weft faced が多く、warp faced が1点（資料1），balanced が2点（資料8，9）見られる。地は balanced で織られていても、文様部分は weft faced となっている。糸は手紡ぎである為、経年変化を考慮しても、糸の太さや撚り数にかなりの斑が観察される。文様のある織物（資料2，3，9）では、経糸、緯糸ともS撚りの単糸が使用され、細い単糸を2本引揃えて使用している場合が多く見られる。一方、厚手の織物（資料5，6）は、経糸、緯糸とも双糸が用いられ、特に資料6では、空糸が、経、緯に用いられている。文様のある織物とは用途が異なるのであろう。経網織に用いられている糸は、原毛のまま染められたものを適当な色配分で紡ぎ、中間の色糸を作り出し、それによって色の移行を自然なものとしている。

織物のうち資料2，3，9，10に耳が残っている。資料2の耳は、以前に出土したものと違って、赤い色の糸で飾り耳を地の耳に加え、装飾と地の耳の保護を兼ねている。地の耳と飾り耳は、dovetailed tapestry の技法（図4，Pl. 17-c）で繋がっている。資料3，9，10の耳のタイプ（図5）は、今までのアッタル出土品によく見られた。緯糸が耳のところで余分に繰り返して組織しているタイプである。赤い色の糸で装飾された耳は、Lower Nubia の Gamai 近くの墓（416/10）[Meroitic period (0-350 A.D.) あるいは X Groupe (350-550 A.D.)] から出土しているが、ここでは interlock tapestry の技法によっている。補強耳も、同じく Lower Nubia の Faras と Gamai 間

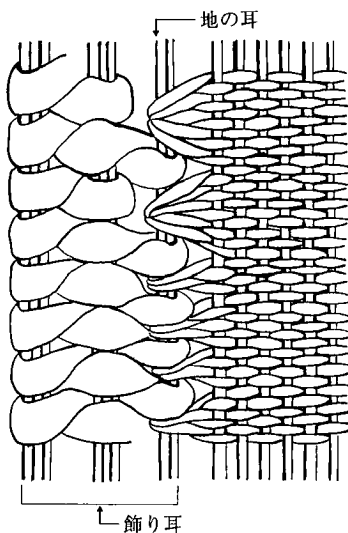


図4 飾り耳（資料2）

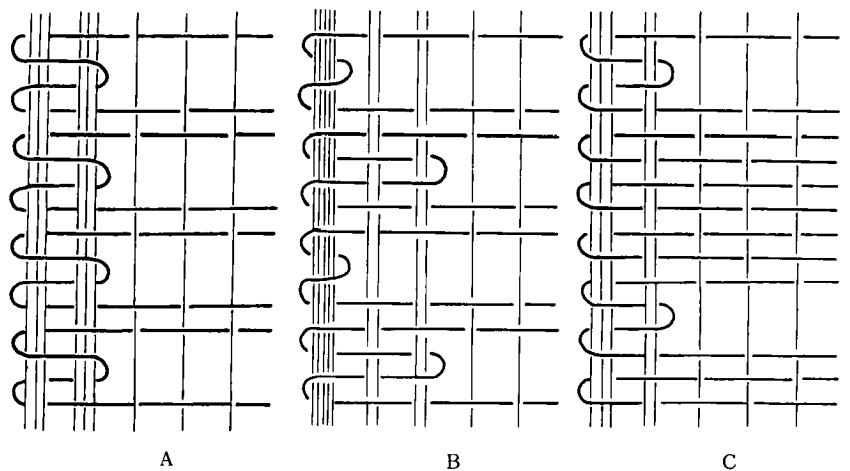


図5 補強耳（資料3，9，10）

の墓 [Meroitic~Early christian period (650-750 A.D.)] から出土した織物に見られる [Bergman, 1975: pp. 38, 39, Pl. 50]。経糸の始末は、縄状経糸始末によるものと端を二つに折り、かがったものがある。資料3と8の織物は、縄状経糸始末の方法 [Fujii and others, 1982/83: p. 92] が用いられ、共にSの下撚り、Zの上撚りで縄状に仕上げられている。端を二つに折ってかがる初歩的な経糸始末の仕方は、パイル織物 (資料10) に見出される。経糸を縄状にして始末する方法は、アルタイのパズィルクを始め、モンゴルのノイン・ウラ [坂本, 1982/83: pp. 34, 35], シリアのパルミュラ [Pfister, 1934: p. 33; 1940: pp. 23-24] ドゥラ, エウロポス [Pfister, 1945: pp. 14, 17, 23], イスラエルの The Cave of Letters [Yadin, 1963: pp. 201-203] ヌビアの前記墓地や Ballana, Qustul からの出土品 [Bergman, 1975: pp. 32-33; Thurman, 1979: p. 40] に見られ、広い範囲に普及し、また長期にわたって用いられた技法であることがわかった。

3. デザイン

新出土織物には、花文、樹木文、波頭文、櫛文、方形文、三角文、線条文、縹縹縹が見られる。特に資料2と3の織物は、植物文様帯と波頭文帯、縹縹縹の三つのコンビネーションをもととした横縹構成である。そして、これらの主要部分は、植物文様帯を中心として、波頭文帯、縹縹縹が上下にシンメトリーに広がっていき、その外側は無地の縹が織り出されている。資料2の織物の花樹文様帯の上下には櫛文があり、別の2本の櫛文は、対称的に配置されたウェーブラインを画いて、文様を三つの部分に区切っている (図6)。中央の第Ⅱ区には、この第Ⅱ区の中心であり、同時に、文様帯の中心でもある木の幹が横向きに表わされ、その上下にフック形 (蕨手) の葉や花あるいは果実がみられる。ウェーブラインの外側の第Ⅰ区と第Ⅲ区には、小さな三重円がT字形で接続されている。また三重円はそれぞれ三叉形を具備している (Pl. 15-b) ので、豊饒を表わす柘榴の実のようでもある²⁾。その両側に対称的に六弁花文と内部を色分けした黒い円が表わされている。その円形の下はリボンが結ばれたように見えるが、何を表わしているのか特定できない。ごく小さな楕円がそれらの間に嵌め込まれているのは空間畏怖の為であろう。これらの円形や六弁花文などは、第Ⅰと第Ⅲ区内で、T字形を中心に左右対称であると同時に、Ⅰ区とⅢ区に上下対称に表わされている。文様帯全体では、木の幹を中心として上下対称であり、ウェーブラインの山または谷を通る経糸ラインに対して左右対称である。このようなワンセットの単位文様が緯糸方向に繰り返されている。縹縹縹や dull green の太い縹と波頭文帯の間には、gold や strong yellowish red の細い線条を入れ、色のコントラストによって、縹の区分を明確にしている。彩かな細い線条は同時にアクセントとなっている。縹縹縹についていえば、文様帯を中心として徐々に明色から暗色へと変化する (図6, Pl. 15-a)。この表現は、資料3, またA丘F6洞窟出土のC-38-5の資料とも共通する [藤井編, 1980: pp. 148-150]。

資料3の織物の二筋の植物文様帯には、緯糸方向に樹木が表わされている。中心となる幹の両側、つまり織物の上下に、葉、実、フック形の若芽が交互に表わされている (図7, Pl. 16-a, 17-d)。これらの樹木は、多分生命の樹で、永遠と豊饒を願ったものであろう。資料C-38-5は、縹縹縹、波頭文帯、植物文様帯の三つのコンビネーションの織物であり、植物文様帯を中心としてシンメトリーに縹縹縹、波頭文帯が配置されていた。この植物文様帯には、ぶどう唐草文が織り出されていた。中心となるぶどうの軸の両側に、ぶどうの葉、実、フック形の若芽が配されている表現の仕方は、今回出土の樹木文と一致している。葉や実の様式化や、ぶどうの細い軸や木の小枝が、一定の角度で派生する表現の仕方も同様である。ぶどう唐草文が、やや、カーブを持っているのに

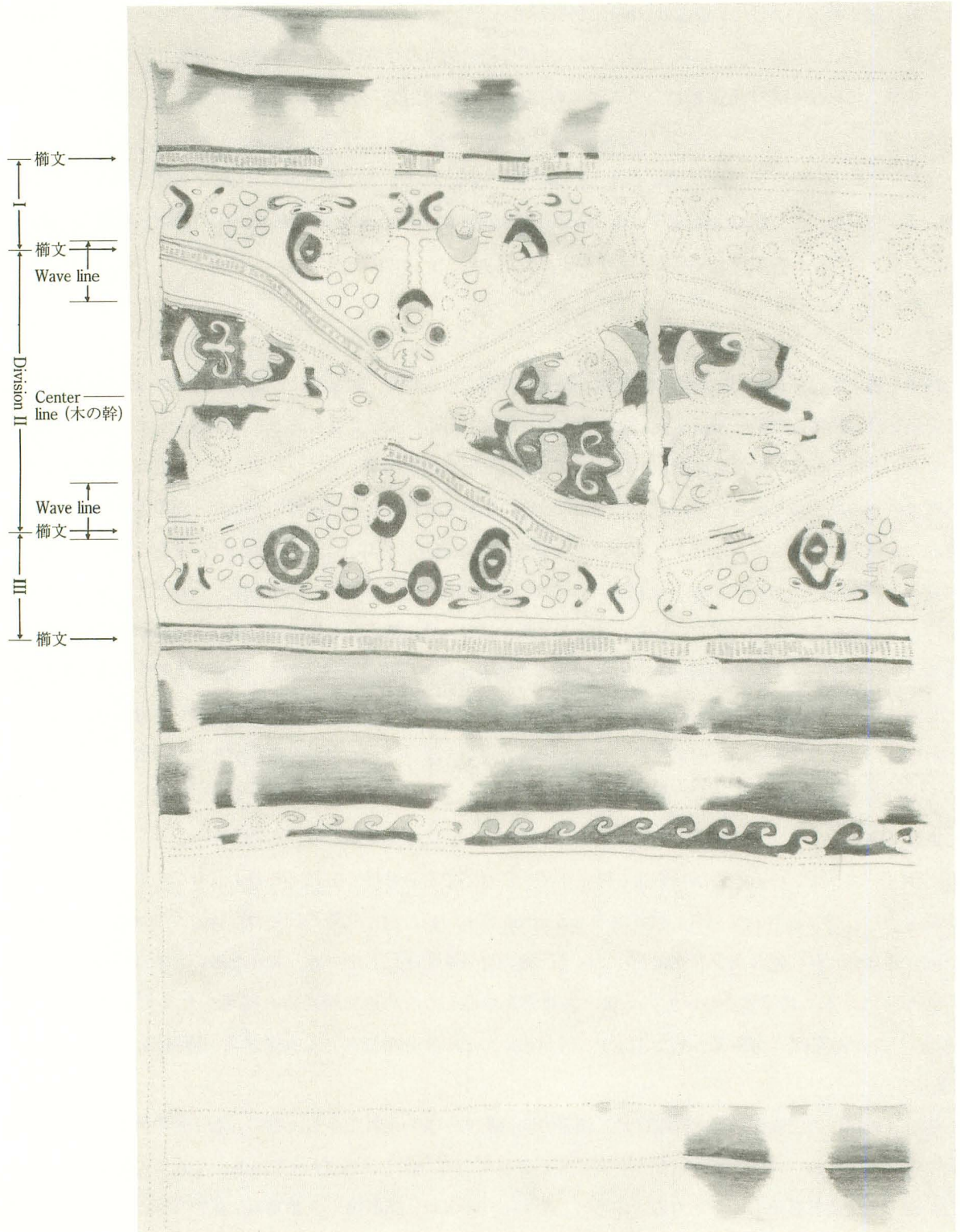


図6 花樹文帯綴織(資料2)文様復元図
花樹文様帯を中心に上下に縷細縞, 波頭文がシンメトリーに広がっている。

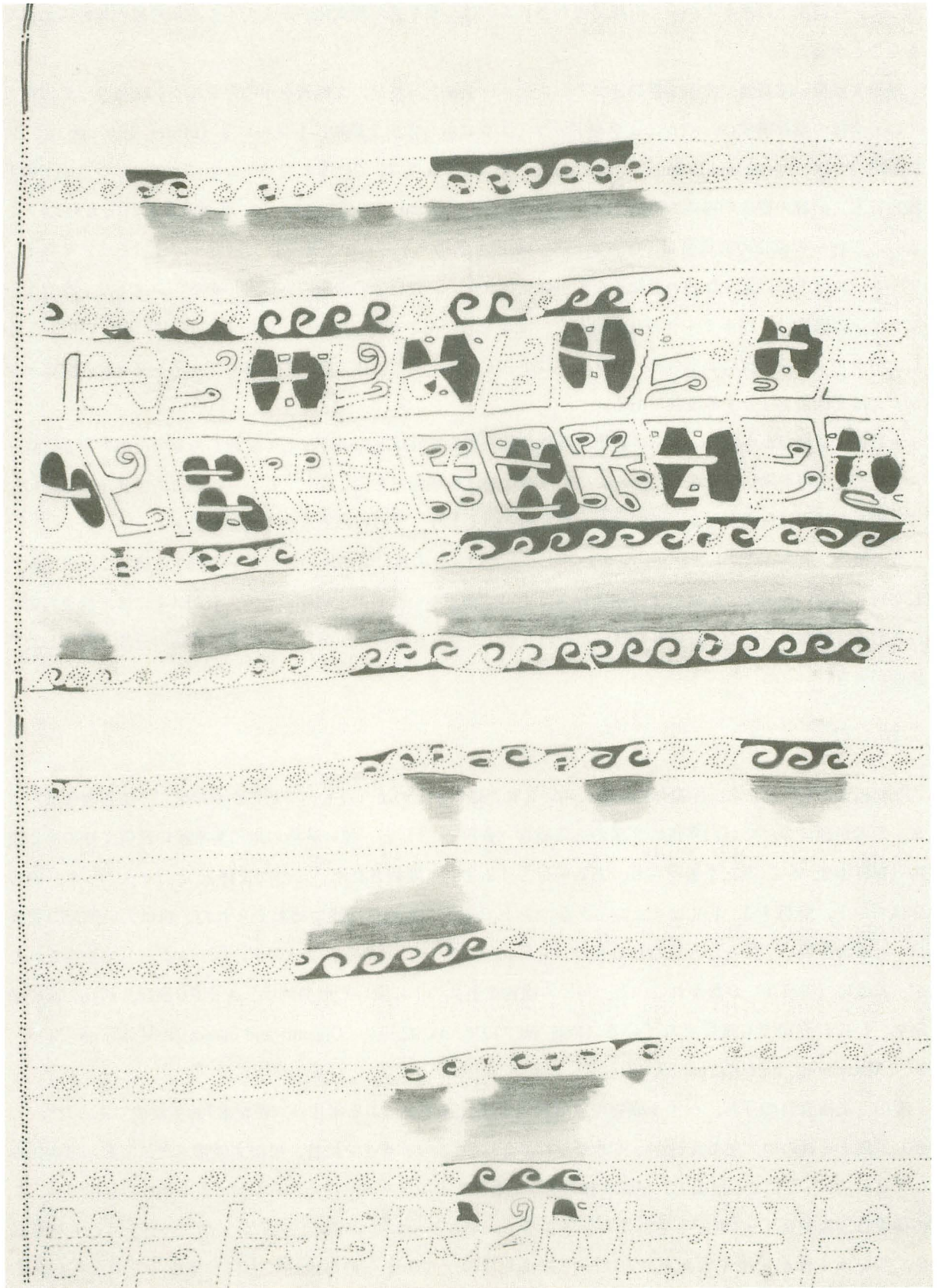


図7 樹木文帯綴織(資料3)文様復元図
樹木文様帯を中心に上下に縹綯縹, 波頭文がシンメトリーに広がっている。

対して、今回出土の樹木文が全く直線で表わされるのは、葉や実の様式化が進んでも、表現対象の属性に忠実であることが窺える。

植物文様帯、縷網縞、波頭文帯の三つのコンビネーション、及び、文様帯を中心としてシンメトリーに広がっていく文様の横縞構成は、パルミユラやドゥラ・エウロポスの出土織物にも見られる [Pfister, 1940: pp. 28, 29, Fig. 13, Pl. IX; Pfister and Bellinger, 1945: pp. 10, 35, 36, Fig. 2, Pl. 3]。また北モンゴルのノイン・ウラ出土の毛織物にも、同様の構成の織物が存在する [Руденко, 1962: стр. 108-110 рис. 74, 75 таб. LXVIII, LXIX]。しかし、これらの織物の文様帯は、アッタールの新出土品よりずっと巾が狭く、文様も小ぶりである。その上、アッタール出土品のような硬い直線的な表現は見られない。資料2の織物の文様帯にあるシンメトリーなウェーブラインの構成は、パルミユラの花葉唐草文の織物を思い出させる [Pfister, 1940: Fig. 12, Pls. VII, VIII]。しかし、パルミユラの小枝によるウェーブラインは小さく、花や葉と一体であるのに対して、アッタールのウェーブラインは文様帯を区分する役割である。

上に述べて来たようなアッタール新出土織物に見られる特性はどのようにして生じたものであろうか。ローマ文化が地中海沿岸から東進してくるに従い、漸進的に地域変容を生じ成立したシリア地方のデザイン構成に、メソポタミアの独自性が加わって完成されたものといえよう。この点の追求が今後必要である。

他の織物、資料4-1、4-2と9に見られるような鈍い黄色の地に紫系統の幾何文を表現する織物ではH字形、L字形、方形、線条などの幾何文様が表現されている例が多い。新出土織物のうち、資料4-1には、線条の他に三角形の文様が見られる。資料9には、耳際の方角文と見られる断片があり、H字形文織物の一部が残存した可能性が大きい。

結 び

今回出土の染織品から、一遺体の埋葬に用いられた織物がどのようなものであるかが推定できる。遺体は、日常、死者が身につけていた多色の文様のある織物（資料2、3）と、鈍い黄色の地に紫系統の幾何文様のある織物（資料4-1、4-2、9）を着せられ、あるいは、くるまれて埋葬された。この内資料2、3はチュニック、資料9はマント、資料4-1、4-2はチュニックかマントである。それらは紐で結わえられた。紐は太い撚紐（資料11）と織物を裂いて使ったと思われるもの（資料5、6、7、8）がある。遺体の下にはラグとして使用されたパイル織物（資料10）が敷かれていた。パイル織物を遺体の下に敷いた埋葬例は、A丘F6洞窟、C丘12洞窟通路部、C丘17洞窟でも確認されている [Fujii, ed., 1976: pp. 92, 93; Ohnuma and Inaoka, 1984/85: pp. 29, 32-33; Matsumoto, 1984/85: pp. 39, 42]。

新出土染織資料のうち、パイル織物の放射性炭素年代測定法による年代は、西紀前700年前後であった³⁾。しかし、出土資料の中、主な資料として考えられる資料2、3のデザインには、植物文様帯、波頭文帯、縷網縞のコンビネーションによる横縞で、植物文様帯を中心としてシンメトリーにそれらが配される構成が見出され、この構成は、西紀後1~3世紀とされるパルミユラや、ドゥラ・エウロポス、ノイン・ウラの出土品にも見られる。西紀前1世紀~後1世紀とされている黒海北岸のケルチからの出土品にも同じ構成のものが見られる [Герцигер, 1973: стр. 82, рис. 13, 14]。4世紀以後の出土織物の中に、我々の知る範囲では、このような事例は見出せない。また、以前に出土した人物像のモチーフと流し織技法によるその表現形式は、アンティオキアの舗床に見られるモザイク技法のディオニソス像と著しく共通している [藤井編, 1980: pp. 108-114]。従っ

て以上の観点から、新出土染織品も、ローマ期のもものと位置づけられよう。

さらに注目すべきは事は、今回出土の花樹文帯綴織、樹木文帯綴織にせよ、以前に出土した染織品断片資料の約4000点余りの中には、技術的に高度で洗練された高級品があまりにも多く、その中には、織り始めと織り終わりに羊毛製の格子文を伴った、壘表風に編まれた藺草製のマットも、かなりの量で出土した。こうした事実は、これらの染織品が単に隊商等の運載によってもたらされたばかりでなく、アッタル洞窟の近くの泉地に集団が定着し、彼らが、かなりの規模の聚落を営み、かかる染織品を工房で紡ぎ、染め、織り出したものと推定している。

冒頭にも述べたように、この地域は地理的位置上、イラク西南沙漠地とユーフラテス沿岸の沃野地域の境界に位置し、周辺には、南西方向から流れ込んで来る無数の涸河が集中している。そして、涸河沿いには、藺草が繁茂した多くの泉地が確認され、そのほとんどは、遺跡地である [Fuji, 1973: pp. 61-86]。従って、これらの遺跡地を更に調査、研究する事によって、始めてアッタル洞窟出土の織物の出自、及び、その歴史的意義が解明される事になる。

新出土染織品目録

織物の調査方法、及びその記述の仕方については、色々と検討すべき点が残されているが、織物調査担当者（藤井秀夫、高木豊、坂本和子、市橋幹蔵）の合議により、次のような調査方法、及び記述を採用した。

集約した織物、及び紐類について、それぞれから面積が大きく、保存状態のよいものを選んで、その布片を当該織物を代表するものと見なし、サイズ、色、厚さ、材質、糸の太さ、撚り方向、撚り数、糸密度などを測定し、そのデータを下記に示した。以下のデータ表に記入したNo. は、発掘時の採集番号である。サイズは、経糸方向最大長×緯糸方向最大長で表示されている。色は糸そのものの色でなく、織物上で観察される色で、日本色研色名帖 (Jacol color cards 220) を用いてその色名に従った。同じ色がない場合、最も類似した色名を記入している。代表布の色に褪色、変色の見られるものは、色の保存のよい断片が他にある場合、その色を記入した。見かけ上の直径、撚り数、糸密度は、ルーペによる測定である。手紡ぎ、手織りによって、全体に均一でない為、ほとんどのものは、十ヶ所を測定し、最小値、平均値、最大値の順に記入した。糸密度の測定においては、ほとんどの場合、綴技法による文様部分を除外している。

資料 1 Small fragments of fine textile (Pl. 17-a)

No.: T-38

Size (cm): 3.5×0.4

Structure: Variation of tabby (warp 1, weft 2), Warp faced

Color: Warp Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6

Weft Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6

Thickness (mm): 0.535

	Warp	Weft
Raw material:	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.25-0.30-0.35	0.15-0.20-0.25
Twist, Twist No. (/cm):	— S (10.0-12.5-14.3)	— S (10.0-10.5-12.5)
Density (/cm):	23.8	11.3×2

上記のようにごく小片のもの2点のみである。毛織物としては非常に糸が細い。この糸は一見、麻のようであるが、電子顕微鏡写真によりウールと判定された⁴⁾。

資料 2 Textile with flower and tree design bands (Pl. 15-a, 15-b, 17-b, 17-c)

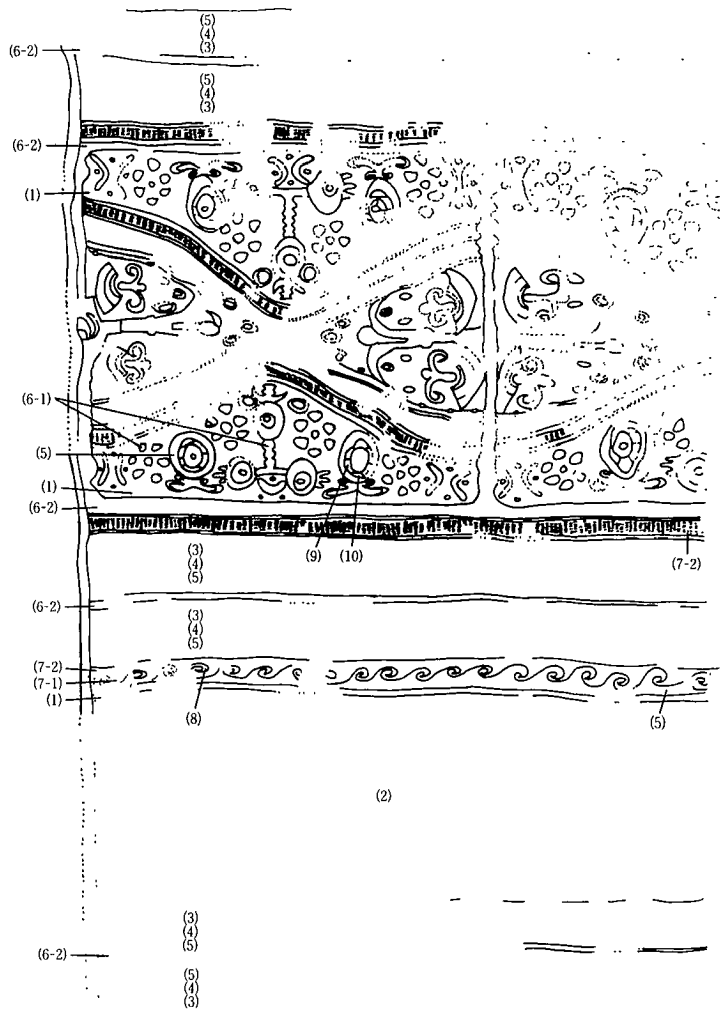
No.: T-103

Size (cm): 93.5×143.0 [(1) 54.0×74.0 (2) 52.0×38.0 (3) 12.0×25.5 (4) 31.5×26.0]

Structure: Variation of tabby (warp 1, weft 2) and tabby, Tapestry weaving, Weft faced

Color: Warp Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6

- Weft (1) Strong yellowish red 7R 4.5/12
 (2) Dull green 5G 5/4
 (3) Deep yellowish red 7R 4/10
 (4) Dark red 4R 2.4/5
 (5) Dark greyish brown 5YR 2/1.5
 (6) Gold 2.5Y 6/8
 (7) Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6
 (8) Olive 5.5Y 4/4
 (9) Deep greenish blue 5B 3/8
 (10) Yellowish pink 10R 7.5/7
 (11) Dark bluish green 10G 2.4/3
 (12) Deep yellow green 5GY 5/8
 (13) Light reddish brown 10R 5.5/6
- weft (3) — (4) — (5) gradation



Thickness (mm): 1.11-1.27-1.41

Warp

Raw material: Wool

Apparent diameter (mm): 0.35-0.48-0.60

Twist, Twist No. (/cm): — S (7.0-9.9-14.3)

Density (/cm): 6.0-6.8-8.0

Weft (1)	(2)	(3)	(4)
Wool	Wool	Wool	Wool
0.30-0.52-0.70	0.35-0.50-0.60	0.35-0.50-0.70	0.30-0.46-0.55
— S (5.0-6.3-10.0)	— S (3.3-3.7-5.0)	— S(3.3-4.7-8.3)	— S (3.3-4.4-6.2)
24.0-26.0-28.0	22.0-25.9-29.0	24.0-25.2-26.0	24.0-24.8-25.0
(5)	(6-1)	(6-2)	(7-1)
Wool	Wool	Wool	Wool
0.40-0.50-0.70	0.50-0.64-0.80	0.25-0.30-0.35	0.40-0.55-0.70
— S (3.3-4.1-5.0)	— S (5.0-6.7-10.0)	— S (4.2-4.6-6.2)	— S (3.8-5.1-8.3)
24.0-25.6-28.0	20.0-22.5-26.0	(17.5-19.5-21.0)×2	

	Weft (7-2)	(8)	(9)	(10)
Raw material:	Wool	Wool	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.20-0.33-0.45	0.40-0.53-0.70	0.35-0.49-0.60	0.40-0.50-0.55
Twist, Twist No. (/cm):	— S (3.8-5.2-6.2)	— S (3.3-4.2-5.0)	— S (4.5-5.5-10.0)	— S (5.0-5.7-7.1)
Density (/cm):				
	(11)	(12)	(13)	Thread for repairing
	Wool	Wool	Wool	Wool
	0.40-0.46-0.50	0.45-0.53-0.60	0.40-0.46-0.55	0.70-0.80
	— S (5.0-6.0-7.1)	— S (4.5-5.0-5.5)	— S (3.3-4.4-5.0)	S Z (2.5-3.3) S

出土品中、最も保存状態が良く、多色で鮮明なデザインの為、大きな布に復元が可能であった。製作された時、この織物は巾1m 43cm以上であったことがわかる。織物の色は初めに染められた色がそのまま保存されたか、やや褪色した程度である。文様帯に見出される美しい染め色は、A丘F3, F4, F6洞窟から出土の染織品に共通する。大部分平織であるが、細めの緯糸を2本引き揃えて用いた部分は、平織の変化組織（経糸1, 緯糸2）となっている。文様は綴織技法で表わされ、ウェーブラインを織り出す為に、斜に糸が通されている。ウェーブライン、及び文様帯の上下に見られる櫛文を織り出す為に、色糸別の二丁の杼を交互に通している。織物の両側の耳の糸は、weft (1) と同色の糸で、耳のラインを際出たせ、布端の保護と装飾の役割をしている（図4）。文様の構成は、デザインの項で述べたように、巾25cmの文様帯を中心に上下に対称な横縞で、文様帯の内部は上下対称、左右対称、単位文様の繰り返しが見られる。綴織の文様の接合部に、補修の糸が見られるので、日常、身につけていたものと思われる。

資料 3 Textile with tree design bands (Pl. 16-a, 17-d)

No.: T-75

Size (cm): 40.0×38.3

Structure: Variation of tabby (warp 1, weft 2) and tabby, Tapestry weaving, Weft faced

Color: Warp Light yellowish brown 9YR 6.5/5

- Weft (1) Deep yellowish red 7R 4/10
- (2) Black N 1
- (3) Dark brown 5YR 2.4/4
- (4) Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6
- (5) Dark blue green 5BG 2.4/3
- (6) Dark yellowish green 10GY 3/4
- (7) Brownish gold 9YR 5.5/8
- (8) Pale reddish yellow 2.5Y 9/2

Weft (1) — (5) and, or (6) gradation

Thickness (mm): 1.22-1.34-1.49

Warp
Raw material: Wool

Apparent diameter (mm): 0.30-0.40-0.55

Twist, Twist No. (/cm): — S (10.0-11.3-15.1)

Density (/cm): 6.0-7.0-8.5

Weft (1-1)

Wool

0.40-0.46-0.60

— S (2.5-3.9-5.0)

28.0-31.0-32.0

(1-2)

Wool

0.25-0.36-0.50

— S (3.3-5.0-6.2)

(21.5-23.1-24.0) × 2

(2)

Wool

0.25-0.33-0.40

— S (4.0-6.8-10.0)

(3)

Wool

0.20-0.24-0.30

— S (5.0-5.5-6.2)

(4)

Wool

0.25-0.29-0.30

— S (5.0-6.4-8.3)

(5)

Wool

0.25-0.34-0.40

— S (5.0-7.1-10.0)

(6)

Wool

0.50-0.59-0.70

— S (4.3-4.8-5.0)

(7)

Wool

0.20-0.32-0.40

— S (4.5-4.9-5.5)

(8)

Wool

0.45-0.57-0.70

— S (4.5-5.1-6.2)

Thread for repairing (1)

Wool

0.80-0.90

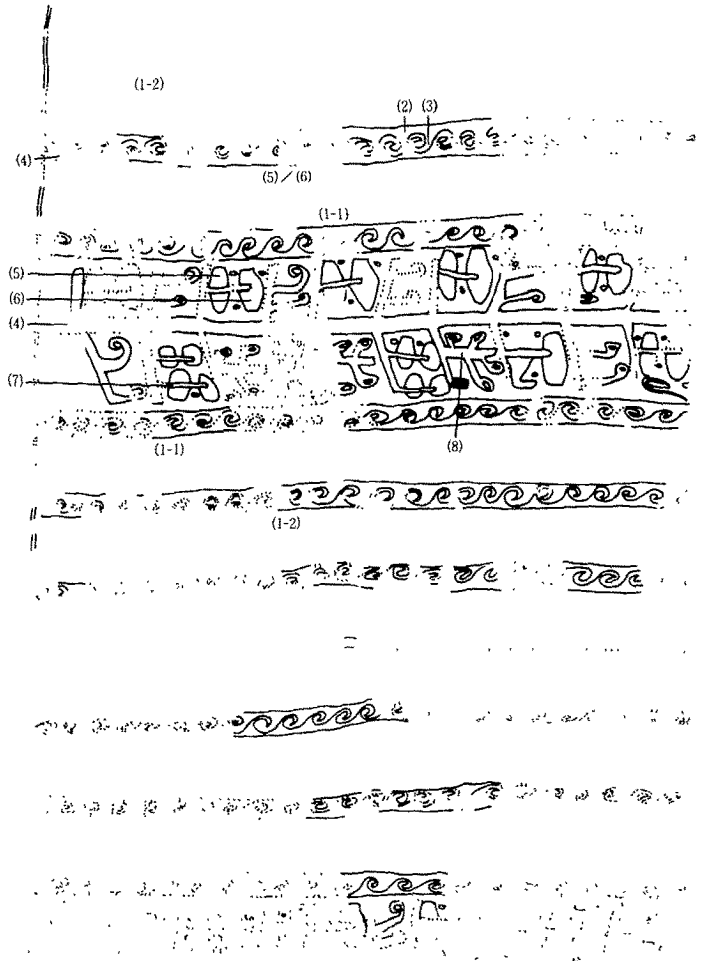
S — Z (2.5)
S

Thread for repairing (2)

Wool

0.60

Z — S (2.5)
Z



資料3は、資料2に比べると、色がしぼい印象を与えるが、小さな断片で元の色が残っているものから判断すると、それは変色の為であると思われる。組織は緯糸2本を引揃えて通した平織の変化組織(経糸1, 緯糸2)が主であるが、緯糸1本により平組織となっている部分もある。資料2に比べて経糸が細く、織密度がやや高い。経糸は主として light yellow brown (0.35mm 前後) のものであるが、他に質の異なる経糸がまじっている。耳は経糸3本ずつ2本のコードとし、緯糸を余分からませながら耳を補強している(図5-A)。資料3の一断片である T-131 には、縄状の経糸始末が見られ、S 撚の経糸を3~3.5cm に切り、2本ずつS撚りに下撚りし、つなぎに緯糸に用いられた糸を加え、Z撚りに上撚りして直径3mm に仕上げている。撚りは1cmにつき1.7回前後である。この経糸始末に接して巾1.2cmの dull green のボーダーがある。また、他の二断片には、それぞれ3.8cm, 3.5cmの同じ色の線条が見られるので、少なくとも2本のボーダーが、織り始め、あるいは織り終り、または両方に織り込まれたと考えられる。耳付の断片2枚が、耳と耳を接して縫い合わされているが、縫糸は1箇所残っているのみである。文様は資料2と同様、巾9cmの文様帯を中心に、上下に波頭文帯、縷網縞が広がっている横縞構成で、無地のボーダーがついている。樹木の文様が綴技法で表わされ、その文様帯は二筋ある。資料2に比べて、波頭文は小さく、縞の中も狭い。綴織の接合部に補修の糸が見られる。

資料 4-1 Textile with a dark purple band (Pl. 18-a, 18-b)

No.: T-78

Size (cm): 13.5×20.0

Structure: Variation of tabby (warp 1, weft 2) and tabby, Tapestry weaving, Weft faced

Color: Warp Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6

Weft (1) Dull reddish yellow 2.5y 7.5/6

(2) Dark purple 7.5P 1.5/4

Thickness (mm): 0.84-0.99-1.14

	Warp	Weft (1)	(2)
Raw material:	Wool	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.20-0.41-0.50	0.25-0.28-0.35	0.30-0.39-0.50
Twist, Twist No. (/cm):	— S (8.3-12.6-20.0)	— S (5.5-6.7-7.1)	— S (5.0-7.4-10.0)
Density (/cm):	10.0-10.7-12.0	(13.0-15.8-20.0)×2	32.0-36.0-38.0

鈍い黄色の地に、暗紫色で幾何文を織り出している。地は平織の変化組織(経糸1, 緯糸2)で織られ、文様は平織で綴技法を用いて織り出されている。巾3cmの紫の線条が見出される。暗紫色の三角形の文様の一辺に沿って、長さ4.5のスリットが開けられ、再び別の糸でかがり、閉じられている(Pl. 18-b)。スリットは、地の側は経糸2本を1本のコードにし、文様の側は経糸2本をそのまま組織し、補強耳と同じ様に仕上げている。紫の文様との接合部は、dovetailed tapestryの技法で接合している。綴技法で表わした三角形の文様周辺では、スリットの長さの範囲内は地も平組織となっている。この部分は特に密に糸が打ち込まれ、1cmにつき44本を数える。従って、地は柔らかかであるが、文様部は堅くなっている。一つの断片に断ち切りを三つ折りにして始末した部分が見られる。

資料 4-2 Textile with black bands (Pl. 18-c)

No.: T-71

Size (cm): 8.0×22.8+19.0×16.0

Structure: Variation of tabby (warp 1, weft 2) and tabby, Weft faced

Color: Warp Dull reddish yellow 2.5Y 7.5/6

Weft (1) Dull reddish yellow 2.5y 7.5/6

(2) Dark greyish brown 5YR 2/1.5

Thickness (mm): 0.81-0.10-1.17

	Warp	Weft (1)	(2)
Raw material:	Wool	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.30-0.42-0.50	0.30-0.33-0.40	0.35-0.39-0.45
Twist, Twist No. (/cm):	— S (8.3-12.6-20.0)	— S(7.1-8.5-10.0)	— S (5.5-7.0-10.0)
Density (/cm):	10.0-10.7-12.5	(16.0-17.3-18.0)×2	30.0-33.0-36.0

Thread for sewing

Wool

2.0

S
S — Z (2.0)

鈍い黄色の地に、黒の巾10cmの帯が見られる。二枚の布が、経方向と緯方向が直角になるよう縫い合わされている。地は平織の変化組織（経糸1，緯糸2）であるが、文様部は平織で緯糸が込んでいる。

資料 5 Black coarse textile (Pl. 18-d)

No.: T-72

Size (cm): 68.0×12.0

Structure: Tabby, Weft faced

Color: Warp Dark greyish brown 5YR 2/1.5

Weft Dark greyish brown 5YR 2/1.5

Thickness (mm): 3.29-3.58-4.20

	Warp	Weft	Piece of cloth sown on this textile	
Raw material:	Hair	Hair	Warp	Weft
Apparent diameter (mm):	1.40-1.78-2.10	1.30-1.70-2.00	Wool	Wool
Twist, Twist No. (/cm):	S S — Z (0.9-1.5-1.8)	S S — Z (1.5-2.0-2.1)	: 0.60-0.70-0.90	: 0.45-0.50-0.60
Density (/cm):	2.5-2.6-2.7	5.7-5.8-6.0	: 8.0	: 9.0-10.0-11.0

Piece of cloth sown on this textile

: 6.0×2.0

: Twill (2:2), Balanced

: Brownish gold 9YR 5.5/8

: Brownish gold 9YR 5.5/8

: 1.71

Warp Weft

: Wool Wool

: 0.60-0.70-0.90 0.45-0.50-0.60

— Z (6.7) — S (6.7)

: 8.0 9.0-10.0-11.0

経糸，緯糸とも双糸で織られた厚手の織物である。太い糸でざっくりと織られている。布の感触は非常にごわごわとして
いるので，衣服として使用されたとは思えない。布の端に斜文地の小さな断片が3点，織物と同じ糸で粗い縫目で縫い付け
られている。斜文地の保存状態は良くない。

資料 6 Rough textile (Pl. 19-a)

No.: T-56

Size (cm): 51.0×12.0

Structure: Tabby Weft faced

Color: Warp (mottled yarn)	Dull reddish yellow	2.5Y 7.5/6
	Brown	5YR 4/4
Weft (mottled yarn)	Dull reddish yellow	2.5Y 7.5/6
	Brown	5YR 4/4

Thickness (mm): 3.05-4.02-4.70

	Warp	Weft	Thread for repairing
Raw material:	Wool and camel	Wool and camel	Wool and camel
Apparent diameter (mm):	1.40-1.73-2.00	1.50-2.10-2.50	2.00-2.50-3.00
Twist, Twist No. (/cm):	Z Z } S (2.0-2.3-2.8)	Z Z } S (1.0-1.3-1.7)	Z Z } S (1.5-2.0-2.5)
Density (/cm):	3.0-3.3	6.5-7.0	

経糸，緯糸とも空糸で織られ，太い縫糸がほつれを補うために通されている。

資料 7 Yellow brown textile (Pl. 19-b)

No.: T-59

Size (cm): 4.5×39.5

Structure: Variation of tabby (warp 1, weft 2), Weft faced

Color: Warp	Brownish gold	9YR 5.5/8
Weft	Brownish gold	9YR 5.5/8

Thickness (mm): 1.29-1.46-1.73

	Warp	Weft
Raw material:	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.30-0.44-0.55	0.30-0.40-0.50
Twist, Twist No. (/cm):	— S (8.3-10.0-12.0)	— S (5.0-7.0-10.0)
Density (/cm):	6.5-7.1-7.6	(12.5-14.0-16.0)×2

平織の変化組織（経糸1，緯糸2）で織られた無地の織物である。細長く裂いて紐として使用されたと思われる。

資料 8 Gauze-like textile (Pl. 19-c)

No.: T-57

Size (cm): 69.0×12.0

Structure: Tabby, Balanced

Color: Warp Brownish gold 9YR 5.5/8
 Weft (1) Brownish gold 9YR 5.5/8
 (2) Reddish brown 10R 3/5
 (3) Dark red 4R 2.4/5

Thickness (mm): 0.75-1.01-1.37

	Warp	Weft(1)	(2)	(3)
Rew material:	Wool	Wool	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.25-0.35-0.40	0.25-0.35-0.40	0.25-0.41-0.50	0.40-0.50
Twist, Twist No. (/cm):	— S (8.3-10.7-14.3)	— Z (3.3-4.1-5.0)	— Z (2.0-2.9-3.3)	— Z (3.3-5.0)
Density (/cm):	8.0-10.0-11.5	8.0-10.0-13.0	8.0-11.0-12.0	12.0

Thread for repairing

Wool

0.6-1.0

S
 S — Z (1.5-2.0)

比較的細い糸で透かせて織った薄い布である。経糸始末をした断片が見出された。経糸始末は、経糸を織端から 2.5 cm 位に切断し、3本ずつSに下撚りし、3本1組の経糸を順次加えながらZに上撚りして直径 3 mm に仕上げている。撚り数は 1 cm に 1.5 回位である。この経糸始末から 1 cm のところに巾 5 mm の dark red の線条がある。織端の断片及び他の一断片は変色が激しい。全体にジグザグ状になったステッチ (長さ 2 mm-5 mm) が見られる。

資料 9 Textile with purple oblong design (Pl. 16-b, 19-d)

No.: T-107

Size (cm): 17.0×14.5

Structure: Tabby, Tapestry weaving, Weft faced and Balanced

Color: Warp Pale reddish yellow 2.5Y 8.5/3
 Weft (1) Pale reddish yellow 2.5Y 8.5/3
 (2) Dull red purple 7.5RP 4.5/6
 (3) Vivid reddish yellow 2Y 8/14

Thickness (mm): 1.31-1.39-1.49

	Warp	Weft (1)	(2)	(3)
Raw material:	Wool	Wool	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	0.70-0.86-1.30	1.00-1.27-1.90	0.70-0.82-0.90	0.90-1.00
Twist, Twist No. (/cm):	— S (4.0-6.7-10.0)	— S (2.0-2.4-2.5)	— S (2.5-2.8-3.3)	— S (2.5)
Density (/cm)	4.5-5.0-5.5	6.4-7.0-8.0	16.6-17.1-18.0	13.2

耳より 7.8 cm 巾の薄紫の方形の文様が織り出されている。地と紫の方形文との間に、vivid reddish yellow の巾 3 mm の線条が見られる。地も文様も平織であるが、文様部は緯糸が込んでいる。地の所々に 2 本引揃えの緯糸や、太い緯糸が見られる。一つの断片に、耳、紫方形文の一部、地の残部が見られる。その耳は、端より経糸 5 本、2 本、2 本と束ね、3 本のコードとし、この部分で緯糸を引き返し、耳を補強している (図 5-B)。紫の文様部と地の接合部は dovetailed tapestry の技法による。

資料 10 Pile textile (Pl. 19-e)

No.: T-104

Size (cm): 150.0×75.0

Structure: Tabby, Weft faced

Pile knot: Type B-1

Color: Warp (mottled yarn)	Dull reddish yellow	2.5Y 7.5/6
	Dark brown	5YR 2.4/4
Weft	Dull reddish yellow	2.5Y 7.5/6
Pile	Dull reddish yellow	2.5Y 7.5/6

Thickness (mm): 2.61-3.40-3.72 (ground) 7.25-7.85 (with pile)

	Warp	Weft	Pile
Raw material:	Wool and camel	Wool	Wool
Apparent diameter (mm):	1.0-1.2-1.5	0.9-1.2-1.7	1.8-2.6-3.0
Twist, Twist No. (/cm):	Z — S (3.0-3.8-4.0) Z	— Z (2.5-2.6-2.9)	S — Z (1.0-1.5-2.0) S
Density (/cm)	3.7-3.9-4.0	12.0-14.2-18.0	(5-7)×(13-20)/dm

Hemstitched thread

Wool

2.0-2.5

S
— Z (2.0)
S

無地のラグで出土品中最大の 150×75 cm の大きさがある。経糸は空糸 (羊とラクダの毛) が使用されている。パイル糸は 1.2-2.2 cm 位の間隔で、B-1 タイプ (ベルシヤ結び) [Fuji and Others, 1982/83: p. 93] に結ばれている。パイルの段により、経糸 3 本にわたって結ばれている。残存しているパイルの長さは 5 cm 前後である。パイルの結びの密度は低い。耳が片方に残っている。耳端より経糸 3 本、2 本と束にして 2 本のコードとし、緯糸をその部分で引き返し補強している

(図5-c)。織端は折り返し縫いつけている。埋葬時、布にくるまれた遺体の下に敷かれたもので、埋葬場所の制約に従って織りたたまれていた。放射性炭素年代測定法により B.P. 2650±120, 700 B.C. という値がでている。

資料 11 Cord

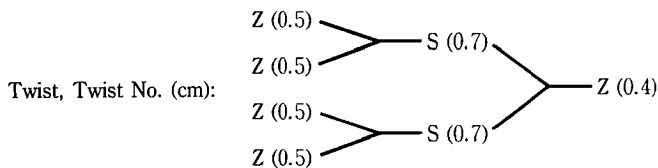
No.: T-54

Length (cm): 16.7

Color: Dark yellowish brown 9YR 3/3

Raw material: Har

Apparent diameter (mm): (1) 0.4-0.5 (2) 0.6-0.8 (3) 1.0-1.4



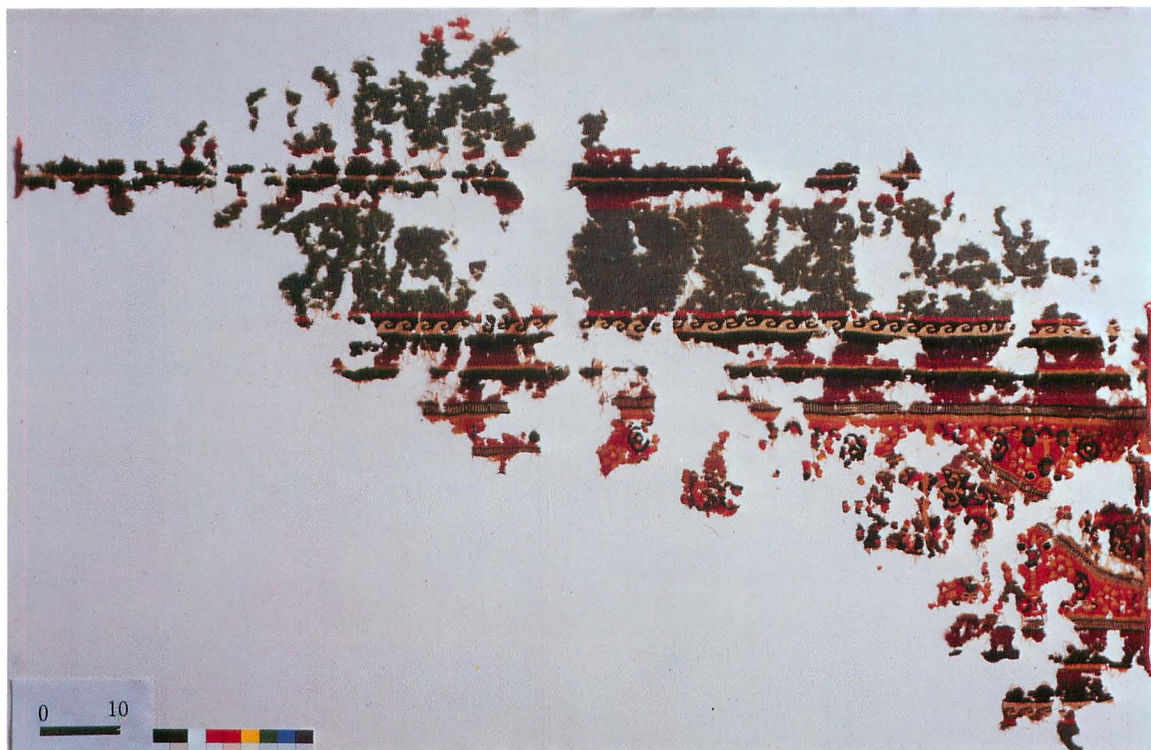
この織物は炭化の過程にある。

注

- 1) 杓糸とは、JIS 繊維用語では異なる色の単糸を二本あるいは三本より合わせた飾り糸の一種をいうが、ここでは質の異なる単糸を双糸にしたもので、飾り糸として使用されたものではない。
- 2) エルミタージュ博物館、イェルサリムスカヤ女史にアドバイスしていただいた。
- 3) 学習院大学、木越研究室による。
- 4) 通産省工業技術院繊維高分子材料研究所、主任研究員小野岡竜三氏の鑑定による。

参 考 文 献

- Bergman, I., 1975, *Late Nubian Textiles*, Skandinavian University Books, Stockholm
- Emery, I., 1966, *The Primary Structures of Fabrics*, The Textile Museum, Washington, D.C.
- Fujii, H., 1973, "At-Tar Caves Hill-A Excavations in 1971" *Sumer* vol. 29 pp. 61-86
- Fujii, H. ed., 1976, *AL-TAR I*, 国士館大学イラク古代文化研究所
- 藤井秀夫編, 1980, 「イラク、アル・タール出土染織皮革遺物の研究」『ラーフィダーン』第1巻
- Fujii, H., Takagi, Y., Sakamoto, K., Okada, H., Ichihashi, M., 1982/83, "Textile from At-Tar Caves, Iraq" 『ラーフィダーン』第3/4巻 pp. 89-96
- Fujii, H., Kasahara, A., Ohnuma, K., Takase, T., Sakamoto, K., 1984/85, "Working Report on Excavation at Cave-12 of Hill-C, At-Tar Caves" *Sumer* vol. 43 No. 1-2 pp. 246-251
- Kawana, T., 1984/85, "Physiographic Setting of Caves Along the Cliffs of the Kerbala Plateau" 『ラーフィダーン』第5/6巻
- Герцигер, Д. С., 1973, "Античные Ткани в Собрании Эрмитажа", *Памятники Античного Прикладного Искусства*, Аврора, стр. 71-100
- Matsumoto, K., 1984/85, "Excavation in Hill-C-17 Cave (Cave C-17)" 『ラーフィダーン』第5/6巻, pp. 14-27, pp. 37-50
- Ohnuma, K., Inaoka, H., 1984/85, "Excavation in Hill-C-12 Cave (Cave C-12)" 『ラーフィダーン』第5/6巻, pp. 28-36
- Pfister, R., 1934, *Textile de Palmyre I*, Paris
- 1940, *Textile de Palmyre III*, Paris
- Pfister, R. and Bellinger, L., 1945, *The Excavation at Dura-Europos; Final Report IV; part II*, New Haven
- Руденко, С.И., 1962, *Культура Хуннов и Ноинулинские Курганы*, Академия Наук СССР
- 坂本和子, 1982/83, 「蒙古ノイン・ウラ出土の下袴について」『ラーフィダーン』第3/4巻, pp. 31-46
- Thurman, C. C. M. and William, B., 1979, *Ancient Textiles from Nubia*, The Art Institute of Chicago
- Yadin, Y., 1963, *The Find from the Bar Kokhoba Period*, Jerusalem



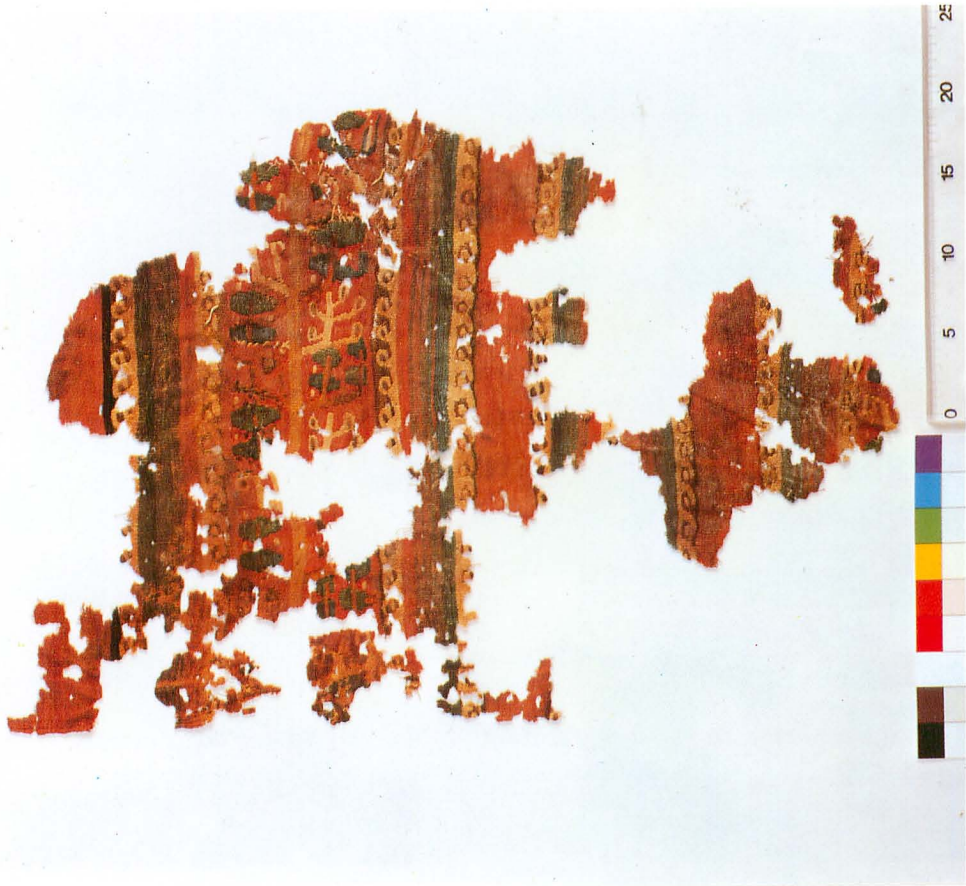
a. 花樹文帯綴織（資料2）全景
花樹文様帯を中心として上下に縷網縞，波頭文がシンメトリーに配置されている



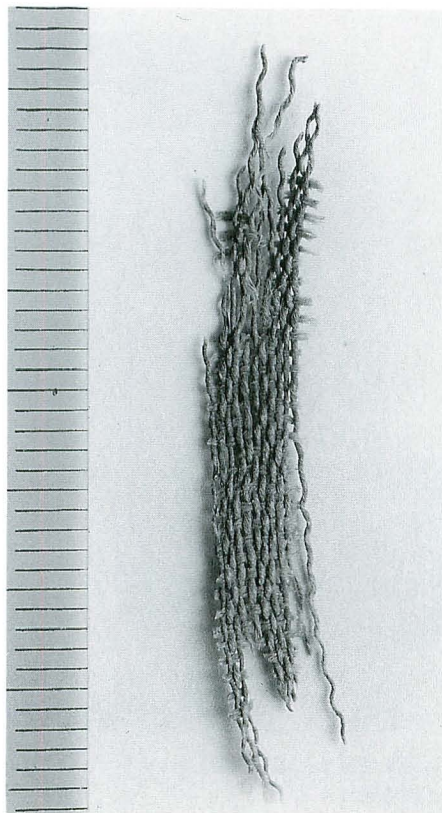
b. 花樹文帯綴織（資料2）文様帯部分
経糸の斜行が見られる



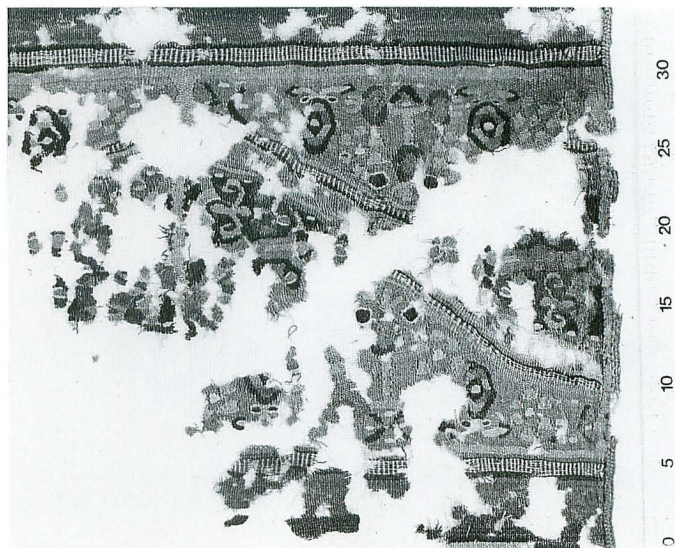
b. 薄紫方形文織物 (資料9)



a. 樹木文帯綴織 (資料3)
樹木文様帯を中心として上下に縹緞縹, 波頭文がシメントリーに配置されている

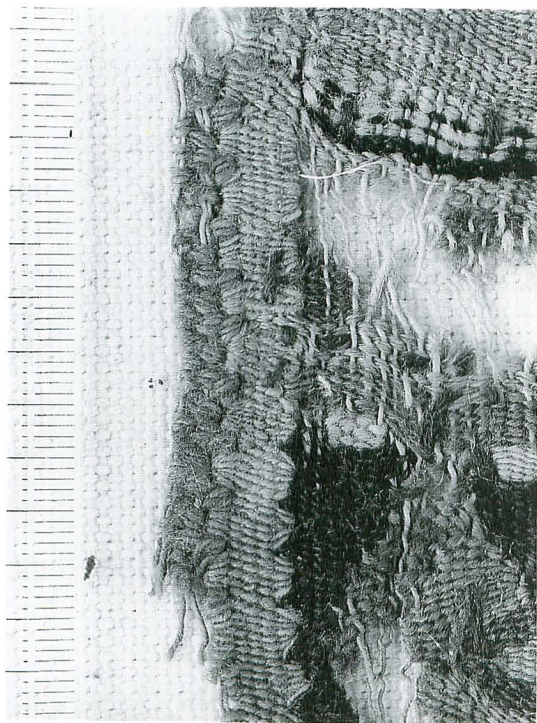


a. 極細毛織小片 (資料1)

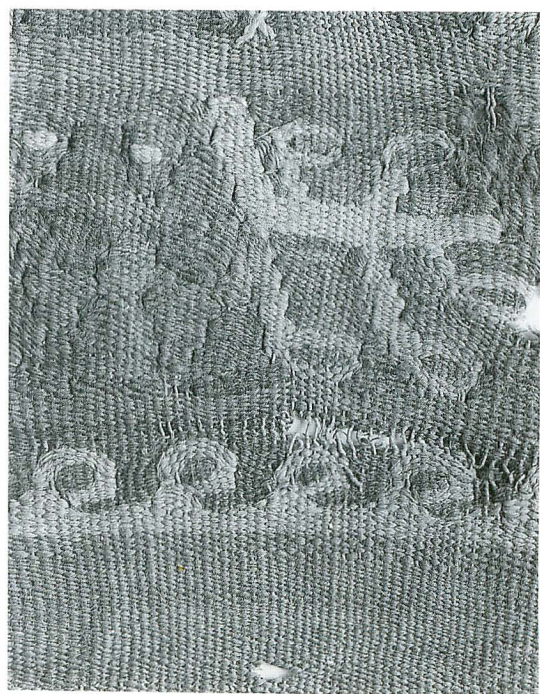


b. 花樹文帯綴織 (資料2) 中心文様帯部分

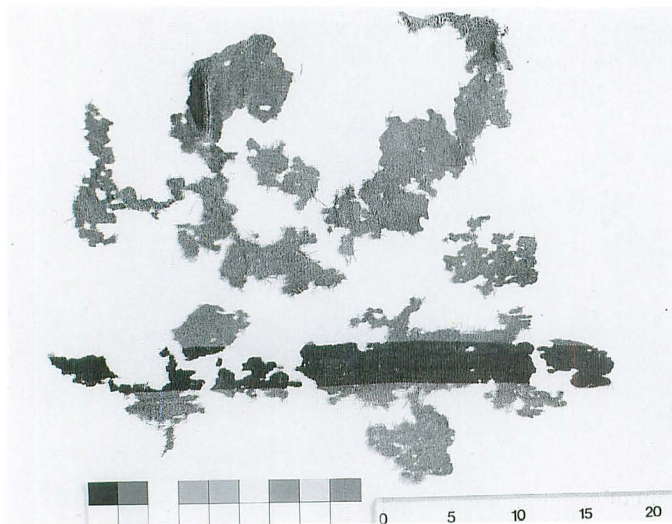
飾り耳 (図4 参照)



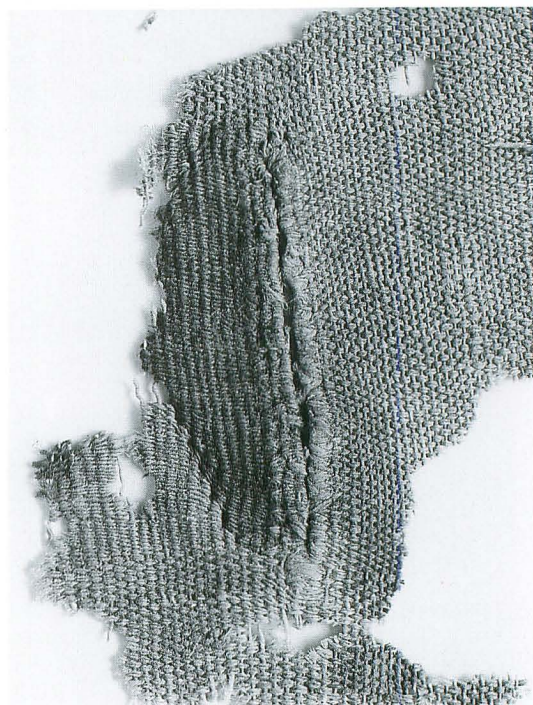
c. 花樹文帯綴織 (資料2)



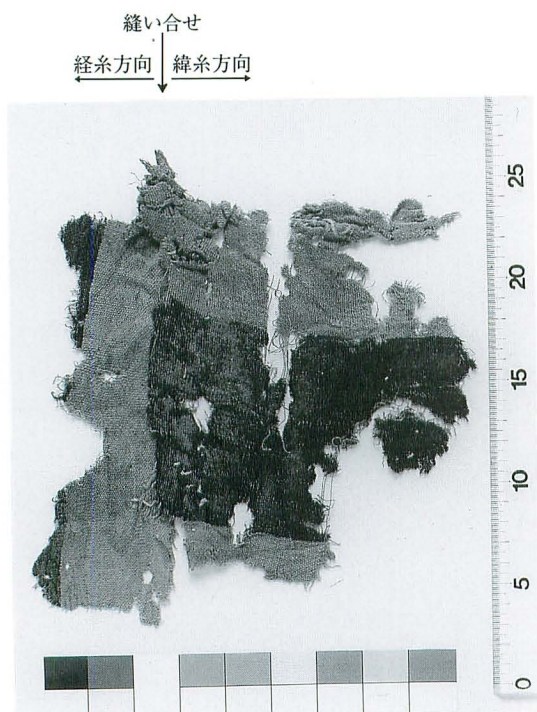
d. 樹木文帯綴織 (資料3)
文様帯部分, 果実と葉をつけた樹枝



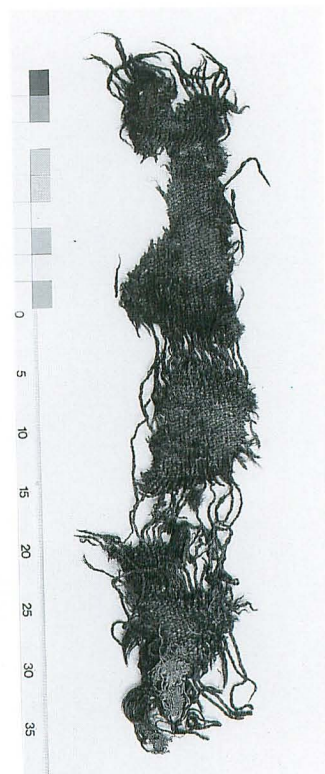
a. 暗紫色線条文織物 (資料 4-1)



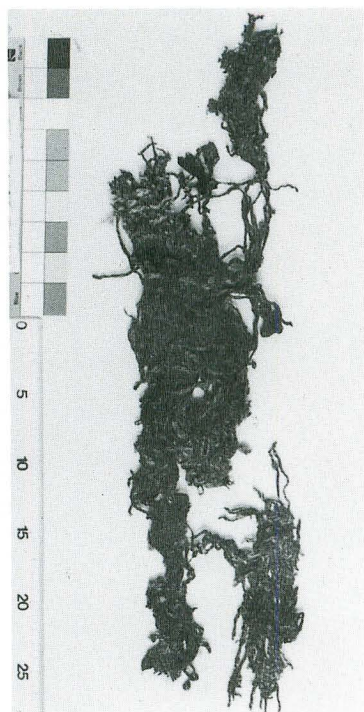
b. 暗紫色線条文織物 (番号 4-1)
縦織を伴うスリット



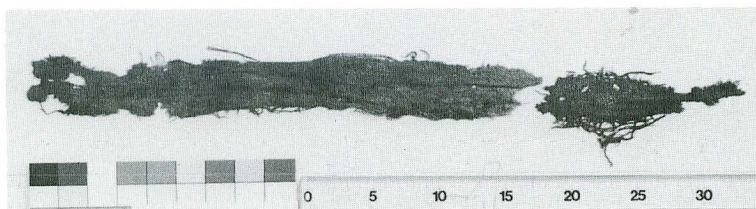
c. 黒帯文織物 (資料 4-2)



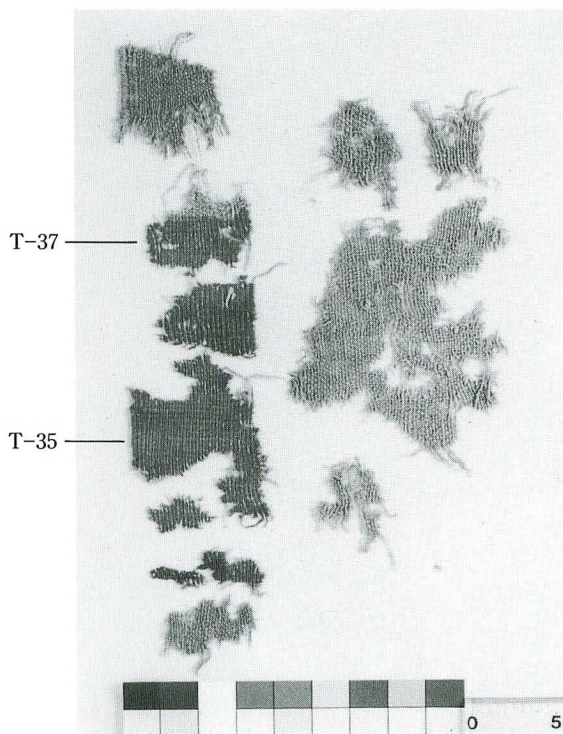
d. 黒獣毛織物 (資料 5)



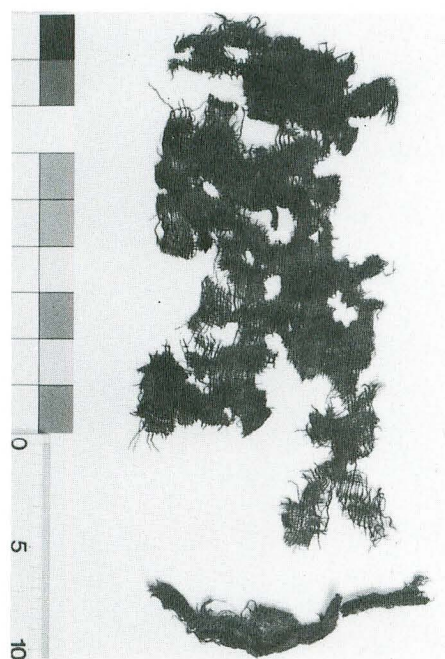
a. 粗い織りの織物 (資料6)



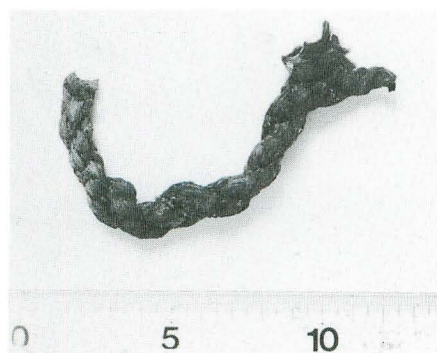
b. 黄味茶無地織物 (資料7)



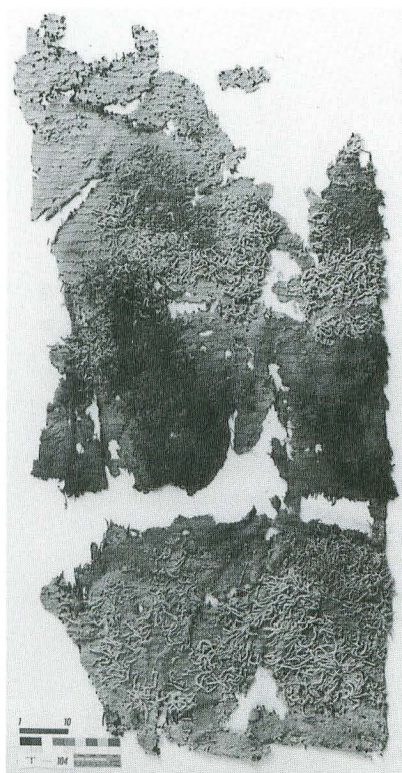
d. 薄紫方形文織物 (資料9)



c. ガーゼ風織物 (資料8)



f. 撚紐 (資料11)



e. パイル織物 (資料10)

ルヴァロア技法研究小史

大沼 克彦*

はじめに

“ルヴァロア”技法という呼称は、1879年頃、パリ近郊の Levallois-Perret に於て、同技法で特徴づけられる石器インダストリーが M. Rebourg により発見されたことに由来している [Wymer, 1968: p. 72]。

この技法は、あらかじめ石核上でその形状を準備された剥片（前定剥片）が、最終打撃により剥離される工程である [Bordes, 1961] と規定されている（図1）。

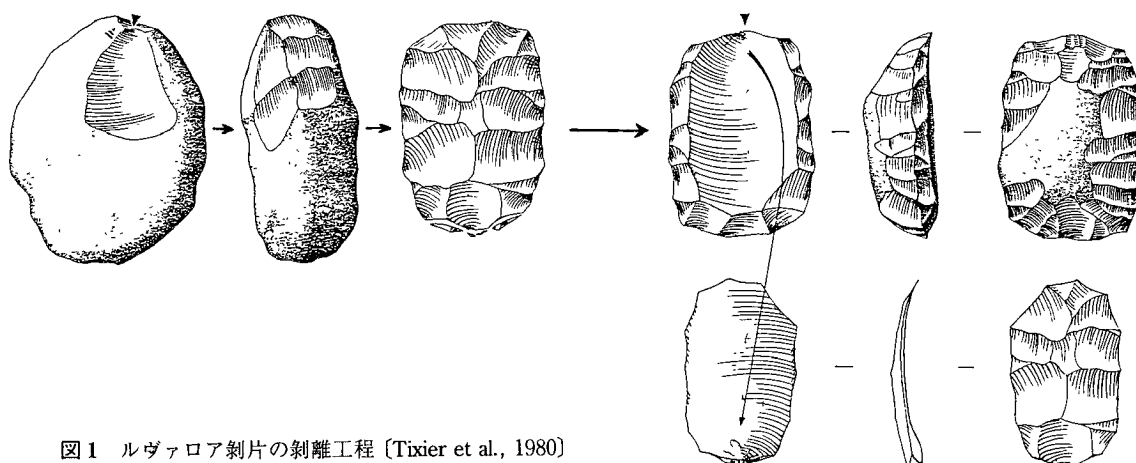


図1 ルヴァロア剥片の剥離工程 [Tixier et al., 1980]

このようなルヴァロア規定は、かなり漠然としたものであり、単にルヴァロア剥片の剥離工程だけではなく、同様に、前定された形状を持った剥片や石刃が連続剥離される円盤状石核や角柱状或いは角錐状石刃石核等の剥離工程にもあてはまるものである。

たしかに、円盤状石核や石刃石核は、剥片や石刃が連続剥離されるということによって特徴づけられているので、その意味では、最終打撃による、単一、或いは、せいぜい数個の前定剥片が剥離されるとされるルヴァロア剥離工程とは一応区別され得るだろうが、少なくとも、石核に残った最終剥離面に関する限り、Bordes によるルヴァロア規定だけでルヴァロアと非ルヴァロアの石核を区別することは不可能である。

今日までのルヴァロア規定が極めて曖昧であったということは否めない。

本論は、“ルヴァロア技法”が、主としてヨーロッパ学界でこれまで如何に説明されてきたかということ、その研究史を通して見直し、更には、同技法に係る若干の問題点を提起するものである。

1. ルヴァロア記述の初期

今世紀の初頭、V. Commont はルヴァロア技法をかなり詳細に記述している [Commont, 1909: p. 122]。Com-

* 国士舘大学イラク古代文化研究所

montによれば、まず原石の不規則部分が荒削り除去され、円盤状とも呼ぶべき多辺形の石核が作成される。この際に剥離される剥片は、時々小形のポイントの作成に充てられる。しかし、ルヴァロアを特徴づける極めて大形の剥片は、この多辺形石核の表面が最大限剥離されることによって作られる。大形のルヴァロア剥片が最終的に剥離されるまでの間、原石が一たん荒削りされた後、石核表面上の稜線の配置を規則化するために、軽い打撃によって再調整が施される。再調整された石核は、その被剥離面がやや下方に傾斜するように持たれ、打面として入念に選択された面取り部分にハンマーが垂直に当たるように打ちおろされ、熟達した打撃により石核表面の大部分が剥離されるのである。

以上の、Commontによるルヴァロア剥離の記述は、その工程を詳細に描写したものであり、それ以来80年近く経過した今日に於いても、この記述と大差あるものが見られないことは注目に値する。

2. Parallel Phyla Concept の出現とその崩壊

Commontにより描写されたルヴァロア技法は、その技術的な側面を重視するという方向ではなく、同技法によって作られた石核や剥片を、或る石器インダストリーの標準化石 (type fossil) にするという研究方法に利用されるようになる。この学派の代表者は H. Breuil であるが、彼は、ルヴァロア技法による石核と剥片を、一つの石器インダストリー伝統の目安として考えた。そして、フランス・ソンム溪谷の段丘を種々の石器インダストリーと対比させ、ルヴァロアジアン・I-VII という石器伝統を設定し [Breuil and Koslowski, 1931], クラクトニアン—ルヴァロアジアン—ムステリアン, という剥片石器文化の系統が、自然環境の変動に応じて、アブヴィリアン—アシューリアン—ミコキアン, という両面加工石器 (biface) 文化の系統と生活の舞台を交替させながら進展したという、所謂 parallel phyla concept を提唱した [Breuil, 1932: pp. 571-572; 1939: p. 36; Kelley, 1937: p. 15; Movius, 1953: pp. 163-164]。

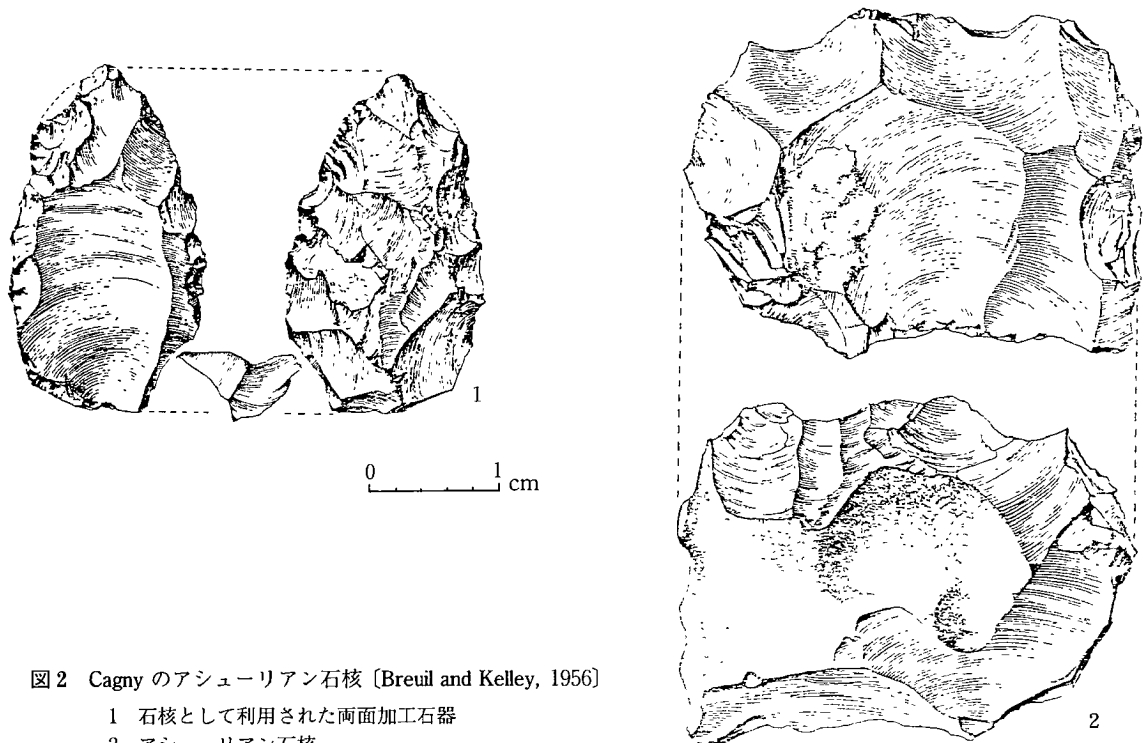


図2 Cagnyのアシューリアン石核 [Breuil and Kelley, 1956]

- 1 石核として利用された両面加工石器
- 2 アシューリアン石核

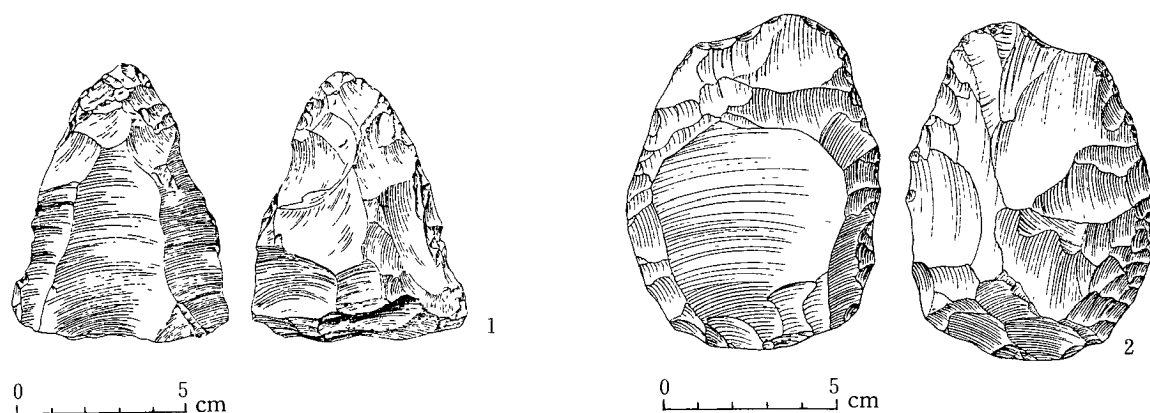


図3 石核として利用された両面加工石器

- 1 エジプト・Kharga Oasis の上部アシュールアンから出土したルヴァロア石核を想起させる hand-axe [Caton-Thompson, 1952]
- 2 Montguillan の石核として利用されたアシュールアン両面加工石器 [Bordes, 1961]

しかし、この学説は、フランス・ソンム渓谷のキャニー遺跡の中期アシュールアンの石器の中に、ルヴァロア様石核を兼ねた両面加工石器 (図 2-1)、ルヴァロア様石核 (図 2-2)、そして両面加工石器製作の際に生じたと考えられる剥片が認められた [Breuil and Kelley, 1956] ことによってその根拠を弱め、更に、F. Bordes によって、このような石核や剥片がプロト・ルヴァロア、或いは、ルヴァロアであると提唱されたこと、又、Bordes によるソンム渓谷の段丘と各種の石器インダストリーの関係の再検討の結果、説得の根拠を失うことになる [Bordes, 1956: pp. 1-5]。

キャニーと同様な、両面加工石器とルヴァロア技法の共存は、ヨーロッパ以外の地域でも確認されている。例えば、G. Caton-Thompson は、エジプト・Kharga Oasis の上部アシュールアンの資料に、ルヴァロア技法を強く想起させる資料、即ち、両面加工石器がルヴァロア石核を兼ねていたらしいものを紹介している [Caton-Thompson, 1946: p. 59; 1952: pl. 48-3] (図 3-1)。又、アフリカ南部のヴィクトリア・ウェスト技法の出現過程を、このような両面加工石器イコール石核という図式の中に求める考えも出現しているのである [Goodwin, 1933]。

この様に、ルヴァロア技法が剥片剥離方法の一つであり、両面加工石器の系統に対峙する剥片石器系統の標準化石ではないとする考えが説得性を持つようになり、それ以後は、技法としてのルヴァロアの研究が主流となってゆく。

3. 南アフリカのルヴァロア技法

ところで、ルヴァロア技法はヨーロッパ以外でも認められるが、その実体がヨーロッパとは異なっている場合がある。例えば、南部アフリカでは、同技法が加工石器の素材 (tool blank) を得る一つの工夫として出現したと言われている。

C. van Riet Lowe は、南部アフリカのルヴァロア技法が、両面加工石器を主体とする石器組成の中に副次的要素として出現する過程を示し、ヨーロッパに於ける *pararell phyla concept* それ自体には同意しながらも、その南部アフリカへの無批判的応用には異議を唱えている。

即ち、Lowe は、南部アフリカのルヴァロア技法の出現過程を、加工された石器の、例えば大形化の様な、変化に対応して、石英の様な礫から熔岩の様な大石へという、石材選択に於ける変化がおき、それに伴って、原石

の剥離・整形の方法が変化したということの中に見る。つまり、クリーヴァーや hand-axe の様な大形両面加工石器の需要が増大するにつれて、それらを大石から打割・加工してゆくという無駄を省くために、先ず大石から大形剥片を剥離し、この剥片を素材にして、両面加工石器を製作するようになった、とした。そして、ヴィクトリア・ウェスト技法が、以上の様な、両面加工石器の素材たる大形剥片の取得方法の発展の中から生じたものであるとし [Lowe, 1945: p. 50], 又、同技法が、シュテレンボッシュ・III・IV 期に顕著な発展を見たという事を述べている [Lowe, 1932: p. 760; 1945: p. 56]。

同様な考えは、L. S. B. Leakey によっても提起されている。彼は、“ヴィクトリア・ウェスト技法は、大形の原石の豊富な地域で、原石から hand-axe を製作してゆく作業を容易にするために発展したものであると考えられる。中位の大きさの hand-axe を、大形の原石を打割しつづながら加工することは非常に骨の折れることであったろう。同技法で剥離された hand-axe 用素材としての剥片は、既に石核調整の段階で施された調整剥離の痕跡を持ち、それに最小限の整形を施すだけで出来の良い hand-axe を作ることが出来る”と述べている [Leakey, 1955: p. 133]。

4. 技法そのものの研究

ところで、Bordes は、彼自身の石器の実験的製作にもとずき、主としてヨーロッパの前期及び中期旧石器の技術・形態を追求したが、特にルヴァロア技法に焦点をあてた研究を精力的に遂行している [Bordes, 1950]。

Bordes の研究の集大成としては、有名な *Typologie du Paléolithique ancien et moyen* があるが、この中で、特にルヴァロア技法を重視しながら、前期及び中期旧石器の諸問題を論じている [Bordes, 1961]。

以下は、同著に於けるルヴァロア技法に関連する記述の一部である。

i ルヴァロア剥片 (図 4-1) : この剥片の定義は、そのあるべき形状が、それが石核から剥離される以前に、既に石核調整の段階で準備されるということである。打面には、平坦 (lisse), 面取り (facetté), 凸形面取り (convexe), 山形面取り (dièdre) がある [同書: p. 14]。剥片の上面 (face supérieure) には、概して求心的な (convergent) 調整痕があるが、平行、或いは、準平行 (parallèle ou subparallèle) の調整痕を有することもある [同書: p. 17]。インダス川、セーヌ川、ヴァール溪谷に於てであれ、或いは、ムステリアン文化、スティルベイ文化、ソアン文化、そして新石器文化のものであれ、ルヴァロア剥片はルヴァロア剥片である。面取り打面をルヴァロア技法の必要不可欠な要素であると決めつけることは危険である。というのも、非ルヴァロアの剥片でありながら面取り打面を持っているものも多く、逆に、平坦打面のルヴァロア剥片もあるからである [同書: p. 14]。

ii ルヴァロア・ポイント (図 4-4) : 特殊な調整を施された石核から剥離される三角剥片であり、剥片の先端からおろした半割線が、剥片の剥離軸 (l'axe de l'éclat: 打点から出発して、バルブを半割するライン) とほぼ一致するものである [同書: p. 18]。この様なポイントは、それが不規則な形状を有する場合、その不規則な部位を修正するために、全体の形状を変えない程度の修正加工が施される [同書: p. 20] (図 4-5)。

iii ルヴァロア石刃石核 (図 4-6) : 石核上の調整剥離は求心的ではなく、一連の平行する側辺を有する狭長の剥片 (或いは石刃とも呼べる) の剥離によるものである。この連続剥離は、相対する二つの打面からおこなわれることが多い。後期旧石器時代の角柱状石核 (nucléus prismatique) に極めて近いものもある [同書: p. 72]。

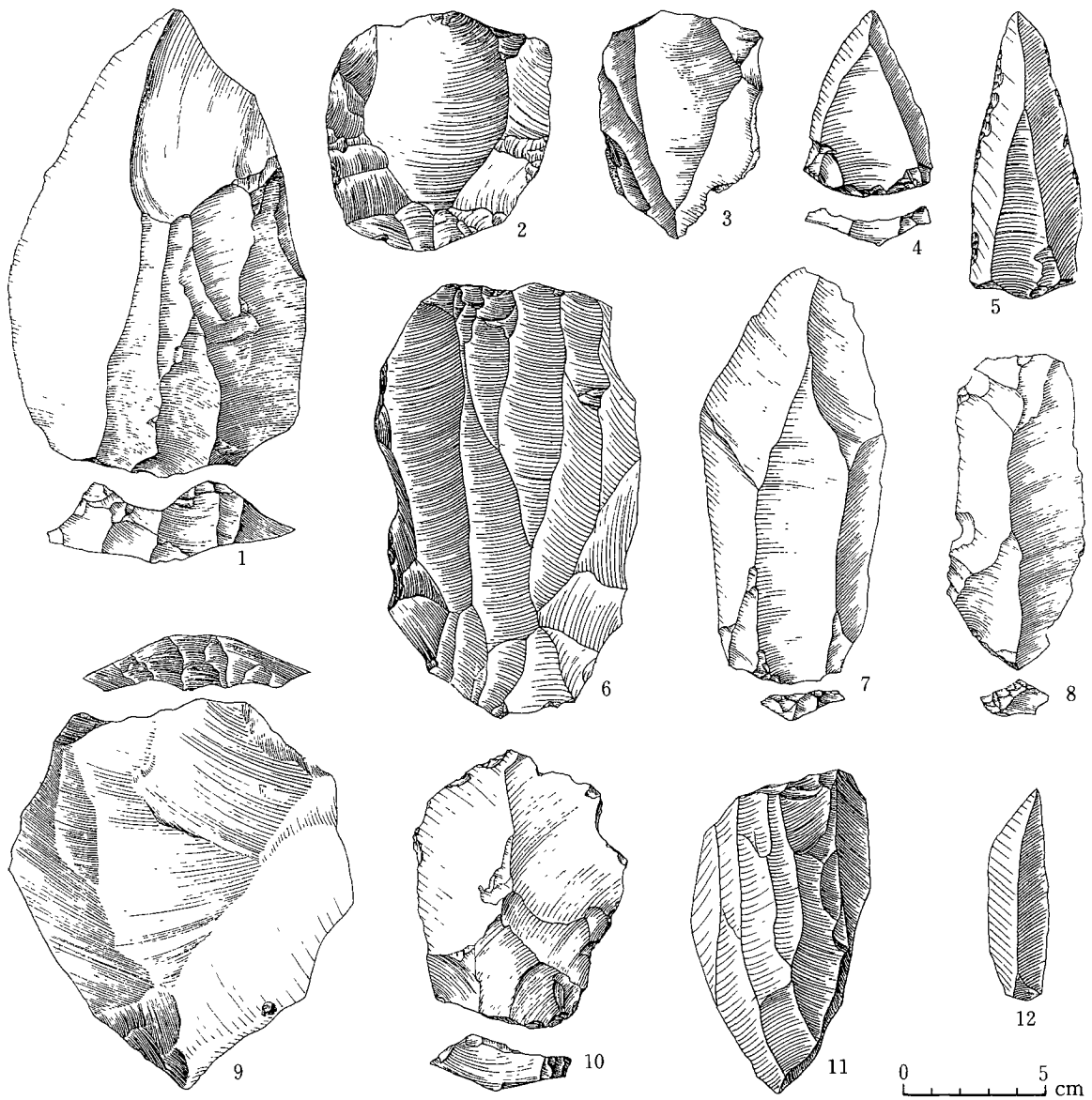


図4 前期及び中期旧石器時代の石核と剥片 [Bordes, 1961]

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 ルヴァロア剥片 | 7 ルヴァロア石刃 |
| 2 ルヴァロア剥片石核 | 8 プロト・ルヴァロア石刃 |
| 3 ルヴァロア・ポイント石核 | 9 プロト・ルヴァロア石核 |
| 4 ルヴァロア・ポイント | 10 プロト・ルヴァロア剥片 |
| 5 修正加工痕を持つルヴァロア・ポイント | 11 単一打面の角柱状石核 |
| 6 ルヴァロア石刃石核 | 12 非ルヴァロア石刃 |

iv ルヴァロア石刃 (図4-7)： 長さが幅の2倍以上あるルヴァロア剥片である。上面には平行に走る石刃の剥離痕を示すが、求心的な剥離痕を持つ場合もある。非常に規則的な平行剥離痕を持つものには、後期旧石器時代の石刃と酷似するものがあるが、後期旧石器の石刃よりは薄身で、幅広である [同書：p. 18]。

v プロト・ルヴァロア (図4-8~10)： ヨーロッパの、特に、フランス・キャニー遺跡の中期アシュールアンに出現する。その剥離概念に於てはルヴァロアと同じであるが、プロト・ルヴァロアの場合、極めて粗雑な石核調整が施されている [同書：p. 16]。剥片だけではなく石刃も見られる。プロト・ルヴァロアの剥片は、両面加工石器製作の際に生ずる剥片と混同され易い。しかしながら、後者は、剥片の下面 (face d'éclatement) に向

かって傾斜する打面で特徴づけられる〔同書：p. 18〕。

vi パラ・ルヴァロア： 南部アフリカのヴィクトリア・ウェスト技法のことである。竜骨形をした長めの石核の横方向から、ルヴァロア型と呼べる分厚な横長剥片が剥離される。南フランスのピレネー山麓まで発見される可能性がある〔同書：p. 16〕。

vii 角柱状石核（図4-11）： これは後期旧石器時代の角柱状石刃石核に類似するが、それと異なり、打面を二つ持つものは稀である。ルヴァロア石刃石核とは異なり、ほぼ円形の分厚い断面を持つことで特徴づけられる〔同書：p. 73〕。

viii 石刃（図4-12）： 剥片のうち、長さが幅の2倍以上あるものを石刃とする。最大長は剥離軸に沿って計測され、最大幅は最大長に直交して計測される。主に英語圏の学者は、真正石刃を、多少なりとも平行な側辺と稜線を持っているものとして規定し、石刃様剥片（*éclats laminaires*）から区別している。この区別は理論としては妥当であるものの、実際に用いることは容易ではない〔同書：p. 6〕。

ix スード・ルヴァロア・ポイント（図5）： （特に）三角剥片のうち、先端からおろした半割線と剥片の剥離軸とがずれるものを言う。ルヴァロア石核からではなく、円盤状石核から剥離される〔同書：p. 22〕。

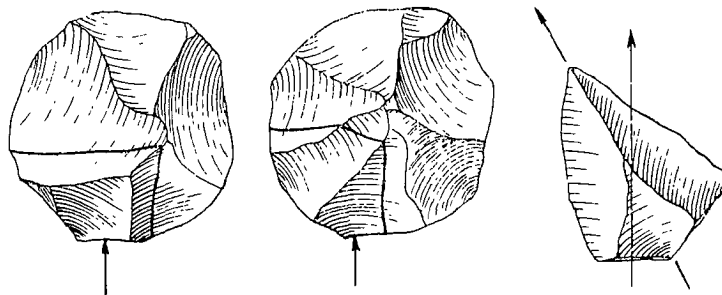


図5 Bordesによるスード・ルヴァロア・ポイント剥離図式〔Bordes, 1961〕

x 両面加工石器製作の際に生ずる剥片：

アブヴィリアンと前期アシュリアンのもの： これらの時代の両面加工石器は、石のハンマーで製作されるので、その際生じた剥片は、（石のハンマーで）石核から剥離された通常剥片から区別することは困難である。しかしながら、通常剥片とは異なり、打面に、2、3の面取りを示している。この面取りは、両面加工石器自体の加工痕である〔同書：p. 13〕。

ソフト・ハンマーで製作された両面加工石器に由来する剥片： 両面加工石器がソフト・ハンマーによって製作される過程で生ずる剥片は、非常に薄手で、且つ、非常に狭く、剥片の下面に向かって張り出した打面を持っている〔同書：p. 6〕。

以上が、1961年に至るまでのBordesのルヴァロア研究成果の概要である。

ところで、ルヴァロア技法と打面の面取りとの関係については、H. Kelleyによる研究が発表されている〔Kelley, 1954〕。Kelleyは、ルヴァロア石核に於ては、その被剥離面と打面の形成する角度がほぼ直角である必要があり、若し、石核調整の一環として作成される打面の角度がこの様な条件を満たさないときには、それを約90度に修正する目的で打面の面取りがおこなわれると述べている。

5. ルヴァロア同定の困難性

以上述べた様に、1960年前後には、実験的石器製作に基礎づけられたルヴァロア研究が Bordes によって遂行されたのであるが、彼の概念規定が曖昧であったということによって、同技法の同定の困難性という問題が生じてくる。そして、不可避免的に、Bordes のルヴァロア論に対する批判と見直しが出現してくるのである。

例えば、R. G. West と C. B. M. McBurney は、Bordes のルヴァロア規定に盲従することへの疑問を投げかけながら、“現在のルヴァロア、或いは、ムステリアンの石核、剥片の規定をそのまま容認するとき、それとはつきり同定出来るものを摘出することが可能であろうか？” [West and McBurney, 1954: p. 147] とか、“本著に於ては、何人かの学者（例えば F. Bordes）により提唱される定義より狭義のものを使用し、剥片の上面に明確な複数方向からの剝離痕を示し、同時に、真正の面取り打面を持っているものだけを、ルヴァロア剥片として扱う” [McBurney, 1967: p. 77] と述べている。

例えば、Bordes 自身も注意を喚起していることであるが、両面加工石器に由来する剥片をルヴァロア剥片から区別することは容易ではない [Bordes, 1972] だろうし、それ故、所謂プロト・ルヴァロア剥片が、実際には、石核からではなく、両面加工石器から剝離されたものではないかという疑問も生じたと思われるのである。

この、両面加工石器剥片とルヴァロア剥片に関する問題は、Bordes の主唱したプロト・ルヴァロアの問題と密接に関連し、それ故、両面加工石器剥片に関する研究が現われる。

M. H. Newcomer は、自ら薄身の hand-axe を製作し、その過程で生じた廃物剥片を数量的に分析している (図 6-1)。Newcomer の hand-axe 製作は、第 1 段階 = 荒削り (roughing-out stage)、第 2 段階 = 薄化・整形加工 (thinning and shaping stage)、第 3 段階 = 最終仕上げ (finishing stage)、という 3 段階を経るが、このうち、最終段階はソフト・ハンマーで完遂される。この最終段階で、hand-axe が十分に薄身でない場合、適切な部位に打面が準備され、大形の薄化剥片が (thinning flake) が剝離される。この様にして剝離された剥片は、ルヴァロア剥片に酷似するが、より薄く、ソフト・ハンマー使用による、盛り上がりのないバルブ (flatter bulb) を持っている [Newcomer, 1971: p. 90]。

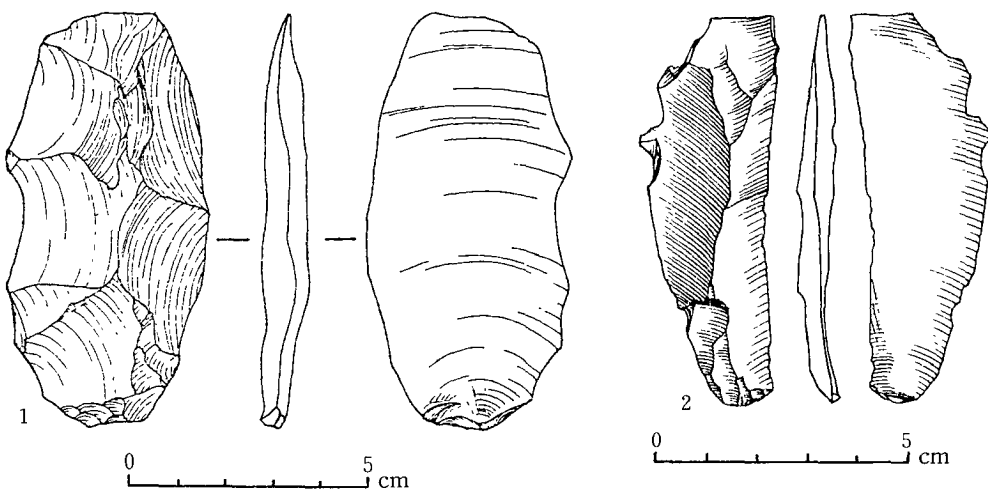


図 6 Hand-axe 製作の際に生ずる剥片

- 1 実験的にソフト・ハンマーで剝離され、ルヴァロア剥片に似る hand-axe 剥片 [Newcomer, 1971]
- 2 Pech de l'Azé I から出土した hand-axe 剥片 [Bordes, 1972]

同様なことは、Bordesによっても述べられている。即ち、Bordesは、“アシューリアン系ムステリアンのhand-axe 剥片と真正ルヴァロア剥片は、両者とも、(hand-axe 剥片の場合は、hand-axe 自体の加工痕であるところの) 求心的剥離痕を有している。しかしながら、両者の打面には違いがある。というのも、ルヴァロア剥片は、殆どのものが、ハード・ハンマーによって剥離されることによるバルブの特徴を持っているが、一方、hand-axe 剥片の場合には、概して(木、角や骨などの)ソフト・ハンマーで剥離されることによる、非常に薄く、剥片の下面に張り出した打面、そして、盛り上がりのないバルブ(diffuse bulb)を持っている”〔Bordes, 1972: pp. 80-81〕(図6-2)と述べ、両面加工石器剥片とルヴァロア剥片とを混同しないための特別な注意を喚起している。

以上の、NewcomerとBordesによるhand-axe 剥片とルヴァロア剥片の比較は、ともに、実験的石器製作に基礎づけられており、極めて説得性に富んでいる。しかしながら、hand-axe 剥片がハード・ハンマーで剥離された場合や、逆に、ルヴァロア剥片がソフト・ハンマーで剥離された場合にはあてはまらず、その点に問題を残している。

6. 研究の現状

Bordesのルヴァロア規定は、その曖昧性から、その絶対的影響力を失なってくるのだが、あたかも、このいきづまりを打破するかの如く、ルヴァロア技法の再考察が活発となる。このことは、世界各地から続々と増加する新資料の分析に際して、Bordesの規定の枠にとらわれない、新しい分析の基準を見出そうとする、研究者の意欲と試みの現われとしてとらえることが出来る。

J. Wymerは、ルヴァロア石核を、求心的(radial)剥離により表面を調整された石核、及び、一打面、或いは、相対する二つの打面から平行(parallel)に表面を調整・剥離された石核、という2型式に分類した。

前者の亀甲形石核(図7-1~2)からは、求心的な剥離痕を持った幅広な剥片(broad flake)や狭幅の剥片(narrow flake: 石刃ではない)が剥離される。後者の石核は、いくつかの型式の角柱状石核であり、これからは、平行する側辺を持つ剥片やポイントが剥離される(図7-3~5)。後者の石核からとられる細長い剥片のうち、幅の3倍以上の長さを持ったものは、石刃として規定されているが、この石刃の上面には、それ自体の剥離方向に平行する稜線が走っている。又、多くの一打面の角柱状石核からは、尖頭石刃(pointed blade: Bordesのいわゆるルヴァロア・ポイント)が剥離される。更に、この一打面の角柱状石核は、ヨーロッパの後期旧石器の特徴である、打面を二つ持った石刃石核へ発展するとされる〔Wymer, 1968: p. 72; 1982: pp. 115-121〕。

この様に、Wymerは、亀甲形石核から剥離される古典的概念規定によるルヴァロア剥片に関して、狭幅のものについて、それをルヴァロア石刃とは呼ばずに、狭幅のルヴァロア剥片と呼んでいるのであるが、このことは、彼が“ルヴァロア石刃”という型式設定を疑問視していたことを示している。更に、Wymerは、ルヴァロア・ポイント石核と後期旧石器時代の角柱状石刃石核との技術的連絡を示唆しており、これらの点で、ルヴァロア研究に於ける新しい方向を示したということが出来る。

1970年代になると、再びBordesによるルヴァロア研究が現われる。これは本質的には彼の1960年前後のものと変わるものではなく、彼に対する疑問や批判への解答としての総括的概念規定であると考えることが出来る。そして、“ルヴァロア技法とは、剥片の形状が、石核調整の段階で、石核の表面で予め準備される(predetermined)技法である。若し必要とされるならば、石核調整の段階で入念な打面調整が施される”〔Bordes, 1972:

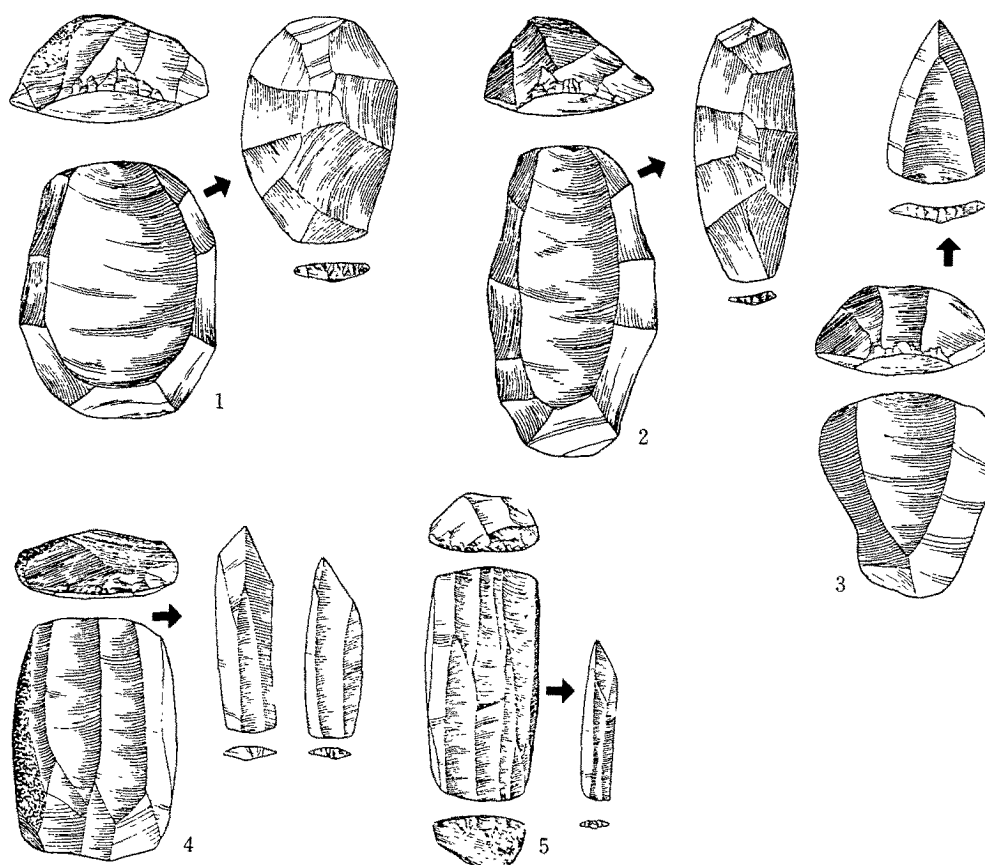


図7 Wymerによるルヴァロア石核の分類 [Wymer, 1968]

- 1 亀甲形石核と剥片
- 2 狭幅の亀甲形石核と狭幅の剥片
- 3 尖頭剥片（いわゆるルヴァロア・ポイント）をとるための角柱状石核
- 4 単一の調整打面を持った角柱状石刃石核と石刃
- 5 二つの調整打面を持った角柱状石刃石核と石刃

p. 159] とか、“この技法は、ヨーロッパに於ては、中期アシュリアンの初期に出現するが、hand-axe 製作の際に生じた偶然の出来事の観察によると思われる。即ち、hand-axe の製作過程で、予定されたものより大きな剥片が剥離されてしまったとき、この剥片は、多少なりともルヴァロア剥片に類似する。そこから、石核表面上で剥片の形を前定するルヴァロア技法が生じたと思われるが、これは極めて画期的なことであり、特に、ルヴァロア石刃の剥離概念は、より入念化されながら、後期旧石器時代の石刃剥離や、金石併用時代の Grand-Pressigny¹⁾ の石刃剥離へと発展するのである” [Bordes, 1971: p. 3] という様なことが述べられている。

更に、Bordes は、*Le débitage Levallois et ses variantes* という著書の中で、ヨーロッパ以外に見られる型式にも言及しながら、彼のルヴァロア概念を次の様に総括している [Bordes, 1980]。

i ルヴァロア剥片石核：

古典的概念によるもの (type classique)： 求心的剥離の石核調整によるもので、短かめのもの (図 8-1) と長めのもの (図 8-2) がある。最終剥離に失敗した場合は、長さが幅の 2 倍以上ある古典的ルヴァロア剥片 (石刃様剥片：éclat-lame) がとられる (図 8-3)。

平行的剥離の石核調整によるもの (図 8-5~6)： この石核からは、概して長めのルヴァロア剥片がとられる。

所謂“ヴィクトリア・ウェスト型” (図 8-7)： アフリカに限られているこの技法に於ては、(ルヴァロア型と呼

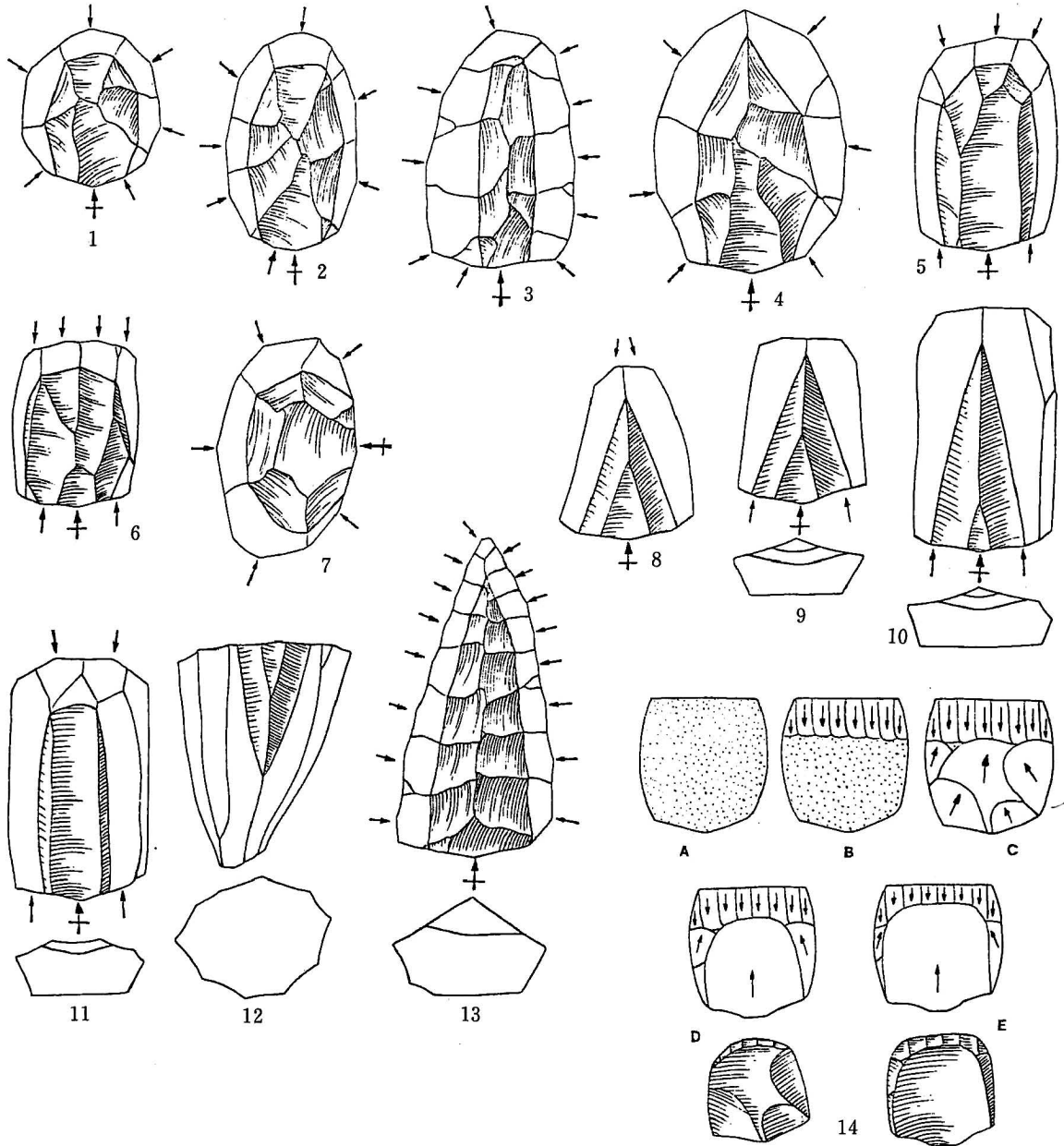


図8 ルヴァロア技法とその変型 [Bordes, 1980]

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1 古典的概念によるルヴァロア石核 | 8 ルヴァロア・ポイント石核 |
| 2 古典的概念による縦長のルヴァロア石核 | 9 ルヴァロア・ポイント石核 |
| 3 古典的概念による縦長のルヴァロア石核 | 10 縦長のルヴァロア・ポイント石核 |
| 4 尖頭剥片をとるための古典的概念によるルヴァロア石核 | 11 ルヴァロア石刃石核 |
| 5 平行剥離調整による縦長のルヴァロア石核 | 12 ルヴァロア・ポイントが剥離された角錐状石核 |
| 6 平行剥離調整による短かめのルヴァロア石核 | 13 “ヌビア型”石核 |
| 7 “ヴィクトリア・ウェスト型”石核 | 14 “ハルファ型”石核とその剥離工程 |

べる) 極めて幅広い剥片が剥離される。

ii ルヴァロア・ポイント石核 (図8-8~9): 典型的な剥離工程が遂行された場合、先ず小形の第1ポイントが剥離され、この剥離によってY字状の稜線が残される。次に、古典的なポイント(第2ポイント)が剥離される。更に可能な場合には、第3ポイントが剥離されることもある。長めの石核(図8-10)もある。

iii ルヴァロア石刃石核(図8-11): 後期旧石器時代の石刃石核とは異なり、概して薄身の石核であるが、両者には区別の出来ないものがある。打面を一つ持っているもの、或いは、相対する二つの打面を持っているも

のがある。

iv 非ルヴァロアの石核から剥離されるルヴァロア・ポイント： 非ルヴァロアの角柱状石核や、特に角錐状石核から、意識的、或いは、無意識的に、典型的なルヴァロア・ポイントが剥離されることがある²⁾ (図8-12)。このようなポイントは概して長めである。

v ヌビア型石核 (nucléus «nubiens») (図8-13)： J. Guichard と G. Guichard による資料である。この石核からは、(真正のルヴァロア・ポイントが剥離されるときに準備される) Y字状稜線ではなく、求心的剥離で準備された、縦に走る一本の稜線を持った三角剥片が剥離される。

vi ハルファ型石核 (nucléus Halfa) (図8-14)： A. E. Marks によるヌビアの資料である。この石核からは小形のルヴァロア剥片が連続して二個剥離される。

ところで、1980年には、J. Tixier, M.-L. Inizan, H. Roche の三者による *Préhistoire de la Pierre taillée. 1. terminologie et technologie* という、石器製作技術の総括的研究が出現し、ここでも、ルヴァロア技法に関する記述が見られる [Tixier, Inizan and Roche, 1980]。

同書でまず注目すべき点は、それまで一般的に使用されていた *Levallois technique* という用語に代わって、*Levallois method* という語が用いられていることである。

Tixier は、これ以前にも、ルヴァロアに関して、*technique* よりも *method* の方が適語であるということを提唱したことがある [Tixier, 1967: p. 813]。Method とは、“計画され順序だてられた作業：the habit of acting according to plan and order” [The Oxford English Dictionary, 1933]、或いは、石器の製作について言えば、“製作の諸段階：stages” [Newcomer, 1975: p. 97] とされるように、*technique* と比較するとき、より一層製作の工程に迫る語であると思われる。それ故、この *method* という語の使用は、石核調整や剥片剥離作業の結果物であるルヴァロア石核やルヴァロア剥片に関して、その型式のみが重要視されていたそれまでの研究に対し、原石の荒削りから石核の放棄に至るまで同技法が遂行された工程の実体を、段階的、且つ、総体的に解明するという意欲を感じさ

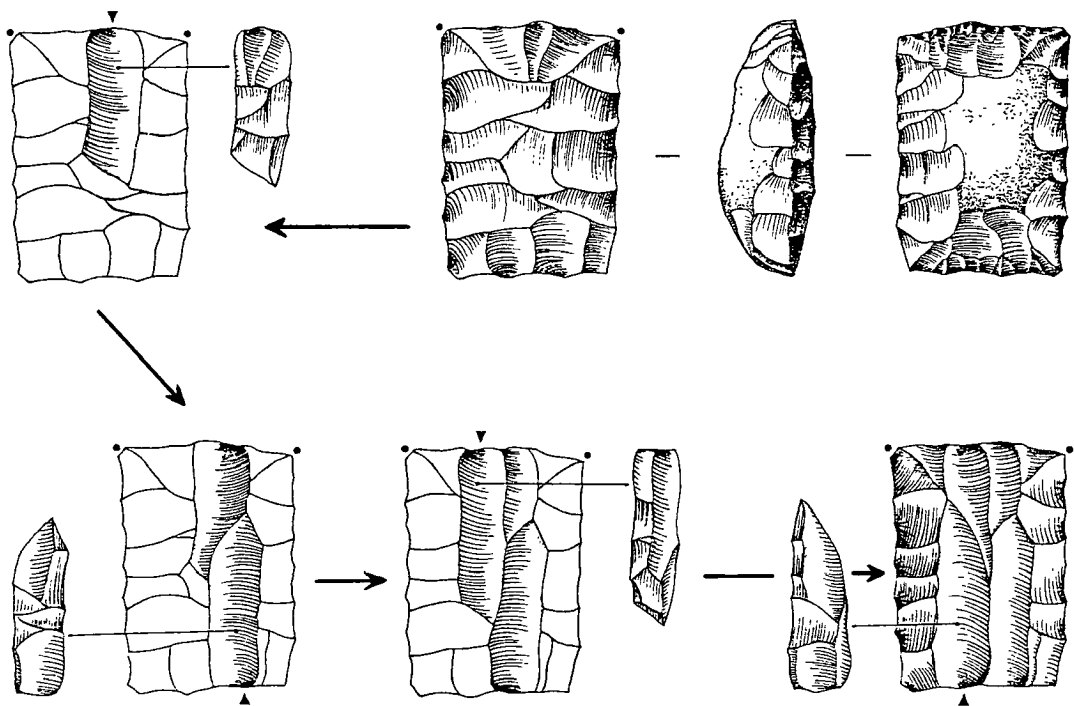


図9 ルヴァロア石刃の剥離工程 [Tixier et al., 1980]

せるのである。

更に、Tixierらは、同書に於て、ルヴァロアの剥片とポイントについては、Bordesと同様な記述をしているにもかかわらず、ルヴァロア石刃については、若干相違する考えを発表している(図9)。即ち、ルヴァロア剥片類を、剥片、ポイント、そして、平行調整剥離痕を示さない石刃、の3型式に分類し〔Tixier, Inizan and Roche, 1980: p. 46〕、又、“ルヴァロア石刃石核は長方形の横断面を持ち、相対する二つの打面を持つ。最初に剥離される石刃の上面には、ルヴァロア剥片と同様な横型(transversal)の剥離痕がある。しかし、連続剥離の進行するにつれて、石刃上の剥離痕は次第に縦型(longitudinal)へと変化する。ルヴァロア石刃の剥離と後期旧石器時代の石刃剥離との相違は、前者に於ては、石核の表面と側面に作られる稜線が、後者に於ける場合とは異なり、連続剥離の開始としての第1剥片の剥離を容易にする目的で準備されるものではないという点にある”〔同書:p. 50〕と述べ、Bordesがはっきりとは言及しなかったルヴァロア石刃剥離と後期旧石器の石刃剥離との相違を説明しようとしている。

ところで、翌1981年には、イスラエルの、中期旧石器から後期旧石器への過渡的時代の遺跡と考えられているBoker Tachtitの研究が、H. J. HietalaとA. E. Marksによって発表されている〔Hietala and Marks, 1981〕。HietalaとMarksは、この発表に於て、石器の分布状況、及び、多数の石核と剥片の接合を根拠としながら、同遺跡に於ける区域構成(spatial organization)の変遷を記述しているが、同遺跡に於ける、剥片剥離工程のより詳細な研究は、1983年に、Marksらにより、同様に石核と剥片の接合をもとに発表されている〔Marks and Kaufman, 1983: pp. 69-125; Volkman, 1983: pp. 127-190〕。

これらの研究で記述されている各層の特徴的な剥離技術は次の様に要約出来る〔Hietala and Marks, 1981; Marks and Kaufman, 1983〕。

第1層：特殊なルヴァロア・ポイント石核に特徴づけられるが、その剥離工程は、1) 石核の調整・整形の過程で、少なくとも一つのトサカ状石刃(lames à crête)が剥離されること、又、2) 石核からポイントが剥離される直前に、常に打点の反対方向から二つの石刃がとられ、その尖った形状が準備される、という2点に於て、通常のルヴァロア・ポイント剥離と異なっている(図10)。

第2層：相対する二つの打面を持った石核を特徴とするが、この石核は、単一のルヴァロア・ポイントではなく、複数の石刃をとるためのものである。

第3層：ルヴァロア・ポイント石核が急減し、相対する二打面の石核、特に、一打面石核の急増を見る。

第4層：第4層に於て、ルヴァロア剥離は単一打面石核石刃技法にとって代わられる。少数の相対する二打面の石核も見られる。ルヴァロア剥離が見られないにもかかわらず、多くの外観上典型的ルヴァロア・ポイントと呼べるものを含むポイントが存在する。これらのポイントは、一打面の石刃石核から連続的に石刃が剥離される過程で生じたものである。

以上の、Marksらによる研究は、次のことを、即ち、或る剥離計画に沿って遂行される、原石の打割から石核の放棄に至るまでの剥離工程を、その技術的側面に於て十分に理解するためには、石核と剥片の接合が不可欠であるということ、更には、この様な接合作業がおこなわれない限り、ルヴァロア剥離工程に関する如何なる結論もあくまで仮説にすぎないということを暗示している。

同様な、とはいうものの、接合・復元によるのではなく、自らの実験的製作に基礎づけられた、石器製作工程の研究として、1982年に現われたE. Boëdaの発表をあげることが出来る〔Boëda, 1982〕。

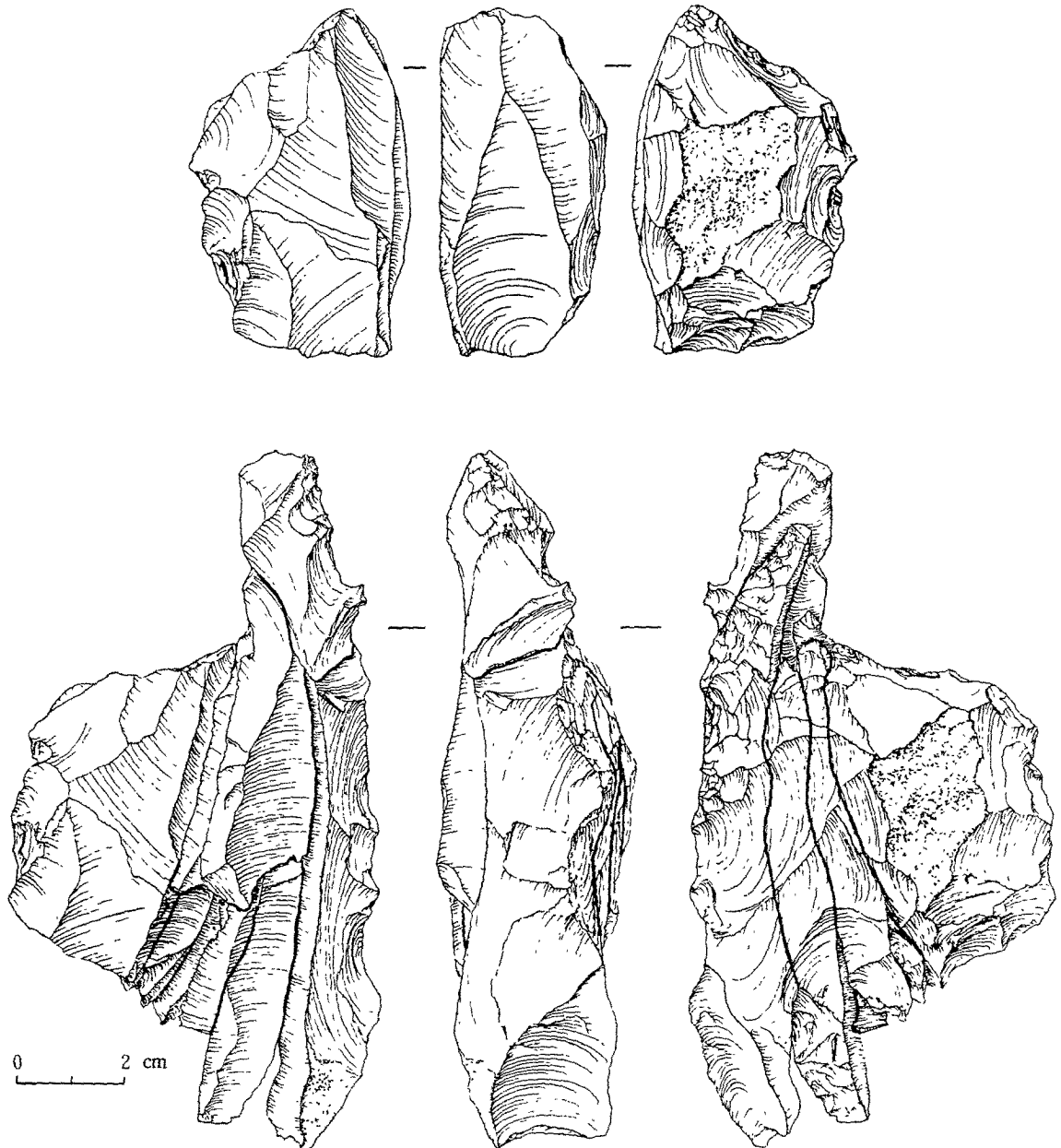


図10 Boker Tachtit 遺跡・第1層のルヴァロア・ポイント石核と石刃などの接合状況 [Marks and Kaufman, 1983; Volkman, 1983]

Boëda は、自身の実験的ルヴァロア・ポイント製作を通して、三面の剥離痕を持ったルヴァロア・ポイントを、その1) 剥離痕の順序と 2) 剥離痕の方向という観点から、30型式に分類した上で、その要旨が以下の様に整理され得る問題提起をおこなっている。

ルヴァロア・ポイントの基部の三角剥離痕が石核調整の最終段階で施される場合、そこから剥離された三角剥片は、石刃、或いは、Bordes によるルヴァロア第1ポイントであり、後続して剥離されるルヴァロア・ポイントは概して長めとなる。この三角剥離痕の両側で剥離されている二個の剥片は、ルヴァロア・ポイントの先端部に直線の中央稜線を作り、且つ、ポイントが容易に剥離されるために望ましい縦及び横方向の傾斜を作る、という二つの目的で剥がされる。更に、この二つの剥片が、ルヴァロア・ポイント自体の打点と反対の方向から剥離される場合、石核の上には深く窪んだ被剥離面が残され、ポイント自体の先端部が、分厚すぎずに、且つ、容易

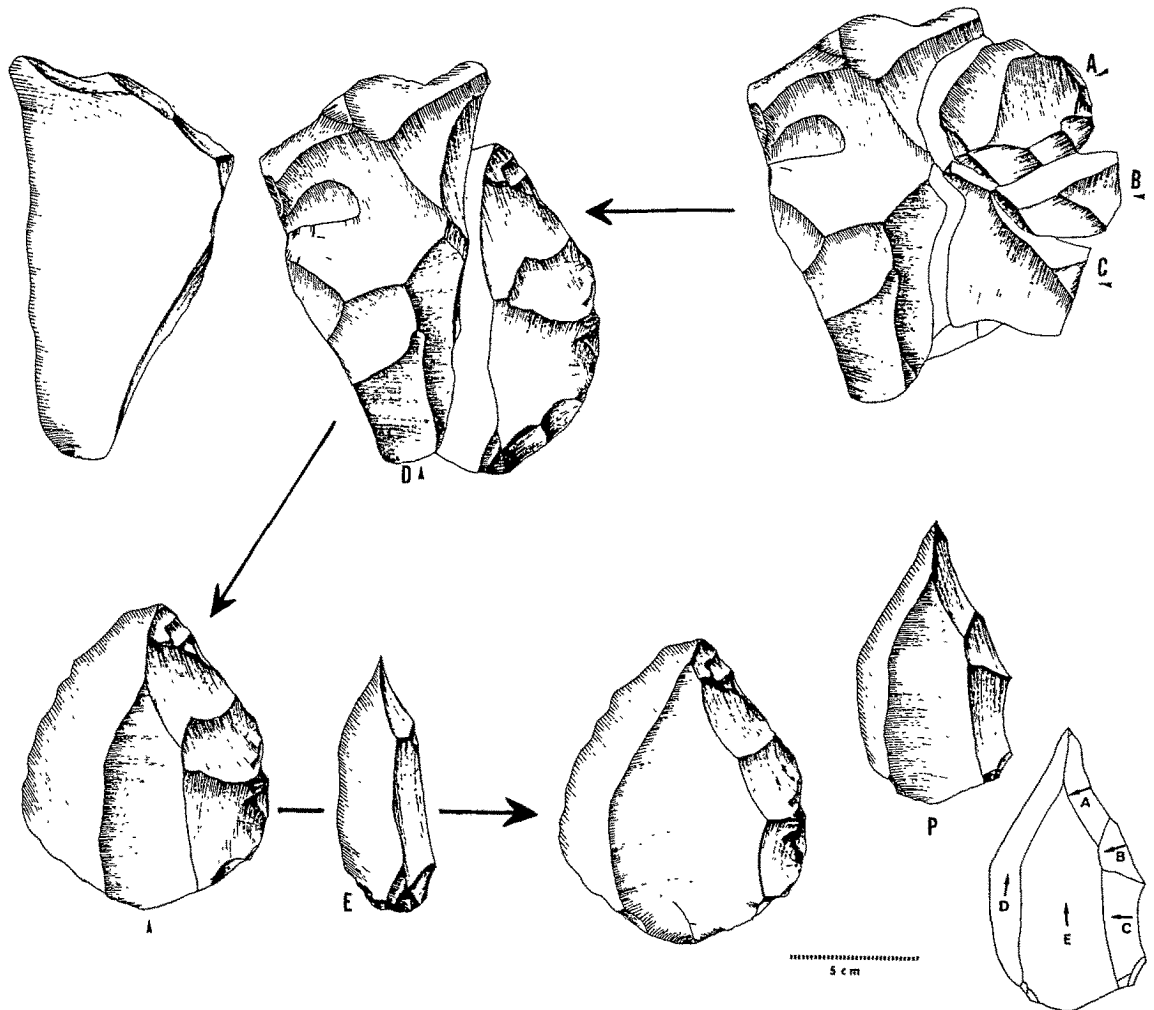


図11 実験的に製作されたルヴァロア・ポイントとその過程で生じた剥片類 [Boëda, 1982]

- A ルヴァロア剥片
- B, C 非ルヴァロア剥片
- D 石核調整によって刃潰しされた背縁を持った剥片
- E ルヴァロア石刃
- P ルヴァロア・ポイント

に剥離されるという利点がある。この様に、石核調整が計画的、且つ、入念に行われたときは、単に最終目的としてのルヴァロア・ポイントだけではなく、石核調整の各段階に於て、ルヴァロア型、或いは、非ルヴァロア型の剥片と石刃、更には、自然面の、或いは、(石核側面の調整によって既に)刃潰しされた背縁を持ったナイフ状の剥片などが剥離される(図11)。

Boëdaの研究は、ルヴァロア・ポイント石核の調整段階で剥離される所謂“屑剥片:waste flakes”が、実際には、明確な目的と入念な計画性をもって剥離されたのではないかということの暗示であり、更には、単にルヴァロア研究に於てだけでなく、石器研究一般に於て、特定型式剥片イコール特定段階の石核調整・剥離の産物という教条的図式に根本的な見直しを迫る問題提起となっている。

7. 若干の問題提起

以上、主にヨーロッパ学界に於けるルヴァロア研究史を概観してきた。

ここで、この研究史を踏まえながら、同技法に関する筆者なりの問題点を若干提起してみたい。

(1) 分析資料としての石核の限界

さて、或る石器組成に於ける剥片剥離工程の解明が、石核とか剥片とかいう組成要素の、個別的及び総合的な分析から出発するということは言うまでもないだろう。

石器組成の内容把握に関しては、主にヨーロッパの前期と中期旧石器について提唱された Bordes のものが有名である [Bordes, 1961; 1972]。

Bordes によれば、これらの時代の石器組成は、石核、二次的加工を施されていない剥片類、二次的加工を施された道具としての石器、そして、ハンマー・ストーンなどから構成されるが、それは以下の様に整理することが出来る。

i 石核： プロト・ルヴァロア (剥片型, 石刃型), 典型ルヴァロア (剥片型, 石刃型, ポイント型), 非典型ルヴァロア (剥片型, 石刃型), 円盤状, 角柱状, 角錐状, 球状, 無形及びその他雑多。

ii 剥片類： プロト・ルヴァロア (剥片, 石刃), 典型ルヴァロア (剥片, 石刃), 非典型ルヴァロア (剥片, 石刃), ルヴァロア・ポイント, 非ルヴァロア (剥片, 石刃, (三角剥片としての) ポイント), スード・ルヴァロア・ポイント, (極めて小形の剥片である) チップ, hand-axe 剥片。

iii 道具としての石器： ルヴァロアの剥片類, スード・ルヴァロア・ポイント, そして自然面を背縁とする剥片類など、二次的加工を必要としないとされるもの、及び、石核, 自然石, 剥片, 或いは、石屑などを素材にして二次的加工を施されているもの、の両者から成る総計63にのぼる型式。

iv ハンマー・ストーン

ところで、石核に関して、Bordes に於ける場合と全く異なる基準を用いた分類が、A. Leroi-Gourhan によって発表されている [Leroi-Gourhan, 1965: p. 247]。

Leroi-Gourhan は、石核をその形によって、双角錐形 (bipyramidal), 亀形 (en tortue), 楔形 (en coin), 板形 (tabulaire), 円錐形 (conique), 多面体形 (polyédrique) に分類し、更に、石核上に残った剥離痕の方向によって、求心型 (concentrique), 単極型 (unipolaire), 双極型 (bipolaire), (三極以上の) 複数極型 (multipolaire) に分類している (図12)。

Leroi-Gourhan の分類は、その基準が一貫しており、後述する様な、Bordes の分類基準上の問題を持たず、よ

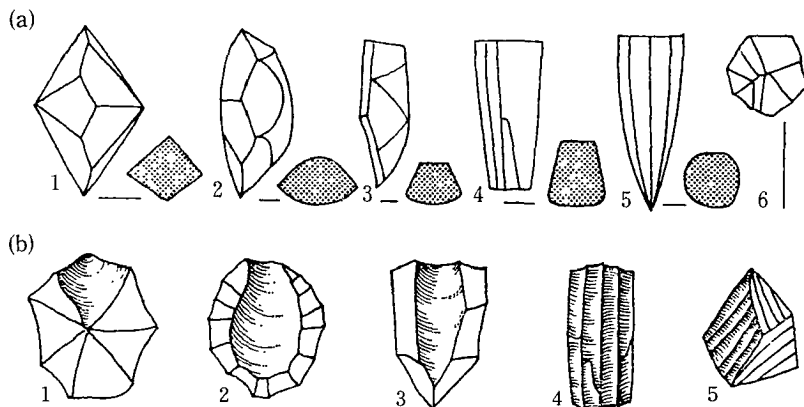


図12 Leroi-Gourhan の石核分類 [Leroi-Gourhan, 1965]

(a) 形による分類

1 双角錐形 2 亀形 3 楔形 4 板形 5 円錐形 6 多面体形

(b) 剥離方向による分類

1 求心型 2, 3 単極型 4 双極型 5 複数極型

り実用的であるということが出来る。しかしながら、石核の記述的側面に重点が置かれているので、カテゴリーが延々と追加されてゆく可能性を持っている。

さて、或る石器組成に於ける剥離技術が、その組成の総合的な分析によって解明され得るという点については異論がないと思われる。

しかし、ここで留意すべき事は、石器組成の一構成要素である石核は、分析資料としては限界を持っているという問題である。

というのも、石核は、あくまでも剥片剥離工程の最終段階を示しているものであり、(それが道具として使用された場合を別にすれば、) 何らかの理由で剥離が困難、又は、不必要となって棄てられた残核であるということである [Crew, 1976: p. 86]。

それ故、石核と剥片の接合、復元という様な作業に頼らない限り、原石の荒削りから石核の放棄に至るまでの諸工程は完全には解明され得ないのである。更に、石核は、例えば、円盤状石核が角錐状石核に転用されるという様に、異なる型式を移行するように剥離されたり、或いは、何も残らなくなるまで剥離し尽くされる [Bordes, 1961: p. 71] という特徴を持っているのである。

石核の持っているこのような性格のため、その分析は、殆んどの場合が、石核上に残る最終剥離面³⁾の観察によるのであり、その分類は、“最終の形態によってなされる” [Munday, 1976: p. 129] と言うことが出来るし、その統計的取り扱いには、おのずから限界があるのである。

ところで、Bordes は、ルヴァロア石核を、角柱状石核、角錐状石核、円盤状石核、或いは、球状石核などと同一の基準で見ているのであるが、これら後者の石核は、その呼称からも明らかなように、形状によって分類されたものである。一方、ルヴァロア石核は、明確な最終剥離としてのルヴァロア剥離痕を残していることの確認によって同定されるのであり、その形状によっている分類カテゴリーではないはずである。例えば、円盤状石核がいったん放棄され、同一人物によって、更に、ルヴァロア型の剥片を剥離する目的で再利用されたとき、この剥片はルヴァロア剥片となり、この剥離後に放棄された残核は、円盤状の形を持ったルヴァロア石核となる。同様にして、角柱状、角錐状、或いは円盤状の石核の最終剥離段階でルヴァロア・ポイントが剥離されるということもあり得るのである。

この様に、ルヴァロア型の *débitage*⁴⁾ は、様々な形の石核から剥離され得るのである。それ故、或る石器組成に於けるルヴァロア技法の存在、そして又、それが遂行された実体は、接合・復元作業による場合は別として、石核上に残る最終剥離面の分析、様々な *débitage* の分析、という様な、組成構成要素の個別的、且つ、総合的な分析によって解明され得るということが出来る。

(2) ルヴァロア・ポイントの同定

角柱状、角錐状、或いは、円盤状の石核から剥離されるルヴァロア・ポイント様剥片・石刃を、所謂“典型的ルヴァロア・ポイント石核”より剥離された“典型的ルヴァロア・ポイント”から識別することは、実際には容易でないと考えられる。

ルヴァロア・ポイントの剥離工程に関しては、Bordes [Bordes, 1961] と Tixier ら [Tixier, Inizan and Roche, 1980] による記述が有名である (図13, 14)。

この剥離工程は、原石の性質や個人的な技術的傾向に帰着するということも考えられ、必ずしも、ルヴァロアと非ルヴァロアのポイントを識別するための有力な基準にはなり得ないと思われる。

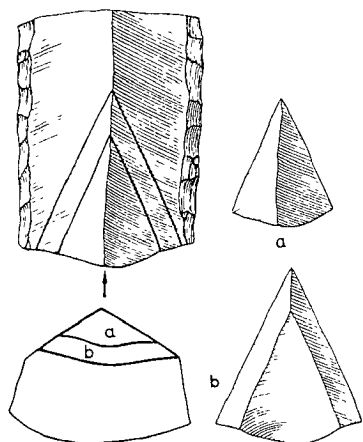


図13 Bordes によるルヴァロア・ポイントの剥離工程 [Bordes, 1961]

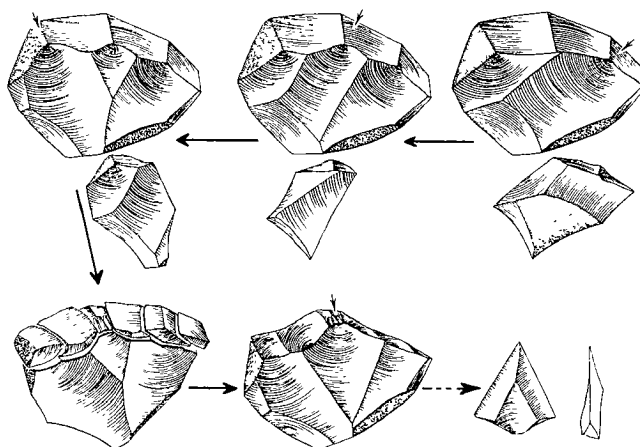


図14 Tixier らによるルヴァロア・ポイントの剥離工程 [Tixier, Inizan and Roche, 1980]

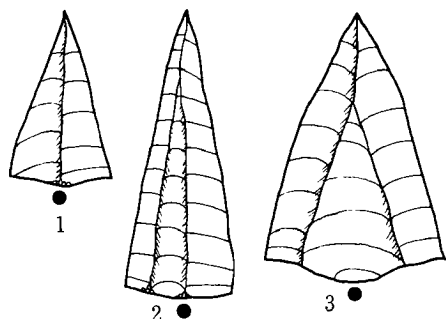


図15 打点の位置

- 1, 2 明確な稜線の基部直下にある打点
- 3 二つの稜線基部のあいだにある打点

ところで、この識別に際し有効な基準になり得るものとして、ハンマーと石核とが接触する点あるいは域としての打点 (point of percussion) の位置⁵⁾がある (図15)。

と言うのも、Bordes の“第1ポイント”の場合は別としても、ルヴァロア・ポイントを、石核上に予め準備されたY字状の稜線に沿って剥離されるポイントであるということによって定義することが出来るならば、打点の位置は不可避免的に二つの稜線のあいだに位置するからである。

そこで、形状に於いては、ルヴァロア・ポイントに酷似する三角剥片でありながら、打点が二つの稜線のあいだにはなくて、例えば、一つの稜線の直下にあり、更にこのことに関連して、稜線の基部が除去されているという様な、石刃剥離に於いて見られる工夫 (overhang removal) を示している場合、この三角形の剥片や石刃をルヴァロア・ポイントに類似した剥片あるいは石刃として扱うことが出来る。

(3) “ルヴァロア石刃”の再考

求心的な調整痕を持った長めのルヴァロア石核から、大形で長めの剥片が最終剥離される時、この剥片は、縦長のルヴァロア剥片であり、連続的に剥離された石刃ではないということが言えよう。この縦長ルヴァロア剥片を、単にその長さ L と幅 W の比率 ($L \geq 2 \times W$) によってルヴァロア石刃と呼ぶことも出来る。しかし、その上面に残る石核調整痕は求心的なものであり、古典的概念規定によるルヴァロア剥片のそれから区別出来ない [Bordes, 1980]。

ここで問題となるのは、この様な求心的調整痕を持った長めのルヴァロア石核の、一つあるいは相対する二つの打面⁶⁾だけから縦長剥片が連続して剥離された場合である [Tixier, Inizan and Roche, 1980]。

この様な場合、もともと石核上にあった求心的調整痕は、剥離の進行とともに次第に消失し、平行的な連続剥

離痕にとって代わられる。そのため、より遅い段階で剥離される縦長剥片は、後期旧石器時代の石刃と区別出来ないものとなる。そこで、これらの縦長剥片に関しては、それをルヴァロア石刃と呼ぶよりは、むしろ、単に石刃と呼ぶ方が妥当であると思われる。というのも、若し、これらをルヴァロアとするならば、後期旧石器時代の、一つのあるいは相対する二つの打面を持った角柱状石核に由来する石刃は、その全てがルヴァロアとして扱われねばならなくなるからである。

Bordesによれば、後期旧石器時代の石刃技法は、ルヴァロア石刃技法の入念化されたものである〔Bordes, 1971〕とされるが、この入念化とは、単に面取り打面の消失、或いは、石核の断面形の変化だけを意味するのだろうか。むしろ、縦長剥片が連続的に剥離されている様なルヴァロア技法は、石核の形状、打面の特徴、或いは連続剥離の開始を容易化させるための石核表面の調整のあり方などは別にしても、その剥離概念に於いては、後期旧石器の石刃技法と区別出来ないということが考えられ、それ故、この様なルヴァロア石核は、既に、後期旧石器の石刃連続剥離概念を示しているということが考えられるのではあるまいか。

ところで、後期旧石器時代の所謂“真正石刃”とは一体どのようなものであろうか。

これに関しては、1969年に発表されたF. BordesとD. Crabtreeの共著に於ける定義づけが有名である〔Bordes and Crabtree, 1969: p. 1〕。

彼らによれば、前期及び中期旧石器時代の石刃とは、長さが幅の2倍以上の剥片すべてのことであり、一方、より発展した石器組成の石刃は、より一層入念な定義を必要とする。即ち、平行あるいは準平行な側面を持った特殊な縦長剥片であり、長さは幅の2倍以上、横の断面は△形 (plano-convex), 三角形 (triangular), 準三角形 (subtriangular), 長方形 (rectangular), 或いは台形 (trapezoidal) などである。更に、その上面には、縦軸に沿って走る稜線、及び、それ(石刃)自体の剥離方向と同一の方向に走る剥離痕を持つ。

以上の、BordesとCrabtreeの“真正石刃”の定義づけによれば、その条件として、その上面に残る剥離痕の方向は、それ自体の剥離方向と同一でなければならない。即ち、“真正石刃”は、単に単一の打面からのみ剥離されるということになる。

しかしながら、この定義づけとその解釈は、Bordes自身による他の論文中の記述と矛盾している。

というのも、Bordesはルヴァロア石刃石核が時として後期旧石器の角柱状石核と酷似することを指摘し〔Bordes, 1961: p. 72〕、更に、ヨーロッパ後期旧石器時代の中期及び後期ペリゴードイアの石刃石核の中に、相対する二つの打面を持つ角柱状石核を図示しているからである〔Bordes, 1968: p. 62〕(図16)。

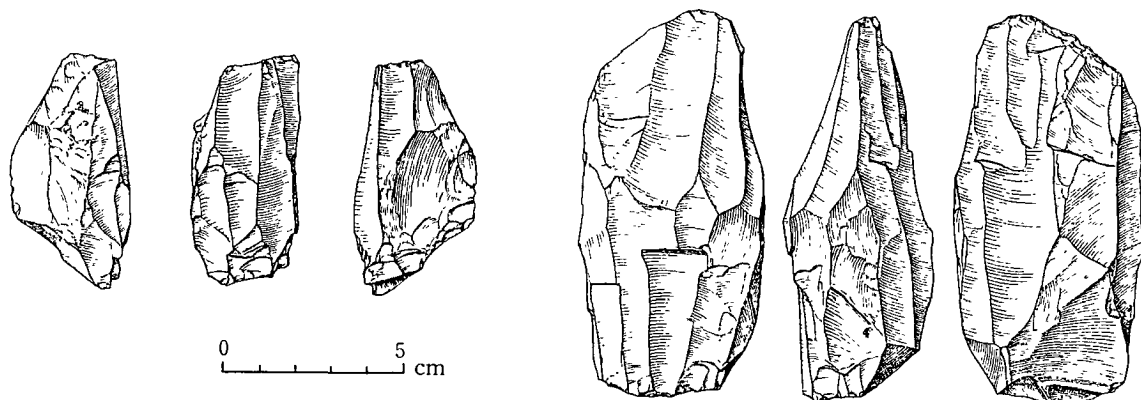


図16 中期及び後期ペリゴードイアの、相対する二つの打面を持った角柱状石核〔Bordes, 1968〕

それ故、“真正石刃”には逆方向による二方向の剥離痕を持つものが含まれるということは明白である。

さて、前述した様に、Bordes は、長さとの比率を石刃の一特徴として提唱し ($L \geq 2 \times W$) [Bordes, 1961], Wymer にしても同様であるのだが ($L \geq 3 \times W$) [Wymer, 1968], 石刃を、このような比率とは関係なく、一打面、相対する二打面などを持つ石核から連続的に剥離される前定縦長剥片であると考えることが出来るのであれば、今後より一層追求されるべきものは、既に Bordes と Crabtree が指摘している石刃の連続剥離性という側面であると思われる。

このような観点に立つとき、例えば、或る石器組成に於て、ルヴァロア石核から、縦長のルヴァロア剥片のみならず、非ルヴァロア的な縦長剥片が剥離されているようなことが見られる場合、そこには、二つの異なる剥離概念、即ち、1) 単一前定剥片の剥離 (ルヴァロア剥離概念) と 2) 前定縦長剥片の連続剥離 (石刃剥離概念) が共存すると考えることも可能である。

そこで、旧石器時代、特に中期旧石器時代の、ルヴァロア縦長剥片を含んでいる石器組成に関しては、1) (特に) 角柱状石核に求心的な石核調整痕が見られるかどうか、2) 後期旧石器的な石刃が見られ、それとルヴァロア縦長剥片のあいだには、出現頻度や大きさの相違が見られるかどうか、という様なことに注意が払われるべきである。

例えば、1) の事実が明らかであり、同時に、2) に関して、ルヴァロア縦長剥片の方が後期旧石器的な縦長剥片 (石刃) よりも少数、且つ、大形である、という様なことが見られる場合、これらの縦長剥片は、ルヴァロア石核から連続剥離されたものであり、そのうち、後期旧石器的なものは連続剥離工程の遅い段階で剥離されたものであるということが考えられる。そして又、この一連の縦長剥片は、剥離概念に於いて石刃と呼ぶことが出来、もはや、古典的概念規定によるルヴァロア縦長剥片ではないと考えられる。

石刃技法が後期旧石器時代になって初めて出現したとする大前提をもって、前期や中期旧石器時代の、より薄身で幅広い石刃 [Bordes, 1961: p. 18] のすべてをルヴァロアとすることには問題があり、そこから生ずる、ルヴァロア研究、更には、旧石器研究の混乱は少なくないと考えられる。

おわりに

以上、主にヨーロッパのルヴァロア技法研究史を概観し、同技法に関する若干の問題提起をおこなってきた。

同技法は、Commont 以来、Bordes を経て今日に至るまで、永年にわたる難問であったが、今日に於てもその明確な概念規定を欠くが故に、各人各様の解釈が乱立する状況を見る。

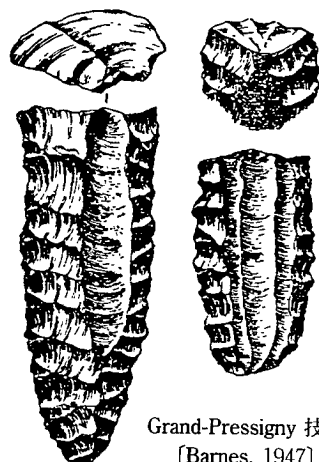
更に、この技法は、いくつかの剥離技法を包含していると考えられ [Crabtree, 1972: p. 74], それ故、ルヴァロアとされている資料に関しては、例えば、それからルヴァロア以外の技術的要素を除去するというような作業によって、それ本来の特性を顕現させ、更には、この様な作業を積み重ねることによって、逆に、ルヴァロア本来の内容を明確にするというような研究が必要とされていると思われる。

本論が同技法の再考に関して何らかの寄与をなし得たのであれば幸いである。

尚、本論は、筆者の Ph. D. 論文: *A Technological Study of the Upper Palaeolithic Material from Levels XXV to XIV of Ksar Akil* (1986年度ロンドン大学に提出) の一部を修正したものである。

注

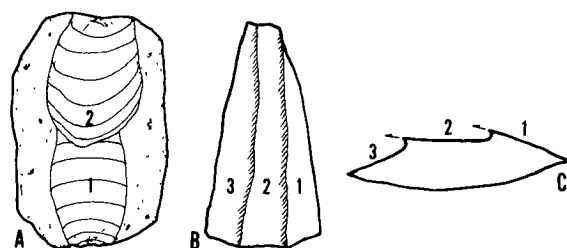
1) これは、極めて大形で長めの石刃を連続剥離するための技法であり (Barnes, 1947), 金石併用時代の, フランス・Pressigny-le-Grand で盛行した。その第1段階として, ルヴァロアと呼ぶべき石核表面調整で, 長めの石核の長軸に一本の陵線が準備される。この陵線に沿って第1石刃が剥離される。この様な陵線の作成は, 剥離の方向は逆であるが, 石刃技法に於ける, 石刃の連続剥離を容易にするための第1段階としてなされる, 原石上にトサカ状の陵線を作成する剥離作業 (cresting) と同じ機能を果たす。第1石刃が剥離されると, それが残した側辺に沿って, 第2, 第3, …… の石刃が連続剥離される。ルヴァロア技法と Grand Pressigny 技法との相違は, 後者が石刃の連続剥離を目的とするものであり, 一見ルヴァロアに見える第1石刃は, 最終目的として剥離されるものではなく, 石刃の連続剥離の開始として位置づけられているということである。



Grand-Pressigny 技法 (Barnes, 1947)

2) C. Dortch と F. Bordes は, オーストラリア西部のルヴァロア技法を報告しているが, その中で, いくつかの興味深い事を述べている (Dortch and Bordes, 1977): “東 Kimberley の Ord 渓谷のルヴァロア・ポイント石核には, 単一ないし二個のポイントが剥離される古典的型式 (Bordes, 1961: p. 18), ルヴァロア・ポイント石核と角錐状石核の中間型式, 或いは, 角柱状石刃石核とルヴァロア石刃石核の中間型式, などがある。この中で, 最も頻繁に見られる中間型式は, ルヴァロア・ポイント石核と角柱状石刃石核の両者に跨るものである。…… 中間型式の石核は, 中近東の Ksar Akil 遺跡や Jerf Ajla 遺跡で, 更には, フランスの洪積世遺跡に於いて確認されているが, B. Schroeder は, この様な石核に対して, Jerf Ajla 型なる呼称を提唱している。” (同書: pp. 4-5)。

3) 剥離順序の同定については, リングやフィツシャーなどの切断関係の分析が不可欠である。我国に於ては, 松沢亜生 (松沢, 1959; 1960) や阿部祥人 (Abe, 1976) によって, 剥離面の切断関係に基づいた石器製作工程の復元が発表されている。ところで, リングとかフィツシャーは, 必ずしも, すべての石材に顕現するものではない。筆者は, みずから剥離した剥片の接合作業に基づき, 後から剥離された面の, 前に剥離された面との接線 (辺縁) は前者 (後剥離面) 内に向かって張り出しているという事を確認した。同様な観察は, H. L. Crew によってもなされている (1981年, A. E. Marks の個人的情報による) が, この現象



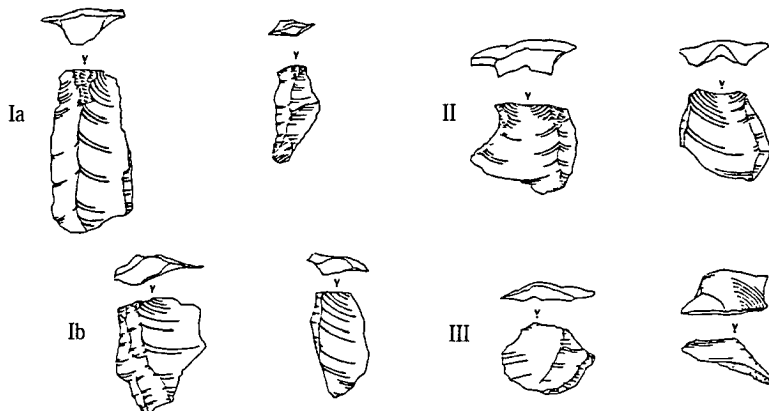
剥離順序の同定 (1→2→3)

A リングの切り合い B フィツシャーの切り合い C 陵線の張り出し

は, 顕微鏡を使うまでもなく, 指の感触で十分観察出来る上, 石材の性格とは無関係なので, 極めて手頃な観察事項である。

4) Débitage とは, “二次的加工痕を持つ石器の素材としての剥片類, 或いは, 二次的加工を施さずそのまま道具として使用される剥片類を獲得するために, 意図的に原石を打割してゆく行為, 或いは, この行為から生ずるすべての産物 (Tixier, 1963: p. 32)” である。

5) C. Gingell と P. Harding は, 英国・ウィルトシャーのピショップス・カニングス・ダウンの中期青銅器時代の住居跡から出土した剥片の分析を行なっている。その研究成果は, 剥片の形が石核上の陵線の基部と打点の位置関係によって影響されるという事を示し, 更に, 次の様な四剥片型式を示している (Gingell and Harding, 1981)。



打点と剥片上の陵線との位置関係 (Gingell and Harding, 1981)

Ia 型式: 打点が明確な陵線の基部直下にあるとき, 長めで狭幅の剥片がとられることが多い。

Ib 型式： 打点が明確な稜線の基部からずれるか、或いは、それとネガティブ・バルブ (negative flake facet) のあいだにあるときは、Ia 型式の剥片よりやや幅広で、非平行な側辺を持った剥片がとられる。

II 型式： 打点がそれ以前の打点の直下にある場合は、二本の稜線を持った幅広の剥片であることが多い。

III 型式： 自然面、或いは、稜線のない平坦剥離面の石核表面に由来する剥片は、短かく幅広であることが多い。

これらの四型式の剥片のうち、Ia と Ib 型式の剥片は、稜線の一つを持った長めの剥片であることが多く、II 及び III 型式の剥片は、短かく幅広の剥片であることが多い〔同書：p. 76〕。以上の、打点の位置と剥片の形の相互関係の研究は、ルヴァロア・ポイントの同定に関しても極めて有効である。というのも、ルヴァロア・ポイントとか石刃など、その形が重要であるものに関しては、その剥離に際して、極めて入念に打点の位置が設定されたということが考えられるからである。そこで、以上の分類は、ルヴァロア・ポイントや石刃の同定のために応用され得ると考えられる。例えば、Ia 型式の打点は石刃剥離に不可欠であり、それが稜線基部の直下にあるため、稜線基部の張り出し部分 (overhang) が、ハンマーなどの衝撃によって碎かれやすく、それ故、打面も破損されやすい。そこで、この張り出し部分の除去 (overhang removal) という作業が行われる場合が多い。また、II 型式の変型と言える二つの稜線のあいだにある打点は、Y 字状稜線に沿って剥離されるルヴァロア・ポイントの同定に極めて有効であると考えられる。

参 考 文 献

- Abe, Y., 1976, "Levallois-like Core from Yamagata Prefecture, Japan", *The Journal of the Anthropological Society of Nippon* (人類学雑誌), Vol. 84, No. 3, pp. 246-251.
- Barnes, A. S., 1947, "The Production of Long Blades in Neolithic Times", *American Anthropologist*, Vol. 49, No. 4, pp. 625-630.
- Boëda, E., 1982, "Étude expérimentale de la technologie des pointes Levallois", *Studia Praehistorica Belgica*, 2, pp. 23-56.
- Bordes, F., 1947, "Étude comparative des différentes techniques de taille du silex et des roches dures", *L'Anthropologie*, 51, pp. 1-29.
- 1950, "Principes d'une méthode d'étude des techniques de débitage et de la typologie du paléolithique ancien et moyen", *L'Anthropologie*, 54, pp. 19-34.
- 1956, "Some observations on the Pleistocene succession in the Somme Valley", *P.P.S.*, 22, pp. 1-5.
- 1961, *Typologie du Paléolithique ancien et moyen*, Mémoire No. 1, Publications de L'Institut de Préhistoire de L'Université de Bordeaux.
- 1968, "La Question Périgordienne", *La Préhistoire: Problèmes et tendances*, edited by F. Bordes and D. de Sonneville-Bordes, C.N.R.S., pp. 59-70.
- 1971, "Physical evolution and technological evolution in man: a parallelism", *World Archaeology*, 3 (1), pp. 1-5.
- 1972, *A tale of two caves*, Harper & Row, Publishers, Inc., New York.
- 1980, "Le débitage Levallois et ses variantes", *B.S.P.F.*, 77 (2), pp. 45-49.
- Bordes, F. and D. Crabtree, 1969, "The Corbiac Blade Technique and Other Experiments", *Tebawa*, Vol. 12, No. 2, pp. 1-21.
- Breuil, H., 1932, "Le Paléolithique ancien en Europe Occidentale et sa Chronologie", *B.S.P.F.*, 29 (12), pp. 570-578.
- 1939, "The Pleistocene Succession in the Somme Valley", *P.P.S.*, 5 (1), pp. 33-38.
- Breuil, H. and H. Kelley, 1956, "Les éclats acheuléens à plan de frappe à facettes de Cagny-la-Garenne (Somme)", *B.S.P.F.*, 53, pp. 174-179.
- Breuil, H. and L. Koslowski, 1931, "Études de Stratigraphie paléolithique dans le nord de la France, la Belgique et l'Angleterre", *L'Anthropologie*, 41, pp. 449-488.
- Commont, V., 1909, "L'industrie moustérienne dans le Nord de la France", (Congrès préhistorique de France, 5^e Session, Beauvais, pp. 115-197), cited in *M. N. Brézillon* (1977): *La Dénomination des objets de pierre taillée: Seconde réimpression*. Éditions du C.N.R.S., Paris, p. 79.
- Crabtree, D. E., 1972, *An Introduction to Flintworking*, No. 28, Occasional Papers of the Museum, Idaho State University, Pocatello, Idaho.
- Crew, H. L., 1976, "The Mousterian Site of Rosh Ein Mor", *Prehistory and Palaeoenvironments in the Central Negev, Israel, Vol. I: The Avdat / Aqev Area, Part I*, edited by A. E. Marks, S.M.U. Press, Dallas, pp. 75-112.
- Caton-Thompson, G., 1946, "The Levalloisian Industries of Egypt", *P.P.S.*, 12, pp. 57-120.
- 1952, *Kharga Oasis in Prehistory*, The Athlone Press, London.
- Dortch, C. and F. Bordes, 1977, "Blade and Levallois technology in western Australian prehistory", *Quartär*, 27/28, pp. 1-19.
- Gingell, C. and P. Harding, 1981, "A Method of Analysing the Technology of Flaking in Neolithic and Bronze Age Flint Assemblages", *Journal of Archaeological Science*, 8, pp. 1-12.

- lages”, *Staringia*, No. 6, Derde Internationale Symposium Over Vuursteen, 24-27/Mei 1979-Maastricht, Nederlandse Geologische Vereniging, pp. 73-76.
- Goodwin, A. J. H., 1933, “Some developments in Technique during the Earlier Stone Age”, *The Transactions of the Royal Society of South Africa*, Vol. 21, Part 2, pp. 109-123.
- Hietala, H. J. and A. E. Marks, 1981, “Changes in Spatial Organization at the Middle to Upper Paleolithic Transitional Site of Boker Tachtit, Central Negev, Israel”, *Préhistoire du Levant: Colloques Internationaux du C.N.R.S., No. 598*, Maison de l’Orient, Lyon, 10-14 juin 1980, Paris, Éditions du C.N.R.S., pp. 305-318.
- Kelley, H., 1937, “Acheulian Flake Tools”, *P.P.S.*, 3 (1), pp. 15-28.
1954, “Contribution à l’étude de la technique de la taille levalloisienne”, *B.S.P.F.*, 51 (4), pp. 149-169.
- Leakey, L. S. B., 1955, “Working stone, bone, and wood”, *A History of Technology: Vol. I. From Early Times to Fall of Ancient Empires*, edited by C. Singer, E. J. Holmyard and A. R. Hall, Oxford University Press, London, 2nd Impression, pp. 128-143.
- Leroi-Gourhan, A., 1965, “Tableaux de Morphologie Descriptive. Chapitre Premier: Problèmes Methodologiques: Livre III. Problèmes et Directions de Recherche”, *La Préhistoire*, edited by A. Leroi-Gourhan, G. Bailoud, J. Chavaillon and A. Laming-Emperaire, Presses Universitaires de France, pp. 245-271.
- Lowe, C. van Riet, 1932, “The Prehistory of South Africa in Relation to that of Western Europe”, *South African Journal of Science*, Vol. 29, pp. 756-764.
1945, “The Evolution of the Levallois technique in South Africa”, *Man*, Vol. 45, pp. 49-59.
- Marks, A. E. and D. Kaufman, 1983, “Boker Tachtit: The Artifacts”, *Prehistory and Palaeoenvironments in the Central Negev, Israel, Vol. III: The Avdat / Aqev Area, Part 3*, edited by A. E. Marks, S.M.U. Press, Dallas, pp. 69-125.
- 松沢亜生, 1959, 「石器研究におけるテクノロジーの一方向」『考古学手帖』7
1960, 「石器研究におけるテクノロジーの一方向」『考古学手帖』12
- McBurney, C. B. M., 1967, *The Haua Fteah (Cyrenaica)*, Cambridge University Press, London.
- Movius, H. L. (Jr.), 1953, “Old World Prehistory: Palaeolithic”, *Anthropology Today*, edited by A. L. Kroeber, The University of Chicago Press, Chicago and London, pp. 163-192.
- Munday, F. C., 1976, “Intersite Variability in the Mousterian of the Central Negev”, *Prehistory and Palaeoenvironments in the Central Negev, Israel, Vol. I: The Avdat / Aqev Area, Part 1*, edited by A. E. Marks, S.M.U. Press, Dallas, pp. 113-140.
- Newcomer, M. H., 1971, “Some quantitative experiments in handaxe manufacture”, *World Archaeology*, 3 (1), pp. 85-94.
1975, “‘Punch Technique’ and Upper Paleolithic Blades”, *Lithic Technology: Making and Using Stone Tools*, edited by E. Swanson, Mouton Publishers, The Hague, pp. 97-102.
- Oxford University Press, 1933, *The Oxford English Dictionary*, Oxford.
- Tixier, J., 1963, *Typologie de l’Épipaléolithique du Maghreb*, Arts et Métiers Graphiques, Paris.
1967, “Procédes d’Analyse et Questions de Terminologie concernant l’Etude des Ensembles industriels du Paleolithique recent et de l’Epipaleolithique dans l’Afrique du Nord-Ouest”, *Background to Evolution in Africa*, edited by W. W. Bishop and J. D. Clark, The University of Chicago Press, Chicago and London, pp. 771-820.
- Tixier, J., Inizan, M.-L. and H. Roche, 1980, *Préhistoire de la Pierre taillée. 1. terminologie et technologie*, Cercle de Recherches et d’Études Préhistoriques, Antibes.
- Volkman, P., 1983, “Boker Tachtit: Core Reconstructions”, *Prehistory and Palaeoenvironments in the Central Negev, Israel, Vol. III: The Avdat / Aqev Area, Part 3*, edited by A. E. Marks, S.M.U. Press, Dallas, pp. 127-190.
- West, R. G. and C. B. M. McBurney, 1954, “The Quaternary Deposits at Hoxne, Suffolk, and their Archaeology”, *P.P.S.*, 20 (2), pp. 131-154.
- Wymer, J., 1968, *Lower Palaeolithic Archaeology in Britain*, John Baker Publishers Ltd., London.
1982, *The Palaeolithic Age*, Croom Helm Ltd., London.

ウル第三王朝時代の婚姻について

大江 節子*

Abstract

On the Marriage in Ur III Sumer

Setsuko OH'E

Marriage is intimately related to the family system, inheritance system, and kinship relations in a society. In addition to the complexities of these problems, the lack of available source material has hindered research concerning marriage in Ur III Sumer, resulting in Falkenstein's NSGU being the only substantial study specifically related to this subject. The Falkenstein study has been supplemented to a very minor degree by research into Sumerian marriage customs as a means of furthering primary research into Old Babylonian marriage customs. Also, the Falkenstein NSGU study sought to explicate all positive laws as may be inferred from extant court records, and as a result sufficient consideration could not be given to each individual custom.

Recognizing the limitations of the above and relying primarily upon extant court records and other supplementary materials, the present study seeks to identify specific marriage customs of the Ur III Sumerians insofar as these may be confirmed today. The first part of this study, in which we consider the subjects of engagement and marriage, is presented here.

はじめに

いわゆるウルナンム「法典」¹⁾は、未だ欠損部分が多く、部分的な情報しか得ることはできないが、現在のところ、婚姻に関わりを持つと考えられる規定としては、

もし不自由身分の男性 *ir/arad* が、彼の望む不自由身分の女性 *gēme* を娶ったならば、その不自由身分の男性は解放される *ama.ar.gi₄*²⁾としても、その(主人の)³⁾家から出るべきではない。(第4条)⁴⁾

もし不自由身分の男性が(或る種の)自由身分の者 *dumu.gi₇*⁵⁾を娶ったならば、一人の息子を彼(*ir/arad*)の主人に奉仕させるべきである。……その、(或る種の)自由身分の者の(他の)息子を王/主人の許可なく不自由身分にすべきではない。(第5条)⁶⁾

もし若い男性 *gurus₇*⁷⁾の(未だ)床入りを済ませていない妻を、自由身分の(他の)男性 *lu* が暴力に及んで性行為をしたならば、その男性を殺すべきである。(第6条)⁸⁾

もし若い男性の妻が、彼女の意志で(他の)自由身分の男性に付き随い、彼が彼女の膝に横たわったならば、その女性を殺し、その(相手の)男性は放免す *ama.ar.gi₄* べきである。(第7条)⁹⁾

もし自由身分の男性が彼と対等(?)の妻 *dam.nitalam*¹⁰⁾を離別するならば、彼は銀1 マナを量り与うべきである。(第9条)¹¹⁾

* 京都大学文学部西南アジア史研究室

もし自由身分の男性が(以前)寡婦 nu.mu.su¹²⁾(であった再婚の妻)を離別するならば、銀 1/2 マナを量り与うべきである。(第10条)¹³⁾

もし寡婦を、自由身分の男性が(婚姻の)契約記録なく彼女の膝に横たわったならば、彼は(離別に際して)銀を量り与う必要はない。(第11条)¹⁴⁾

も[し]花[婿(になるはずの者)]が[彼の義]父(となるべき者)の家に[入り]、[その]後、義[父(になるべき者)]が彼(=花婿)の妻(となるはずの女性)を他の]男性に[与えた]ならば、彼(=義父)は[彼(=花婿)が持参した婚礼]の為の贈物(?) níg.[dé.a]¹⁵⁾を[2]倍[量り与うべきである]。(第15条)¹⁶⁾

を挙げることができよう。ただし、現在までに発見されているこの種の楔形文字法典/法規集が、文献学的に、また法規範の体系上、どのような性格を持つものかということは、古来議論され続けているが現在も明瞭に為し得ず残っている問題であり¹⁷⁾、各々がその当時現実に適用された法典/法規集であったか否かについても、現在の資料状況では判断を下すことは難しいので、上記の、ウルナム「法典」に記されている規定も個々をその儘現実に施行されていた法規として鵜呑みにすることはできない。が、あらゆる規律を網羅しているわけではないこの「法典」に婚姻に関わる規定が編まれ、その後の諸法典/法規集でも必ず規定されているうに、欠損部分を考慮に入れても逐次その規定は増えていること等を勘案すると、当時、婚姻に関する事柄が現実に関心をそそる問題になっていたことは確かなようである。実際、ウル第三王朝時代の社会の基本的構成単位は「家」 householdであったと考えられる¹⁸⁾が、婚姻は、その「家」構成の重要な前提である。

しかしこれまでのところ、シュメール時代の婚姻については、専ら、一連の神話や讃歌にあらわされている一定の男女神や特定の女神と王によって執り行われた象徴的な婚礼儀式の解釈という神話学的研究が行われ¹⁹⁾、人間の日常生活レベルにおける婚姻の研究は殆んど行われていない²⁰⁾。現段階では十分な資料が出土していないこと、婚姻は単に当人同士の結び付きに止まらず、家族制度や相続、姻戚関係、等と直接関わりを持ち広がり大きいこと、がその原因の一つになっていると思われるが、反面、それ故に今後の研究の手懸りとして、現在のところ確認できる範囲で婚姻の実態を明らかにしておくことは意義があると考えられる。

現在のところ、手にし得る史料のうち当時の婚姻の様相を最もよく伝えているのは法関係記録、とりわけ裁判記録である。そこで、本稿ではこれを中心史料として、その他の諸資料を援用しながら、ウル第三王朝時代に焦点を当てて当時の婚姻の有様をできるだけ明らかにしていきたい²¹⁾。ただし、都合上前篇と後篇に分けて、本稿では婚約・結婚を、後篇で離婚を扱うことにする。

本論に入る前に、ここで用いる史料について補足をしておくと、本論で明らかにするが婚姻は合法性を得るのに書面をもってする必要はなく、従って、記録に残されたケースは他の必要性から婚姻が書き留められたり、何等かのトラブルが生じた故に裁判沙汰となり記録に残ったものと考えられる²²⁾。従って、記録にみられるケースが、場合によっては必ずしも当時の典型を表わすものでないことは留意の必要がある。

裁判記録は、判決を踏まえた上で、当時の人々にとって記録の必要性があるものだけ勝訴側に立脚して書式に従い簡単にかなり慣用句を用いて書かれている。ウル第三王朝時代の裁判記録については1956-57年、A. ファルケンシュタインが集録して翻字・翻訳をし、更にこれを基に当時の実定法を再構成しようと試みている²³⁾。婚姻もその一つであるが、ファルケンシュタインは実定法の総括的研究を主眼としたため必ずしも個々が十分に検討されているとは言えない。裁判記録は、以後少しずつ増えている。

1. 婚 約

(1) 結婚の申込みとその承諾

婚姻への手続きは、通常、将来結婚をしたいという意向を正式に相手側に伝え合意を取り付けることから始まっている。この際、『王の名にかけて、某に某を娶らしめよ mu.lugal…….ha.an.du₁₂』という類いの文句を口頭で相手に述べるのが慣行していたようで、現存する法関係史料では、結婚を希望する男性の父親、結婚を希望する男性本人、花嫁となるべき女性の父親、の何れかがその口上を述べている²⁴⁾。ファルケンシュタインはこの口上を求婚の言葉と見做して“PN will ich heiraten”あるいは“PN₁ möge PN₂ heiraten”と訳し、記録は婚姻の取り決め成立を前提として書かれたので、これに対する相手方の同意は一切記録されなかった、と解釈している²⁵⁾が、C. ヴィルケはこの口上を“PN₁ hat PN₂ ganz bestimmt genommen”と訳し、婚約成立後の誓言と見做している²⁶⁾。裁判記録ははじめに述べたような記録方法で簡潔に書かれている為に、これらの口上が単に求婚の言葉なのか、あるいは婚約が整った場合にその証として儀礼的に唱えたものか全く説明していないが、『王の名にかけて mu.lugal』という誓約表現²⁷⁾を伴った場合、『結婚する、獲得する、所有する、掴む』等の意味を持つ動詞 TUK (=du₁₂)²⁸⁾が *Ḫamtu* アスペクトをとり、この句を伴わない場合、動詞は *Marû* アスペクトで表現されるという原則がみられる²⁹⁾から、筆者は、この類いの口上 (*Marû* アスペクト) で求婚がされただけでなく、婚約が成立した場合にも王の名の下にそれを (*Ḫamtu* アスペクトで) 確と誓約するという儀礼的な行為があったものとする。現存する史料では花婿候補の父親がこの口上を述べたケースが最も多いが、はじめに述べたように記録に残ったケースはトラブルのあった婚姻が多く、後述するごとき婚約当事者たる男性の年令と婚姻に支障の生じる率を考慮に入れる必要があり、必ずしもこれが一般を反映していると速断することはできない。結婚を希望する女性本人、または結婚を希望する男女両性の母親が口上を述べるケースは現在のところみられない³⁰⁾。ただし、(おそらく夫が生前取り交わしていたと推測される)娘の婚姻予約を、夫を亡くした妻即ち娘の母親が解消するというケースもある³¹⁾から、母親には婚姻の取り決めに口を出す権限が必ずしも無かったわけではなく、慣習として、結婚を希望する男性本人もしくは男女両性の「家」の家長相当の保護者が婚姻の話を持ち出す、ということだったと考えられる。

結婚申込みの受け手については、少例において花嫁として所望された女性の父親が挙げられている³²⁾が、殆んどは求婚する側の者が『(相手方の所へ) 現われて igi.ni … -gar』上述の口上を述べた、と記録しているのみで具体的に相手を明示していない³³⁾。結婚申込みの受け手に起因するトラブルが生じた例がない為に記録されなかったか、あるいは求婚に対する諾否の権限を持つ者は慣習上明白であって周知の故に省略されたか、定かではない。

ところが、最近発表された、エンリルとニンリルの結婚に至る過程を描いた物語は、婚約成立前後の状況を或る程度詳しく描写しており、通常の婚姻を考察する上でもかなり示唆的である³⁴⁾：

独身のエンリルは妻にする女性を捜して諸国をめぐり、エレシュの地で、ハヤとニバダの間に生まれた女神スドを見初める。彼は直接スドに『私の妻 nitalam になってほしい』と結婚を申込みが、スドは自らそれを断る³⁵⁾。しかしエンリルは使者を立てて彼女の母親、エレシュの都市神ニダバに名乗りをあげ、贈物やスドの将来を約束して『あなたの娘御を妻として娶りたい。御承認いただきたい』と頼み込む。この申込みに対して彼女の母親は『祇候の贈物(?) mu.pà.da/zikir šumim³⁶⁾と婚礼の贈物(?) níg.dé.a/biblum³⁶⁾を持ち来るなら、中傷は(消えて)納まりましょう。私をあなたの義母

MUNUŠ.ūšbar₆ にするように。あなたがお望みのことをなさい』と返答をする。スドの母親によって婚姻が取り決められると、莫大な贈物がスドの母親の許に届く。最初結婚を拒んだスドは説得によって翻意したか意志を無視して従わされたか不明であるが、滞りなく小姑 e.riib に付添われてエンリルの許へ興入れする。

という筋立てである。この神話のオリジナルの作成年は不明であるが、淵源はシュメール時代に遡ると考えられる。物語の主人公がシュメールのバンテオンの最高神エンリルとニンリルであるから、話が現実とどのように関わるか問題はあるが、この物語では、婚姻予約は当事者たる女神本人の合意に由らず、男神は代人を立ててその母親と交渉を進め、母親は自分の恣意で娘の婚姻を承諾している；母親ニダバよりもエレシュにおける社会的地位の低い父親は婚姻での役割が全く言及されていない；婚約の成立には贈物が必要である；花婿の姉妹が婚礼で或る役割を担っている、ということを知る。従って、娘への求婚に対する諾否の権限に関していえば、ここでは、家族の主導権を握る母親ニダバにその権限があり、その同意が婚姻の要件であると共に、必ずしも予め結婚当事者である女性本人の合意を得ることを必要としていない、と言える。

上記は母親優位の許にある娘の婚姻神話である。前述の法関係記録と併せて考えると、一般に婚約は、結婚を希望する(一定の)男性あるいは男女両性の「家」の家長相当の保護者によって締結され(実際的には、現存記録に依ると、母親が子供の配偶者の選定権を持つのは父親が死亡した場合に限られているので、おそらく当時は選定権者の第一順位に父親がおかれ、父親が不在の場合にはじめて母親が代行するという形であったと考えられ、父権優位が窺える)、結婚当事者である女性には求婚も求婚に対する諾否の権限も与えられていなかったようである³⁷⁾。裁判記録に求婚の受け手が書かれていないのも、この慣習を前提としていた為と考えるのが妥当ではないだろうか。

(2) 婚約の法的効力

裁判によって結婚することが確定したケース(おそらく婚約の不履行でトラブルが生じ、裁判沙汰になったケースと思われる)では、必ずその判決理由に上述の求婚・婚約の言葉が関係者間で交わされたことが挙げられている³⁸⁾。しかも婚約を締結した当事者よりも第三者によってその事実が証言されている。また L 958³⁹⁾ には、

ウリガリムなる人物が、父親の決めた女性ゲメイガリムとは別の女性と結婚をする。(おそらくゲメイガリム側によって)裁判が起こされ、父親が自分の相続人ウリガリムの為にゲメイガリムのところで婚約の口上を述べていたことが証人2名によって確認されたので、父親はゲメイガリムに対して銀1マナを支払うべきである。

とある。銀1マナは、後篇で論じることになる、妻に落度がなく夫の勝手に合法的婚姻を解消する場合に支払う離婚金と同額である⁴⁰⁾。また ITT III 3516⁴¹⁾ には、

ディンギルムなる男性をめぐって姉妹マンガとイニムシャシャが婚約を主張し、裁判沙汰となる。その男性の母親が、『マンガが(婚約の)取り決めを記した粘土板を受け取っている』と誓言したので、イニムシャシャは結婚を断念し、マンガがその男性と結婚した。

と記されている。

これらの記録によって、婚約の締結が、法的に婚姻成立の拘束力を持っていたことが分る。従って当時、このような形式の婚約をすることが必ずしも必要であったかどうかは分らないが、婚姻成立に支障が生じた場合には

これが効力を発揮するので、通常は、婚姻の不当な不履行を避ける為にも慣習的に第三者を介入させるか記録に残す等で婚約の締結を後日証明できるような形で婚約をしたものと思われる。

L 958 については、当の男性が既に他の娘と婚礼を済ました為、婚約を履行されなかった側は、履行の要求ではなく、父親を相手に損害賠償の訴えを起した、という P. コシャーカーの解釈がある⁴²⁾。

(3) 婚姻年令と親の同意権

上記の裁判記録 L 958 では、相続人は親の定めた婚約者と結婚せず別人と婚姻するが無効にはなっていない。従ってこの場合息子の配偶者の選択権が親にあったとは考えられない。ITT III 6610 も同様である。ところが、ITT III 6444⁴³⁾ では、

ドゥガニズィなる男性が二人の女性ニンドゥップサルおよびハラバウと婚姻を約束し裁判沙汰となる。彼は口上をもってニンドゥップサルと婚約をしていた事が証人によって確認され、彼女と結婚をしたが、ハラバウの方とは彼の両親の同意を得ることなく彼女の父親と婚約を締結していたので、離別した。

と記されている。L 11063⁴⁴⁾ には、

(婚姻をめぐる何等かの支障が生じて裁判沙汰になるが、) フールムなる男性は、父親の同意によってゲメバウなる女性と王の名において誓約して結婚した。

とある。ITT III 6432⁴⁵⁾ にも、

シュシュカルラなる男性がニンアバナなる女性に口上を述べて婚約したことを 4 名の証人が誓言した。そして父親の同意によってその女性と結婚した。

と記されている。これらのケースは、息子の婚姻に親の同意が必要であることを伝えている。娘の場合、求婚もそれに対する諾否も共に保護者の権限にあるが、息子の場合、求婚は自らする場合と父親が口上を述べる場合があったことは既にみた。このような、婚姻における親の介入のあり方についてファルケンシュタインは、『おそらく息子については、両親の同意は未成年に限られていたと思われる』と推察している⁴⁶⁾。これに対して S. グレングスは、未成年の男性は契約能力を持たないというファルケンシュタインの含みを取り挙げ、婚約に対して男性本人が持つ権限は、未成年といえども親のそれに対する権限とは別種の基本的なものであり、親の同意がない為に無効になったケースは、契約のうちの他の法的制約に抵触するところが何かあったからだ、と推論している⁴⁷⁾。しかし、グレングスのいう別の法的制約の根拠は稀薄である。

息子の婚姻に対する親の同意の要・不要の区別を説明できる証拠は現在のところはない。ただ、ウル第三王朝以後あまり遠くない時代にオリジナルが書かれたのではないかと考えられる、シュメール語・アッカド語併記語彙集『アナ・イティシュ』シリーズ⁴⁸⁾の中に子供の成長過程が『彼(=義父)は彼(=捨子)を献身的に世話し、彼の頬を打つことなく彼を養育し、彼に書記術を教え、彼を大人にして彼に妻を娶らせた』⁴⁹⁾と書かれていることから、通常は成人してから結婚したものと思われ、未成年で婚姻する場合は、何等かの配慮が加えられた可能性は大いにあるから、親の同意の要・不要はこれに結び付けて考えるのが最も妥当なように思われる。ただし、未成年の場合、婚姻契約能力を全く持たないのではなく、本人の意志と親の権限の何れが優先するかはケー

ス・バイ・ケースで或る程度の柔軟性があったからこそ裁判沙汰となったのではないだろうか。

ところで、『アナ・イティシュ』の上記の箇所ではアッカド語 *etlum* (大人になる) に対してシュメール語は *sa te.na bí.in.mú* が宛てられている。シュメール語の原義は今のところ不明である⁵⁰⁾ が、*sa* 『網, 網, 筋肉』⁵¹⁾ が *su₆* 『髭』の代りに用いられるという解釈⁵²⁾ を採れば、『頬に髭が生える』時期から成人と見做されていたことになる。中期アッシリアの法規集では10才以上の男性が婚姻を許可されている⁵³⁾ ことを考え併せると注目に値する。

(4) 贈 物

前述のエンリルとニンリルの結婚物語の中では、婚姻予約の際、男性側が女性の家へ *níg.dé.a; (níg.) mu.pà.da* を贈ることが礼儀として説かれていた⁵⁴⁾。新アッシリアの書記はこの語に各々、アッカド語 *biblum; zikir šumim* を宛てている⁵⁵⁾。A. フィンケルシュタインは、*mu.pà.da* の本来の義は『名前を挙げる』、即ちここでは所望する女性の保護者に花婿として自分を「選択し」てもらおう為の贈物を意味するが、*mu.pà.da* は文学的パラレルとして区別して使われているだけで実際には *níg.dé.a* と同じ婚姻の慣習的な贈物を指す、と解釈する⁵⁶⁾ のに対して、J. レンガーは、婚約を成立させるだけの目的であれば二種類の贈物をする必要はなく従って各々異った目的を持つ贈物である、という前提を立て、古バビロニア時代の婚礼の贈物リスト *UET V 636* を援用して、*biblum* の方は婚約の成立後に花婿側の家族のメンバーが花嫁の家族に持参するもので、婚姻を結ぶ男女双方の家族の緊密な親族関係を設定・維持する為の贈物である、と定義している⁵⁷⁾。

ハンムラビ「法典」159-161条は、男性が女性の父親の「家」に *biblum* と、後述する婚資 *terhatum*⁵⁸⁾ を持参したにも拘らず婚姻が不成立に終わった場合の規定であるが、この場合 *terhatum* と *biblum* 双方の帰属が問題にされている。ところが、妻の死亡および夫婦双方が生存中に婚姻を解消する場合、*terhatum* の帰属は問題にされているが *biblum* への言及は全くない⁵⁹⁾。もしも *biblum* が親族関係を設定・維持する為の贈物とすれば、なぜ *terhatum* と同様に離別の際にその帰属が問題とならないのだろうか。おそらく *biblum* は、その法的効力が婚姻の成立と共に消滅する類いの贈物と考えるべきではないだろうか。

níg.dé.a; mu.pà.da は性格がいまひとつ明確にできないが、何れにせよ婚姻に関わる贈物ではある。ところが、管見の限りでは、上記のエンリルとニンリルの神話を描いて現在のところウル第三王朝時代にその用例のみならず、代って婚姻に際して *níg.mussa* と呼ばれる贈物がみられる⁶⁰⁾。しかし *níg.mussa* は、後述するが、法関係記録には全く言及されておらず、婚姻の要件とは考え難い。

フィンケルシュタインはこのような状況に拘らず、ハンムラビ「法典」との関連から、はじめに挙げたウルナム「法典」15条の欠損部分に取って *níg.dé.a* を推定補充している⁶¹⁾。

法関係記録には婚約の際の贈与や取り決めの細目を記録した例は殆んど無いが、*BE III 8* では娘の父親が

ルーガルカルレが、我が娘と婚姻せんことを。(婚姻するならば、私は) 彼に我が家を与え[よう]。

と求婚したことが記されている。*HSM 3662*⁶²⁾ では、息子の父親が我が子の婚約に際して家屋を与え、(おそらくその所有についての後難を顧慮して) 法的手続きを取っている。

(5) 契 縁

裁判記録には記載の有無の基準は不明であるが、係争関係者の職業が記されていることがある。そこで、当時のような「家」と「家」の男女が婚姻関係を設定したかを知る一端ともなる為に、婚姻関係を結んだ、あるいは結ぶ予定の、両家族の職業の分るものを全て列挙すると次のごとくになる⁶³⁾。

婚姻関係を設定した／設定する予定の「家」の職業

テキスト	男性側	女性側
ITT II 3547 rev. 2-9	父親：布縮絨人 (^{lu} TÚG) ⁶⁴⁾	父親：布縮絨人 (^{lu} TÚG)
ITT III 6518 obv. 2'-6'	父親：粉碾人 (ara ₅) ⁶⁵⁾	父親：粉碾人 (ara ₅)
ITT III 6555	父親：吟唱楽人 (nar)	父親：吟唱楽人 (nar)
ITT II 948	父親：(GÁL.DI) ⁶⁶⁾	父親：牧人 (sipa)
TUT 125 obv. ii 7'-13'	本人または父親：牧人 (sipa)	父親：料理人 (muḫaldim) ⁶⁷⁾
ITT III 6550	父親：神官 (gudu ₄)	(病妻の)父親：神官 (gudu ₄) (後妻に推された女性の)父親：神官 (gudu ₄)
ITT V 6832	父親：神官 (išib)	父親：神官 (gudu ₄)
ITT II 3523	父親：吟唱楽人 (nar)	父親：神官 (gudu ₄)

išib は巫術を事とする神宮で、特に重大な行事に際して祓清めの儀式を司る最高の神官であったようである⁶⁸⁾。gudu₄ (=UH + IŠIB) も、多少役割は異なるが、やはり祭祀における祓清めを職掌にする神官である⁶⁹⁾。gudu₄ は神官としてのランクは一般に išib よりも下級だったようである⁷⁰⁾ が、ウルクとアラッタの王の競い合いを描いた通称『エンメルカルとエンスケシュダンナ』物語では、gudu₄, išib, lú.mah 等の神官が共にギパルで生活していた様が描かれている⁷¹⁾ ことをみても、išib と gudu₄ には接触の機会が多かったであろうことが窺われる。nar は吟唱や楽器の演奏を職掌にし、王室と同様、神殿にも奉職して様々な儀礼や祝祭に参加している⁷²⁾。レンガーに依れば、神官としての nar は一般に gudu₄ と並ぶランクであるという⁷³⁾。

上記の、婚姻関係を設定した／設定する予定の両家を見ると、必ずしも同業者間に限って婚姻が行われているわけではないが、父親同士が職業に接点を持つケースが多いことに気づく。これらの裁判記録を残した当該裁判所の管轄が解明されない限り速断することはできないが、婚姻／婚約当事者の一方の「家」の職業のみ分るケース⁷⁴⁾ も合わせると、当裁判所は実に様々な職業を持つ広範な人々の「家」に生じたトラブルを扱っているから、このような結びつき方は一般の傾向を反映していると考えてよいかもしれない。

2. 婚 姻

旧弊の誇張表現ではあろうが、初期王朝時代末のいわゆるウルカギナの改革碑文は、『昔の女性達は各々二人の男性と結婚していたが、今の女性達はその悪習(?)を捨てさせられた』⁷⁵⁾ と述べている。一方、古バビロニア時代については、富裕な人々の場合一夫二婦のケースもあるが、一般民衆は一夫一婦であった、という報告がある⁷⁶⁾。

ウル第三王朝時代では、現存する法関係記録からは、後述するような特別な場合⁷⁷⁾ を除いて、一夫一婦婚以外の婚姻形態は検出できない。一人の男性が二人の女性と婚約をし、裁判で争ってその中の一人が婚姻を遂げている例や、妻と離婚し別の女性と再婚をする例⁷⁸⁾ は、一夫一婦の慣習が根底にあることを推定させる。行政・経済記録の分析でも一夫一婦婚が報告されている⁷⁹⁾。

(1) 婚姻の締結

先にも述べたように、現存している婚姻例は殆んど、トラブルが生じた為に裁判沙汰となり記録に残されたもので、従って、司法の介在によって婚姻が締結されている。しかし、L 11004⁸⁰⁾は破損のない完全な記録であるが、

ウバルトゥムは、プズルハヤを妻として娶った。証人達(4名)の前で王の名にかけて誓った。イッピ・シン4年。

とだけ記録されている。この婚姻も何かの必要性から書き留められたのには違いないが、婚姻は必ずしも司法の介在を必要としないことが分る。

シュメール語では妻は一般に *dam*⁸¹⁾ と呼ばれているが、夫を表わす場合も同じ呼称 *dam* が用いられ、その意味では夫婦は同等の配偶者である。しかし、法関係記録では、婚姻の成立は一般に男性が女性を『(妻として) 娶った *ba.an.du₁₂*』で表現され⁸²⁾、女性が行為の主体として記録された例はみられない⁸³⁾。婚約の口上では、女性が主体として表現された例があるが、その場合も後日の婚姻は男性が動作主体として表現されている⁸⁴⁾。ここで、この『結婚する *du₁₂/ahāzu*』が実際的には何を指しているか、即ち、何を指標にして婚姻の成立と見做されたかということが問題となる。これは往々論議となる問題で、古くは司法の介在の下に行われた婚儀を指すと考えられていた⁸⁵⁾が、その後、コシャーカーは、花嫁を花婿の家へ連れて行く行為と捉え⁸⁶⁾、A. ファン・プラーク、G. ドライバーとJ. マイルズ、ヴィルケ等は、床入りの儀を済ませることであるという見解を採っている⁸⁷⁾。これに対しファルケンシュタインは、*du₁₂/ahāzu* は性行為を表わす例もあるけれども、性行為も興入れも指さず『選び取る』という意味合いで使われている例もあり、原義はどうであれ、ウル第三王朝時代には使い古されて単にニュートラルな抽象的言葉『結婚する』としてしか使われなくなっていた、と考察している⁸⁸⁾。B. ランズバーガーもまた、古バビロニア時代の *ahāzu* は性的交りを意味していないと述べている⁸⁹⁾。確かに、言葉はより広義に用いられ抽象的な方向に進んだ可能性がある。しかし、はじめに挙げたウルナンム「法典」でも窺われるように、未婚・既婚の区別は当時の男性にとっても女性にとっても重大な利害関係が加わったから、公に婚姻の成立と見做されることになる婚姻成立の要件の方は等閑にされたはずはない。そこで、*du₁₂/ahāzu* の用法とは別に、婚姻成立の要件を明確にしておく必要がある。

ハンムラビ「法典」⁹⁰⁾は、130条に

もし誰かが、未だ男性を知らずしてその父の家に住んでいる他人の妻 *aššatum* を動きを封じて彼女の膝に横たわり、そこで捕えられたならば、彼は殺されその女性は放免される。

と規定し、未だ実父の家に居て夫の許に嫁いでいない女性を既に『妻』と呼んでいる⁹¹⁾。逆に、同128条では、

もし誰かが妻を娶って *aššatam ihuz* も、彼女(と)の(婚姻)契約 *riksatum* を締結しないならば、その女性は妻 *aššatum* ではない。

と規定し、既に内縁関係(=事実婚)⁹²⁾にあらうとも、契約が締結されなければ合法的な妻とは見做していな

い。従ってハンムラビ「法典」は、契約の締結を合法的婚姻成立の必須要件としていることが分る⁹³⁾。

ウル第三王朝時代の裁判記録 *ITT II 3547 rev. 2-9* には、

ルニンシュブルなる男性がニンヒリスなる女性と結婚した *in.du₁₂.àm*。(未だ) 実父のところに住んでいたニンヒリスをルニンシュブルが虐待したので、ニンヒリスは彼の妻たることを解消した⁹⁴⁾。

と記録されている。これに拠ると、ニンヒリスなる女性は、輿入れも床入りの儀も未完了の段階⁹⁵⁾で既に『彼の妻』であり、『結婚した』と見做される状況にある。*ITT III 5286 rev. ii 6'-16'* では、

カームなる男性がパウイズなる女性を妻として王の名にかけて誓った。その後パウイズを離別したので、彼は銀1マナをパウイズに支払う……

とあり、ここには『結婚する』という術語は用いられていないが、後篇で論じるように、妻に落度がなく、合法的婚姻を解消する場合にのみ支払われる額の離婚金が支払われているので、『妻として王の名にかけて誓う』というフレーズが、合法的婚姻を指していることが分る。換言すれば、王の名に基づく誓言あるいはそれが暗示する付随事項が、当時の人々にとって、婚姻成立の要件として了解されていたということであろう。婚姻記録では、『結婚した』という句の次に宣誓が書かれ、記録頻度が高いことから婚姻締結の際には必ず婚姻の誓約が行われたであろうことが窺われる。婚姻成立の要件については更にファルケンシュタインとグレングスの見解を検討しておく必要がある。

ITT V 6832 は、

ウルラマはニンニズを離別した *in.tag₄. inim.nam.dam KA nu.ù.[].keš[da.a] nam.da[m]*。(4名)が裁判官で、その判決を行った者達である。

と読める。判決部分は破損しているが、ファルケンシュタインは、*inim KA.kešda* がアッカド語 *riksatum*に通じる⁹⁶⁾ことから、判決理由の下り *inim.nam.dam KA nu.ù.[].kešda.a nam.dam ……*を『彼は(彼女と)妻の契約を結ばなかったということと、妻の……(が証明されたので)』と読み取り、古バビロニア時代の婚姻における契約を考え合わせて、このケースはおそらく妻によって起された離婚金請求の裁判で、夫はそれを支払う必要がない旨の判決が下ったものと解釈した⁹⁷⁾。そしてこの記録の存在を根拠に、ウル第三王朝時代においても、個々の婚姻記録に婚姻契約が言及されていなくても、婚約とは別に婚姻締結に際して通常婚姻契約を結び王の名に誓ったこと、通常は花婿が花嫁を家に連れて来て後、二人以上の間でこれを取り交したが、婚姻当事者だけで交わす場合もあったこと、契約内容はおそらく社会通念的なものより、個々の婚姻当事者に即した私的な約束が交わされ、結婚生活に支障が生じた場合にこの契約が効力を発揮したこと、を推定した⁹⁸⁾。

ファルケンシュタインは取り立てて婚姻成立の要件を明確にしようとしたわけではないが、花嫁の輿入れに発して契約の締結を含む一連の儀式を想定し、この手順全体を要件と見做しているようである。

これに対してグレングスは、婚姻契約の存在を疑問視する。即ち、*ITT V 6832* 以外に婚姻契約を直接表現する記録はなく、*inim KA.kešda* 自体、文字通り解釈すれば口約束、即ち婚姻予約、と解釈することができ、記録から婚姻予約と婚姻契約二通りの契約を区別することは困難である；ファルケンシュタインは記録の順番を基に、『結婚した』という句の次に王の名の下での宣誓が書かれている場合、婚約とは別の、婚姻契約の為の誓言

が行われたと見做すが、記録順序は書記の恣意によって様々に書かれ得るし、婚約によって十分に花婿と花嫁を拘束する関係を創り得るので、婚約以外に婚姻契約および誓言を想定することはむづかしい、と述べている⁹⁹⁾。

筆者の私見に依れば、(i) *inim KA.kešda* を婚姻予約と解釈すると、*ITT V 6832* のケースは婚姻契約はおろか婚約も成立していない状況となり、その場合、裁判で夫婦の婚姻解消 *tag₄* として扱われることはあり得ない。婚姻に際し常に古バビロニア時代のごとき契約が交わされたと結論するには証拠が不十分であるが、少なくともウル第三王朝時代に契約を結ぶケースもあった事は否めない；(ii) 裁判記録は判決に立脚して記録されるので、判決は冒頭に書かれる場合と末尾に書かれる場合があるが、その他は記録次第が一定し、決して書記の恣意で書かれていない。婚約の際の誓言は、必ず『(所望する相手の保護者の所へ) 現われて』、『結婚を希望する／婚約したこと (について相違ない事)』を誓うのに対し、『結婚をした』という句の次に書かれた王の名の下での誓約は、第三者の前で行われ¹⁰⁰⁾、誓言内容は書かれず、もしくは『(将来) 文句を言わない』ことを誓うという違いがあり、従って各々は別の誓約で、後者は婚姻の宣誓と考えてよいのではないか¹⁰¹⁾；(iii) この宣誓はファルケンシュタインの推定するように、輿入れ後に行われると考えるべき根拠は全くない、(iv) 前述したように、婚姻宣言は婚姻締結の際必ず行われたと考えられる、以上の点から、筆者は、婚姻成立の必須要件は、(古バビロニア時代のごとく婚姻契約を締結することも要件に入っていたかもしれないが) 少なくとも王名にかけて証人の前で婚姻締結を宣言することではなかったかと考える。

(2) 婚 儀

婚姻の宣誓に関連して、法的でなく慣習的なものとして通常は挙式が行われたと考えられる。これを伝える史料は殆んどないが、「宗教婚儀の諸様相は実生活の婚姻に範がある¹⁰²⁾」とみて宗教・文学作品と関係史料を比較検討すると、ウル第三王朝第二代王シュルギとイナンナ神の婚礼讃歌に、シュルギが大量の家畜を携え特別の装いでイナンナの許へ行くと、イナンナは沐浴をし口に香油を塗り目を黒ずんだ顔料で粧った花嫁姿でこれを迎える、という箇所がある¹⁰³⁾。ウルカギナの碑文にも、離婚と対比させて『人が(誰かの)頭部に黒い顔料を塗った場合…』¹⁰⁴⁾という箇所があり、これが婚姻を指していることは諸学者も認めている。また、イナンナ神に対するシュメール語讃歌の一節に、『(彼女は、) 共に身を横たえる男性が(花嫁として)布を被せることなく、妻にはなれない女性である』¹⁰⁵⁾とある。裁判記録 *ITT II 931* では、夫に対して『……私の[被って]いる布をあなたの頭に載せないで下さい』¹⁰⁶⁾と言った妻の発言が問題にされているが、これは婚礼に遡った言及と考えるべきであろう。

このように、婚礼では花嫁はおそらく念入りな色塗りの化粧をして布を被り、花婿が手を掛けて布を取り除く、といったことが行われたと推定される。花婿側の詳細については分らない。

古および中期バビロニア時代からは、婚約の成立以後娘が婚家へ嫁ぐまでの婚礼およびその贈物の記録が出土している¹⁰⁷⁾。これに拠れば、花嫁が婚家へ嫁ぐ前に花婿の縁者が花嫁の家へ訪れ、神事を行い祝宴を催して互いの親睦を図ること、花嫁の輿入れ前に花婿も花嫁の家を訪れ、数ヶ月を過ぎた後花嫁を婚家へ連れて帰ること、等が分るが、ウル第三王朝時代には現在のところ次に述べる *nig.mussa* の記録しかなく、法関係記録からも、婚儀がいつ、どこで、どの位の間、どのような手順で行われたか等を知ることはできない。

エンリルとニンリルの婚姻神話では花婿の姉妹が婚姻において役割を担っていたが、史料からはそれらを窺い知ることはできない¹⁰⁸⁾。

(3) níg.mussa と婚姻締結の方法

ウル第三王朝時代の行政・経済記録から、時々 níg.mussa (=MÍ.ÚS.SA) という術語が検出される。字義は『女婚の(贈)物』であるが、古バビロニア人はシュメール語・アッカド語併記語彙集に、

(sum.)	(akk.)	
níg.mí.ú[s].sa.a.ni.in.íl	<i>tir-ḫa-as-[sa]</i> []	(彼女の婚資を運んだ)
kù.dam.tuk	<i>tir-ḫa-[tum]</i>	(婚資)
kù.dam.tuk.a.ni.giš.banšur.ta	<i>tir-ḫa-as-s[u]</i>	(彼女の婚資を彼は入れ物に置いた)
bi.in.gar	<i>pa-áš-šu-ri iš-ku-[un]</i>	

とし¹⁰⁹⁾、níg.mussa に *terḫatum* を宛てている。*terḫatum* は、ハンムラビ「法典」やエシュヌナ「法典」に依ると、婚姻に際して花婿が花嫁の「実家」に与える婚資で、婚姻を解消する場合は状況に応じてその帰属が法的に問題となる類いのものである¹¹⁰⁾。一般には『花嫁代』と訳されて、古来この *terḫatum* の性質をめぐって古バビロニア時代の婚姻が売買婚か否か論議されてきた¹¹¹⁾。*terḫatum* の語は、管見の限りではアッカド時代に遡って検出することができる¹¹²⁾。もしも níg.mussa=*terḫatum* が正しければ、当然ウル第三王朝時代の婚姻も売買婚か否かが問題となる。ところが、*terḫatum* は上記のように法領域に属するものであるから、当然、裁判でも問題として取り挙げられているのに対し、níg.mussa は離婚に際しても裁判記録からは全く検出されない。従って、まず、古バビロニア人による níg.mussa=*terḫatum* の解釈の是非が問題となり、ウル第三王朝時代における níg.mussa の用例を検討してみる必要がある。例えば TRU 295 には、

雄牛1頭、雄羊3頭、雄山羊2頭をアムル人エラヌムへ。監督官はスミドイルム。雄牛1頭、雄羊2頭、雄山羊3頭をアムル人マガヌムへ。監督官はルーガルカギナ。以上を彼等の義父 *ušbar_x* の家へ；níg.mussa を~するために……

とあり、ITT III 5271 には、『……と30シラのエンマー麦の粉、(以上の)níg.mussa を(神への供物として)王が捧げ入れた…』とある。ウル第三王朝時代の記録では、níg.mussa は大別すると、王家・高官の子息やアムル人¹¹³⁾に関連して TRU 295 のごとく表現されるか、ITT III 5271 のごとく神への奉獻と関連して用いられている¹¹⁴⁾。

古バビロニア人が níg.mussa に *terḫatum* を宛てていることから、níg.mussa をそのまま *terḫatum* と同義に解する学者も多いが、ファルケンシュタインは既に、níg.mussa を『花嫁代』と同義とすることに疑問を持ち、ウル第三王朝時代直前のラガシュのエンシ、グデアの碑文にあるニンギルス神とパウ神の婚礼譚から、níg.mussa を『祝宴の御馳走』と解し、ウル第三王朝時代の婚姻も売買婚とは見做していない¹¹⁵⁾。

リピト・イシュタル「法典」29条¹¹⁶⁾には níg.mussa の術語が用いられているが、この規定はエシュヌナ「法典」25条やハンムラビ「法典」160-161条に一致し、従ってイシン王朝リピト・イシュタル王の段階では明らかに níg.mussa は *terḫatum* と同義に用いられていたことが分る。古バビロニア人による níg.mussa と *terḫatum* の同一視がどのような経由によるものかはともかく、筆者もおそらくウル第三王朝時代の níg.mussa は、『(婚儀)祝宴の為の食糧』を意味していたと考える。祝宴はおそらく慣習として行われ、従って法関係記録には残らなかったのではないだろうか¹¹⁷⁾。出土例が王家・高官の子息やアムル人に限られるので、一般の慣習と見做すべきか否か不明であるが、上記の殆んどはドレヘム出土記録であり、ドレヘムは国庫の記録保管所であるから対象

が国庫の財に関係する者となるのは当然である。従って、ウル第三王朝時代にも大なり小なり前述の UET V 636 にみられたような婚礼の祝宴を互いの家族間で催す慣習があったと考えてよいかもしれない。

婚姻締結の方法については、売買婚を示す証拠は全くみられない。むしろ男性当事者と女性の保護者ないしは保護者同士による共諾婚のように窺われる。古バビロニア時代の婚姻を売買婚とみるコシャーカーも、ウル第三王朝時代の裁判記録は花嫁の代償物の支払いを伝えていない、と述べている¹¹⁸⁾。

ウルカギナ碑文およびアッカド期の記録には、婚姻税が言及されている¹¹⁹⁾。ウル第三王朝時代にも婚姻税が設けられていたかもしれないが、現在のところ記録には残っていない。

(4) 婚姻形式

ITT III 5276 rev. i 8 - ii 5 + *ITT* III 6570 rev. i 1' - 3' は、

ウルシュルの娘ニンナムマフニは、ルーガルイムルアの相続人である。ニバウはニンナムマフニと結婚したい旨を [ルーガルイムルアに告げた]。ルーガルイムル[アは、彼女を彼の]相続から [外したという事を] 2名の証人が誓言した。
……

と述べている。裁判の争点は別のところにあるが、養女ニンナムマフニは婚姻によって相続を外され、従って男性の家へ嫁入りしている。*NRVN* I 5 では、

……ウルトゥマルは、ウルヌスクに対して『私はあなたの女婿です』と言った。他家へは(婚)入りしないことを王の名にかけて誓った。……

とあり、*BE* III 8 では、娘の父親が、花婿として所望する男性に、娘と結婚してくれれば自分の家を与えるとして述べている¹²⁰⁾。

婚姻した夫婦が新しい家族を形成する場所は、上記のように法関係記録から、夫方居住も妻方居住も検出できる¹²¹⁾。これまでみてきたウル第三王朝時代の婚姻は明らかに家父長制的婚姻の特質を示しているが、その居住形式は両居制だったようである¹²²⁾。ただし、いずれの場合も、婚姻は「男性が女性を娶る」で表現されている。

夫婦がどちらの親族からも離れて新しく居を構える場合もあったかもしれないが、定かではない。

ITT III 5276 obv. ii 7' - rev. i 7 には、

……ウルニンギズィダは大臣 *sukkal-mah* の前で、彼の息子アダを相続から外し、ルバを彼の相続人にした。

とある。*ITT* III 6528 は損傷が多く転写テキストだけでは判じ難いが、ファルケンシュタインの補充¹²³⁾が正しいならば、

…かつて(生前)カルラは[家屋]と財産を妻に贈り、王の名にかけてその誓約をした(という事実について)証人(2名)が居る。[ゲメイナンナ]ウヌガとその息子は証人に反論した。(しかし) [ゲメイナンナ]ウヌガは嫁として [舅の家と一緒に]住んでおらず、[カルラは息子を相続から外したと妻が誓言した (ので)] ……

と読める。カルラの息子はゲメイナンノウヌガと結婚したが相続を外されていた。カルラの息子が死亡し、子供を抱えた未亡人は、おそらく姑が舅から贈与された財産に関して、舅の死後、わが息子にも相続権がある旨を主張して裁判を起したと思われる。ファルケンシュタインは、このような相続を外された男性の婚姻を全て妻方居住と解釈している。が、彼の論によれば、妻方居住をすれば花婿は必然的に舅の相続人に加えられることになるから、果して常にそのように双方の利害関係が都合よくいくものだろうか。

(5) 夫婦間の権利義務

A 扶養の義務

ITT III 6550 には、

ウルイガリムは、未亡人ララグラを娶った。(ところが其の後)疾病したララグラは、そのために、[ウル]イガリムに向って、『[ゲメ]パウをお娶り下さい。そして[私]には大麦と羊毛を支給してほしい』と話した。[そこでウルイガリムは、裁判官]達の前で(その約束を)変更しない[と誓った。]と羊毛[生存中?]ララグラはウルイガリムの[所]から取得す[べし] ……

と記録されている。おそらく夫婦間で交わした扶養契約の履行を夫が怠ったため疾病の妻が起した裁判であり、夫は妻を扶養すべき旨の判決が下っている。これは夫婦で契約を交わした特殊なケースであるという解釈も成り立つが、ハンムラビ「法典」148条には、

もし人が妻を娶るも、ラプー(?)病が彼女を襲い、彼が他の女性を娶ろうと心に決めたならば、彼は娶ってもよい。(ただし)彼はラプー(?)病が襲った妻を離別すべきではなく、彼女は彼が建てた家に住み、生存する限り彼は彼女を扶養すべきである。

とあることから、筆者は、妻が疾病した場合の夫の扶養義務の素地がウル第三王朝時代に既にあったと考える。ただこの扶養が、一律に義務づけられたものか、夫にその能力がある場合に限るかは不明である。

当時はおそらく夫婦の財産関係は別産制であったと考えられる。財力のない夫の方が罹患した場合、妻にはどのような義務が課されていたのだろうか。

既に当時は通常一夫一婦婚であったことを述べたが、この記録からは、妻の疾病という特殊な事情があれば、重婚も許されていたことが窺える。

裁判記録 ITT II 2781 は、父親の死後息子達が起こした遺産相続請求を扱っている。ここでは、父親の遺産はその妻が生存する限り彼女が保有権を持つと共に扶養も保障され、相続人は、彼女の死後に父親の遺産を分配すべき旨の判決が下っている。しかし、これは特殊なケースで、ウル第三王朝時代には通常、父親の遺産は息子¹²⁴⁾が相続し、父親の妻には相続権がない¹²⁵⁾。妻は、婚姻に際して実家から持参したものと生前夫から受けた贈与をその財産とし、夫の死後は、その財産で自活するか、再婚するか、義父あるいは息子の扶養に頼る、という三者の中から択一しなければならない。

妻の扶養問題は相続と密接に関連しているので、稿を改めて相続について検討する中で詳しく述べたい。

B 貞操義務

ITT III 5286 obv. ii 1-9 に、

ウルラマはカタを娶った。夫ウルラマが知ることなく他の男性が(既に)彼女と同衾していた。夫はそれ(に関して)誓言することを拒否したが、カタが彼の申し立てを認めたので、カタは離別された。

とある。妻が、婚姻締結以前に性的交渉を持ったことを花婿に隠して結婚し、後、知れるところとなって、非処女(あるいは隠蔽)を理由に提訴された。離婚金なく離別させられているから、訴えは正当と見做されたのである。はじめに挙げたウルナム「法典」からも窺えるように当時は女性の処女性が非常に重要視されたので、当然の判決だったであろう。ITT V 6948 は、

……は[王の名にかけて]誓った。ダムカルラは [ウル]バラグクガ以外誰とも同衾しなかったと誓言した。

とある。損傷が激しく状況が明確でないが、おそらくウルバラグクガはダムカルラの夫で、彼女は姦通の嫌疑をかけられたため身の潔白を誓言した、と解するのが最も妥当であろう。ITT II 948 によれば、一組の男女が合法的に婚姻を締結したが、妻が夫の部屋で同衾しない故に離別し、離婚金は支払われていない。この記録は、夫婦は同居の義務があるという証左でもあろうか。

以上の記録からは、結婚すれば妻は夫に貞操義務がある、ということが明らかである。なお、ウル第三王朝時代よりも男尊女卑が激しくなる古バビロニア時代の法規集でも夫の妻に対する或る程度の貞操義務が定められている¹²⁶⁾ので、現存する記録にはみられなくても、当代、程度の差はあれ、夫婦双方が貞操義務を負っていたと推測する。貞操義務の違反は離婚の原因となる。従って、詳細は後篇の離婚で論じることにする。

C 夫婦の財産関係

まず、夫婦は別産制であった。妻は原則として遺産を相続できず、夫は証人をおいて恣意により妻に贈与の形で財産を生前に分与している¹²⁷⁾。夫が望めば、妻を相続人にも指定できたかもしれない¹²⁸⁾。通常は、贈与財と婚姻の際に実家から持参した嫁資が妻の財産で、この財産によって取得したものは妻の財産の中に加えられている¹²⁹⁾。夫から正式に受けた贈与については、相続人は父の遺産として請求することはできない。

夫婦の財産関係も相続の問題と密接に絡まり、ここで簡単に述べることはできないから、相続について考察する中で更に検討を加えたい。

おわりに

以上、ウル第三王朝時代の婚姻について、婚約から結婚までを検討してきた。はじめに述べたように、婚姻は家族形態や相続制度等と密接に関連しているから、ここだけでは検討しきれない問題も多々あり、また、これまで論じられたことが殆んどない為に仮説に止まるところもあった。これから個別に検討していかなければならない。

婚姻では、その解消のあり方も重要である。従って、後篇で離婚を検討した上で、ウル第三王朝時代の婚姻について筆者なりのまとめを述べたい。

補記:

本稿において使用した略号表記は、*Archiv für Orientforschung*, Berlin-Graz u.a., 1926ff. の表記法に従う。

注

- 1) 一般に、序文・本文・後文の体裁で構成され立法意図も書き込まれた一連の楔形文字法規集を法典と呼んでいるが、これについては後述するように問題が多く、括弧付きで法典と呼ぶことにする。ウルナムム「法典」については、J. Finkelstein, "The Laws of Ur-Nammu," *JCS* 22 (1969), pp. 66-82; F. Yildiz, "A Tablet of Codex Ur-Nammu from Sippar," *OrNS* 50 (1981), pp. 87-97, S. Kramer, "The Ur-Nammu Law Code: Who Was Its Author?" *OrNS* 52 (1983), pp. 453-456 参照。
- 2) ŠL 237 34), 52); A. Falkenstein, *NSGU* III, p. 91; N. Lemche, "Andurārum and Mišarum: Comments on the Problem of Social Edicts and their Application in the Ancient Near East," *JNES* 38 (1979), pp. 15-21 参照。
- 3) 括弧内は筆者補足、以下同様。
- 4) Si 277 iii 61'-64'. 条数については、未だ欠損した条項も多く、粘土板によって条項の配列も異っているので、本稿では R. Borger, *Rechts- und Wirtschaftsurkunden Historischchronologische Texte*, TUAT I/1, 1982, pp. 17-23 に従った。以下同様。
- 5) Falkenstein, *NSGU* I, p. 94 参照。
- 6) Si 277 iii 65'-75'.
- 7) ŠL 322 3); Finkelstein, "Sex Offenses in Sumerian Laws," *JAOS* 86 (1966), p. 370; B. Landsberger, "Jungfräulichkeit: Ein Beitrag zum Thema «Beilager und Eheschliessung»,", *Symbolae Iuridicae et Historicae Martino David Dedicatae* II, 1968, p. 57 参照。
- 8) Si 277 iv 76'-80'.
- 9) Si 277 iv 86'-92'; U 7739 i 1-10.
- 10) ŠL 554 52); Yildiz, *op. cit.*, p. 97 参照。
- 11) Si 277 iv 93'-97'; U 7739 i 20-24.
- 12) D. Owen, "Widows' rights in Ur III Sumer," *ZA* 70 (1980), pp. 174-175; 原田慶吉『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房, 1967年, 204-205 頁参照。
- 13) U 7739 i 25-29.
- 14) U 7739 i 30-36.
- 15) 本稿82頁参照。さしあたり、フィンケルシュタインの推定補充を掲げた: Finkelstein, *JCS* 22, p. 69 l. 299; p. 75.
- 16) U 7739 ii 13-23.
- 17) P. Koschaker, *Rechtsvergleichende Studien zur Gesetzgebung Hammurapis*, 1917, pp. 1-6; G. Driver and J. Miles, *The Babylonian Laws* I, 1952, pp. 1-53; F. Kraus, "Ein zentrales Problem des altesopotamischen Rechtes: Was ist der Codex Hammu-rabi?" *Genava* 8 (1960), pp. 283-296; W. Leemans, "King Hammurapi as Judge," *Symbolae David* II, pp. 107-129; Finkelstein, "Ammišaduqa's Edict and the Babylonian 'Law Codes'," *JCS* 15 (1961), pp. 91-104 など参照。なお、T. Frymer-Kensky, *The Judicial Ordeal in the Ancient Near East* I (Ph. D. Dissertation, Yale Univ., 1977), pp. 131-137 は、この法典/法規集の性格とそれをめぐる諸学説およびその問題点を簡略に整理している; M. Roth, *Scholastic Tradition and Mesopotamian Law* (Ph. D. Dissertation, Univ. of Pennsylvania, 1979), pp. 6-11 も併せて参照。
- 18) I. Gelb, "Household and Family in Early Mesopotamia," *OLA* 5 (1979), pp. 1-97.
- 19) 松島英子「古代メソポタミアにおける神の婚礼の意味について」『三笠宮殿下古稀記念オリエント学論集』小学館, 1985年, 313-317頁にはこれまでの研究が整理されている。
- 20) 管見の限りでは、ファルケンシュタインの研究(注23)が唯一で、他は、僅かに、古バビロニア時代における婚姻の研究に際し、必要に応じてその前代が一瞥されている程度である。S. Greengus, "The Old Babylonian Marriage Contract," *JAOS* 89 (1969), pp. 524-532; C. Wilcke, "Familiengründung im alten Babylonien," in: E. Müller et al. (eds.), *Geschlechtsreife und Legitimation zur Zeugung*, 1986, pp. 213-317.
- 21) 王室と一般庶民の婚姻はおそらく事情が異なるので、本稿では一般の婚姻のみを扱う。P. Michalowski, "The Bride of Simanum," *JAOS* 95 (1975), p. 718 参照。
- 22) Greengus, *op. cit.*, pp. 505, 512-513 参照。
- 23) A. Falkenstein, *Die neusumerischen Gerichtsurkunden: I Einleitung und systematische Darstellung*, 1956; II *Umschrift, Übersetzung und Kommentar*, 1956; III *Nachträge und Berichtigungen, Indizes und Kopien*, 1957.
- 24) 婚姻予約の際の口上として以下のヴァリエントが集められる。ただし、この種の口上は、記録上一定の表現をとったという可能性も考えられ、必ずしも現実にこの通りの文句をもって述べたかどうか分らない: M. David, *Die Adop-*

tion im altbabylonischen Recht, 1927, p. 81; Falkenstein, *NSGU* I, p. 99; Greengus, *JAOS* 89, pp. 524-526 参照。

1. 結婚を希望する男性の父親による口上

i mu.lugal PN₁ dumu.mu PN₂ dumu.PN₃ (.ak.a) ḥa.a.du₁₂

『王の名にかけて、我が息子某₁と、某₃の娘某₂を婚姻せしめよ』: *ITT* III 6610 (= *NSGU* II 19); *JCS* 16, p. 78 HSM 3662.

ii mu.lugal PN₁ dumu.mu PN₂ dumu.PN₃.ke₄ ḥa.a(n).du₁₂

『王の名にかけて、我が息子某₁を、某₃の娘某₂に(婚姻で)取らしめよ』: *ITT* III obv. 6557 ii 5'-8' (= *NSGU* II 206); *NSGU* II 14, ll. 15-17. ファルケンシュタインはこの表現を書記の誤りとみて、息子某₁を動詞 du₁₂の主語としている。*ITT* III 6557は破損により後部を知ることはできないが、*NSGU* II 14のケースは、続く婚姻の下りでは男性が女性を娶ったという表現がとられている: *NSGU* II, p. 22 参照。

iii mu.lugal PN₁ dumu.PN₂ PN₃ ibila.mu ḥa.an.du₁₂

『王の名にかけて、某₂の娘某₁を我が相続人某₃に娶らしめよ』: L 958 (= *NSGU* II 17).

iv mu.lugal PN₁ ibila.mu mussa.zu hé.a

『王の名にかけて、我が相続人某をあなたの女婿たらしめんことを』: *ITT* II 960 obv. 8-10 (= *NSGU* II 18).

v [dumu].zu dumu.mu ḥa.ba.du₁₂.du₁₂

『我が息子があなたの[娘]と婚姻せんことを』: *ITT* II 948 (= *NSGU* II 22).

2. 結婚を希望する男性本人による口上

i mu.lugal PN₁ dumu.PN₂ dam.šè ḥa.du₁₂

『王の名にかけて、某₂の娘某₁を妻として娶らしめよ』: *ITT* III 6444 (= *NSGU* II 15).

ii mu.lugal PN₁ dumu.PN₂ ḥa.a.du₁₂

『王の名にかけて、某₂の娘某₁を娶らしめよ』: *ITT* III 6432 (= *NSGU* II 16); *ITT* III 6523 ii' 6'-7' (= *NSGU* II 181).

3. 花嫁となるべき女性の父親による口上

i mu.lugal PN₁ dumu.PN₂.ke₄ PN₃ dumu.mu ḥa.an.du₁₂

『王の名にかけて、某₂の息子某₁に我が娘某₃を娶らしめよ』: *NSGU* II 14, ll. 4-6.

ii PN.e dumu.mu ḥa.ba.du₁₂.du₁₂

『某が、我が娘と結婚せんことを』: *BE* III 8.

25) *NSGU* I, p. 99.

26) Wilcke, *op. cit.*, pp. 245-246.

27) 宣誓表現としての mu.lugal については D. Edzard, "Zum sumerischen Eid," *AS* 20 (1974), pp. 63-94 参照。

28) *ŠL* 574 参照。

29) アスペクト *Marû/Hamtu* に関連して、ḥa...動詞 *Marû* 形 (Precative/Optative); ḥa...動詞 *Hamtu* 形 (Affirmative) という関係が既に吉川守氏によって指摘されている: 吉川守「Neobabylonian Grammatical Texts に於ける文法術語について (III) —*Marû/Hamtu*—(その三)」『広島大学文学部紀要』28/2, 1968年, 317-343頁。特に338-339頁参照。

30) グレングスは *NSGU* II 14, ll. 4-6; 15-17 を、母親が口上を唱えたケースと解釈している: Greengus, *op. cit.*, p. 524 note 94. しかし、口上を述べたニンマルカ ^dNin.mar^{ku}.ka は女性名とは特定できず、母親と解釈する根拠がない。*NSGU* II 14 note 2; H. Limet, *L'Anthroponymie sumérienne dans les documents de la 3^e dynastie d'Ur*, 1968, p. 137 参照。

31) *ITT* III 6519 rev. 3-7 + *ITT* II 960 rev. 1'-4'.

32) *ITT* II 960 obv. 5-10; *ITT* II 948 obv. 5-8.

33) L 958; *ITT* III 6432; *ITT* III 6444; *ITT* III 6557 等。

34) M. Civil, "Enlil and Ninlil: The Marriage of Sud," *JAOS* 103 (1983), pp. 43-66. なお、部分的には1967年に発表されている: id., "Remarks on 'Sumerian Bilingual Texts'," *JNES* 26 (1967), pp. 200-211.

35) 女性側の拒絶については、伝統的な作法という可能性も考えるべきかもしれない。

36) 本稿82頁参照。

37) 既にファルケンシュタインも、娘の婚姻契約能力について同様の推定をしている: *NSGU* I, p. 99.

38) *ITT* III 6557 obv. ii 3'-rev. i 6'; *ITT* III 6432; *ITT* III 6444; L 958; *ITT* III 6610; *NSGU* II 14 等。

39) *NSGU* II 17 参照。

40) ウルナンム「法典」9条; ハンムラビ「法典」138-139条も参照。

41) *NSGU* II 166 参照。

42) Koschaker, "Eheschliessung und Kauf nach alten Rechten, mit besonderer Berücksichtigung der älteren Keilschriftrechte," *ArOr* XVIII/3 (1950), pp. 215, 282 note 88. グレングスはコシャーカの説に反対し、このケースは賠償金の支払いではなく離婚金の支払いであるという意見を持っている: Greengus, *op. cit.*, pp. 526-527 note 112.

- 43) NSGU II 15 参照。
- 44) M. Çiğ, H. Kızılay and Falkenstein, "Neue Rechts- und Gerichtsurkunden der Ur III-Zeit aus Lagaš aus den Sammlungen der Istanbul Archäologischen Museen," *ZA* 53 (1959), p. 53 Abb. 1.
- 45) NSGU II 16 参照。
- 46) NSGU I, p. 99.
- 47) Greengus, *op. cit.*, pp. 526-527.
- 48) Die Serie *ana ittišu*, *MSL* I, 1937.
- 49) *Ibid.*, pp. 100-101, Tf. 7 III 16-21.
- 50) ŠL 104 131) 参照。
- 51) *Ibid.*, 1)-18) 参照。
- 52) Wlicke, *op. cit.*, pp. 241-242.
- 53) M-AL. A. 43. Borger, *op. cit.*, pp. 88-89 § 43; 原田慶吉, 前掲書, 358頁43参照。
- 54) Civil, *JAOS* 103, p. 54 l. 67. 本稿79-80頁参照。Civil, *op. cit.*, p. 52 l. 33; pp. 55-56 ll. 105-129 も参照。
- 55) H \dot{h} I, ll. 35-40 (=MSL V, pp. 11-12); H \dot{h} XIII, ll. 127-131 (=MSL VIII/1, p. 18); Ni. Fore. to H \dot{h} XIII, ll. 93-96 (=MSL VIII/1, p. 84) も参照。
- 56) Finkelstein, *JCS* 22, p. 75 note 5. mu.pà.da/zikir šumim に関しては, Kraus, "Akkadische Wörter und Ausdrücke, VIII. —Zu zikir šumim; šumam zakārum," *RA* 65 (1971), pp. 99-112, esp. p. 110 を併せて参照すべきである。
- 57) J. Renger, "Who are all those People?" *OrNS* 42 (1973), pp. 259-273, esp. pp. 272-273.
- 58) 本稿87頁参照。
- 59) CH 138-139; 141-142; 149; 162-164. ハンムラビ「法典」については, É. Szlechter, *Codex Hammurapi*, 1977; Borger, *Babylonisch-Assyrische Lesestücke*, 1963, II, pp. 2-46, III, Tf. 1-30; Driver and Miles, *op. cit.*, I-II, 1952, 1955 参照。
- 60) 本稿87-88頁参照。
- 61) Finkelstein, *op. cit.*, p. 69 l. 299; p. 75 note 5. 本稿78頁参照。
- 62) Edzard, *JCS* 16, p. 78 no. 43.
- 63) 婚姻あるいは婚約当事者の一方の家族の職業だけが分るものは次の通りである。

テキスト	男性側	女性側
BM 14821 rev. 6-10		父親：医者 (a.zu)
BM 19360	本人：料理人 (muḫaldim)	
ITT Ⅱ 923 rev. 1-5		父親：吟唱楽人 (nar)
ITT Ⅱ 931		父親：ロバ飼い (sipa.anše)
ITT Ⅱ 2781	本人：商人 (dam.gār)	
ITT Ⅱ 960+Ⅲ 6519	父親：酒盃官 (sagi)	
ITT Ⅲ 5263	父親：牛飼い (ÙNU)	
ITT Ⅲ 5286 obv. ii 1-9 rev. ii 6'-16'		父親：樹園労働者 (nu.kiri ₆)
		父親：吟唱楽人 (nar)
ITT Ⅲ 6432	父親：樹園労働監督官 (santan)	
NSGU Ⅱ 14 12-21	本人：羊飼い (sipa)	
JCS 8 p. 46 Kelsey Museum of Archaeology 26		父親：牛飼い (ÙNU)
TUT 125 obv. ii 14'-rev. iii 5		父親：商人 (dam.gār)

- 64) ŠL 536 76); *CAD* A/u, pp. 445-447, *ašlāku*; *AHw*, p. 81 *ašlāku* 参照。
- 65) ŠL 401 152) b), n); *CAD* A/u, p. 233 *ararru*; *AHw*, p. 65 *ararru*, p. 1385 *ī'inu* 参照。
- 66) ŠL 49^x A 1) g, 2) b, 3) b; NSGU III, p. 111 GĀL.DI 参照。現在のところ職種不明である。
- 67) ŠL 61 55); *CAD* N, pp. 313-316 *nuḫatimmu*; *AHw*, p. 801 *nuḫ(a)timmu* 参照。
- 68) ŠL 532 16); *CAD* I/J, pp. 242-243 *išippu*, *AHw*, p. 395 *išippu*; Renger, "Untersuchungen zum Priestertum der altbabylonischen Zeit," *ZA* 59 (1969), pp. 122-126, esp. pp. 124-126 参照。

- 69) ŠL 398 65); *AHW*, p. 845 *pašišu*; Th. Jacobsen, "Ancient Mesopotamian Religion: The Central Concerns," *PAPS* 107/6 (1963), p. 477 note 11; Renger, *op. cit.*, pp. 143-172, esp. pp. 160-172 参照。
- 70) Renger, *op. cit.*, pp. 164-165.
- 71) 筆者はベルリンによるテキスト編纂に依拠した: A. Berlin, *Enmerkar and Ensuhkešdanna*, *OPBF* 2, 1979, p. 46 l. 118.
- 72) *CAD* N, pp. 376-379 *nāru*; Gelb, "Homo Ludens in Early Mesopotamia," *StOr* 46 (1975), pp. 57-60; Renger, *op. cit.*, pp. 172-187, esp. pp. 180-187 参照。レンガーは『非宗教的な歌手』というゴードンの *nar* の解釈 (E. Gordon, *Sumerian Proverbs*, 1959, pp. 254, 313) に反対している。クレイマーも *nar* が神殿に関わっていたことを強調している: Kramer, *The Sumerians*, 1963, pp. 169-170.
- 73) Renger, *op. cit.*, pp. 185-187 参照。
- 74) 本稿注 63) 参照。
- 75) *UKg.* 6 III 20'-24'. H. Steible, *Die altsumerischen Bau- und Weihinschriften*, *FAOS* 5/1, 1982, p. 319 notes 25-29 参照。
- 76) 中原与茂九郎「古代バビロニアに於ける男女関係について」『民族』2/4, 1927年, 6-9頁。
- 77) *ITT* III 6550. 本稿89頁参照。
- 78) *ITT* III 6603; *ITT* V 6838 4'+*ITT* V 6839 obv. 1'-rev. 3. *ITT* III 6603 の損傷部分をファルケンシュタインは、分割で高額な離婚金を支払った旨に判読している。この推定が正しいならば、その負担にも拘らず離婚したわけである: *NSGU* II 5.
- 79) Gelb, *OLA* 5, esp. pp. 56ff.
- 80) Çiğ, Kızılyay and Falkenstein, *ZA* 53, p. 77 Abb. 17a.
- 81) 一般では *dam* のみであるが王室の場合は少くとも *nin*, *dam*, *lukur* の三通りある。
- 82) 『結婚をする』の表現として以下のヴァリエントが集められる: $PN_1(.ke_4) PN_2$ *ba.an.du*₁₂; $PN_1.ke_4 PN_2.e$ *ba.an.du*₁₂; $PN_1(.e) PN_2$ *ba.an.du*₁₂; $PN_1 PN_2(.ke_4)$ *ba.an.du*₁₂; $PN_1 PN_2(.ke_4)$ *nam.dam.(na).šè* *ba.an.du*₁₂; PN_1 *nam.dam.šè PN_2.ke_4* *ba.(an.)du*₁₂; $PN_1 PN_2$ *nam.dam.a* *ba.an.du*₁₂; $PN_1.ke_4 PN_2$ *in.du*_{12.àm}; $PN_1 PN_2(.ke_4)$ *in.du*_{12.àm}; $PN_1 PN_2$ *in.du*₁₂; $PN_1.ke_4 PN_2$ *nam.dam.šè mu.lugal.ka i.in.pà*.
- 83) *BM* 19360 は注意すべきである。E. Sollberger, *AOAT* 25 (1976), pp. 440-441 note 17 参照。
- 84) 本稿注 24) l. ii 参照。
- 85) É. Cuq, *Études sur le droit babylonien, les lois assyriennes et les lois hittites*, 1929 など参照。
- 86) Koschaker, *op. cit.*, p. 214 notes 10-11.
- 87) A. van Praag, *Droit matrimonial assyro-babylonien*, 1945, pp. 87-88; Driver and Miles, *op. cit.*, I, pp. 322-324; Wilcke, *op. cit.*, pp. 285-292.
- 88) *NSGU* I, p. 101.
- 89) Landsberger, *op. cit.*, pp. 85-88.
- 90) ハムラビ「法典」については本稿注 59) 参照。
- 91) *CH* 161 も同様。
- 92) 原田慶吉, 前掲書, 205頁参照。
- 93) 既にドライバー等の指摘するところである: Driver and Miles, *op. cit.* I, pp. 245-249; 田邊繁子「ハムラビ法典に於ける女性の地位」『同志社論叢』49, 1935年, 151-154頁など参照。
- 94) *mu.Nin.ḫi.li.sú é.ab.ba.na.ka bí.da.tuš.a Lú.nin.šubur nam.lú.la ga.ba.a.ḫul.a.šè* の解釈についてはジェイコブセンおよびグレングスの説に依拠した: Greengus, *op. cit.*, p. 532 note 142. ファルケンシュタインはこの箇所を『ニンヒリスは彼女の父親の家に留りたかったので、ルニンシュブルが彼の家に居れないようにできればいいのにと考えた』と解釈している: *NSGU* II 169, ll. 20-21.
- 95) あるいは妻方一夫方居住の形式をとり、現在未だ妻方に居る段階。
- 96) *MSL* I, p. 81 Tf. 6 II 39; p. 97 Tf. 7 II 27 参照。
- 97) *NSGU* II 21.
- 98) *Ibid.*, I, pp. 102-103
- 99) Greengus, *op. cit.*, pp. 529-532.
- 100) 婚姻予約の際も第三者を介入させることが多いが、後日のトラブルを顧慮しての事で、二次的なものである。
- 101) *FLP* 1287 iv ll. 21-24 はその証例となろう。
- 102) Greengus, "Old Babylonian Marriage Ceremonies and Rites," *JCS* 20 (1966), p. 62.
- 103) *TLB* II 2 obv. i 5-19. J. Klein, *Three Šulgi Hymns*, 1981, pp. 136-137, 148 notes 17-19 参照。
- 104) *UKg.* 6 II 22'-31'. Steible, *op. cit.*, pp. 316-317, notes 16-17; J. Cooper, *Sumerian and Akkadian Royal Inscriptions*

- I, 1986, pp. 76-77 note 5 参照。
- 105) *OECT* I, pl.13 i 9. ジェイコブセンの訳出に依る: Th. Jacobsen, "Notes on Selected Sayings," in: E. Gordon, *SP*, p. 482.
- 106) *ITT* III 6555 obv. 10 も同様。
- 107) *UET* V 636; *Iraq* XI, p. 145, no. 5. *CAD Z*, pp. 162-163, *zununnû* 参照。
- 108) *UET* V 636 obv. 18-21 では、おそらく花婿側の者と思われる女性が花嫁の家を訪れている: Greengus, *op. cit.*, pp. 56, 61; Civil, *JAOS* 103, p. 62 note 71 参照。
- 109) *MSL* I, p. 98 Tf. 7 II, ll. 41-44. その他 *MSL* V, p. 12 l. 37 参照。
- 110) CH 138-139; 159-161; 163-164; 166. CE 17; 25-26. エシュヌナ「法典」に関しては、A. Goetze, *The Laws of Eshnunna*, *AASOR* 31, 1956; R. Haase, *Die Keilschriftlichen Rechtssammlungen in deutscher Fassung*, 1979, pp. 20-26 など参照。
- 111) Koschaker, *RSGH*, pp. 111-200, esp. pp. 198-200; Driver and Miles, *op. cit.*, pp. 259-265; Haase, *Einführung in das Studium Keilschriftlicher Rechtsquellen*, 1965, pp. 58-61; Landsberger, *Symbolae David* II, pp. 93-94; Renger, *OrNS* 42, pp. 260-265 など参照。
- 112) *MAD* I 169 ii 5; iii 9.
- 113) ここではおそらく国家あるいは王室経営に関わる仕事に従事していたと思われる。
- 114) Buccellati, *Amortés* 15; *ITT* III 6619; Legrain, *TRU* 331; 370; *Nik* 204; P. Steinkeller, *RA* 74, p. 2, A. 4723; *AUCT* I 110; 327; 418; *TCL* II 5563; Boson, *TCS* 336; *MVN* III 232; *TUT* 114 等。
- 115) *NSGU* I, pp. 103-106.
- 116) UM 29-16-55 rev. iii' 2'-12'. 条数は、Borger, *op. cit.*, pp. 23-31 に従った。
- 117) ただしエシュヌナ「法典」27-28条には *girrum* が言及されている。
- 118) Koschaker, *ArOr* XVIII/3, pp. 230-231.
- 119) UKg. 6 II 22'-III 5'; *ITT* II 2917.
- 120) 本稿82頁参照。
- 121) 夫方居住。現存している記録の大半は夫方居住である。Edzard, *JCS* 16, p. 78 HSM 3662 参照。妻方居住: *ITT* III 6578 等。他に、結婚後一定期間妻方に、その後夫方に移居する形も在った可能性がある: *ITT* II 3547 rev. 2-9 参照。
- 122) ファルケンシュタインも両居制を指摘し、妻方に居住すれば男性は生家における相続権を失って、舅の相続人となるので、花婿がそれによってメリットを得る場合にのみ妻方居住が行われたと述べている: *NSGU* I, pp. 106-107.
- 123) *NSGU* II 29.
- 124) 娘が相続する場合もあるが稀である。
- 125) オーエンは、夫の死後財産相続の優先権を持つのは妻であると主張する: Owen, *op. cit.*, pp. 174-175.
- 126) 例えば *MSL* I, p. 103 Tf. 7 IV 8-12.
- 127) *VAT* 12823; *ITT* V 6836.
- 128) *ITT* II 2781 参照。
- 129) *ITT* III 5279.

古代戦車研究二書

川又 正智

Littauer, Mary Aiken・Crowel, Joost H. 共著 Morel, J. 画 *Wheeled Vehicles and Ridden Animals in the Ancient Near East (Handbuch der Orientalistik 叢書)* 1979年 Brill (Leiden) 刊 185ページ 85図 価140ギルダー

Piggott, Stuart 著 *The Earliest Wheeled Transport—From the Atlantic Coast to the Caspian Sea* 1983年 Thames and Hudson (London) 刊 272ページ 142図 価20ポンド；および Cornell University Press (Ithaca, N.Y.) 刊 価34.95ドル

古代にも戦車と我々の呼ぶものがあった（どの言語でもタンクとおなじ名称なのではないが）。欧米の学界ははやくから古代戦車をふくむ車輛の類に興味を持ったようで、研究もさかんである。これは彼らの古典文物に戦車がしばしば登場することと、馬問題と共に、彼らの祖である印欧語族問題との関連を予想したからであろうか。馬車の使用はさかんであったし、現在の動力車輛もその伝統から出てきた。しかし東アジアにおいては古典の注釈家をわずらわしてきたものの、たとえば大正はじめ（松井等、「東洋学報」II-3）の論調からみると、当時あまり理解されてはいなかったものようである。殷墟発掘後認識は変わったとはいえ、その後の研究発表数は欧米に比するとすくない。

これらの研究が一段落したのは1960年前後である。ハンチャール氏、チャイルド氏達が西アジア～ヨーロッパの車輛に一応のまとめをし、東アジアのものについても林巳奈夫氏（「東方学報」XXIX, 「考古学雑誌」XLIX-3・4等）、吉田光邦氏、フォン・デヴァル氏、ニーダム氏達の成果があった。そしてこのころまではわりとドイツ語による発表が目だったのにこれ以後は英語による発表がおおくなった。そして四半世紀、「チャイルド後25年」を冠した論文も出（Piggott, *Univ. of London, Inst. of Archaeology Bull.* 16）、さらに我々は表記の総合的2書を得たわけである。この前後から馬と車関係の単行本出版がつづいている（Crowel 1981, Azzaroli 1985 など）。この間には戦車の製作と使用実験もあらたにおこなわれ、重要なこと

が知られた（Spruytte 1977, Coles 1979）。全体としては古代戦車が実用品であったとかがえられるようになってきたのは大きな変化である。ここで取りあげる3人の著者はこの英語時代の代表者と言ってよい。両書とも出版されて数年たち、書評もすでにあるが（A.J.A. LXXXV-2, *Antiquity* LIV, A.J.A. LXXXVIII-3, *Antiquity* 222, P.P.S. L）、日本ではこの問題を取りあげることはすくないのでここに紹介する。紹介者は古代戦車の完成の過程に興味を有しており、その点から以下に述べる。

両書とも題名どおりの総合的な書物で、最初には術語集などの基本的説明がある。車輛や馬、馬具についての部分名称や機能は門外漢にはわかりづらいものであるので、大変たすかる。基本的説明はピ氏の方がよりくわしい。ただ両書ともこの部分にも図解が欲しいところである。

まず、リ・ク両氏共著の方からみると（この両氏はこの課題に関して共著発表多数があり、特にトゥット・アムン・アメン墓出土実物戦車の詳細な大型本は我々を益するところ大きい、Littauer and Crowel 1985）：

第I章 序説 1960年ころから新資料の増えたことが述べられる。

第II章 術語集

第III章 一般的考察 車輛の起原として、橇、コロ、曳き棒（travois）が論じられる。現存の資料から推定すれば、前第4千年紀メソポタミアで、橇—コロからとなる。ウルク第IVa層出土タブ

レット象形文字が最古の資料である。また一軸衡式の牽引法は牛にはじまる。非戦闘的騎乗ははやく前第3千年紀からある、と。

第IV章 前第4千年紀後半

以下アレクサンドロス遠征まで章題のそれぞれの時代ごとに、車輛（四輪車と二輪車）、その牽引動物、装絡法、装勒法、御法、使用法、騎乗法、が遺物文献両資料をもちいて述べられ、さらに章の要約がつく。

第V・VI章 前第3千年紀前・後半

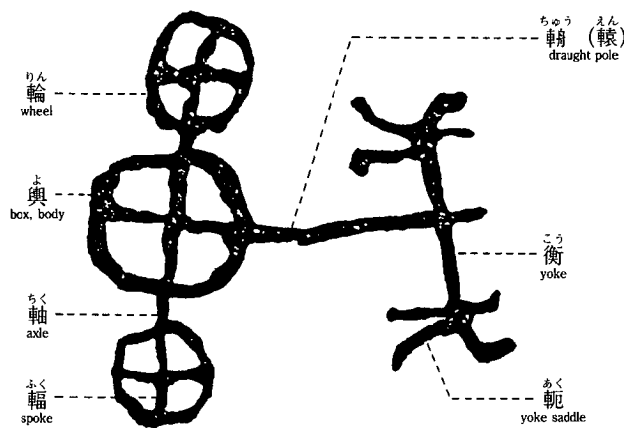
第VII・VIII章 前第2千年紀前・後半

第IX・X章 前第1千年紀前・後半

馬の飼育はドニエプル・ドン地方で前第4千年紀にはじまる。これは最近20年の学界の成果である。ウマ属動物の各種とその雑種を画像や骨から区別するのは非常にむづかしい。前第3千年紀の車輛には二輪車と四輪車があり、二輪車には平台式（前方に高い胸板の付くのが多く、腰掛付もある）と軸の延長部に立ってまたがる跨軸式とでも呼ぶべきものがある。古代車輛が一軸式で衡により動物に牽かせる（輿中心前方に1本のながえが出ており、ながえに直交する横木に左右の動物をつける）のは、後代の二轆式（輿両側から前方へ出ている2本のながえの間に動物をいれる、ながえでなく現代のように革紐でも同原理）とは大きくことなっている。この点映画「ベン・ハー」の

競走戦車は古代式でない。前第3千年紀の車輛は小型のうえ、ウマ属とはいえ非ウマである驢又は半驢に牽引させ、車輪は板車輪で——ただししばしば予想される丸太輪切の車輪などは無い——戦場でも使用されていることがあるが（投槍の台の可能性があり、著者はバトル・カーと呼び、チャリオットと区別している）戦車としてはまだ完成されていない。前第3千年紀末ころから車輪が大きく、しかしうすく、つまりかるくしようとする努力もあり、輻式への萌芽がある。ウマの車への利用もはじまりかけているが、雑種をつくるためもあり得る。

前第2千年紀にはいると（第VII章から頁数も増える）、輻式輪ができ、輪径も大きく、軌間もひろくなり、安定と共に横に2人ならんで乗る幅を得る。二輪車の跨軸式はすたれ、平台式も胸板や腰掛はなくなり、ウマはなじみのものとなった。つまり古代戦車基本型——一軸二輪輻式で馬牽引、後方乗車で立乗、金属銜使用——は前第2千年紀前半からなかばころに完成する。金属銜の使用はこの中では最後に出現する要素で、前第2千年紀なかばころであろう。車上で弓を持つ例が出てくる。また衡に軛（人字形くびき）が付くようになる。この基本型完成への道はさまざまな要素を取り入れたものであるとして、従来のように印欧語族のみの力を大きくみる見方をとらないのは本



戦車部分名称

Littauer (P.P.S. XLIII) による南カザフスタンの岩壁刻画

書の特徴となっている (pp. 68~71)。騎乗の資料も増えてくるが、馬背後方にのる“ロバ乗”であることから騎馬は驢馬にはじまるとする。メソポタミア人はアッシリア地方かザカフカス地方で騎馬の伝統を持つ民族と出会って、騎兵への道がひらかれて行くとかんがえている。

前第2千年紀後半にはこれまでは輿の中央であった二輪車の車軸が輿の後方に位置するようになり、安定を増した。文献上の戦車台数も多くなり、狩猟にもよく使用され、我々の良く知るエジプトやギリシャやアッシリアの絵画や浮彫にみる——西方型と呼ぶか——戦車の基本が完成する。前第2千年紀後半と前第1千年紀前半は西方型古代戦車のもっともはなやかな時代といえよう。車上の武器としては弓矢・突槍を使用し、盾や甲冑も防禦に使用された。

前第1千年紀には4頭立がまた多くなり、車輛の変化もあるが、騎乗がさかんになることが大きい。“ロバ乗”から馬に適した位置に騎すようになり、騎兵が戦闘に使用されるようになる。弓兵と槍兵があるが、ペルシャ人の力が大きい。当初は2人——2頭1組で、片方は御専門、つまり戦車の2人とおなじ分担であるというのはおもしろい。全体として車・騎・歩という3種の組あわせができてくるわけである。帝王狩猟図もこの時代からのものである。

以上が本書の一部分の紹介である。正誤表が付いているが、これははじめの購入者には無く、後で付けられた。図はすべて線画であるが、細部については一部実物と照合してみる必要がある。索引はない。

さてもう一方のピ氏の本にうつろう。ピ氏の車カフカス発生説は「サイエンス」誌上でわが国にも知られている (原1968, 訳1976年11月別冊号)。個人的感慨であるが、紹介者にとって彼の名は、学生時代専門課程にすすんだ時、故西弘海君達と受けた授業のテキストの著者であったので、非常になつかしい。ピ氏はリ氏よりはやく1950年ころから車関係の論考を発表している。題名からわかるとおりヨーロッパに力点があるが、著者自身序によると前述のリ・ク両氏の書につづ

くものである旨を述べている：

第1章 序説：歴史と技術的背景 ここに世界中に関する研究史、近代までの製作技術、工具、5カ国語 (英仏独伊露) の述語表がある。他地域研究者も読むべき章となっている。アメリカ大陸にも車輪付動物偶が出土していることは重要である。

第2章 前第3千年紀末までのヨーロッパ資料

これの多量なのは驚である。東ヨーロッパとメソポタミアの最古の車輛はどちらをふるいとするにせよ時間差はすくない。従来単純にメソポタミアを最古とだけかんがえていた者にとっては、この章は重要であるが、ヨーロッパ遠古史の知識のない者はとまどうことが多い。以下各章はじめには、時代とそこにおける問題の概略がしめされる。図10の土器 (南ポーランド、ファネルビーカー文化) 文様はあるいはウルク IVa 層よりふるいかと述べられるものであるが、車輛の絵だと言いきるにはもっと説明を要するであろう。図14の模型 (スロヴァキア、バーデン文化) もはたして車輛であろうか。

馬飼育を前第4千年紀南ロシア辺からとする最近の説が述べられるのはリ女史とおなじであるが、リ女史とことなり、馬・車問題に関してピ氏は印欧語族の役割を大きくみる。カフカス地方が車輛に関して重要な地であることはわかる。

それにしても古の車輛の絵は、甲骨文の車字にしても、何故平面図風が多いのだろうか、ふしぎである。描者がいつも乗員であったからだろうか。乗車中以外は平面図的にみえることはないわけであるから。

第3章 前期青銅器時代の四輪車、二輪車、馬車

第4章 後期青銅器時代の車輛 我々が漠然と戦車をおもうのはこの段階のものをいう。ヨーロッパ各地の遺物がくわしく述べられる。

第5章 前期鉄器時代：ハルシュタット文化のヨーロッパと周辺

第6章 前期鉄器時代：ラテーヌ文化とケルト世界 アジアのに比するとヨーロッパの車輛は非常にメカニックな感をあたえる。

第7章 跋 車輛についての技術・経済・社会的問題を現代まで述べる。第1章にあった図1と最後の図142がともに有刃車軸頭付車であるのは偶然なのではあるまい。

全体として文献目録と索引がくわしく、ロシア東欧の記述にくわしいのは有益である。ただハードカバーだが製本はわるく、すぐこわれてしまうようである。こわれたのは紹介者の蔵書だけではない。

ともかく両書を一読すれば、車輛の西アジアにおける発達とヨーロッパへの伝播をかなりこまかく知ることができる。

一方東アジアの車輛をかんがえると、その起原はどうなるであろうか。西から東へ車は駢駢と駆けてきたのであろうか。黄帝か奚仲か相土か、東アジアで発明したのであろうか。

今のところ東アジアに原初的な車輛は見つかっていない。西アジアでの車発展段階と、東アジア（殷商）へ出現したものとは、最近従来知られていなかった青銅製銜の殷における存在がたしかめられたこともあり、構造も年代も、西方型ができる前に西アジアから東アジアへ基本型が伝播してきたものとして説明して矛盾がない。中国文化西方起原説というようなものが成立するかどうかはうたがわしいとしても、古代戦車

は西アジアから東アジアへ伝播したことが確実なもの例であろう。しかもそう仮定した場合、そのつたわる速度は従来かんがえられていたよりもはやいようだ。古代都市というものの中における戦車のあり方、使用法も東西ともによく似ている。

では中間地帯はどう説明されるか。今のところ、西方の中で東アジアの車輛に似た構造のカフカスやウラルの遺物と、点々とある一軸二輪輻式馬牽引（この構造は時代を限定する）の岩壁画が、その資料となるのであろう。（丙寅十一月記）

- Azzaroli, A., 1985, *An Early History of Horsemanship*, Leiden
 Coles, John M., 1979, (河合信和訳 1985), 『古代人はどう暮らしていたか——実験考古学入門』, どうぶつ社
 Crouwel, J. H., 1981, *Chariots and Other Means of Land Transport in Bronze Age Greece*, Amsterdam
 Littauer and Crouwel, 1985, *Chariots and Related Equipment from the Tomb of Tut'ankhamūn (Tut'ankhamūn's Tomb Series VIII)*, Oxford
 Spruytte, J., 1977, *Etudes expérimentales sur l'attelage*, Paris

本稿提出後、古代戦車完成をアツかう新論文が到着した (Moorey, P.R.S., *World Archaeology* XVIII-2)。この論文は前第2千年紀前半をアツかっている。また Meadow, R. H. et al., 1986, *Equids in the Ancient World (B. T.A.V.O. A-19-1)*, Wiesbaden も馬に関心のある人は見のがせないであろう。



基本型の初期 (印章図文)
 Littauer and Crouwel 1979, fig. 33 より

円筒形回転印章

円筒(形)印章という名称をはじめて知ったのは何時であったか。特に記憶はないが、その時その名称に何か問題を感じたわけではない。ただ同時代にスタンプ印章もあると書いてあった時、現代日本のはどう呼ぶのか、とおもったことはあったようだ。我々が今使用しているのは円筒形が多いが、スタンプだからである。

もちろんメソポタミアのを円筒印章と称して不便があるわけではないし、誤解をまねくわけでもない。ただ、一方が形状、他方は使用法で(スタンプ形という意味ではないらしいので)、対応していないではないかということと、通時代通地域的に印章というものをあつかう時にはまずそうだと、とかんがえた。そこで使用法として回転印章と押捺印章、形状として円筒形・動物形等、として文章を書いてみたこともある。今の日本人にはローラーとプレスという方がわかりやすいかもしれない。そうこうおもうところ、藤井純夫氏がハスキング・トレイのことをお書きになったのを拝見した(「西アジア考古学通信誌」Ⅱ)。これは小生のかんがえていた問題とは少しちがって、1-訳語は適当か、2-物の機能からかんがえて、訳語もとの原語(この場合英語)は適当か、3-原語はあたってないが訳語(あやまてる?)が当たっている可能性もあるのでは、というおもしろいものである。松谷敏雄氏はピゼとチネ(トゥフ)の混同をただされ、練瓦と煉瓦を書き分けられた(「東洋文化研究所紀要」58)。名称のこともかく問題が多いのである。

我々が古文物を手にする時知りたいのは、その物の用途や機能・性能であると同時にその時代人の名称である。水入か酒入か油入かとか、尊とか鼎とかカンタロスという名称である。もっともそういうことはわからぬことも多いから鋤形石などと呼んでおくわけである。これは絶対年代や固有名詞を知りたい(古墳の被葬者とか)というのおなじである。一方情報を自分以外の人に伝達しなければならないから、報告書には形とか色・質・重量などと共に普通名称をしるす。用途にしても製作者の意図と使用者の転用応用がことなる場合——野球のバットは武器になったりするが打つという機能はおなじ、椅子で人をなぐれば機能も変わる——を注意しなければならない。

我々歴史学者はかぎられた時代と地域をあつかうのが普通であるから、特殊な用語で通用するが、先に述べたように世界中のものを通時代的にあつかったりする時それでは混乱の起こることは予想できよう。印章史というような本を書くなら、古代メソポタミアのと現代日本のも同時に論ぜられることになる。その場合円筒印章では具合のわるいこともあろう(西アジア古代にも円筒形で回転と押捺を兼ねたものはある、また角柱形のもありこれは回転させたのかどうか)。円筒印章という名が古人の使用した名であるなら——つまり戈とかアンフォラのように——また意味がちがうのだが、この語は古代語の訳語として使用されているのではあるまい。また古人の語であっても他地域に使用してはなるまい。メソポタミア考古学でアリユバロスという語が時に使用されるが、本来のギリシャのアリユバロスとはだいぶ器形がちがう。

ある時代ある地域人の名称——これも当時の文語とか口語とか色々あるには相違ない——は研究の結果知られるもので、我々があらたに造語するわけではないけれども、普通名称としてどう呼ぶか、は我々が命名することが多いわけである。後者の場合はどの時代地域にも使用できるような体系(つまりは分類基準であろうか)を背後に考慮しておく方がよいのではないだろうか。(丙寅初秋記)

(川又正智)

研究所彙報

国士舘大学イラク古代文化研究所

活動記録—1986年—

1月 藤井秀夫, イラクにおいて公開講演:「ハディーサ地域のオウシーヤ遺跡及びエスキ・モースル地域の発掘調査」, 於バグダード。

2月27日 研究所主催による学内公開講演会を開催。松本健, 井博幸両研究所講師が, それぞれ「オウシーヤ遺跡の発掘調査について」「エスキ・モースル地域の発掘調査について」と題して講演。

3月31日 客員教授清水平吉, 任用期間満了により退職。

4月1日 職員石井恵美子, 鶴川校舎事務室へ転属。

4月10日 所員研究会。小口裕通ほか:「1986年エスキ・モースル西岸地域の調査報告」。

6月 藤井秀夫, ワルシャワにおけるシンポジウム(ポーランドのエジプト及び中近東発掘50周年, 及び, ポーランド地中海考古学センター創立25周年シンポジウム)にて研究発表(文部省, 国際研究集会派遣研究員として):「イラク, アッターール洞窟出土の新染織資料について」。

7月1日 小口裕通, イギリス, マンチェスター大学大学院に留学のため渡英。

7月12日 山形大学助教授後藤晃先生を招いて研究会開催:「サーサーン朝末からイスラーム初期のアラビア半島, イラク西南部の社会について」, 於研究所。

7月31日~8月3日 広島大学教授, 本研究所共同研究員吉川守先生による集中講義:「シュメルの楔形文字」, 於研究所。

11月 大沼克彦, ロンドン大学から Ph. D. 学位を授与される。学位論文: *A Technological Study of the Upper Palaeolithic Material from Levels XXV to XIV of Ksar Akil.*

9月~12月 イラク西南沙漠のアイン・シャーイア遺跡, ドゥカキン洞窟第1次調査(日本私学振興財団学術研究振興資金, 三菱財団, 石橋財団各助成金, および国士舘大学経費による)。派遣出張者: 藤井秀夫, 大沼克彦, 沼本宏俊(以上本研究所), 柴田英明(本学工学部)。

12月10日 所員研究会。松本健:「ウバイド建築における十字形広間住宅プランと角型祭祀堂プランの変遷」。

12月17日 所員研究会。井博幸:「白色象嵌灰色土器の系譜」。

12月26日 藤井秀夫, イラク古物遺産庁において本年度のイラク西南沙漠遺跡調査に関する年次報告を行う。

所員名簿 (1986年12月現在)

所長	藤井秀夫
研究部	
教授	藤井秀夫(東洋史学, 文学部併任)
講師	川又正智(考古学・東洋史学) 岡田保良(建築史学・考古学) 大沼克彦(先史学) 松本健(メソポタミア史学・考古学) 井博幸(考古学)
助手	小口裕通(メソポタミア史学) 小口和美(考古学) 沼本宏俊(考古学)
教授(兼任)	山田昭二(政経学部, 国際関係論)
講師(兼任)	柴田徳文(政経学部, 国際関係論) 戸田有二(文学部, 考古学)
非常勤講師	石田英実(大阪大学助教授, 形質人類学)
共同研究員	小谷伸男(富山大学教授, 東洋史学) 坂本和子(染織史学) 高木豊(大阪教育大学教授, 染色化学) 市橋幹蔵(染織学) 高世富夫(建築史学) 吉川守(広島大学教授, 言語学)
嘱託研究員	高世富夫 横倉雅幸(国学院大学大学院, 考古学) 佐藤紀子(慶応大学研究生, 文化人類学)
事務部	
職員	佐藤芳郎
イラク学術調査団	
代表者	藤井秀夫

『ラーフィダーン』編集方針

研究所の紀要ですが、外部の投稿希望の方にも広く誌上を開放し、学術の進展に寄与したいと思います。投稿資格は問いません。年1回発行を原則とし、原稿の採否と掲載方法は編集委員会（委員長：所長）が決定します。

投稿規程

1. 古代西アジアの研究およびそれに関連する諸分野を掲載対象とします。
2. 原稿は論文・報告・書評・翻訳等の種類と長短を問いません。ただし未発表のものにかぎります。また翻訳に関しては原著者との合意を予め必要とします。
3. 用語は日本語または英語を原則とします。他の言語での発表を希望する方は前もって編集委員に相談してください。
4. 投稿原稿はすべて、署名原稿としてあつかいます。著作権は当研究所に属するものとします。
5. 引用文献、参考文献はかならず明記してください。
6. 注および引用は、論旨をすすめるうえに、どうしても必要なものに限ります。
7. 注は原則として本文末に集中して掲載します。単なる引用文献は注とせず、執筆要項11の要領で本文に示してください。
8. 採否にかかわらず、投稿原稿は返却いたしません。必要なものは投稿前にコピーをとってください。
9. 他言語レジュメ希望の場合は、投稿者において作成の上、原稿と共に送ってください。
10. 英文目次をつけますので、論題には英訳をつけてください。英文原稿の論題には日本語訳をつけてください。
11. 掲載となっても原稿料はさしあげません。発行後は本誌2部と別刷50部まで無料でさしあげます。
12. 投稿は随時受け付けますが、その年の巻の締切は9月末日とします。
13. 原稿の送付先、連絡先はつぎのとおりです。

〒194-01 東京都町田市広袴844

国士舘大学イラク古代文化研究所

「ラーフィダーン」編集委員会

電話 0427-35-3111(内線196)

執筆要項（日本語の場合）

1. 原稿用紙は、横書きのものとします。本誌用原稿用紙を準備してありますので御注文下さい。
2. 原稿は、青または黒のペン書きとします。鉛筆書きはうけつけません。楷書がきを守ってください。
3. 古典の引用、固有名詞など特殊な場合をのぞき、現代かなづかい、当用漢字を用いることを原則とします。
4. 句読点、括弧、各種記号も、かならず原稿用紙のマスの一箇所を使うこととします。
5. 原則として、原稿中の数字はアラビア数字で表わすこと。年号、月日もアラビア数字を用います。年号は原則として西暦で表わしてください。
6. 原稿の第一ページ（表紙）には、本文を書かずに、論題（タイトル）と著者の住所、所属、生年、英訳論題だけを書いてください。
7. 図および表は、一図一表ごとに別の紙に書き、本文とは別に一括してください。刷り上り寸法を指定する場合は、なるべく本文版面約23.5×16cmの大きさ以内とする。図、表ごとに、通し番号、図表名および説明、出典などを記し、本文原稿の欄外にそれぞれの、挿入箇所を指定してください。
8. 図の原稿は、原則として、墨入済で送ってください。特殊な場合をのぞき、文字の貼りこみなどは印刷所でおこないます。
9. 写真は、はっきりしたものに限ります。ネガフィルムではなく、手札判以上の大きさに焼付けしたものを送ってください。カラーの場合は別に編集委員会と相談してください。
10. 写真も、図、表のあつかいにならない、通し番号、挿入箇所の指定をおこなってください。また、か

ならず写真の説明をつけてください。写真、図表が引用の場合は次項にならってください。

11. 引用文献の指示は、本文中に、大括弧を付し、著者名、文献刊行年次、引用ページ数の順序で下記の例にしたがって記載することとします。

[松井, 1960 : pp. 30-32] [大岡, 1980 : Fig.15 ; 小沼, 1981 : Pl. 16]

[Naharagha, 1943 : p. 123]

ただし同一著者による同年次刊行物の場合はアルファベットを付加して下記のように記載してください。

[松井, 1963a : pp. 20-22] [松井, 1963b : p. 10]

12. 注は、本文と切り離して番号順に別紙に記すこと。この場合、本文の参照箇所注番号を明記してください。
13. 本文および注において引用した文献は、すべて原稿の末尾にまとめ、下記の要領で記入してください。

- (1) 文献の配列は、著者名のアルファベット順とする。この場合、日本人・アラブ人等の名もラテン字で書いたと仮定して順序を決めて並べる。
- (2) 文献の記載は、著者名、年号、論題（タイト

ル）、誌名、巻、号、発行者（地）名の順に配列する。欧文の論文集、雑誌の表題および単行本の書名には、イタリック体で印刷する指示のため下線をほどこす。日本文の場合、論題にカギ括弧、論文集、雑誌の表題、単行本の書名には二重カギ括弧をほどこす。雑誌の巻数・号数はアラビア数字で表記する。

例) 論文の場合

Mallowan, M. E. L., 1947, "Excavations at Brak and Chagar Bazar" *Iraq* Vol. 9, London

川村喜一, 1963, 「シュメール早期の社会」『オリエント』Vol. 6-No. 4, 日本オリエント学会

単行本の場合

Stein, Aurel, 1940, *Old Routes of Western Īrān*, London

水野清一, 1962, 『ハイバクとカシュミル・スマスト』, 京都大学

14. 章を立てる場合の見出しは I, II, III, 以下大見出し 1, 2, 3, 中見出し (1), (2), (3), 小見出し i, ii, iii, と数字を使ってください。
15. 校正は原則として初校を著者校正とします。その際に加除筆はみとめません。

“AL-RĀFIDĀN” EDITORIAL POLICY

This journal is designed to cover various studies of ancient Western Asia. Though it is an institute journal, any external contributor will be welcome, but the adoption of the article and its printing shall be left to the discretion of the editorial board. All articles must be written in either Japanese or English. This journal is based on an annual issue.

Notes to contributors

- The papers handled include unpublished theses, reports, book reviews, and translations.
- For the translated articles, the translator should make him/herself responsible for completing necessary procedures, such as copyright and permission to translate between him/her and the original writer, before submission to this journal.
- All the manuscripts accepted by the editorial board will be published with the writers' names.
- Contributors should clarify the literature cited in the article.
- Notes and quotations should be exclusively limited to those indispensable to the discussion.
- Notes should be listed at the end of the article. Instead of treating ordinary quotations as notes, display them in the text (see Item 7 of *Guideline to writing*).
- Any manuscript, together with photos, maps, figures, etc., submitted to the editorial board shall not be returned to its original writer irrespective of its adoption or not. Copying the papers, photos, maps, figures, etc. in advance, is therefore, advisable.

8. If a resume in any language is necessary, send it with your manuscript.
9. Tables of contents will be in both Japanese and English. Contributors are required to submit the papers with the title of both English and Japanese. In the case of trusting the Japanese translation of the title to the editorial board, indicate it.
10. No payment shall be made for the manuscript. However, 2 original copies and 50 offprints will be distributed free of charge. If more offprints are necessary, you are required to pay for their cost and postage.
11. The following is the address for manuscripts and inquiries :
AL-RĀFIDĀN Editorial Board,
The Institute for Cultural Studies of Ancient Iraq,
Kokushikan University,
844 Hirobakama, Machida, Tokyo, 194-01, Japan

Guideline to writing

1. The manuscript should be typed on one side only of A-4 size paper.
 2. On the front page, to the exclusion of the text, the title of article should be written as well as the name, address, position and birth year of author(s).
 3. Be sure to prepare figures, tables, maps, etc. on separate pages and compile them separately from the text. Each figure, table, etc. should contain its source, explanation and consecutive number. In addition, designate on the margin of the text where each figure, table, etc. should be inserted.
 4. The drawings should be inked over. In general, photo typesetting of letters, numbers, etc. will be done by the editorial board.
 5. In principle, monochrome photographs, clearly printed larger than 12×8 cm, are acceptable, but not negative films.
 6. As already required in the handling of figures, tables, maps, etc., photographs shall require explanations, consecutive numbers, designations for insertion into the text.
7. Below are the examples of references; the writer's name, publication year of the literature, and quoted pages are arranged in order, enclosed in brackets among the text :
[Childe, 1956: pp. 30-32] [Alnahar, 1943: p. 123; Agha, 1946: p. 517]
If those of the same writer are published in the same year, classify them by alphabet: [Hamada, 1963a: pp. 20-22] [Hamada, 1963b: p. 10]
 8. Notes should be written on a separate paper from the text. Be sure to give a number to the notes in the text.
 9. Put all the references that have been quoted in the text and the notes at the end of article paper, and write them as follow: (1) The writers' names, mentioned in the references, are to be listed in alphabetical order. The names of Japanese, Arabs, etc. must be arranged among the European names based on the supposition of their having been rewritten in Latin; (2) The writer's name, issue year, title, volum name, volume number, issue number, publisher's name (place) are to be filled in the references in regular sequence. The title of journals, publications of collected articles, or books of an independent volume are underlined for the necessity of their being printed in Italics. The journal's number and issue number is displayed by an arabic numeral (e.g. Vol. 5).
Article in journal :
Mallowan, M. E. L., 1947, "Excavations at Brak and Chager Bazar" Iraq Vol. 9, London.
Book :
Stein, Aurel, 1940, Old Routes of Western Īrān, London.
 10. Headings, such as Chapters, are to be preceded by I, II, III; major sections, 1, 2, 3; subsections, (1), (2), (3); minor divisions, i, ii, iii.
 11. As a rule, proof reading shall be done by the original author. However, no permission shall be granted to alter the original manuscript.

正 誤 表 CORRIGENDA

(Vol. V-VI)

	誤 errors	正 corrections
p. 11 Fig. I-6	above sea level	(to be eliminated)
Fig. I-7 (Scale)	0, 2, 4, 6, 8, 10 m	0, 5, 10, 15, 20, 25 m
p. 12 Fig. I-8 □ (scale)	2 km	2 m
p. 15 ℓ. 7	classified as follows	classified into three as follows
ℓ. 9	three	two
ℓ. 24	ii	(to be eliminated)
ℓ. 40	iii	ii
p. 97 ℓ. 11	我孫子義弘	安孫子義弘
p. 101 ℓ. 15	ドイツ	ドイツ
ℓ. 18	クロム酸塩	クロム錯塩
p. 102 図 1-2	主要性革方法	主要製革方法
p. 103 表 1-5	麦皮	麸
ℓ. 20	方法以外では	方法では
p. 106 ℓ. 2	脂肪の芯	脂肪と植物の芯
p. 117 ℓ. 21	出土遺構	出土遺物
p. 118 ℓ. 18	Fig. 6-12	Fig. 6-21
p. 120 ℓ. 13	尻尾のある人物の下半身	人物
p. 124 ℓ. 23 □	Frit	Faience
p. 138 Fig. 13-9 □		
p. 141 ℓ. 9	(Fig. 9-1)	(Fig. 19-1)
ℓ. 13	(Fig. 9-2,	(Fig. 19-2,
p. 142 ℓ. 3	(Fig. 6-6~28)	(Fig. 19-6~28)
p. 164 ℓ. 30	G15	G5
p. 189 ℓ. 12	長頸骨	長頸壺
p. 209 ℓ. 1	粘土	テラコッタ
p. 237 ℓ. 1	課題一覧	課題一覧 (共同研究班分をのぞく)
p. 238 ℓ. 15 □	教授	講師
ℓ. 16 □		

(Vol. III-IV) 追加 add.

p. 39 ℓ. 26 □	袞 □	袞
ℓ. 28 □		
ℓ. 30 □		

刊行物案内

AL-TAR, I, Excavations in Iraq, 1971~1974

藤井秀夫編 A4版 英文 全460頁 (カラー図版入)

申込先 国士館大学イラク古代文化研究所

郵便振替口座 東京6-76264

価格1冊9,000円 (送料とも)

『メソポタミア建築序説—壁と門と扉の技術—』(仮題)

ムアヤッド S. B. ダメルジ著

高世富夫, 岡田保良訳 (近刊)

著者は現イラク古物遺産庁長官

壁体と門と扉に視点をおくという立場でメソポタミア建築のすべてを語る。

編集後記

ようやく第VII巻の刊行にこぎつけました。本誌を、西アジア諸分野の多様な論文、情報が掲載される雑誌にしようという、創刊当初の意図が、少しずつ実りあるものになってきたとは思いますが、そのぶん、内容の構成がまだ流動的で、編集の未熟さを痛感しています。一方、研究所員の間では、アラビア語を中心に、カタカナ及びラテン字表記法についての議論が際限なく続いています。「アル・タールAL-TAR」という、私どもが長く親しんできた遺跡名ですら、表記が一定していないことにお気づきの読者も多いと思います。故なき混乱ではないことだけお断り申し上げます。

(岡田)

調査報告1編、調査に基づく資料の研究報告2編、論文2編という構成に加え、「書評・紹介」と「騷賦譚」というコーナーを新たに設けました。内容は多様になってきましたが、今回結果的には邦文の論文だけになってしまったのは残念です。次号には既に英文の投稿が届いており、内容もより多様になるようです。御期待下さい。

(和美)

ラーフィダーン 第VII巻 1986

1987年(昭和62年)6月1日発行

編集発行 国士館大学イラク古代文化研究所

(所長 藤井秀夫)

東京都町田市広袴844

印刷製本 大学印刷株式会社

広島市中区十日市町2丁目1-15

الرافدان
AL-RĀFIDĀN

JOURNAL OF WESTERN ASIATIC STUDIES
VOLUME VII 1986

EXCAVATIONS AT AṬ-ṬĀR CAVES, THE FIFTH WORKING
SEASON: CAVE C-16 —PART 1— (in Japanese)

by H. II

STUDIES ON ANCIENT LEATHER GOODS OF IRAQ; PART 2
(in Japanese)

by Association of Researchers of Iraqi Ancient Leather Goods:
K. ITOO, S. NAKAGAWA, K. YASUDA, A. OKUMURA

NEW DISCOVERY OF TEXTILES FROM CAVE C-12 OF AṬ-ṬĀR
NEAR KERBALA (in Japanese)

by H. FUJII, K. SAKAMOTO

A BRIEF RESEARCH HISTORY OF LEVALLOIS METHODS OF
FLAKING (in Japanese)

by K. OHNUMA

ON THE MARRIAGE IN UR III SUMER (in Japanese)

by S. OH'E

BOOK REVIEW

THE INSTITUTE FOR CULTURAL STUDIES OF ANCIENT IRAQ
KOKUSHIKAN UNIVERSITY

Tōkyō